

資 第
料 三
編 部

一 體育會設立ノ要旨（明治二十四年）

日 高 藤 吉 郎

夫レ身體健康ナラザレハ、心志剛強ナル能ハズ。心志剛強ナラザレハ、事ニ堪ヘ業ヲ遂クルコト能ハス。而シテ身體ノ健康ヲ欲セハ、身體ヲ運動スルヨリ善キハ莫シ。是レ人身究理家ノ定論ニシテ、今ヤ世人一般ノ恒言スル所ナリ。故ニ大事ヲ成シ大業ヲ遂ケムトスルヤ、先ツ身體ノ確立ヲ計ラズンバアル可カラズ。即チ方今宇内萬國ノ教ヲ設クル、其ノ至大至要ナル者三アリ。而シテ體育、其ノ首ニ居ル所以ナリ。

抑モ體育ハ、之レヲ家ヲ造ルニ譬フレハ、猶ホ基礎ノゴトシ。凡ソ人ノ家屋ヲ造ル者、先ツ其ノ基礎ヲ堅牢ナラシメザル可カラズ。然ラズンハ、僅々ノ歲月ニシテ、左傾右側、殆ト將ニ顛覆ニ至ラムトス。且ツ一旦風雨ノ變アル、將タ何ニヲ以テ之レヲ支ヘム。然ルニ世ノ家屋ヲ造ル者、能ク此ノ基礎ノ鞏固ヲ圖リテ之レヲ爲ス者蓋シ尠シ。世人ノ體育ニ於ケルモ亦然リト爲ス。今ヤ人民ノ或ハ官ニ奉スル者、或ハ學術ヲ專修スル者。其ノ他商工トトニ從事スル者。又一朝國民兵ノ擧ニ遭遇スル者。身體健康ナラザレハ、能ク其ノ業務ヲ終フルコト能ハス。特ニ學生ニ在リテハ、日々學術ニ從事シ、踞坐靜安ヲ主トシ、回旋ノ動作少ナクシテ、心腦ヲ役スルコト多シ。猶ホ尚ホ一層、體育ヲ重ンシ身體ノ強壯ヲ謀ラサル可カラサルナリ。

體育ノ必要ハ、人々既ニ能ク之レヲ知レリ。而シテ能ク之レヲ踐行スル者幾ト希ナリ。是レ余カ輩ノ竊ニ慨歎スル所ナリ。顧フニ其ノ然ル所以ノ者ハ、他ナシ世人猶ホ未タ體育ノ至大至要ナルヲ信スル薄キト、世間體育訓導所ノ設ケ無クシテ、之レヲ爲スニ便利ナラザルトニ因ルナリ。而シテ又體育ナル者、其ノ初メハ筋力ヲ勞シ、氣息喘キ、目眩シ、一時頗ル困難ヲ覺エ、且ツ其ノ事タル兒戲ニ類シテ、輒モスレバ之レヲ忌惡スル者、亦少シト爲サズ。然レドモ之レヲ耐忍スル僅ニ二三句ニ及ブアレバ、氣平カニシテ神怡ビ、快然トシテ百事ニ任フルアラムトス。

體育ノ重キハ既ニ此クノ如シ。則チ余カ輩以爲ヒラク、體育ヲ盛ニシテ國民ノ強壯ヲ謀ルハ、蓋シ國家富強ヲ

圖ル大本ナリト。故ニ今ヤ体育訓導所ヲ市中ニ設ケ、以テ人々容易ニ運動養成ノ需ニ應ゼムトス。而シテ余レハ以爲ヒラク國民ノ体育ハ、當時ノ兵事教育ニ益アル者ヲ以テ最モ可ナリト爲スト。故ニ運動ノ具多シト雖モ器械体操ヨリ善キ者ナシ。因リテ本會ハ專ラ器械体操、並ニ兵式体操、劍術ノ二科トス。冀ハクハ同感諸君、之レヲ贊襄シ來リテ、之レヲ鍛鍊セラレ、一ハ以テ自己ノ將來ヲ謀リ、一ハ以テ國家富強ノ本ヲ建成セラレムコトヲ。

〔有文會誌〕第一四号（明治二十四年十二月）

二 體育會設立之要旨（明治二十六年）

身軀健康ナラザレバ心志剛強ナル能ハズ心志剛強ナラザレバ事ニ堪ヘ業ヲ遂クルヲ得ス而シテ身軀ノ健康ヲ育成スルハ運動ヨリ善キハ莫シ是レ人身窮理家ノ定論ニシテ宇内各國ノ是認スル所ナリ故ニ大事ヲ成シ鴻業ヲ遂ケント欲セハ先ツ身軀ヲ運動シテ以テ其ノ健全獨立ヲ圖ラザル可カラズ是レ方今萬國ノ教育中至要ナル者三個ヲ擇ミ而シテ体育首ニ居ル所以ナリ

夫レ躰育ハ猶ホ基礎ノ建築ニ於ケルカコトシ凡ソ家屋ヲ建築スル者ハ必ズ先ツ其基礎ヲ鞏固ニス若シ或ハ然ラザレバ僅々ノ歲月ニシテ忽チ左傾右仄ス一旦風雨ノ變アラバ何ソ顛覆セサルヲ得ン今ヤ世人ノ或ハ仕宦シ或ハ勤學シ或ハ農工商業ニ従事スル者豈其基礎タル體育ヲ忽セニシテ可ナランヤ

殊ニ全國人民ハ齡丁年ニ達スル以上ハ皆國民軍ニ編入セラレ護國ノ義務ヲ負フ者ナリ即チ國家緩急ノ時ニ際シ身ヲ抽テ王愾ニ敵シ國疆ヲ守備セサル可カラザル者ナリ然ルニ今日ノ國民ハ果シテ直ニ蹶起シテ其任務ヲ全クシ得ベキヤ否ヤ甚ダ關心ノ事ナラズヤ

本邦古來尚武俗ヲ成シ武勇ヲ研磨スルノ道頗ル備レリ然レドモ概子昔日ノ戰術ニ敵スル者ノミニシテ一身一家

ノ自衛防禦ニ足ルト雖ドモ之ヲ今日ニ應用シ國家ヲ杆禦セントスルハ殆ント能ハザル所ナリ凡ソ戰術ノ進歩ニ隨ヒテ國民ノ主要ナル運動モ亦タ其方法ヲ異ニセザル可カラズ是レ體操術ノ今日ニ必要ナル所以ナリ

蓋シ前條ノ必要ハ人々概子既ニ之ヲ知レリ而シテ能ク之ヲ行フ者ニ至テハ則チ稀ナリ若シ斯ノ如クニシテ一旦外寇ノ患アラバ何ヲ以テカ此國ヲ山嶽ノ安キニ置ンヤ將タ幸コ外患ナキモ何ヲ以テカ帝國ノ威稜ヲシテ益々盛大ナラシメ世界各國ヲシテ敢テ覬覦ノ念ヲ生セシメザル可キヤ嗚呼患害ナル者ハ常ニ豫防ヲ貴ブナリ事至リ變生シテ而シテ後チ始テ悔ルモ豈能ク及ブ事アラシヤ印度埃及等ノ如キ不幸國ハ其悔果シテ如何ゾヤ

故ニ不肖以爲ラク今ノ時ニ當リ國民ノ躰操ヲ盛ニセハ一ハ以テ身體ヲ強健ニシ一ハ以テ異日國家ノ緩急ニ應スルニ足ラン國民ノ躰操ヲ盛ニスルハ即チ國家富強ノ大本ナリト遂ニ本會ヲ設立シ左ノ數項ヲ以テ目的ノ大綱トス

一 大小ノ都邑ニ若干ノ躰操所ヲ設ケ其近傍ノ子弟ヲシテ運動ノ便ヲ得セシムル事

一 諸學校體操科教師等ニ於テ練習スルノ便ヲ得セシムル事

一 各學校等ヨリ躰操科教授ノ依頼アリタル時ハ勉メテ菲薄ノ報酬金ヲ約シ其需ニ應ズル事

一 技術ハ專ラ兵式躰操（器械躰操柔軟躰操）並ニ銃槍仕合又ハ兵式教練等トス（概子以上ノ技術ヲ定ムト雖ドモ軍事教育ノ補助トナルヘキ假令バ馬術或ハ漕艇術游泳等ノ如キモノハ漸次評議員ノ決議ヲ經テ増加スル事アルヘシ）

一 躰操ノ獎勵ニ裨益アリト認ムル事アル時ハ評議員會議シテ其方法ヲ設クル事

一 夫レ專ラ右ノ技術ヲ設クル所以ノ者ハ左ノ數種ナル精神ト素質ヲ養成セントスルヲ以テナリ曰ク嚴正ナル規律ト秩序ヲ守ルノ習慣ナリ不撓不屈ノ膽力ナリ艱苦缺乏ニ耐ルノ性質ナリ忠烈節義ノ精神ナリ剛健快活ノ舉動ナリ凡ソ此種ノ養成ハ該技術ヲ以テ尤モ適切ナリトナセバナリ

以上本會ノ趣旨ヲ再言スレハ即チ帝國各地ノ人民ヲシテ近クハ身體ヲ健康ニシ勤學勉業等ノ半途ニ於テ遽ニ夭折ノ禍ニ罹ルヲ豫防セシメ遠クハ國家緩急ノ日ニ能ク國民軍タルノ任務ヲ完クセシムルニ在リ約シテ之ヲ言ヘ

ハ國民ノ福祉ヲ進メ國家ノ富強ヲ固クスルナリ敢テ請フ同感諸彦幸ニ賛成ヲ表セラレ且ツ不肖力速ハサルヲ助ケ勸誠誘導益々本會ノ趣旨ヲ貫徹擴張セシメラレン事ヲ

日本體育會發起者

日 高 藤 吉 郎再拜

〔日本體育會贊助會員ノ規約沿革又ハ推戴名譽贊成員并ニ各贊助會員名簿〕（明治二十六年初頭）

三 日本體育會ノ要旨（明治二十八年）

身體健康ナラサレハ心志剛強ナル能ハス心志剛強ナラサレハ事ニ堪ヘ業ヲ遂クルヲ得ス而シテ身體ノ健康ヲ育成スルハ運動ヨリ善キハナシ是宇内各國ノ是認スル所ナリ蓋シ苟モ萬業ノ根基タル體育ヲ忽ニセハ或ハ仕官シ或ハ勸學シ或ハ農工商業ニ從事スルモ胃病肺病又ハ腦病ニ罹リ或ハ近視眼トナリ又ハ神經病者ト爲リ如何ニ知能ヲ發育スルモ終ニ國家ノ利益ヲ圖ル能ハサルニ至ル洵ニ痛嘆ノ至リナラスヤ

且ツ夫レ世界今日ノ形勢タル生存競走ノ風年ヲ逐フテ其度ヲ進メ弱肉強食ノ實到ル処ニ之ヲ見ル欧米諸國ハ姑ク置キ近ク之ヲ東洋ニ徵スルモ印度支那土耳其ヲ始メ安南緬甸暹羅ニ至ル迄皆兵禍ヲ蒙ラサルナク其侵害ヲ受ケサルハ獨リ我帝國アルノミ是ヲ以テ常ニ以テ謂ラク今ニシテ確實ナル心身兩育ノ普及ヲ圖ラサレバ國民ノ身體益勇壯ヲ失ヒ國民ノ精神益道德ニ背キ怯懦柔弱離心離德ノ極ニ陥リ遂ニ神州ノ威名ヲ傷ハン事ヲ恐ルルナリト然ルニ若シ今日ノ儘ニシテ荏苒歲月ヲ送ラハ一旦外寇ノ患アル時何ヲ以テカ此國ヲ山嶽ノ安ニ置カンヤ將タ幸ニ外患ナキモ何ヲ以テカ帝國ノ威稜ヲシテ益盛大ナラシメ海外諸國ヲシテ敢テ觀視ノ念ヲ生セシメサル可キヤ嗚呼患害ナルモノハ常ニ豫防ヲ貴フナリ事至リ變生シ而シテ後始メテ悔ルモ豈能ク及フコトアランヤ夫レ知德體ノ三育ハ相須テ而シテ後ニ本ヲ成シ相得テ而シテ後ニ用ヲ爲スモノナルカ故ニ苟モ三者ニシテ合一

セサレハ以テ一人ヲ成スヲ得サルナリ

恭ミテ考ルニ明治二十三年十月三十日ノ

聖詔ニ宣賜ハク我臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世々其ノ美ヲ濟セルハ是レ我ケ國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源又實ニ此ニ存スト此億兆心ヲ一ニスルノ根柢ハ即チ知徳體ナリ又宣賜ク一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシト吾人臣民タルモノ豈敢テ一日モ怠忽に付シテ可ナランヤ因テ本會ハ謹テ基ヲ

聖詔ノ下ニ開キ形骸ノ發達即チ躰育ヲ以テ本幹トナシ傍ラ講演論議ノ方法ニ依リ精神ノ涵養即チ忠君愛國ノ誠及堅忍剛毅ノ習慣ヲ育成スルヲ務メ以テ國家ノ富強ヲ固メ以テ深厚ナル

聖旨ニ奉答セント欲スルナリ夫レ我全國國民ハ一旦緩急ニ際スレハ舉ツテ護國ノ任務ヲ尽サル可カラス即チ身ヲ挺テテ王愾ニ敵シ國疆ヲ守備セサル可カラサルナリ然ルニ今日ノ國民ハ果シテ蹶起シテ其任ヲ全クシ得ヘキヤ否ヤ甚タ關心ニ堪ヘサルナリ武勇ハ我國民ノ特性ニシテ之ヲ研磨スルノ道古來又備ハレリ然ルト雖今世ノ戰術ハ大ニ古ニ異ナル所アリ故ニ運動ノ種類モ又其方法ヲ異ニセサル可カラス因テ本會ハ一ハ以テ各自ノ體育ニ適シ一ハ以テ今世ノ戰術ニ適スル運動具ヲ以テ其方法ヲ授ケ近クハ一身ヲ強健ニシ遠クハ一國ノ鞏固ヲ圖ラント欲スルナリ

蓋シ前條述フル所ハ人々概子既ニ之ヲ知レリ而シテ能ク之ヲ實行スル者ニ至テハ則チ寥寥トシテ甚タ稀ナリ是レ其ノ然ル所以ノ者ハ種々ノ理由ニ因ルト雖トモ之ヲ要スルニ體育ノ方法未タ便利ナラサル者其重ナル原因ナリト信スルナリ故ニ本會ハ漸次全國主要ノ地ニ體育場ヲ設ケ國民全般ノ體軀ヲ強健ニシ常ニ國家ノ緩急ニ備フルヲ以テ大綱トシ其細目ヲ分ツ左ノ如シ

- 一 大小ノ都邑ニ若干ノ體育所ヲ設ケ其近傍ノ子弟ヲシテ運動ノ便ヲ得セシムル事
- 一 諸學校ノ體操科教員ヲ養成シ且現在同科教員ノ練習ニ便宜ヲ得セシムル爲メ體操練習所ヲ設クル事
- 一 各學校等ヨリ體操教授ノ依頼アル時ハ勉メテ菲薄ノ報酬金ヲ約シ其需ニ應スル事

但シ時宜ニ因リテハ辞スル事アル可シ

體育上裨益アリト認ムル事項ハ評議員並ニ委員議シテ其ノ方法ヲ設クル事（運動競進會ノ類）

一 技術ハ専ラ兵式體操（器械體操柔軟體操）兵式教練（各個教練部隊教練）普通體操及銃槍仕合劍槍術射的術游泳術以上現今實施スト雖ドモ尚ホ軍事教育上ノ補助トナルヘキ者馬術或ハ和洋漕艇術自轉車柔術等ノ如キヲ漸次増加セン事ヲ期ス

一 精神及習慣ノ養成ハ嚴正ナル紀律ヲ以テ常ニ秩序ヲ守ラシメ不撓不屈ノ膽力ヲ練リ剛健快活ノ舉動ニ習ヒ艱苦缺乏ニ耐ユ可キコトヲ獎勵シ忠孝節義ノ講論研究等ヲ爲ス事

以上本會ノ主旨ヲ約言スレハ我カ皇室ノ尊榮ヲ高メ國民ノ福祉ヲ進メントスル者ナリ敢テ請フ同感ノ諸君幸ニ贊成ヲ表セラレ本會ノ趣旨ヲシテ貫徹成就セシメラレンコトヲ

補 則

億兆心ヲ一ニスル云々ノ 聖詔ヲ奉誦スレハ知徳體ノ三育モ固ヨリ全國臣民一般ニシテ男女長幼貴賤ノ別ヲ立ツ可キモノニ非ラス且ツ女子ノ體育ノ良否ハ忽チ生兒ノ強弱ニ關シ生兒ノ強弱ハ即チ遠ク國家命脈ノ盛衰ニ關スルモノナレハ其影響スル所決シテ少小ナラス因テ本會ハ男子ノ體育ニ次テ更ニ女子相當ノ體育（體操薙刀及其他女子體育ニ適スル種類）ヲ計畫シ漸次別ニ其場ヲ設ケ以テ之ヲ教育センコトヲ圖レリ

〔日本體育會要旨規約沿革及推戴名譽贊成員各贊助會員名簿〕（明治二十八年初頭）

四 躰育會規則 (明治二十五年四月制定)

第一章 總則

第一條 本會ハ專ラ國民躰育ヲ以テ目的トナシ而シテ其施術ハ兵式體操 (器械體操柔軟體操) 兵式教練及銃槍試合トス

第二條 躰育希服者ヲ分テ左ノ三種トス

一 甲種練習生

豫メ一ヶ月ノ切符ヲ求メ隨意ニ運動ヲ爲ス者

二 乙種練習生

日々切符ヲ求メ隨意ニ運動ヲ爲ス者

三 特別練習生

第三條 特別練習生ハ軍隊ニ於ケル如ク嚴正ノ規律ヲ以テ教授スルヲ目的トス故ニ之ヲ希望スルモノハ左ノ誓約ヲナサシム

誓約書

某儀

今般特別練習生ニ加入シ器械體操 (若クハ銃槍又ハ兵式體操) ノ教授相受ケ度候ニ就テハ

雖

諸事御規定ヲ遵奉シ殊ニ教師ノ教授向ハ何事ニ由ラズ堅ク相守リ可申若シ御會ノ御規定ニ違フ等ノ不都合有之節ハ何時退會ヲ命セラハル、モ聊カ異議申問布仍而右誓約如件

住所番地

姓名印

年月日

躰育會御中

第四條 特別練習生ニシテ數ヶ月 (五ヶ月或ハ六ヶ月) 教授ヲ得タルモノハ試験ノ上及第者ニ得業ノ證書ヲ附與ス但進歩ノ著シキモノハ臨時試験ヲ行フ事アリ

得業者ノ内優者ノモノハ優等證書ヲ與ル事アリ

第五條 得業ノ證書ヲ有スルモノハ之ヲ會友トシ永ク本會ニ名籍ヲ存シ其待遇ヲ爲スモノトス

第六條 陸軍武官中ヨリ若干ノ檢定員ヲ依囑シ技術ノ檢定ヲ請フ

第七條 得業證及優等證ノ書式左ノ如シ

得業證書
第 期
何之誰
右何々科ノ得業ヲ證ス
年 月 日
會 印
體育會
檢定員 何ノ誰印
檢定員 何ノ誰印
全 印

優等證書
第 期
何之誰
右何々科ノ優等ヲ證ス
年 月 日
會 印
體育會
檢定員 何ノ誰印
檢定員 何ノ誰印
全 印

但全科卒業ノ者ニハ全科得業證書及其徽章ヲ與フ

第八條 得業生中ヨリ技術優等ニシテ教師ノ資格アル者ヲ撰ミ助教ヲ依囑スル事アルベシ

第二章 教 則

第一條 演習ハ日々行フモノトス

但特別練習生ニアツテハ日曜日祭日ヲ休業トス其日曜日ノミ教授ヲ望ムモノハ此限りニ非ラズ

第二條 特別練習生日課時限ハ場内ニ揭示ス

第三條 教授スベキ科目左ノ如シ

一 兵式体操 (柔軟体操器械体操)

柔軟体操ハ徒手及ビ執銃演習

器械体操ハ尋常及ビ特別演習トス其器械ノ種類左ノ如シ

一 鐵棒

二 棚

三 木馬

四 手摺

五 跳繩

六 跳臺

七 梁木 (楷梯鞦韆吊環)

八 回轉鏡

九 遊動圖木

二 銃劍術

銃劍術ハ方及ビ試合トス

三 兵式教練

教練ハ徒手各個操練等

第三章 入場券價額及ビ取扱方

第一條 切符ヲ左ノ二種ニ分ツ總テ前金トス

一 乙種練習生 金貳錢 (但軍人ハ半額又軍人ニアラザル者ト雖ドモ日曜日及祭日ニ限り半額トス)

右入場券ハ入場ノ際監査人ニ示シ退場ノ際還納ス

ルモノトス其一ト度退場スルモノハ更ニ切符ヲ求ムルニアラザレバ再ビ入場スル事ヲ得ズ

一 甲種及ビ特別練習生 壹ヶ月金二十錢（但日曜日ノミ望ム者ハ半額トス）

本會ノ得業證ヲ得タルモノハ永遠無料ニテ出入スルヲ得ルト雖トモ更ニ他ノ一科ヲ望ムモノハ前金額ヲ納ムルモノトス甲種及ビ特別練習生ハ常ニ切符ヲ所持シテ出入毎ニ監査人ニ示シ點檢ヲ受クルヲ要ス

第二條 甲種及ビ特別練習生所持ノ切符ハ他人ニ貸與スルヲ許サズ

第三條 甲種及特別練習ヲ希望スルモノニシテ十六

日以後申込ミノ分ハ切符代價半ヶ月分ヲ前取ス

第四條 甲種及特別練習生切符ヲ紛失セシトキハ速カニ書換ヲ申出ツヘシ

但手數料金三錢トス

第五條 甲種及特別練習生事故ニ依リ中途退會スルモ前取ノ切符代價ヲ返戻スル事ナシ

第六條 中途ニシテ退會スルモノハ其趣本會ニ届出ツヘシ

第四章 入場者心得

第一條 場内ニ入ルモノハ諸種ノ器械ニ就キ隨意ニ

運動スルハ妨ケナシト雖トモ諸事場内ノ規定ニ違フヘカラズ

第二條 入場中他人ノ運動ヲ妨ケ又ハ場内ノ規定ニ違ヒ或ハ監視者ノ指示ニ背ク等ノモノハ退場セシムル事アルベシ

第三條 場内設備ノ器械ヲ破損シ或ハ落書スルモノハ相當代價辨償セシムル事アリ

第四條 場内設備ノ器械ハ決シテ其位置ヲ變換スルヲ許サズ

第五條 場内設クル處ノ土砂ヲ他處ニ散布シ或ハ瓦礫ヲ混入スル等ノ惡戲ヲ禁ズ

第六條 技術危險ヲ認ムルトキハ臨時其種類ヲ限り運動ヲ止ムル事アルベシ

第七條 技術獎勵ノ爲メ毎年一回乃至二回運動競進會ヲ開キ優等者ニ賞品ヲ與フル事アルヘシ（其方法ハ臨時ノ決定ニヨル）

第八條 本則列記スルノ外臨時場内ニ揭示スルモノハ入場者必ズ守ルヘキモノトス

右會則ハ凡テ評議員會ノ決議ヲ經テ改正スル事アルベシ

第五章 體育會職制

職制ハ迫テ相定ム

右之條々評議員會ヲ經テ決定候事

明治廿五年四月十八日

體育會

〔有文會誌〕第一九号（明治二十五年五月）

五 日本體育會規則（明治三十一年五月改正）

第一章 目的

第一條 本會設立ノ趣旨ニ依リ專ラ體操教員ヲ養成シ以テ諸學校體操科ノ確實ヲ圖リ尚ホ全國須要ノ地ニ漸次體育場ヲ設ケ國民全般ノ體軀ヲ壯健ニシ專ラ富國ノ本ヲ培ヒ併セテ強兵ノ實ヲ收ムルヲ以テ目的トス

第二章 名稱 位置

第二條 本會ハ日本體育會ト稱シ東京ニ置キ支會ヲ漸次各府縣ニ設ケ

第三章 業務

第三條 本部ニ體操練習所ヲ設ケ體操科教員ヲ養成シ且ツ現在同科教員ノ練習ヲ使ニス（規則

別紙ニ具ス）

第四條 各府縣ニ支會ヲ置キ須要ノ各地ニ體育場ヲ設ケ其近傍子弟ノ運動ノ使ヲ圖リ體育ヲ獎勵ス（支會及體育場規則ハ別紙ニ具ス）

第五條 各學校等ヨリ體操教授ノ依頼アルトキハ其需ニ應スルモノトス

但本會ノ都合ニ依リ辭スルコトアルベシ

第六條 既設外ノ事項ニシテ體育上ニ裨益アリト認ムルモノハ臨時議定シテ其方法ヲ設クルモノトス（競技運動會ノ類）

第七條 女子體育ノ爲メニハ特ニ本會ニ婦人部ヲ設ケ別ニ規則ヲ制定ス

第八條 體育ニ必要ナル術科ノ細目概ネ左ノ如シ

一、技術ハ專ラ兵式體操（器械體操柔軟體操）

兵式教練（各個教練部隊教練）普通體操及銃槍試合、劍槍術、射擊術（實彈射擊狹窄射擊）、馬術、游泳術、和洋漕艇術、自轉車、弓術、柔術、其他諸種ノ技術等（各科

ニ於ケル規則ハ別紙ニ具ス）

二、精神及習慣ノ養成ハ嚴正ナル規律ヲ以テ常ニ秩序ヲ守ラシメ不撓不屈ノ膽力ヲ鍊リ剛健快活ノ舉動ニ習ヒ艱苦欠乏ニ耐ユヘキヲ獎勵シ忠孝節義ノ講究ヲ爲ス事

第四章 會員

第九條 凡ソ本會ノ目的ヲ贊助セント欲スル者ハ何人タリトモ會員タルコトヲ得

第十條 本會ノ會員ヲ贊助會員ト稱シ之ヲ名譽、特別、通常三種ニ分ツ

第十一條 名譽贊助會員ハ本會ヲ贊助スル貴顯及金五拾圓以上即納若クハ年賦或ハ月賦ヲ以テ出金セラル、モノトス

但年賦ハ金拾五圓以上月賦ハ金貳圓以上トス

第十二條 特別贊助會員ハ一時金拾圓以上即納若クハ金拾貳圓以上年賦或ハ月賦ヲ以テ出金セラル、モノトス

但年賦ハ金參圓以上月賦ハ金五拾錢以上トス

第十三條 通常贊助會員ハ一時金五圓以上即納若クハ金七圓以上年賦或ハ月賦ヲ以テ出金セラル、モノトス

但年賦ハ金貳圓以上月賦ハ金拾錢以上トス

第十四條 特別及通常贊助會員ニシテ約定ノ出金ヲ終リ更ニ若干ノ寄附ヲナシ前後通算シテ其金額第十一條以下ノ各項ニ達スルトキハ通常ハ特別ニ特別ハ名譽贊助會員ニ陞ス

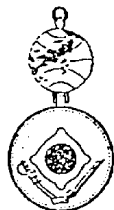
第十五條 會員ニシテ年賦出金セラル、トキハ入會ノ時一回分即納スルモノトス

第十六條 會員ノ出金額例ニ依ラズ單ニ若干ノ金品ヲ寄附スルモノハ義助員トシ本會ニ其名籍ヲ登録シ篤志ヲ永久ニ傳フ

第十七條 物品寄附者ハ其價格ニ應シ本會ノ見込ヲ以テ三種會員中ノ一二定ムルコトアルベシ

第十八條 特別ニ目的ヲ指定シテ寄附セラル、トキハ其目的ニ之ヲ使用スルモノトス

會員
徽章



(三種共色區別ス)

<p>名特通 會 譽別常 助 會 員 之 證 印</p>	<p>何之誰君</p>
--	-------------

日本體育會

第十九條 貴顯若クハ本會ニ功勞アル者ハ常務委員會ノ決議ニ依リ會長ニ稟申シ出金ヲ要セスシテ特別又ハ名譽贊助會員トナスコトアルベシ

第二十條 贊助會員ニハ左ノ會員證ヲ贈リ尚ホ會費即納者及年賦及月賦金一ケ年分ヲ納メタルモノニハ會員徽章ヲ贈ルモノトス

第二十一條 各贊助會員ニシテ約定ノ出金ヲ終ラズ退會スルトキハ證狀及徽章ヲ返納セシムルモノトス

第二十二條 會員中本會ノ目的ニ障害トナルベキ所爲アル者又ハ會員タルノ義務ヲ缺ク者ハ本會ノ見込ミヲ以テ除名スルコトアルベシ

但除名セラレタルモノハ證狀及徽章ヲ返納スルコト前項ニ同ジ

<p>會員徽章贈與證狀</p> <p>何之誰君</p> <p>日本體育會 贊助會員タルヲ證スル爲メ本會總裁大勳位載仁親王殿下ノ裁可ヲ經テ茲ニ此會員徽章ヲ贈與ス</p> <p>年月日</p> <p>日本體育會長 爵位勲等 姓名 印</p>
--

第二十三條 退會及除名セラレタル者既納ノ會費ハ返付セザルモノトス

第二十四條 金貳百圓以上寄附セラル、トキハ左ノ區別ニ依リ有功徽章及感謝狀ヲ贈ルモノトス

一 金貳百圓以上五百圓以下即納若クハ年賦ヲ以テ出金セラル、トキハ三等有功徽章ヲ贈ル但年賦ハ金五十圓以上トス

二 金五百圓以上千圓以下即納若クハ年賦ヲ以テ出金セラル、トキハ二等有功徽章ヲ贈ル但年賦ハ金七十圓以上トス

三 金千圓以上即納若クハ年賦ヲ以テ出金セラル、トキハ一等有功徽章ヲ贈ル但年賦ハ金百圓以上トス

四 數回ノ出金積ンテ前各項ニ達スル者亦同ジ本會ノ爲メニ特別ノ功勞アル者ハ常務委員會ノ決議ニ依リ會長ニ稟申シ總裁殿下ノ裁可ヲ經テ有功徽章ヲ贈ルコトアリ

五 徽章ノ圖樣ハ二十七八年戰役ニ我軍艦高千穂へ來リタル鷹ト國旗ノ太陽トヲ取ル

六

一 一等ハ鷹及光線純金

二 二等ハ鷹純金光線純銀

三 三等ハ鷹純銀光線金色

一 名譽贊助會員ノ家族ハ人員ヲ限ラス其紹介ニ依リ入場ヲ許ス

二 特別及通常贊助會員ノ家族ハ其紹介ニ依リ二名以内入場ヲ許ス

第二十八條 會員ハ體育場開扉中ハ何時タリトモ無料入場スルコトヲ得ルモノトス

第二十五條 會員ハ永久本會ニ名籍ヲ存シ且ツ特別ノ待遇ヲ爲ス

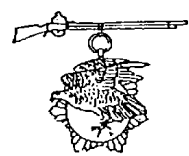
第二十六條 會員ノ家族ニシテ體育場甲種練習員タラントスルモノハ其紹介ニ依リ一ヶ月ノ入場券料ヲ半額トス

第二十七條 會員ノ家族ハ體育場乙種練習員ニ限リ左ノ區別ヲ以テ無料入場スルコトヲ得ルモノトス

一 名譽贊助會員ノ家族ハ人員ヲ限ラス其紹介ニ依リ入場ヲ許ス

二 特別及通常贊助會員ノ家族ハ其紹介ニ依リ二名以内入場ヲ許ス

第二十八條 會員ハ體育場開扉中ハ何時タリトモ無料入場スルコトヲ得ルモノトス



但シ會員證又ハ名刺ヲ監査人ニ示スベシ

第二十九條 會員ハ本會ニ於テ發行スル雜誌ニ定價ノ半額ヲ以テ廣告ヲ托スルヲ得

第三十條 會員ハ本會ニ於テ舉行スル運動會講談及演說等アル時其家族ヲ伴ヒ共ニ觀聽スルコトヲ得但場所狹隘等ノ都合ニ依リ本會ヨリ通知セザルモノハ此限ニ在ラズ

第五章 入會及出金續手

第三十一條 會員ニ加入セントスル者ハ左ノ申込書ヲ送致セラルベシ

入會申込書

一 今般御會ノ趣旨ヲ賛成シ何々賛助會員ニ加入ス

一金額 何圓

一出金即納或ハ年賦金何程月賦金何程宛

右申込候間可然御取計相成度候也

年 月 日 住所番地

姓 名 印

日本體育會御中

第三十二條 在東京會員ノ會費ハ本會ヨリ會計掛ノ受領證ヲ以テ受領人ヲ差出スベシ

第三十三條 地方會員ノ出金ハ郵便爲替ヲ以テ送致セラルベシ

但爲替料及郵税等ノ諸費ハ出金額ノ内ヨリ支辨セラル、モ妨ケナシ

第二十四條 東京市内及地方共臨時出張ノ勸誘員ニ於テハ一切金圓ヲ受領セザルモノトス

但各府縣ニ特ニ依囑シアル委員及事務委員ハ此限リニ在ラズ

第三十五條 會員ノ出金額ハ本會雜誌(文武叢誌)又ハ新聞紙ヲ以テ廣告スベシ

第三十六條 會員ノ住所ニ異動アル毎ニ本會事務所ニ通報スベシ

第六章 職 制

一 總 裁 一名 皇族殿下ヲ推戴ス

一 會 長 一名 總裁ノ旨ヲ奉シ會務ヲ總理ス

一 副會長 一名 會長ヲ輔佐シ會務ヲ監理ス

一 顧 問 若干 總裁及會長ノ顧問ニ應シ會務ヲ贊輔ス

一 常務委員長 一名 常務委員ヲ總轄シ常務ヲ監理ス

一 常務委員長 一名 常務委員ヲ總轄シ常務ヲ監理ス

理ス

一 委員長 一名

一 副委員長 一名

一 會計監理委員二名

一 評議員 若干

一 委員 若干

一 常務委員 若干

一 幹事長 一名

一 幹事 若干

一 書記 若干

一 醫員 若干

委員ヲ總轄ス

委員長ヲ補佐ス

收支一切ヲ監理ス

會長ノ旨ヲ承ケ會務ヲ討論

議決ス

會長ノ旨ヲ承ケ會務ヲ弘通

シ會員ノ増加ヲ圖リ體育員

ヲ獎勵ス

會長ノ旨ヲ承ケ常務ヲ處理

ス

會長ノ旨ヲ承ケ本會ノ事務

一切ヲ掌理ス

幹事長ノ命ヲ承ケ庶務會計

ノ事ヲ分擔ス其會計ニ關ス

ル事項ハ更ニ會計監理委員

ノ指揮ヲ受ク

幹事ニ屬シ各其事務ニ服ス

會長ノ旨ヲ承ケ衛生事務ヲ

擔當ス

一所長 一名

會長ノ旨ヲ承ケ所務及學科

術科ヲ管理シ教授ヲ監督ス

會長ノ旨ヲ承ケ體育場内ノ

諸事ヲ管理シ及教授ヲ監督

一 檢定員 若干

會長ノ旨ヲ承ケ練習生技術

ノ優劣ヲ檢定ス

一 教員 若干

所長場長ノ命ヲ承ケ各科ノ

教授ヲ分掌ス

第三十七條 本會ノ旨趣目的ヲ各地方ニ普及シ同志

者ヲ誘導加盟セシムル爲メ支會ナキ府縣ニ左ノ

役員ヲ置ク

一 府縣委員長 各府縣二一名

一 府縣委員 若干名 本會長ノ旨ヲ承ケ會務擴張

ノ責ニ任ス

一 府縣事務委員若干名 委員長ノ旨ヲ承ケ會計其他

ノ事務ニ任ス

第三十八條 委員長ハ其地方ニ於ケル募集金額十分

ノ一以內ヲ諸費ニ使用スルコトヲ得

第三十九條 各府縣ニ於テハ其募集金額ヲ以テ支會

教育部

事務部

ヲ經營スルニ足ルト認ムルトキ本會ノ承諾ヲ經テ支會ヲ設置スルコトヲ得

第四十條 府縣事務委員ハ委員長ノ旨ヲ承ケ入會者ノ申込書並ニ會費ヲ受取り本會ニ送致スベシ

第八章 會 議

第四十一條 本會長ハ必要ニ應ジ常務委員會並ニ評議員會或ハ委員會ヲ開キ本會樞要ノ所件ヲ審議スルモノトス

第四十二條 本會ノ常務ヲ處理スル爲メ常務委員長ハ其必要ニ應ジ常務委員會ヲ開キ細務ヲ議定スルモノトス

但常務委員會ノ議定スル事件ハ會長ノ承認ヲ經ルモノトス

第九章 會 計

第四十三條 本會ノ資金ハ第四章ニ掲クル贊助會員及篤志者ノ寄附並ニ練習員ノ月謝或ハ入場券料

等ニシテ一ハ事業ノ擴張ニ充テ一ハ資本金中ニ組ミ込ムモノトス

第四十四條 本會ノ收支ハ六ヶ月毎ニ精算シ委員ニ報告スルモノトス

第四十五條 毎月ノ會計決算ハ會計管理委員ノ檢査ヲ經テ本會事務所へ備へ置キ各會員ノ閱覽ニ供フルモノトス

第四十六條 本會々計年度ハ一月一日ニ始リ十二月卅一日ニ終ルモノトス

第十章 雜 則

第四十七條 本則ハ明治三十一年六月一日ヨリ施行ス

第四十八條 贊助會員ニ關スル改正ノ金額ハ既ニ入會セル前會員ニハ及サザルモノトス

〔日本體育會ノ趣旨〕(明治三十一年七月)

六 日本體育會規則（明治三十二年四月一日施行）

第一章 總 則

- 第一條 本會ハ皇族ヲ推戴シテ總裁トス
- 第二條 本會徽章ハ白地旭日トス
- 第三條 本會ハ政府ノ保護監督ヲ受ク

第二章 名稱及ビ位置

- 第四條 本會ハ日本體育會ト稱ス
- 第五條 本會ノ事務所ヲ東京市ニ置ク

第三章 目 的

- 第六條 本會ハ設立ノ趣旨ニ依リ國民全般ノ體軀ヲ強健ニシ富國ノ本ヲ培ヒ強兵ノ實ヲ收メム爲メニ全國須要ノ各地ニ體育場ヲ設ケ全國ノ體育ヲ獎勵シ東京ニ體操學校ヲ設ケ體操教員ヲ養成シ學校ニ於ケル體育ノ確實ヲ圖ルヲ以テ目的トス

第四章 事 業

- 第七條 前條ノ目的ヲ達スル爲メ左ノ事業ヲ行フ
 - 一、體操學校ヲ設ケ體操教員ヲ養成シ且ツ同科

教員ノ練習ヲ圖ル（規則ハ別紙二具ス）

- 二、各府縣ニ漸次支會ヲ置キ須要ノ各地ニ體育場ヲ設ケ其地方子弟ノ運動ノ便ヲ圖リ體育ヲ獎勵ス

三、本會ノ術科目左ノ如シ

兵式體操（器械體操柔軟體操）兵式教練（各個教練部隊教練）普通體操、銃槍試合、劍術、槍術、柔術、射擊術、游泳術、和洋漕艇術、弓術、馬術、自轉車、諸種ノ遊戲術、唱歌及軍歌等（各科ニ於ケル規則ハ別紙二具ス）

- 四、體有ト共ニ德育ニ注意シ嚴正ナル規律ヲ以テ常ニ秩序ヲ守リ不撓不屈ノ膽力ヲ練リ剛健快活ノ舉動ヲ習ヒ艱苦缺乏ニ耐フヘキ習慣ヲ獎勵シ忠孝節義ノ精神ヲ養成ス
- 五、女子體育ノ爲メニ女子部ヲ設ク（規則ハ別紙二具ス）

六、體育獎勵ノ爲メ時々運動會ヲ行フ

七、本會ノ機關トシテ雜誌「體育」ヲ發行ス

八、國民ニ軍事教育ヲ授ケ且兵役應徵者ノ入營後ニ於ケル教育ノ發達ヲ容易ナラシメン爲ニ
兵事講習科ヲ設ク

第五章 資 産

第八條 本會ノ資産ハ左ノ如シ

一、本會ノ所有ニ屬スル動産及ヒ不動産

二、宮内省ノ御下賜金

三、政府補助金

四、會員ノ醸金、有志家ノ寄附又ハ遺贈ニ係ル

金品

五、本會ノ事業又ハ所有財産ヨリ生スル特別ノ

収入金

第六章 會員及ヒ義助員

第九條 本會ノ會員ハ左ノ三種トス

一、通常賛助會員

金七圓以上（年賦額ハ金貳圓以上月賦額ハ金

貳拾錢以上）ヲ義損スル者但一時出金ハ金五

圓以上トス

二、特別賛助會員

金拾貳圓以上（年賦額ハ金參圓以上月賦額ハ

金五拾錢以上）ヲ義損スル者但一時出金ハ金

拾圓以上トス

三、名譽賛助會員

金五拾圓以上（年賦額ハ金拾五圓以上月賦額

ハ金貳圓以上）ヲ義損スル者

第十條 年月賦出金スル者ハ入會ノ當時其ノ一

回分ヲ出金スルモノトス

第十一條 貴顯若クハ本會ニ對シ功勞アルモノハ

評議會ノ決議ヲ經相當ノ會員ニ推薦スル事アル

可シ

第十二條 會員ニシテ現在以上ノ會員タラントス

ル時ハ既納ノ金額ヲ通算ス

第十三條 會員ニシテ更ニ寄附ヲナシ其金額前後

通シテ現在以上ノ會員出金額ニ達スル時ハ相當

ノ會員ニ陞ス

第十四條 物品ヲ寄附シタル者ハ其價額ヲ評定シ

相當ノ會員トナス

第十五條 會員ハ永久本會ニ名籍ヲ存シ左ノ待遇

ヲ爲ス

一、會員ハ體育場開場中ハ無料入場スルコトヲ

得

二、會員ハ本會ニ於テ舉行スル運動會、講談及

演說會等アル時ハ參觀聽講スルコトヲ得

三、會員ハ本會ニ於テ發行スル雜誌ヲ二割ノ減價ヲ以テ購讀シ雜誌ニ定價ノ半額ヲ以テ廣告スルコトヲ得

四、會員（出金ノ義務ヲ了リタルモノ）ハ體操學校生徒タラントスルトキハ受験料及授業料ヲ要セズ

五、會員（出金ノ義務ヲ了リタルモノ）ハ兵事講習科講習生タラントスルトキハ授業料ヲ要

セズ其家族ハ半額トス

六、會員ハ射擊場ニ於テ彈藥料實費ヲ以テ射擊スルコトヲ得

七、會員ハ游泳場ニ無料入場スルコトヲ得

八、會員ハ漕艇部ニ於テ無料練習ヲナス事ヲ得其家族ハ半額トス

九、會員ノ家族ハ體育場開場中ハ左ノ區別ヲ以テ無料入場スルコトヲ得

一 名譽會員ノ家族ハ其人員ヲ限ラス其紹介

ニ依リ入場ヲ許ス

一 特別及通常會員ノ家族ハ其紹介ニ依リ二名以内入場ヲ許ス

第十六條 本會ノ趣旨ヲ賛成シ金壹圓以上及ヒ之

ト同類ナル物品ヲ寄附スル者ハ義助員トシ永久其名籍ヲ存シ左ノ待遇ヲナス

一 義助員ニシテ體育場、兵事講習科、游泳場、漕艇部ニ入ル者ハ入場券料及授業料ヲ半額トス

一 義助員ニシテ體操學校生徒タラントスルトキハ受験料ヲ要セズ但授業料ハ一般ニ同シ

一 其他ノ待遇ハ時宜ニ依リ告知スルモノトス

第十七條 用途ヲ指定シテ寄附スル金品ハ指定ノ用途ニ充ツルモノトス

第七章 入退會及出金手續

第十八條 本會ニ入會セントスルトキハ第一號書式ニ依リ申込書ヲ送致スヘシ

第十九條 退會セントスルトキハ第二號書式ニ依リ會員徽章會員證ヲ添へ申出ヅベシ

第二十條 本會ニ入會シ出金セントスルトキハ左ノ順序ニヨル

一、東京在住者ニハ本會々計ノ名ヲ以テ發スル

受領證ヲ所持スル集金人ヲ出ス

二、地方在住者ノ集金ハ地方官衙ニ於テ取扱フ
若シ官衙ニ於テ未タ取扱フナサ、ルトキハ直
ニ本會ニ送附スルモノトス

第九章 職制

第二十一條 入會ノ拒絶及會員ノ除名ハ評議會ニ於
テ議決シ其ノ理由ハ告知セス

第二十七條 本會ニ左ノ職制ヲ設ク
會 長 一名
會務ヲ總理ス

第八章 徽章

第二十二條 會員及義助員ニハ各一定ノ徽章ヲ贈ル

副 會 長 一名
會長ヲ補佐シ會長事故アルトキハ之ニ代ル

第二十三條 本會ノ爲メ特別ノ功勞又ハ特別ノ寄附
アルモノハ評議會ノ議決ニ依リ總裁ノ裁可ヲ經
テ有功徽章ヲ贈ル事アルベシ但有功徽章ハ左ノ

顧 問 若干名
會長ノ顧問ニ應シ會務ヲ賛補ス

三種トス
一、三等有功徽章 (年賦額ハ五拾圓以上)
二、二等有功徽章 (年賦額ハ七拾圓以上)
三、一等有功徽章 (年賦額ハ百圓以上)

常務委員長 一名
常務委員ヲ總轄シ常務ヲ監理ス

金貳百圓以上五百圓未満出金スルモノ

委 員 長 一名
委員ヲ總轄ス

金五百圓以上十圓未満出金スルモノ

評 議 員 三拾名
會長ノ旨ヲ承ケ會務ヲ審議ス

三、一等有功徽章 (年賦額ハ百圓以上)
金千圓以上ヲ出金スルモノ

會 計 監 理 委 員 二 名
收支ノ一切ヲ監理ス

第二十四條 會員ニシテ徽章ヲ紛失若クハ遺失セシ
時ハ實費ヲ出シ再交附ヲ請求スル事ヲ得

常務委員 若干名
會長ノ旨ヲ承ケ常務ヲ處理ス

第二十五條 本會徽章ハ何レノ場所ニ於テモ佩用ス

會 長 一 名
會長ノ旨ヲ承ケ常務ヲ處理ス

委員 若干名

會長ノ旨ヲ承ケ會務ヲ弘通シ會員ノ増加ヲ

圖リ體育ヲ獎勵ス

參事 三名

會長ノ旨ヲ承ケ本會主要ノ事務及ヒ審議立

案ノ事ニ參與ス

幹事 長 一名

會長ノ旨ヲ承ケ本會ノ事務並ニ會計及物品

出納ニ係ル命令等一切ヲ掌理ス

幹事 若干名

幹事長ノ旨ヲ承ケ庶務會計ノ事ヲ分掌ス

書記 若干名

幹事ニ屬シ各其事務ニ服ス

醫員 若干名

幹事長ノ旨ヲ承ケ衛生事務ニ服ス

第二十八條 本會教務部ニ左ノ職員ヲ置ク

學 校長 一名

會長ノ旨ヲ承ケ校務ヲ管理シ教育ヲ監督ス

次 長 一名

校長ヲ輔佐シ校長事故アルトキハ之ニ代ル

教 頭 二名

體操學校ニ於ケル教務ヲ統理ス

場 長 若干名

會長ノ旨ヲ承ケ體育場、射擊場、游泳場内

ノ諸事ヲ管理シ教育ヲ監督ス

教 頭 各體育場ニ一名

場長ヲ補佐シ體育場ニ於ル教務ヲ監督ス

檢 定 員 若干名

會長ノ旨ヲ承ケ學生技術ノ優劣ヲ檢定ス

教 師 若干名

上長ノ命ヲ承ケ教授ヲ分掌ス

第二十九條 本會雜誌部ニ左ノ職員ヲ置ク

參 閱 一名

雜誌掲載ノ事項ヲ參閱ス

編 輯 若干名

雜誌編輯ノ事ニ從事ス

主 事 一名

雜誌ニ關スル一切ヲ掌理ス

書 記 若干名

主事ニ囑シ總テ雜誌ニ關スル事務ヲ扱フ

第三十條 會長副會長顧問常務委員長委員長ハ總

裁之ヲ屬托ス

一、評議員會計監理委員練習所長ハ會長ノ推薦

ニ依リ會員中ヨリ總裁之ヲ囑托ス

二、常務委員參事ハ會長之ヲ囑托ス

第三十一條 評議員及委員ノ任期ハ二ヶ年トス

第三十二條 臨時必要アルトキハ臨時委員ヲ設クル

事アルベシ

第三十三條 場長教頭檢定員教師ハ會長之ヲ囑托ス

第三十四條 幹事長幹事ハ會長之ヲ選任ス書記醫員

ハ幹事長ノ推薦ニヨリ會長之ヲ任命ス

第三十五條 參閱編輯ハ會長之ヲ囑托シ主事ハ會長

之ヲ選任シ書記ハ幹事長ノ推薦ニヨリ會長之ヲ

任命ス

第十章 集 會

第三十六條 會長ハ毎年一回總會ヲ開キ諸般ノ事項

ヲ報告ス但時宜ニ依リ運動會ニ於テ兼ヌルコト

アル可シ

第三十七條 會長ハ春季又ハ秋季ニ於テ運動大會ヲ

開ク

第三十八條 會長ハ必要ニ應シ評議會ヲ開キ會務ヲ

審議セシム

第三十九條 評議會ハ會長副會長常務委員長委員長

評議員會計監理委員常務委員參事ヲ以テ議員ト

シ會長ヲ議長トス會長差支アルトキハ副會長又

ハ常務委員長之ニ代ル

第四十條 議事ノ可否ハ過半数ヲ以テ決ス可否同

數ナルトキハ議長之ヲ決ス

第四十一條 顧問及ヒ幹事長幹事ハ會議ニ列シ可否

ノ數ニ入ル

第十一章 支 會

第四十二條 各府縣ニ支會ヲ設ク但規則ハ別ニ本會

ニ於テ定ムル所ニ依ル

第十二章 地方委員

第四十三條 支會ノ設ケナキ府縣及東京市ニ左ノ職

員ヲ置キ本會主旨ノ普及ヲ圖ル

但東京市常務委員及委員ニテ東京市在住ノ者

ハ本會ノ常務委員及委員ヲ兼任スルモノトス

一 委員長 一名 一副委員長 一名

一 常務委員 若干名 一 委員 若干名

一 事務委員 若干名

第四十四條 地方事務ニ關スル規則ハ別ニ定ムル處

ニ依ル

第十三章 會 計

第四十五條 本會ノ會計ハ四月一日ニ始マリ翌年三月卅一日ニ終ル

第四十六條 本會ノ資金ハ利殖ノ法ヲ以テ適當ナル

銀行ニ預ケ又ハ有價物件ニ換ヘ置クモノトス

第四十七條 本會ハ半期毎ニ收支決算ヲナス

第四十八條 毎月ノ計算ハ會計監理委員ノ検査ヲ經

テ評議會ニ報告ス

第四十九條 會計取扱ニ關スル規定ハ別ニ定ムル所

ニ依ル

附 則

第五十條 此ノ規則ハ明治三十二年四月一日ヨリ施行ス

第一號書式

入會申込書

紹介人

今般日本體育會ノ旨趣ヲ賛成シ

〔名譽〕〔特別〕〔賛助會〕
〔通常〕

員ニ加盟シ左ノ金額出金可致候也

一金

明治 年 月 日

日本體育會御中

郡 市 村
長 某
番地

印

第二號書式

退會 届

今般都合ニ依リ退會致候ニ付キ會員徽章相添へ
此段及御届候也

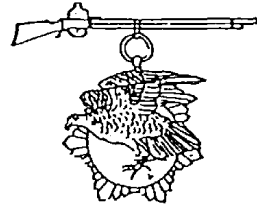
明治 年 月 日

住 所

元何會員 某

印

日本體育會御中



- 有功徽章
- 一 等有功徽章ハ鷹及光線純金
 - 二 等有功徽章ハ鷹純金光線純銀
 - 三 等有功徽章ハ鷹純銀光線金色



- 會員徽章
- 一 名譽贊助會員徽章ハ地
 - 球銀色ニテ帝國ノ圖ハ金色他ハ總金色
 - 一 特別贊助會員徽章ハ總銀色



- 一 通常贊助會員徽章ハ地球形ハ銀色其他ハ黑色
- 義助員徽章

〔日本體育會ノ主旨〕（明治三十三年五月二十五日調）

七 日本體育會規則（明治三十三年十二月改正）

第一章 總則

第一條 本會ハ皇族ヲ總裁ニ推戴ス

第二條 本會徽章ハ白地旭日ス

第三章 本會ハ政府ノ保護監督ヲ受ク

第二條 名稱及ビ位置

第四條 本會ハ日本體育會ト稱ス

第五條 本會ノ事務所ヲ東京市ニ置ク

第三章 目的

第六條 本會ハ設立ノ趣旨ニ依リ國民全般ノ

體軀ヲ強健ニシ富國ノ本ヲ培ヒ強兵ノ實ヲ收メム

爲メニ全國須要ノ各地ニ體育場ヲ設ケ全國ノ體育

ヲ獎勵シ東京ニ體操學校ヲ設ケ體操教員ヲ養成シ

學校ニ於ケル體育ノ確實ヲ圖ルヲ以テ目的トス

第四章 事業

第七條 前條ノ目的ヲ達スル爲メ左ノ事業ヲ

行フ

一、體操學校ヲ設ケ體操教員ヲ養成シ且ツ同科教

員ノ練習ヲ圖ル（規則ハ別紙ニ具ス）

二、各府縣ニ漸次支會ヲ置キ須要ノ各地ニ體育場

ヲ設ケ其地方子弟ノ運動ノ便ヲ圖リ體育ヲ獎勵

ス

三、本會ノ術科目左ノ如シ

兵式體操（器械體操 柔軟體操）兵式教練（各

個教練 部隊教練）普通體操、銃槍試合、劍術、

槍術、柔術、射擊術、游泳術、和洋漕艇術、弓

術、馬術、自轉車、諸種ノ游戲術、唱歌及軍歌

等（各科ニ於ケル規則ハ別紙ニ具ス）

四、體育ト共ニ德育ニ注意シ嚴正ナル規律ヲ以テ

常ニ秩序ヲ守リ不撓不屈ノ膽力ヲ練リ剛健快活

ノ舉動ヲ習ヒ艱苦缺乏ニ耐フヘキ習慣ヲ獎勵シ

忠孝節義ノ精神ヲ養成ス

五、女子體育ノ爲メニ女子部ヲ設ク（規則ハ別紙

ニ具ス）

六、體育獎勵ノ爲メ時々運動會ヲ行フ

七、本會ノ機關トシテ雜誌「體育」ヲ發行ス

八、國民ニ軍事教育ヲ授ケ且兵役應徵者ノ入營後

ニ於ケル教育ノ發達ヲ容易ナラシメン爲ニ兵事

講習科ヲ設ク

第五章 資産

第八條 本會ノ資産ハ左ノ如シ

一、本會ノ所有ニ屬スル動産及不動産

二、宮内省ノ御下賜金

三、政府補助金

四、會員ノ醸金、有志家ノ寄附又ハ遺贈ニ係ル金

品

五、本會ノ事業又ハ所有財産ヨリ生スル特別ノ收

入金

第 六 章 會員及ヒ義助員

第 九 條 本會ノ會員ハ左ノ三種トス

一、通常贊助會員

金七圓以上（年賦額ハ金貳圓以上月賦額ハ金貳

拾錢以上）ヲ義捐スル者

但一時出金ハ金五圓以上トス

二、特別贊助會員

金拾貳圓以上（年賦額ハ金三圓以上月賦額ハ金

五拾錢以上）ヲ義捐スル者

但一時出金ハ金十圓以上トス

三、名譽會員

金五拾圓以上（年賦額ハ金拾五圓以上月賦額ハ

金貳圓以上）ヲ義捐スル者

但一時出金ハ金四拾五圓以上トス

第 十 條 年月賦出金スル者ハ入會ノ當時其ノ一

回分ヲ出金スルモノトス

第 十 一 條 貴顕若クハ本會ニ對シ功勞アルモノハ

評議會ノ決議ヲ經相當ノ會員ニ推薦スルコトアル

可シ

第 十 二 條 會員ニシテ現在以上ノ會員タラントス

ルトキハ既納ノ金額ヲ通算ス

第 十 三 條 會員ニシテ更ニ寄附ヲナシ其金額前後

通シテ現在以上ノ會員出金額ニ達スル時ハ相當ノ

會員ニ陞ス

第 十 四 條 物品ヲ寄附シタル者ハ其價額ヲ評定シ

相當ノ會員トナス

第 十 五 條 會員ハ永久本會ニ名籍ヲ存シ左ノ待遇

ヲ爲ス

一、會員ハ本會ニ於テ舉行スル運動會、講談及演說會等アル時ハ參觀聽講スルコトヲ得

二、會員ハ本會ニ於テ發行スル雜誌ヲ二割ノ減價ヲ以テ講讀シ雜誌ニ定價ノ半額ヲ以テ廣告スルコトヲ得

三、會員ハ體操學校、兵事講習科、射擊場、游泳場、漕艇部、體育場、其他各所規則ノ定ムル所

ニ拠リ特別ノ待遇ヲ受クルコトヲ得

第十六條 本會ノ趣旨ヲ贊成シ金一圓以上及ヒ之ト同額ナル物品ヲ寄附スル者ハ義助員トシ永久其名籍ヲ存ス

第十七條 用途ヲ指定シテ寄附スル金品ハ指定ノ用途ニ充ツルモノトス

第七章 入退會及出金手續

第十八條 本會ニ入會セントスルトキハ書式ニ依リ申込書ヲ送致スヘシ

第十九條 退會セントスルトキハ會員徽章會員證

ヲ添へ申出ツベシ

第二十條 本會ニ入會シ出金セントスルトキハ左

ノ順序ニヨル

一、東京在住者ニハ本會々計ノ名ヲ以テ發スル受領證ヲ所持スル集金人ヲ出ス

二、地方在住者ノ集金ハ地方官衛ニ於テ取扱フ若

シ官衛ニ於テ未タ取扱ヲナササルトキハ直ニ本

會ニ送附スルモノトスル

第二十一條 入會ノ拒絶及會員ノ除名ハ評議會ニ於

テ議決シ其ノ理由ハ告知セス

第八章 徽章

第二十二條 會員及義助員ニハ各一定ノ徽章ヲ贈ル

第二十三條 本會ノ爲メ特別ノ功勞又ハ特別ノ寄附

アルモノハ評議會ノ議決ニ依リ總裁ノ裁可ヲ經テ

有功徽章ヲ贈ルコトアルヘシ

但有功徽章ハ左ノ三種トス

一、三等有功徽章（年賦額ハ五拾圓以上）

金貳百圓以上五百圓未滿出金スルモノ

二、二等有功徽章（年賦額ハ七拾圓以上）

金五百圓以上金千圓未滿出金スルモノ

三、一等有功徽章（年賦額ハ百圓以上）

金千圓以上ヲ出金スルモノ

第二十四條 會員ニシテ徽章ヲ紛失若クハ遺失セシ

時ハ實費ヲ出シ再交附ヲ請求スル事ヲ得

第二十五條 本會徽章ハ何レノ場所ニ於テモ佩用ス

ル事ヲ得

第二十六條 本會會員證及徽章ハ他人ニ貸與スル事

ヲ得ス

第九章 職 制

第二十七條 本會ニ左ノ職制ヲ設ク

會 長 一 名

會務ヲ提理シ本會ヲ代表シ庶務ノ細則ヲ設

定シ事務員ヲ任命シ本會ノ資産ヲ管理シ之

ニ關スル一切ノ契約ヲ締結スル權限ヲ有ス

副會長 二 名

會長ヲ補佐シ會長事故アルトキハ之ニ代ル

顧問 若干名

會長ノ顧問ニ應ジ會務ヲ贊補ス

委員長 一 名

委員ヲ總轄ス

評議員 三十名

會長ノ旨ヲ承ケ會務ヲ審議ス

會計監查委員 二 名

收支一切ヲ監理ス

常務委員 若干名

會長ノ旨ヲ承ケ常務ヲ庶理ス

委員 若干名

會長ノ旨ヲ承ケ會務ヲ弘通シ會員ノ増加ヲ
圖リ體育ヲ獎勵ス

幹 事 七 名 （内三名專務）

會長ノ旨ヲ承ケ本會ノ事務ヲ審議シ專務幹事ハ庶務會計擴張ノ事ヲ分掌ス

課長 二名

幹事ノ旨ヲ承ケ庶務會計ノ事務ヲ掌理ス

書記 若干名

課長ノ指揮ヲ受ケ各事務ニ服ス

醫員 若干名

幹事ノ旨ヲ承ケ衛生事務ニ服ス

第二十八條 會長副會長幹事ヲ以テ理事員トシ理事

員會ノ決議ニ依リ本會ノ事務ヲ處理ス

會長ヲ以テ理事員會ノ議長トス

第二十九條 本會體操學校及模範體操場ニ左ノ職員

ヲ置ク

學校長 一名

會長ノ旨ヲ承ケ校務ヲ統理ス

教頭 一名

教務ヲ管理ス

教師 若干名

各科ノ教授ヲ分掌ス

掌事 一名

校長ノ旨ヲ承ケ學校ノ事務ニ服ス

場長 一名

會長ノ旨ヲ承ケ場務ヲ統理ス

次長 一名

場長ヲ補佐ス

教師 若干名

各科ノ教授ヲ分掌ス

掌事 一名

場長ノ旨ヲ承ケ場内ニ關スル事務ニ服ス

第三十條 本會ニ擴張部及編輯部ヲ置ク其規則ハ

別ニ之ヲ定ム

第三十一條 會長副會長顧問委員長ハ總裁之ヲ囑託

ス

一、評議員會計管_マ查委員幹事學校長ハ會長ノ推薦

ニ依リ總裁之ヲ囑託ス

二、常務委員委員ハ會長之ヲ囑託ス

第三十二條 評議員及委員ノ任期ハ二ケ年トス

第三十三條 臨時必要アルトキハ臨時委員ヲ設クル

コトアルヘシ

第三十四條 場長教頭次長教師ハ會長之ヲ囑託ス

第三十五條 課長ハ會長之ヲ選任ス書記醫員ハ幹

事ノ推薦ニヨリ會長之ヲ任命ス

第三十六條 掌事ハ學校長場長ノ推薦ニ依リ會長之

ヲ任命ス

第十章 集會

第三十七條 會長ハ毎年一回總會ヲ開キ諸般ノ事項

ヲ報告ス但時宜ニ依リ運動會ニ於テ兼ヌルコトア

ル可シ

第三十八條 會長ハ春季又ハ秋季ニ於テ運動大會ヲ

開ク

第三十九條 會長ハ必要ニ應シ評議會ヲ開キ會務ヲ

審議セシム

第四十條 評議會ハ理事員及委員長評議員會計監

査委員常務委員ヲ以テ議員トシ會長ヲ議長トス

第四十一條 議事ノ可否ハ過半数ヲ以テ決ス可否同

數ナルトキハ議長之ヲ決ス

第四十二條 顧問及ヒ課長ハ會議ニ列シ可否ノ數ニ

入ル

第十一章 支會

第四十三條 各府縣ニ支會ヲ設ク但規則ハ別ニ本會

ニ於テ定ムル所ニ依ル

第十二章 地方委員

第四十四條 支會ノ設ケナキ府縣及東京市ニ左ノ職

員ヲ置キ本會主旨ノ普及ヲ圖ル

但東京市常務委員及委員ニシテ東京市在住ノ者ハ

本會ノ常務委員及委員ヲ兼任スルモノトス

一 委員長 一名 一 副委員長 一名

一 常務委員 若干名 一 委員 若干名

一 事務委員 若干名

第四十五條 地方事務ニ關スル規則ハ別ニ定ムル處

ニ依ル

第十三章 會計

第四十六條 本會ノ會計ハ四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第四十七條 本會ノ資金ハ利殖ノ法ヲ以テ適當ナル

銀行ニ預ケ又ハ有價物件ニ換ヘ置クモノトス

第四十八條 本會ハ半期毎ニ收支決算ヲナス

第四十九條 毎月ノ計算ハ會計管理委員^vノ検査ヲ經

テ評議會ニ報告ス

第五十條 會計取扱ニ關スル規定ハ別ニ定ムル所

ニ依ル

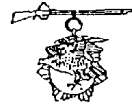
附 則

第五十一條 此ノ規則ハ明治三十四年一月一日ヨ

リ施行ス

〔別掲—會則第八章規定の徽章圖柄〕

有功徽章



- 一 等有功徽章ハ鷹及光線純金
- 二 等有功徽章ハ鷹純金光線純銀
- 三 等有功徽章ハ鷹純銀光線金色

會員徽章



- 一 名譽會員徽章ハ地球銀色ニテ帝國ノ圖ハ金色他ハ總金色
- 一 特別贊助會員徽章ハ總銀色
- 一 通常贊助會員徽章ハ地球形ハ銀色其他ハ黑色

義助員徽章



〔都政史料館藏文書〕明治三十四年一月二十三日

八 日本體育會職制（明治二十五年十二月制定）

- | | | | |
|---------------------|-----|-------------------|-----|
| 一 總 裁 | 一 名 | 一 顧問員 | 若干名 |
| 皇族殿下ヲ推戴ス | | 總裁及會長ノ顧問ニ應シ會務ヲ賛輔ス | |
| 一 會 長 | 一 名 | 一 評議員 | 若干名 |
| 評議員幹事長及場長ヲ統督シ會務ヲ綜理ス | | 會長ノ命ヲ承ケ會務ヲ討論議決ス | |

事務部

一 幹事長

一名

會長ノ命ヲ承ケ體育場内ノ諸事ヲ管理シ及教

授ヲ監督ス

一 會長ノ命ヲ本會一切ノ事務ヲ掌理ス

一 檢定員

若干名

一 幹事

若干名

會長ノ命ヲ承ケ練習生技術ノ優劣ヲ檢定ス

一 幹事長ノ命ヲ承ケ庶務會計ノ事ヲ分掌ス

一 教授

若干名

一 書記

若干名

場長ノ旨ヲ承ケ各科ノ教授ヲ分掌ス

一 幹事ニ屬シ各其事務ニ服ス

ム 追テ地方ニ本會支部ヲ設クル時ハ更ニ其職制ヲ定

一 醫員

若干名

一 幹事長ノ命ヲ承ケ衛生事務ヲ擔當ス

一 教育部

一場長

若干名

九 日本體育會職制(明治三十一年當時)

一 總裁

一 副會長

一名

一 皇族殿下ヲ推戴ス

會長ヲ輔佐シ會務ヲ監理ス

一 會長

一名

一 顧問員

若干

一 會務ヲ總理ス

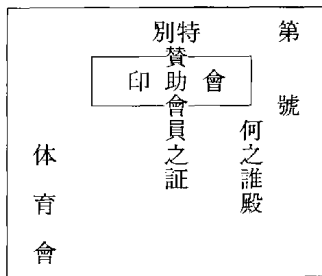
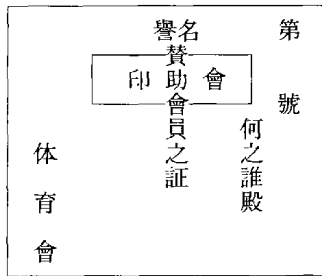
會長ノ顧問ニ應シ會務ヲ贊輔ス

〔有文叢誌〕第二七号(明治二十六年一月)

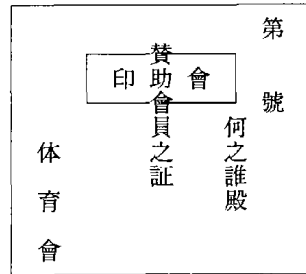
- 一 委員長 一名 一書記 若干
- 一 委員ヲ總轄ス
- 一 常務委員長 一名 一醫員 若干
- 一 常務委員ヲ總轄シ及常務ヲ監理ス
- 一 會計監理委員 二名 一會長ノ旨ヲ承ケ衛生事務ヲ擔當ス
- 一 收支一切ヲ監理ス
- 一 評議員 若干 一所長 一名
- 一 會長ノ旨ヲ承ケ會務ヲ討論議決ス
- 一 委員 若干 一場長 若干
- 一 會長ノ旨ヲ承ケ會務ヲ弘通シ會員ノ増加ヲ圖リ及躰育員ヲ獎勵ス
- 一 常務委員 若干 一檢定員 若干
- 一 會長ノ旨ヲ承ケ常務ヲ處理ス
- 一 事務部 一名 一教授 若干
- 一 幹事長 一名 一場長ノ命ヲ承ケ各科ノ教授ヲ分掌ス
- 一 幹事 若干 一一本會ノ主義ヲ普及セン爲メ本部ト地方ノ聯絡ヲ通シ事業ノ擴張ヲ圖リ各府縣ニ支會ヲ設ク其職制ハ別紙支會規則ニ掲ク
- 一 幹事長ノ命ヲ受ケ庶務會計ノ事ヲ分擔ス
- 一 紙支會規則ニ掲ク

一〇 體育會評議員會並ニ贊助會員ノ規約(明治二十五年四月十八日制定)

- 一 本會ハ若干ノ評議員ヲ依囑シ總テ樞要ノ事件並ニ諸則ハ其決議ヲ經テ施行スルモノトス
- 二 本會創立者ハ評議會ニ參スルモノトス
- 三 本會ノ擴張ヲ圖ラン爲メ廣ク有志諸彦ノ贊助ヲ求ム之ヲ贊助會員ト云フ
- 四 贊助會員ヲ分テ三種トス
 - 一 名譽贊助會員
 - 二 特別贊助會員
 - 三 贊助會員
- 五 名譽會員ハ本會ニ於テ殊ニ推載若クハ本會ヲ贊助スル貴紳トス
- 六 特別贊助會員ハ一時ニ金三圓以上寄附セラレタル諸彦及ビ贊助會員ニシテ月々ノ出金積テ金三圓ニ達シタル諸彦トス
- 七 贊助員ハ毎月金拾錢以上補助セラル、諸彦トス
- 八 各贊助會員ハ永久本會ニ名籍ヲ存シ特別ノ待遇ヲ爲スモノ



- 九 本會ニ關スル樞要ノ諸件並ニ收入支出ノ會計決算書ハ各贊助會員ニ報告ス
- 十 贊助會員ヨリ紹介スル練習生ハ人員ニ限ラズ一ヶ月ノ入場券特ニ半價トス
- 十一 贊助會員ニハ左ノ會員證ヲ送呈ス



十二 贊助會員ハ体育場開扉中ハ何時タリトモ入場

スルヲ得ルモノトス

但豫テ送呈シアル會員証カ又ハ名刺ヲ入口監
查人ニ示シ又同伴シタル者アレハ其人員ヲ告
知セラルヘシ

〔有文會誌〕第一九号（明治二十五年五月）

一一 日本體育會贊助會員ノ規約（明治二十五年六月十三日制定）

- 一 本會ノ擴張ヲ圖ラン爲メ有志諸彦ノ贊助ヲ求ム之ヲ贊助會員ト云フ
- 二 贊助會員ヲ分テ三種トス
 - 一 名譽贊助會員
 - 二 特別贊助會員
 - 三 通常贊助會員
- 三 名譽贊助會員ハ本會ヲ贊助スル貴紳及ヒ金五拾圓以上御出金セラレタル諸彦トス
- 四 特別贊助會員ハ一時ニ金三圓以上御出金セラレタル諸彦及ヒ通常贊助會員ニシテ月々ノ出金積テ金三

圓ニ達シタル諸彦トス

五 通常贊助會員ハ金三圓ニ達スル迄毎月金拾錢以上補助セラル、諸彦トス

但月々ノ出金額ハ各位ノ定ムル處ニ從フ者トス

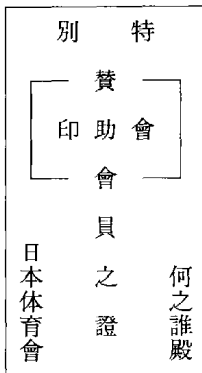
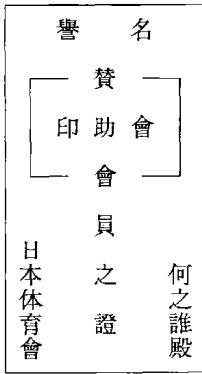
六 贊助會員ハ永久本會ニ名籍ヲ存シ特別ノ待遇ヲ爲スモノトス

七 右三種ノ外單ニ寄附金セラレタル諸彦ハ永久本會ヘ名籍ヲ存スルモノトス

八 本會ニ關スル樞要ノ諸件並ニ收入支出ノ會計決算書ハ各會員ニ報告ス

九 贊助會員ヨリ紹介スル練習生ハ人員ニ限ラス一ヶ月ノ入場券料特ニ半價トス

十 贊助會員ニハ左ノ會員証ヲ送呈ス



十一 贊助會員ハ体育所開扉中ハ何時タリドモ入場スルヲ得ルモノトス

但豫テ送呈シタル會員證カ又ハ名刺ヲ入口監査人ニ示シ又同伴シタル者アレハ其姓名ヲ告知セラルヘシ

〔日本體育會贊助會員ノ規約沿革又ハ推戴名譽贊成員并ニ各贊助會員名簿〕（明治二十六年初頭）

一三二 賛助會員ノ規約（明治二十七年當時）

- 一 本會ノ擴張ヲ圖ラン爲メ有志諸彦ノ賛助ヲ求ム之ヲ賛助會員ト云フ
- 二 賛助會員ヲ分テ三種トス
 - 一 名譽賛助會員
 - 二 特別賛助會員
 - 三 通常賛助會員
- 三 名譽賛助會員ハ本會ヲ賛助スル貴紳及ヒ金五拾圓以上御出金セラレタル諸彦トス
- 四 特別賛助會員ハ一時ニ金四圓以上御出金セラレタル諸彦及ヒ通常賛助會員ニシテ月々ノ出金積テ金五圓ニ達シタル諸彦トス
 - 但特別賛助會員出金額ハ各位ノ定ムル處ニ從フ者トス
- 五 通常賛助會員ハ金五圓ニ達スル迄毎月金拾錢以上補助セラル、諸彦トス
 - 但月々ノ出金額ハ各位ノ定ムル處ニ從フ者トス
- 六 賛助會員久永本會ニ名籍ヲ存シ特別ノ待遇ヲ

爲スモノトス

七 右三種ノ外單ニ寄附金セラレタル諸彦ハ永久

本會ヘ名籍ヲ存スルモノトス

八 本會ニ關スル樞要ノ諸件並ニ收入支出ノ會計

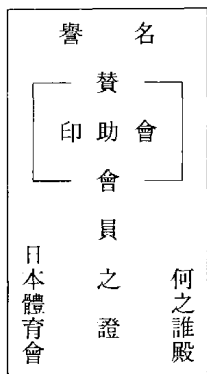
決算書ハ各會員ニ報告ス

九 賛助會員ヨリ紹介スル練習生ハ人員ニ限ラス

一ヶ月ノ入場券料特ニ半價トス

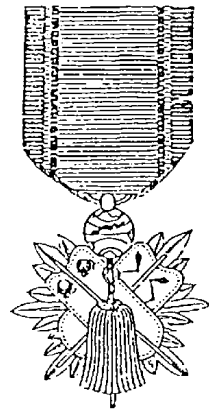
十 賛助會員ニハ左ノ會員證及ヒ會員徽章ヲ送呈

ス



通 常 會 員 之 證 印	特 別 會 員 之 證 印
日本體育會 何之誰殿	日本體育會 何之誰殿

名譽及特別贊助會員ノ徽章



名譽贊助會員ノ徽章ハ本形ノ内本邦圖及采配ヲ金色トシ他ハ銀色トナス特別贊助會員ノ徽章ハ本形ノ内本邦圖ヲ金色トシ他ハ皆銀色トス

十一 贊助會員ハ體育場開扉中ハ何時タリトモ入場スルヲ得ルモノトス但豫テ送呈シタル會員證カ又ハ名刺ヲ入口監査人ニ示シ又同伴シタル者アレハ其姓名ヲ告知セラルヘシ

〔文武叢誌〕第五号（明治二十七年三月）

一三 日本體育會贊助會員ノ規約（明治三十一年當時）

本會ノ擴張ヲ圖ラン爲メ有志諸君ノ贊助ヲ求
 メ其人ヲ贊助會員ト稱ス

二 贊助會員ヲ分テ三種トス

名譽贊助會員

名譽贊助會員ハ本會ヲ贊助スル貴紳及ヒ金五拾圓以上即納若クハ年賦ヲ以テ出金セラル、諸君トス 但年賦金額ハ貳拾圓以上トス

特別贊助會員

特別贊助會員ハ金五圓以上五拾圓以下即納若クハ年賦ヲ以テ出金セラル、諸君及ヒ通常贊助會員ニシテ其出金ヲ終リタル諸君トス 但年賦金額ハ五圓以上ニシテ入會ノ時一ヶ年分即納ヲ要ス

通常贊助會員

通常贊助會員ハ金六圓以上月賦及年賦ヲ以テ出金セラル、諸君トス 但月賦金額ハ貳拾錢以上各位ノ定ムル所ニ從フ

右三種會員ノ外單ニ金品ヲ寄附シタル人ハ之ヲ義助員ト稱シ永久本會ヘ名籍ヲ存ス

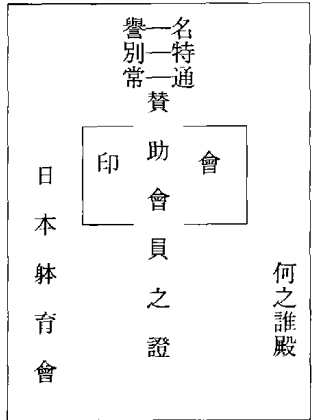
贊助會員ハ永久本會ニ名籍ヲ存シ且ツ特別ノ待遇ヲ爲ス

贊助會員ヨリ紹介スル躰育場練習生ハ一ヶ月ノ入場券料ヲ半價トス 但贊助會員ノ家族ニ限ル

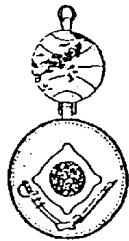
贊助會員ニハ左ノ證券ヲ贈リ其名譽、特別、

會員ニハ尚ホ左ノ徽章ヲ贈ル

何之誰殿



名譽特別會員徽章



七

又有功徽章三種ヲ製シ本會ニ功績アル人ニ贈ル其區別左ノ如シ 但徽章ノ圖樣ハ廿七八年役ニ我軍艦高千穂ヘ來リタシ鷹ト國旗ノ太陽

六 五 四 三

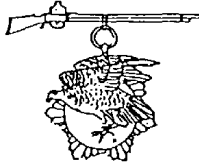
トヲ取ル一等有功徽章ハ鷹及光線純金二等有功徽章ハ鷹純金光線純銀三等有功徽章ハ鷹純銀光線金色トス

其第三等ハ金貳百圓以上五百圓以下即納若クハ年賦ヲ以テ出金シタル人ニ贈ル但年賦金額ハ五拾圓以上トス

第二等ハ金五百圓以上千圓以下即納若クハ年賦ヲ以テ出金シタル人ニ贈ル但年賦金額ハ七拾圓以上トス

第一等ハ金千圓以上即納若クハ年賦ヲ以テ出金シタル人ニ贈ル但年賦金額ハ百圓以上トス數回ノ出金積ンテ本項ノ定額ニ達スル者モ亦此等差ニ從ヒ各々適當ノ徽章ヲ贈ル

有功徽章



八 贊助會員ハ躰育場開扉中ハ何時タリトモ入場

スルヲ得ルモノトス但會員證又ハ名刺ヲ監査人ニ示スヘシ

九

贊助會員家族ハ躰育場乙種練習員ニ限り左ノ區別ヲ以テ無料入場スルコトヲ得ル

名譽贊助會員家族ハ人員ヲ限ラス

特別通常贊助會員家族ハ二名以内トス

十

本會贊助會員ニ加入セント欲スル人ハ先ツ左ノ通知書ヲ送致セラル可シ

通知書

一 今般御會何々會員ニ加入ス

一 出金ハ金何圓トス(但名譽及特別贊助會員)

一 出金ハ月々何程(但通常贊助會員)

右可然取計相成度候也

府縣市町村番地

年月日

何ノ誰印

日本體育會御中

十一

本會ニ關スル樞要ノ事件ハ各會員ニ報告スルモノトス但會計決算ハ毎月會計管理委員ノ檢

十二 查ヲ經本會事務所へ置き各會員ノ閱覽ニ供フ
在京ノ贊助會員ニハ本會々計掛員ノ受領證ヲ

以テ金圓ヲ受領セシムヘシ

十三 在地方贊助會員ノ出金ハ郵便爲替ヲ以テスヘ

シ(通常贊助會員ハ月々又ハ數月分)但爲替

料及郵税等ノ諸費ハ出金額ノ内ヨリ支辨スル

モ妨グナシ

十四 東京市内及ヒ地方共勸誘員ニ於テハ一切金圓

ヲ受領セサルモノトス

金圓到着ノ上ハ領收證ヲ送り且金額ヲ本會ノ

雜誌(文武叢誌)ニ掲載スヘシ

贊助會員ニシテ轉宅轉籍等ヲ爲シタル時ハ速

ニ本會へ通報アルヘシ

〔「文武叢誌」第五二号(明治三十一年三月)〕

一四 日本體育會會則 (昭和十五年當時)

日本體育會會則
第一章 總則
第一條 本會ハ日本體育會定款ノ外左ノ規定ニ據リ取扱フモノトス
第二章 職員
第三條 本評ニ課長三名書記若干名ヲ置ク
第四條 課長ハ會長之ヲ補記シ書記ハ會長之ヲ命ス
第五條 課長ハ會長ノ命ヲ受ケ會務ヲ分管ス
第六條 事務ノ都合ニ依リ補記職員ヲ置クヲ得
第三章 事務區分
第七條 本評ニ庶務課會計課學務課ヲ置ク
第八條 庶務課ノ管掌事務概ネ左ノ如シ
日本體育會用紙
一 會長ノ職責管掌ニ關スル事項
一 會員募集ニ關スル事項
一 會員名簿並ニ會員章ニ關スル事項
一 本會役員ニ關スル事項
一 評所全募集ニ關スル事項
一 會議ニ關スル事項
一 文會支評並ニ委員選ニ關スル事項
一 公文書類授受ニ關スル事項
一 官公衙其他ノ對シ交涉ニ關スル事項
一 本部以テ取替及給付小使ニ關スル事項
一 其他學務以外ニ關スル一切ノ事項
第九條 會計課ノ管掌事務概ネ左ノ如シ

一 豫算及決算ニ關スル事項
一 資産保管及金錢物品出入ニ關スル事項
一 財産目錄調製ニ關スル事項
一 物品ノ保管及廢品處分ニ關スル事項
一 電話機及暖室器ニ關スル事項
一 營繕ニ關スル事項
一 其他會計ニ關スル一切ノ事項
第十條 學務課ノ管掌事務概ネ左ノ如シ
一 生徒募集入學選學轉學及卒業實訓ニ關スル事項
日本體育會用紙
一 試驗ニ關スル事項
一 教員ニ關スル事項
一 體操場及演武場ノ管理ニ關スル事項
一 教室器具ニ關スル事項
一 生徒修學旅行ニ關スル事項
一 生徒學籍ニ關スル事項
一 體育上ノ調査研究ニ關スル事項
一 競技運動會ニ關スル事項
一 講演會ニ關スル事項
一 水泳ニ關スル事項
一 講習會ニ關スル事項
一 體育用器具材料及參考圖書類購入ニ關スル事項
一 書籍刊行ニ關スル事項

一 文庫ニ関スル事項

一 機關雜誌ニ関スル事項

一 其他學務ニ関スル一切ノ事項

第十條

各課ノ主務前掲ノ如ク之ヲ分ツモ常ニ互ニ連絡シ
事務ノ結果ヲシテ一致セシムルヲ要ス

第四章 庶務規定

第十一條

重要ナル庶務ハ総テ會長ノ決裁ヲ受クルモノトス但
シ程復ノ文書ニシテ會長ノ名ヲ以テスルモノト雖モ
先例定現アルモノ及ヒ輕易ノ事項ハ委任ノ範圍内
ニ於テ庶務課長之ヲ專行スル事ヲ得

第十二條

諸般ノ會務ニシテ理事會ノ決議ヲ要スヘキモノハ課
長ニ於テ立案起草シ理事會ノ決判ヲ受クルモノトス

日本體育會用紙

第十三條

會員ノ入退會其他各方面ノ關係事項ニシテ必
要ナルモノハ理事會議ノ際其書類ヲ理事會ノ閱覽ニ
供シ且所要ノ報告ヲ屬スモノトス

第十四條

庶務課ニ於テ整理保管スル簿冊概ネ左ノ如シ

- 一 官廳諸命令書
- 一 官廳ニ對スル諸願届並ニ報告書類
- 一 理事會ニ関スル書類
- 一 常務員會ニ関スル書類
- 一 總會支那及季貢部ニ関スル書類
- 一 契約其他ノ緊要書類
- 一 参考書類

一 會員名簿

一 寄附者名簿

一 本會役員及職員名簿

一 支會支部並ニ季貢部役員名簿

一 囑託及解囑決定名簿

一 諸文書發送簿

一 日記

第五章 經理規定

第十五條

會計課長ハ專テ金錢物品ノ出納並ニ記帳及其他
一切ノ經理事務ヲ掌ルモノトス

第十六條

豫算ハ經常費臨時費各款項目ニ別テ前年度
ノ豫算ニ比較シ之ヲ編成整理スルモノトス

日本體育會用紙

第十七條

本會ノ資金ハ會計課長ノ名ヲ以テ確實ナル銀行ニ
定期預金若クハ當座預金トス但シ急ニ使用ヲ要セ
ザル資金ハ理事會ノ決議ニ依リ公債若クハ確實ナ
ル株券ヲ購入保管スルコトヲ得

第十八條

會計課長ハ毎年四月二十日迄ニ前年度ニ屬スル收支
決算報告書財産目録貸借對照表ヲ調製シ理
事會ニ提出スルモノトス

第十九條

各課ノ支拂請求書類ニ當テ課長ノ認證ヲ受テ會
計課ニ移スモノトス

第二十條

總テ金錢ノ收入及支拂ハ會計課長ノ承認シクル證
書又ハ傳票ニ據リ出納記帳スルモノトス

第二十一條

重要ナル物品ノ購入配付ノ廢品處分ハ會計課長ノ

承認シタル契約書見積書傳票其他ノ証憑書類 ニ據リ出納記帳スルモノトス	第廿二條 事務費及教員ノ給料ハ月俸或ハ報酬トシ使テ又ハ臨時雇ハリ給トス	第廿三條 名譽職員ハ會務ノ爲ノ要スル實費ヲ支給シ又場合ニ依リテハ報酬ヲ贈與スルコトアルベシ	第廿四條 在職中ノ死又ハ謝旨解職シタル者ニハ月ノ十五日前後ヲ別テ半月分又ハ全月分ノ月給又ハ該月ノ報酬全ク支給ス	就職退職解職ノ者ニハ日割ヲ以テ支給ス其年俸又ハ年未報酬ニ係ルハ前二項ノ例ニ依リ之カ月割額ヲ支給ス	日本體育會用紙		第廿五條 以前職ノ給額ヲ支給ス	第廿六條 在職中ノ死シタル者其他解職シタル者ノ功勞顯著ナル者又ハ在職中ニシテ殊ニ勉勵セル者及會務ニ功勞アルモノ等ニハ理事會ノ決議ヲ以テ相當ノ祭料及ハ賞典慰勞金等ヲ贈與スルコトアルベシ但少額ノモノニ在ラズ會長ノ裁權ヲ以テ專行スルコトヲ得	第廿七條 病氣ニ依リ出勤日數三十日ニ至リタル時ハ其翌日より休給半額ヲ支給シ高三十日ヲ過ケルハ支給ヲ止ム	第廿八條 私事ノ爲メノ許可ヲ得テ出勤セル者ニハ其常ヨリ十日間ハ俸給全額ヲ支給シ其後ハ支給ヲ止ム	第廿九條 私事又ハ病氣等ニテ届出ヲナサズ出勤シタル者ニハ常
---------------------------------------	-------------------------------------	---	---	--	----------------	--	-----------------	---	---	---	-------------------------------

日ヨリ支給ヲ止但シ後日届出ヲ為シタル時ハ其事惰ヲ調査シ正當ノ理由アルモノハ廿二十六條ニ依リ得ス	第廿九條 日給ハ總テ出勤日數ニ應ジテ之ヲ支給ス大祭日及休日ハ出勤日數ニ準入ス	第三十條 職務上ニ起因シタル員傷者並ニ急引ノ者ハ第廿六條ニ依リテハ全額ヲ給ス	第卅一條 月給及報酬ハ毎月二十九日ニ支給ス	第卅二條 日給ハ毎月末日ヨリ其常月分ヲ支給ス	第卅三條 月給及日給支給當日休職ニ當ル時ハ前日ニ據リ上ケ支給ス	第卅四條 本會役員又ハ教員ニシテ會務ヲ兼ヒ旅行スル時ハ旅費ヲ支給ス	日本體育會用紙		第卅五條 旅費額ハ別表定ムル處ノ等級ニ依リ支給ス	第卅六條 北海道朝鮮北支那滿洲其他海外出張ノ場合ニハ詮議ノ上増額スルモノトス	第卅七條 旅行中私用ノ爲メ會務ヲ離レクハハ其間旅費ノ支給ヲ止ム	第卅八條 旅行中解職死又ハ病氣等ニシテ會務ヲ離レタル時ハ在職地迄ノ旅費ヲ支給ス	第卅九條 但シ私事ノ都合ニ依リ退職シタル者ハ此限リニアラズ多數ノ職員同時ニ此地ニ出張セル時ハ會計主任者ヲ定メ旅費定額以テ之ヲ實費支辨トスルコトアルベシ	第四十條 本會ノ職員以外ノ者ニ憑託シテ旅行セシムル場合ニ於テハ本會職員ニ準シ旅費ヲ支給ス
---	--	--	-----------------------	------------------------	---------------------------------	-----------------------------------	----------------	--	--------------------------	--	---------------------------------	---	---	--

第一條 旅行ノ日數短路并豫定シ難キ時ハ出發前概算ヲ

以テ旅費ヲ支給ス此場合ニ於テハ歸着後七日以内ニ精

算スルモノトス

第二條

本會ノ所助ヲ博ク行シテ旅行スル為メ特ニ費用ヲ要

スルモノハ實費支辨トス

第三條

前各條ニ據リ難キ場合ハ理事會ノ決定ヲ經テ之ヲ定

第四條

會計課ニ於テ整理保管スル簿冊概不充ノ如シ

一 現金出納簿

一 整理簿

一 試算表

一 豫算書

日本體育會用紙

一 決算報告書

一 納金簿

一 寄付金及募金簿

一 金錢交領証控

一 金錢証憑書類綴

一 物品出入簿

一 物品配付簿

一 物品証憑書類綴

一 契約書及見積書綴

此ノ他必要ニ應ジ補助簿ヲ備ス

職名	會長	副會長	理事	監事	常務委員	委員	課長	書記	庶務	使
名	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十
本會職員表規程	汽車汽船等救済泊科	日	備	七	六	五	四	三	二	一
學校職員表規程	科	日	備	七	六	五	四	三	二	一
職名	校長	主任	教頭	教頭	助教	助教	助教	助教	助教	助教
名	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十
日本銀行會川源	科	日	備	七	六	五	四	三	二	一

修習旅行野外講習財務教師、散費、且從、定費、自一十六、
 假時、三三、若干、手、廿、松、九、等、得

修習旅行
 〇三二

No. MEMO H E

神宮塔持坊 〇三二
 茲按了 〇三九
 至要殿 〇二六
 上中殿 〇三二
 心谷田行作 〇三二

一、棟長、備他、方、八、日、三、四
 一、神宮塔、八、日、七、日、制

往儀

本會職員東京府下出版協會規程

職	名	汽車汽船等級	辨	告	料
會	長	一	二	五。錢	
副	會	長	二	五。錢	
監	事	二	二	〇。〇	
理	事	二	二	〇。〇	
幹	員	二	一	〇。〇	
委	員	二	一	〇。〇	
課	長	二	一	〇。〇	
書	記	三	五	〇	
在	員	二	五	〇	
使	員	二	三	〇	

日本體育會用紙

會日ニテ宿泊ヲ要スル時ハ此費トス

學校職員東京府下出版協會規程

職	名	汽車汽船等級	辨	告	料
校	長	二	一	〇。〇	
主	事	二	五	〇	
教	頭	二	五	〇	
教	師	三	五	〇	
助	師	三	五	〇	

校員ニテ宿泊ヲ要スル時ハ此費トス

第六章 學務規程

第一條	學務課長ハ附屬學校幼稚園ノ教務ニ関スル一切ノ事項ヲ管掌スルモノトス
第二條	教職員ノ任免ニ関シテハ其事由ヲ具シテ一應理事會ニ附シタル後會長ノ認可ヲ得テ之ヲ決行スルモノトス
第三條	教員ノ昇給報酬等ニ関シテハ前項ニ準シ手續ヲナスモノトス
第四條	支庫ヲ管理シ圖書ヲ購入ニ関シテハ豫算ノ範圍外ニ於テ辦シ得ルモノハ之ヲ專行シ其ノ他ハ理事會ヲ經テ手續ヲ行ハスモノトス
第五條	每升水泳部及講習會ヲ開催スルニ際シテハ豫算ノ外ニ畫テ立テ理事會ノ決議ヲ經テ實行スルモノトス
第六條	日本體育會歴史ヲ編纂スルヲ學科ノ學則一覽等ノ立案改正ヲ擔任スルモノトス
第七條	日本體育會歴史ノ編纂ヲ學科ノ學則一覽等ノ立案改正ヲ擔任スルモノトス
第八條	學務課ニ於テ整理保管スル簿冊概テ左ノ如シ
一	圖書目錄
一	諸統計表
一	日本體育會歴史
一	入學願書級
一	在學保證書級
一	学籍簿
一	試驗問題級

日本體育會用紙

<p>一卒業者名簿</p>	<p>一生徒成績表</p>	<p>一職員生徒出勤簿</p>	<p>第七章程 補則</p>	<p>第五條 本會ノ基礎確立スル迄臨時擴張部ヲ特設シ事ヲ 會員並ニ寄附金ノ募集ヲ擔任セシム</p>	<p>第六條 擴張ニ関スル事實ハ所要ニ應ジ會長之ヲ囑託ス</p>	<p>執務時間及休日左ノ如シ</p>	<p>但事務繁劇ノ場合ニ定時間外又ハ休日ト雖モ執 務スルモノトス</p>	<p>日本體育會用紙</p>	<p>執務時間</p>	<p>一月七月十一日 午前七時ヨリ正午十二時迄 一月九月十日 午前八時ヨリ午後四時迄 一月九月十一日 午前八時ヨリ午後四時迄 一月九月十二日 午前八時ヨリ午後四時迄</p>	<p>休日</p>	<p>毎日曜日 大祭祝日 靖國神社大祭日</p>	<p>日本體育會創立記念日</p>	<p>十二月廿七日ヨリ一月五日迄冬期休業</p>
<p>附則</p>	<p>四規</p>	<p>本會及附屬學校教職員五ヶ年以上勤続シ病氣又ハ 其他ノ事故ニ依リ退職スル者ニ對シテハ各教職員ハ各 其俸給額ノ百分ノ二宛ヲ取出シ贈典スルモノトス 若シ生徒ヨリ食品ノ贈呈分ヲ申出ヅルモノアルトキハ文 レヲ認容スルコトアルベシ</p>	<p>但シ不都合ノ行為アリテ本會ヨリ退職ヲ命ジタ ル者ニ對シテハ此限リニアラズ</p>	<p>日本體育會用紙</p>	<p>日本體育會用紙</p>	<p>日本體育會用紙</p>	<p>日本體育會用紙</p>	<p>日本體育會用紙</p>	<p>日本體育會用紙</p>	<p>日本體育會用紙</p>	<p>日本體育會用紙</p>	<p>日本體育會用紙</p>	<p>日本體育會用紙</p>	<p>日本體育會用紙</p>

一五 基本金募集の趣旨（明治三十六年）

抑も國民體軀の健康を増進するは皆に各自の幸福を進め事業の發達を企圖する基たるのみならず亦實に歐米列強と並馳する點より見るも一日も忽にす可らざることは今更申すまでもなき次第に有之本會が明治二十四年以來拮据盡瘁して體育事業に相盡し候も全く國民の前途を憂ふるの微意に外ならず候國家も亦之を諒とし去る三十二年以來毎年壹萬圓の補助金を交付して此事業を獎勵ありたる儀に有之候然るに補助金交付の年限は本年度に於て滿期と相成り而して本會は事業の擴張に急にして未だ基本金を備ふるの暇なかりしを以て此際百年の大計を定めて經濟の鞏固を圖るは實に今日の急務と相信じ申候去とて全國十二支會より會員の會費を集中致し候ては支會の事業に支障を生じ本會の目的たる體育普及の旨に副はず候に付此際斷然各支會々員の釀金は全く支會の事業經營に充てしめ本會は別に内外有志諸君の同情に訴へ廣く基金を募集して獨立の策を取る事に決し候而して日下本會が國家に貢獻いたし居り候事業は全國各支會の事業の統轄獎勵せるの外體操學校を設けて現員貳百餘名の生徒を收容いたし既に前後凡三百人の體操科教員を出して體育事業に従事せしめ居り候併しながら國民の前途を考へ國運發展の未來を察し候得ば決して今日の狀態に満足すべしにあらざり進みて一道廳三府四十三縣より臺灣島に至るまで普ねく支會を設立し且つ支會の事業は地方廳下に限局せらるゝことなく郡に村に市に町に到る處國民體育場を設立して單に遊技運動に便するのみならず延て風俗の改良國民品位の上達にも貢獻致し度希望に有之候從て體操學校の如きも來年度に於ては大に規模を擴張して男女兩部とも中學程度以上の體操科及倫理若くは音樂國語等の教師たるに適するものを養成し以て體操教師の品位を高むると共に其の就職部面が惟り一時の期間たるに止まらず身を終ふる迄教育に従事し得るの素地を得しめ度存候依て年限を延長し教課の程度を高め教師を増加する等巨額の經費を要し申候是等は固より收支相償ふの計算に出づべきは申すまでも無之候得共其計劃の初に當りては特に多額の資を投じて之が設備を全うせざることを得ざる儀に有之候此の如く本會は今後多大の希望と計劃を有し着々事業を進行致し居り候次第に付國民體育に同情を給ふの諸君は本

會の微衷を諒とせられ其計劃を御賛襄被下度切望に堪へず候其の基金管理規則は別紙に掲記致置き候間御一覽被下度候也

社團法人日本體育會長 子爵 加 納 久 宜

日本體育會基金管理規則

第一條 本會の基金は國債證券又は銀行預金となし之を永久に貯蓄して支消せざるものとす

第二條 資金の利子は臨時の用途に支出することを得然れども臨時支出を要せざりしとき又は本會の經常費に剩餘を生ぜしときは總て之を基金に移入するものとす

第三條 本會に基金を寄付したる人の氏名は本會基金臺帳の記録に存し且つ紀念章を贈るべきものとす

〔體育〕第一一九号（明治三十六年十月）

一六 日本體育會定款（明治三十四年九月設立当初）

第一章 總則

第一條 本會へ皇族ヲ總裁ニ推戴ス

第二條 本會へ社團法人ニシテ文部大臣ノ監督ヲ受ク

第二章 目的

第三條 本會へ國民ノ身體ヲ強健ニシ尙武ノ氣象ヲ振作シ體操教員ヲ養成シ及體育ノ教科ヲ完全ナラシムルヲ以テ目的トス

第三章 名稱

第四條 本會へ日本體育會ト稱ス

第四章 事務所

第五條 本會へ事務所ヲ東京市麹町區飯田町一丁目十六十七番地ニ置ク

第五章 資産

第六條 本會へ皇室ノ御下賜金國庫府縣郡市町村ノ補助金會員ノ獻金日本體育會ノ寄附ニ係ル不動産不動態有志ノ寄附ニ係ル不動産及其他ノ收入ヲ以テ資産トス

第七條 本會ノ資産ハ總會ニ於テ定ムル所ノ規程ニ依リ理事之ヲ管理ス

第八條 本會資産ノ内 皇室ノ御下賜金及毎年度末ノ剩餘金ヲ以テ基本財産トス

第九條 基本財産以外ノ資産ハ常議員會ノ決議ヲ以テ理事之ヲ處分スルコトヲ得

第十條 本會ノ事業年度ハ四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル

第六章 職員

第十一條 本會ニ左ノ職員ヲ置ク

會長 一名 副會長 二名 幹事 四名

監事 二名 常議員 若干名

第十二條 職員中會長副會長幹事ヲ理事トス

第十三條 常議員ハ總會ニ於テ會員中ヨリ之ヲ選舉シ會長、副會長、幹事、監事ハ常議員ノ互選ニ依リ總裁之ニ囑托ス

第十四條 職員ノ任期ハ三年トス但再選スルコトヲ得

第十五條 會長、副會長、幹事、監事ニ缺員アルトキハ常議員ニ於テ補缺選舉ヲ行ヒ常議員ノ缺員ハ次階者ヲ以テ順次之ヲ補フ前項補缺者ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

第七章 會員

第十六條 會員ヲ別チテ左ノ三種トス
一、名譽會員
二、特別會員
三、通常會員

第十七條 會員ハ本會ノ主旨ヲ贊成シ左ノ獻金ヲ納付スルモノトス

一、名譽會員

一時出金三十圓以上
五ヶ年賦金額十圓以上

二、特別會員

一時出金十五圓以上
五ヶ年賦年額五圓以上

三、通常會員

一時出金五圓以上
五ヶ年賦年額三圓以上

第十八條 本會ノ主旨ヲ贊成シ一時限り金壹圓以上ヲ義捐スルモノハ贊助員トス

第十九條 理事ニ於テ本會ニ功勞アリト認めタル者ハ職金ヲ要セスシテ相當ノ會員トナスコトヲ得

但名譽會員トナスニハ常議員會ノ決議ヲ經ルモノトス
第二十條 入會及退會セントスルトキハ其旨ヲ理事ニ申告スヘシ

第二十一條 會員ニシテ本會ノ體面ヲ汚辱シ又ハ不都合ノ行爲アリト認めタルトキハ理事ハ常議員會ノ決議ニ依リ除名スルコトヲ得

第二十二條 退會者及除名者ノ既ニ納附シタル金額ハ返附セサルモノトス

第八章 總 會

第二十三條 本會ハ毎年一回定期總會ヲ開ク

第二十四條 會長ニ於テ必要アリト認めタルトキ又ハ常議員會ノ請求若クハ本會員十分ノ一以上ヨリ會議ノ目的タル事項ヲ示シテ請求アリタルトキハ臨時總會ヲ開ク

第二十五條 總會ノ場所、日時、及議題ハ三十日以前ニ於テ本會雜誌ニ廣告ス

第二十六條 總會ニ於テハ常議員ノ選舉議案ノ議決及諸般ノ報告ヲナスモノトス

第二十七條 總會ノ議決ハ出席會員ノ過半数ニ依ル

第九章 定 款

第二十八條 定款ヲ變更セントスルトキハ總會出席會員四分ノ三以上ノ同意ヲ得ルヲ要ス

第十章 補 則

第二十九條 此定款ニ依リ會務ヲ執行スル必要ナル諸設ノ規程ハ常議員會ノ決議ヲ經テ理事之ヲ定ム

第三十條 從來日本體育會ノ創立者ニハ本會ノ總會常議員會及理事會ニ出席シテ意見ヲ陳フルコトヲ得セシム

第三十一條 從來日本體育會ノ會員タル者ハ第二十條ノ手續ニ依ラスシテ定款認可ノ日ヨリ總テ本會ノ會員トナリタルモノト見做ス

第三十二條 本定款實施ノ時ニ於ケル會長ハ従前ノ儘トシ副會長幹事監事ハ從來ノ手續ニ依リ本會長ノ選擇ニ委任ス

但第一回總會ニ於テ紐テ之ヲ改選ス

東京市麹町區飯田町一丁目

日本體育會

〔日本体育會文書〕(明治三十一年)

一七 定 款 (明治三十六年五月改正)

第一章 總 則

第一條 本會は 皇族を總裁に推戴す

第二條 本會は社團法人にして文部大臣の監督を

受く

第二章 日 的

第三條 本會は國民の身體を強健にし尙武の氣象

を振作し體操教員を養成し及體育の教科

を完全ならしむるを以て目的とす

第三章 名 稱

第四條 本會は日本體育會と稱す

第四章 事 務 所

第五條 本會は事務所を東京市麴町区飯田町一丁

目六十七番地に置く

第五章 資 産

第六條 本會は 皇室の御下賜金國庫府縣都市町

村の補助金會員の醵金日本體育會の寄附

に係る動産不動産有志の寄附に係る動産

及其他の收入を以て資産とす

第七條 本會の資産は總會に於て定むる所の規程

に依り理事之を管理す

第八條 本會資産の内 皇室の御下賜金及毎年度

末の剩餘金を以て基本財産とす

第九條 基本財産以外の資産は常議員會の決議を

經て理事之を處分することを得

第十條 本會の事業年度は四月一日に始り翌年三

月三十一日に終る

第六章 職 員

第十一條 本會に左の職員を置く

會 長 一 名 副會長 一 名

幹 事 四 名 監 事 二 名

常議員 若干名

第十二條 職員中會長副會長幹事を理事とす

第十三條 常議員は總會に於て會員中より之を選擧

し會長、副會長、幹事、監事は常議員の

互選に依り總裁之を囑託す

第十四條 職員の任期は三年とす但再選することを

得

第十五條

會長、副會長、幹事、監事に缺員ある時は常議員に於て補缺選舉を行ひ常議員の缺員は次轉者を以て順次之を補ふ前項補缺者の任期は前任者の殘任期間とす

第七章 會 員

第十六條

會員を別ちて左の三種とす

一、名譽會員 二、特別會員 三、通常會員

第十七條

會員は本會の主旨を賛成し左の醗金を納附するものとす

一、名譽會員 一時出金三十圓以上（五カ年賦

年額十圓以上）

二、特別會員

一時出金三十圓未滿十五圓以上（五カ年賦年額五圓以上）

三、通常會員

一時出金十五圓未滿一圓以上（五カ年賦年額五十錢以上）

第十八條

理事に於て本會に功勞ありと認めたる者は醗金を要せずして相當の會員となすことを得但名譽會員となすには常議員會の決議を経るものとす

第十九條

入會及退會せんとするときは其旨を理事に申告すべし

第二十條

會員にして本會の體面を汚辱し又は不都合の行爲ありと認めたるときは理事は常議員會の決議に依て除名することを得

第廿一條

退會者及除名者の既に納附したる金額は返附せざるものとす

第八章 總 會

第廿二條

本會は毎年一回定期總會を開く

第廿三條

會長に於て必要ありと認めたる時又は常議員會の請求若くは本會員十分の一以上より會議の目的たる事項を示して請求ありたる時は臨時總會を開く

第廿四條

總會の場所日時及議題は三十日以前に於て本會雜誌に廣告す

第廿五條

總會に於ては常議員の選舉議案の議決及諸般の報告をなすものとす

第廿六條

總會の議決は出席會員の過半数に依る

第廿七條

定款を変更せんとする時は總會出席會員四分の三以上同意を得るを要す

第十章 補 則

第廿八條

此定款に依り會務を執行するに必要な諸般の規程は常議員會の決議を経て理事之を定む

第廿九條

從來の日本體育會の創立者には本會の總會常議員會及理事會に出席して意見を陳ふることを得せしむ

第三十條

從來日本體育會の會員たる者は第二十條の手續に依らずして定款認可の日より總て本會の會員となりたるものと見做す

第卅一條

本定款実施の時に於ける會長は從前の俣とし副會長、幹事、監事は從來の手續に依り本會長の選擇に委任す但第一回總會に於て渾て之を改選す

〔體育〕一三〇号（明治三十七年九月）

一八 定 款（明治三十八年五月改正認可）

第一章 總 則

第一條

本會は皇族を總裁に推戴す

第二條

本會は社團法人にして文部大臣の監督を受く

第四條

本會は日本體育會と稱す

第五條

本會は事務所を東京市麴町區飯田町一丁目十六十七番地に置く（但南品川大井村にも事務所を置き平常専ら事務を取扱ふ）

第二章 目 的

第三條

本會は國民の身體を強健にし尙武の氣象を振作し體操教員を養成し及體育の教料を完全ならしむるを以て目的とす

第五章 資 産

第六條 本會は皇室の御下賜金國庫府縣郡市町村

の補助金會員の醸金日本體育會の寄附に係る動産不動産有志の寄附に係る動産及其他の收入を以て資産とす

第七條 本會の資産は總會に於て定むる所の規程に依り理事之を管理す

第八條 本會資産の内皇室の御下賜金及毎年度末の剩餘金を以て基本財産とす

第九條 基本財産以外の資産は常議員會の決議を経て理事之を處分することを得

第十條 本會の事業年度は四月一日に始り翌年三月三十一日に終る

第六章 職 員

第十一條 本會に左の職員を置く

會長一名、副會長一名、幹事七名、監事二名、常議員若干名、

第十二條 職員中會長副會長幹事を理事とす
第十三條 常議員は總會に於て會員中より之を選擧し會長、副會長、幹事、監事は常議員の

互選に依り總裁之を囑託す

第十四條 職員の任期は三年とす但再選することを

得
第十五條 會長、副會長、幹事、監事に缺員ある時は常議員に於て補缺選舉を行ひ常議員の

缺員は次點者を以て順次之を補ふ前項補缺者の任期は前任者の殘任期間とす

第七章 會 員

第十六條 會員を別ちて左の三種とす

一、名譽會員 二、特別會員 三、通常會員

第十七條 會員は本會の主旨を賛成し左の醸金を納

付するものとす

一、名譽會員 一時出金三十圓以上（五ヶ年賦年額十圓以上）

二、特別會員 一時出金三十圓未滿十五圓以上（五ヶ年賦年額五圓以上）

三、通常會員 一時出金十五圓未滿壹圓以上（五ヶ年賦年額五拾錢以上）

第十八條 理事に於て本會に功勞ありと認めたる者は醸金を要せずして相當の會員となすこ

とを得但名譽會員となすには常議員會の決議を経るものとす

第十九條

入會及退會せんとするときは其旨を理事に申告すべし

第二十條

會員にして本會の體面を汚辱し又は不都合の行爲ありと認めたるときは理事は常議員會の決議に依て除名することを得

第二十一條

退會者及除名者の既に納附したる金額は返附せざるものとす

第八章 總 會

第二十二條

本會は毎年一回定期總會を開く

第二十三條

會長に於て必要ありと認めたる時又は常議員會の請求若くは本會員十分の一以上より會議の目的たる事項を示して請求ありたる時は臨時總會を開く

第二十四條

總會の場所日時及議題は三十日以前に於て本會雜誌に廣告す

第二十五條

總會に於ては常議員の選舉議案の議決及

諸般の報告をなすものとす

第九章 定款變更

第二十七條

定款を變更せんとする時は總會出席會員四分の三以上同意を得るを要す

第十章 補 則

第二十八條

此定款に依り會務を執行するに必要な諸般の規程は常議員會の決議を経て理事之を定む

第二十九條

從來の日本體育會の創立者には本會の總會常議員會及理事會に出席して意見を陳ふることを得せしむ

第三十條

從來日本體育會の會員たる者は第二十條の手續に依らずして定款認可の日より總て本會の會員となりたるものと見做す

第三十一條

本定款實施の時に於ける會長は從前の儘とし副會長、幹事、監事は從來の手續に依り本會長の選擇に委任す但第一回總會に於て渾て之を改選す

一九 日本體育會定款（大正七年七月改正）

第一章 總 則

第一條 本會ハ皇族ヲ總裁ニ德望アル人士ヲ副

總裁ニ推戴ス

第二條 本會ハ社團法人ニシテ文部大臣ノ監督

ヲ受ク

第二章 目 的

第三條 本會ハ國民ノ身體ヲ強健ニシ尚武ノ氣

象ヲ振作シ體操教員ヲ養成シ及體育ノ

教科ヲ完全ナラシムルヲ以テ目的トス

第三章 名 稱

第四條 本會ハ日本體育會ト稱ス

第四章 事務所

第五條 本會ハ事務所ヲ東京市麴町區飯田町一

丁目十六十七番地ニ置ク（當時市外荏

原郡大井町北濱川千百四十九番地ニ於

テ事務所ヲ取扱フ）

第五章 資 産

第六條 本會ハ會員ノ醜金並ニ有志ノ寄附ニ係

ル動産不動産及其他ノ收入ヲ以テ資産

トス

第七條 本會ノ資産ハ總會ニ於テ定ムル所ノ規

程ニ依リ理事之ヲ管理ス

第八條 本會資産ノ内毎年度末ノ剩餘金ヲ以テ

基本財産トス

第九條 基本財産以外ノ資産ハ常議員會ノ決議

ヲ經テ理事之ヲ處分スルコトヲ得

第十條 本會ノ事業年度ハ四月一日ニ始リ翌年

三月三十一日ニ終ル

第六章 職 員

第十一條 本會ニ左ノ職員ヲ置ク

顧問 若干名 會長 一名 副會長 二名

理事 七名 監事 二名 常議員 若干

名

第十二條 職員中會長副會長理事ヲ本會ノ理事ト

ス

第十三條

常議員ハ總會ニ於テ會員中ヨリ之ヲ選舉シ會長、副會長、理事、監事ハ常議員ノ互選ニ依ル

第十四條

職員ノ任期ハ三年トス但シ再選スルコトヲ得

第十五條

會長、副會長、理事、監事ニ缺員アルトキハ常議員ニ於テ補欠選舉ヲ行ヒ常議員ノ缺員ハ次点者ヲ以テ順次之ヲ補フ前項補缺者ノ任期ハ殘任期間トス

第七章 會 員

第十六條

會員ヲ別チテ左ノ三種トス
一、名譽會員 二、特別會員 三、通常會員

第十七條

會員ハ本會ノ主旨ヲ贊シ左ノ釀金ヲ納附スルモノトス

一、名譽會員 一時出金壹百圓以上

年賦三ヶ年年額四十圓月賦二ヶ年年月額五

圓

二、特別會員 一時出金麥十圓以上

年賦三ヶ年年額十貳圓月賦二ヶ年年月額壹

圓五拾錢

三、通常會員

一時出金拾圓以上

年賦三ヶ年年額四圓月賦二ヶ年年月額五拾錢

第十八條

理事ニ於テ本會ニ功勞アリト認メタル者ハ釀金ヲ要セスシテ相當ノ會員トナスコトヲ得但名譽會員ニナスニハ常議員會ノ決議ヲ經ルモノトス

第十九條

入會及退會スルトキハ其旨ヲ理事ニ申告スヘシ

第二十條

會員ニシテ本會ノ體面ヲ汚辱シ又ハ不都合ノ行爲アリト認メタルトキハ理事ハ常議員會ノ決議ニヨリ除名スルコトヲ得

第二十一條

退會者及除名者ノ既ニ納附シタル金額ハ返附セサルモノトス

第八章 總 會

第二十二條

本會ハ每年定期總會ヲ開ク

第二十三條

會長ニ於テ必要アリト認メタルトキ又ハ常議員會ノ請求若クハ本會員十分ノ一以上ヨリ會議ノ目的タル事項ヲ示シ

第二十四條
テ請求アリタルトキハ臨時總會ヲ開ク
總會ノ場所日時及議題ハ三十日以前ニ
於テ本會雜誌及東京日刊新聞中官衙ノ
公報掲載ノ爲メ指定シアル一種ニ之ヲ
廣告ス

第二十九條
ル諸般ノ規程ハ常議員會ノ決議ヲ經テ
理事之ヲ定ム
從來ノ日本體育會ノ創立者ニハ本會常
議員會及理事會ニ出席シテ意見ヲ陳フ
ルコトヲ得セシム

第二十五條
總會ニ於テハ常議員ノ選舉議案ノ決議
及諸般ノ報告ヲナスモノトス

第三十條
從來日本體育會ノ會員タル者ハ第十七
條ノ手續ニ依ラスシテ定款認可ノ日ヨ
リ總テ本會ノ會員トナリタルモノト見
做ス

第二十六條
總會ノ議決ハ出席會員ノ過半数ニ依ル

第九章 定款變更

第二十七條
定款ヲ變更セントスルトキハ總會出席
會員四分ノ三以上ノ同意ヲ得ルヲ要ス

第三十一條
本定款實施ノ時ニ於ケル會長ハ従前ノ
儘トシ副會長、幹事、監事ハ從來ノ手
續ニ依リ本會長ノ選擇ニ委任ス

第十章 補則

第二十八條
此定款ニ依リ會務ヲ執行スルニ必要ナ

〔日本體育會會報〕第一号（大正八年五月）

二〇 日本體育會定款（昭和五年當時）

第一章 總則

第一條
本會ハ皇族ヲ總裁ニ德望アル人トヲ

第二條
副總裁ニ推戴ス
本會ハ社團法人ニシテ文部大臣ノ監

督ヲ受ク

第二章 目的

本會ハ國民ノ身體ヲ強健ニシ尚武ノ氣象ヲ振作シ體操教員ヲ養成シ及體育ノ教科ヲ完全ナラシメ其他一般ノ教育事業ヲ施スヲ以テ目的トス

第三章 名稱

本會ハ日本體育會ト稱ス

第四章 事務所

本會ハ事務所ヲ東京市麴町區飯田町一丁目十六十七番地ニ置ク(當時市外荏原郡大井町北濱川千百四十七番地ノ三ニ於テ事務ヲ取扱フ)

第五章 資産

本會ハ會員ノ醸金并ニ有志ノ寄附ニ係ル動産不動産及其他ノ收入ヲ以テ資産トス

本會ノ資産ハ總會ニ於テ定ムル所ノ規定ニ依リ理事之ヲ管理ス

會員醸金ノ内十分ノ二及毎年度末ノ剩餘金ヲ以テ基本財産トス

第九條

基本財産以外ノ資産ハ常議員會ノ決議ヲ經テ理事之ヲ處分スルコトヲ得
本會ノ事業年度ハ四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル

第十條

第六節 職員
本會ニ左ノ職ヲ置ク

顧問 若干名

會長 一名 副會長 二名

理事 七名 監事 二名

常議員 若干名

第十二條

職員中會長、副會長、理事ヲ本會ノ理事トス

第十三條

常議員ハ總會ニ於テ會員中ヨリ之ヲ選舉シ會長、副會長、理事、監事ハ常議員ノ互選ニ依ル

第十四條

職員ノ任期ハ三年トス但シ再選スルコトヲ得

第十五條

會長、副會長、理事、監事ニ缺員アルトキハ常議員ニ於テ補缺選舉ヲ行ヒ常議員ノ缺員ハ次點者ヲ以テ順次之ヲ補フ前項補缺者ノ任期ハ殘任期

第三條

第四條

第五條

第六條

第七條

第八條

間トス

第七章 會員

第十六條

會員ヲ別チテ左ノ三種トス

一、名譽會員 二、特別會員

三、通常會員

第二十條

金壹千圓以上 一等有功章
金五百圓以上 二等有功章
金參百圓以上 三等有功章

第十七條

會員ハ本會ノ主旨ヲ贊シ左ノ釀金ヲ

納付スル者トス

一、名譽會員 一時出金壹百圓以上

年賦三ヶ年年額四十圓月賦二ヶ年

月額五圓

二、特別會員 一時出金參拾圓以上

年賦三ヶ年年額十二圓月賦三ヶ年

月額壹圓以上

三、通常會員 一時出金拾五圓以上年

賦三ヶ年年額六圓月賦三ヶ年月額

五十錢

第十八條

本會ニ顯著ナル功勞アリト認メタル者ハ常議員會ノ決議ヲ經テ有功章ヲ

贈與ス

第十九條

左ノ金額ヲ出金セラレタル者ニハ有功章ヲ贈與ス

第二十二條

會員ニシテ本會ノ體面ヲ汚辱シ又不都合ノ行爲アリト認メタルトキハ理事ハ常議員會ノ決議ニヨリ除名スルコトヲ得

第二十一條

入會及退會スルトキハ其旨ヲ理事ニ申告スヘシ

第二十三條

退會者及除名者ノ既ニ納付シタル金額ハ返附セサルモノトス

第二十四條

本會ハ毎年定期總會ヲ開ク

第二十五條

會長ニ於テ必要アリト認メタルトキ又ハ常議員會ノ請求若クハ本會員十分ノ一以上ヨリ會議ノ目的タル事項ヲ示シテ請求アリタルトキハ臨時總

第八章 總會

分ノ一以上ヨリ會議ノ目的タル事項ヲ示シテ請求アリタルトキハ臨時總

會ヲ開ク

第二十六條

總會ノ場所日時及議題ハ三十日以前ニ於テ本會雜誌及東京日刊新聞ノ中官報掲載ノ爲メ指定シタル二種ニ之ヲ廣告ス

第三十條

此定款ニ依リ會務ヲ執行スルニ必要ナル諸般ノ規程ハ常議員會ノ決議ヲ經テ理事之ヲ定ム

第二十七條

總會ニテハ常議員ノ選舉議案ノ決議及諸般ノ報告ヲナスモノトス

第三十二條

從來ノ日本體育會ノ創立者日高藤吉郎氏ハ總會常議員會及理事會ニ出席シテ意見ヲ陳フルコトヲ得シム從來日本體育會ノ會員タル者ハ第十七條ノ手續ニ依ラスシテ定款認可ノ日ヨリ總テ本會ノ會員トナリタルモノト看做ス

第二十八條

總會ノ議決ハ出席會員ノ過半数ニ依ル

第九章 定款變更

第二十九條

定款ヲ變更セントスルトキハ總會出席會員四分ノ三以上ノ同意ヲ得ルヲ要ス

第十章 補則

〔國民體育〕第一六卷八号(昭和五年八月)

二一 日本體育會定款(昭和八年三月改正)

第一章 總則

第一條 本會ハ社團法人日本體育會ト稱ス

第二條 本會ハ皇族ヲ總裁ニ德望アル人上ヲ副總裁ニ推戴ス

第二章 目的及事業

第三條 本會ハ國民ノ身體ヲ強健ニシ國民精神ヲ振作スル爲メ體育ノ普及指導及ビ之レニ伴フ教育竝ニ一般教育ヲ施スヲ以テ目的トス

第四條 前條ノ目的ヲ達スル爲メ左ノ事業ヲ行フ

一、體操學校ノ經營

ノ經營

三、大井幼稚園ノ經營

ノ經營

五、體育普及ノ施設及講習會講演會ノ開催

六、圖書及雜誌ノ刊行

ノ表彰

八、其他必要ト認ムル事項

第三章 事務所

第五條 本會ハ事務所ヲ東京市品川區大井北濱川町千四百四十七番地ノ三號ニ置ク

第四章 資産

第六條 本會ニ屬スル資産ハ會員ノ醵金竝ニ有志

ノ寄附ニ係ル動産不動産及其他ノ諸收入ヨリ成ル

第七條 本會ノ資産ハ常議員會ノ定メタル方法ニ依リ理事之ヲ管理ス

第八條 會員醵金及寄附金ノ内十分ノ一及年度末剩餘金ノ一部ヲ以テ基本財産トス
基本財産ハ之ヲ消費スルコトヲ得ス
但已ムヲ得サル必要アル場合ハ事業遂行上支障無キ範圍ニ於テ常議員會ノ決議ヲ經且ツ主務官廳ノ許可ヲ得タル場合ニ限り一時之ヲ運用スルコトヲ得

第九條 毎年度末ニ於テ經費ニ剩餘金ヲ生シタルトキハ前條第一項ニ依ル積立金ヲ控除シタル後之ヲ翌年度歳入ニ繰入ル、モノトス

第十條 本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第五章 役員

第十一條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

會長 一名 副會長 一名

理事 十一名〔内常務理事若干名及
會長副會長ヲ含ム〕

〔會長副會長ヲ含ム〕

監事 二名(内常任監事一名)

常議員 百三十名以内

顧問 若干名

會長ハ本會ヲ代表シ會務ヲ總理ス會長事
故アルトキハ副會長其ノ職務ヲ行フ常務
理事ハ本會ノ常務ヲ掌ル顧問ハ重要ナル
事項ノ諮問ニ應ズ

第十二條

常議員ハ總會ニ於テ會員中ヨリ之ヲ選舉
シ會長、副會長、理事及監事ハ常議員ノ
互選ニ依ル

第十三條

一、役員ノ任期ハ三年トス但再選スルコ
トヲ得

二、役員ハ其ノ任期滿了ノ場合ト雖後任
者就任スル迄仍其ノ職務ヲ行フモノ
トス

第十四條

會長、副會長、理事及監事ニ缺員アルト
キハ常議員會ニ於テ補缺選舉ヲ行フ補缺
役員ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

第六章 會 員

第十五條 會員ヲ別チテ左ノ三種トス

一、名譽會員 特ニ本會ニ功勞アリタルモ
ノ

一、特別會員 一時出金參拾圓以上

年賦三ヶ年 年額十二圓

月賦三ヶ年 月額壹圓以上

一、通常會員 一時出金拾五圓以上

年賦三ヶ年 年額六圓 月

賦三ヶ年 月額五十錢

第十六條

本會ニ顯著ナル功勞アリト認メタル者ハ
常議員會ノ決議ヲ經テ有功章ヲ贈與ス
左ノ金額ヲ出金セラレタル者ニハ有功章
ヲ贈與ス

第十七條

金壹千圓以上 一等有功章

金五百圓以上 二等有功章

金參百圓以上 三等有功章

第十八條 名譽會員トナスニハ常議員會ノ決議ヲ經
ルモノトス

第十九條

入會及退會スルトキハ其旨ヲ本會ニ申告
スヘシ

第二十條

會員ニシテ本會ノ體面ヲ汚辱シ又ハ不都

合ノ行爲アリト認メタルトキハ會長ハ理事會及常議員會ノ決議ヲ經テ之ヲ除名スルコトヲ得

第廿一條

退會者及除名者ノ既ニ納付シタル金額ハ返附セサルモノトス

第七章 總會常議員會理事會

第廿二條

本會ハ毎年定期總會及常議員會ヲ開キ毎月定時理事會ヲ開ク

第廿三條

會長ニ於テ必要アリト認メタルトキ又ハ常議員五分ノ一以上ヨリ會議ノ目的タル事項ヲ示シテ請求アリタルトキハ臨時ニ總會又ハ常議員會ヲ開ク

第廿四條

總會ノ場所日時及議題ハ二週間以前ニ於テ本會雜誌及東京ニ於ケル日刊新聞ノ中二種ニ之レヲ廣告ス

第廿五條

總會ニ於テ審議スヘキ事項左ノ如シ
一、定款ノ變更

二、常議員ノ選舉

三、諸議案ノ議決及會務ノ報告

第廿六條

常議員會ニ於テ審議スヘキ事項左ノ如シ
一、總會ニ報告スヘキ收支豫算ノ議決及決

算ノ承認

二、會長、副會長、理事及監事ノ選舉

三、會員ノ推薦及除名

四、其ノ他本會ノ發展ニ資スヘキ重要ナル

事項

第廿七條

總會及常議員會ハ出席者四十名以上ヲ以テ開會スルモノトス

總會常議員會及理事會ノ議決ハ出席者ノ過半数ヲ以テ之ヲ決ス

但可否同數ナルトキハ議長ノ決スルトコロニ依ル

總會常議員會及理事會ノ議長ハ總會長之二當ル

第廿八條

總會ニ於ケル會員ノ代理ハ會員タルコト常議員會ニ於ケル常議員ノ代理ハ常議員タルコトヲ要ス

第廿九條

本會ハ必要ニ應シテ支部ヲ置クコトヲ得支部ニ關スル規程ハ常議員會ノ議決ヲ經テ之レヲ定ム

第八章 補 則

第三十條

本定款ヲ變更セントスルトキハ總會ニ於

テ出席會員四分ノ三以上ノ同意ヲ得且ツ
主務官廳ノ認可ヲ受クルヲ要ス

第卅一條 本定款ニ依リ會務ヲ施行スルニ必要ナル

諸般ノ規程ハ常議員會ノ決議ヲ經テ會長
之レヲ定ム

〔社団法人・日本體育會定款〕（昭和八年十一月）

二二 日本體育會支會職制（明治二十六年七月二十九日制定）

一 本會ノ主義ヲ普及セン爲メ本部ト地方ノ連絡ヲ
通シ事業ノ擴張ヲ圖ルヲ以テ各府縣ニ支會ヲ設

ヲ管理ス

ク其職制左ノ如シ

一 理事

一名

但教育部ハ前項定ムル処ニ隨フ

支會長ノ命ヲ承ケ庶務會計ノ事ヲ担任ス

支會 職制

一 書記

若干名

一 支會長

一名

理事ニ屬シ各其事務ニ服ス

〔日本體育會要旨規約沿革及推戴名譽贊成員各贊助會員名簿〕（明治二十八年初頭）

二三 日本體育會支會組織規則（明治三十六年十月改正）

第一條 各地方體育事業執行の様關として日本體
育會支會を設置す

第二條 支會を設置せんとするときは本則に基き

支會規則を定め本會々長の承認を経へきものとす

設置の要求書には左の事項を具ふることを要す

一 支會の名稱

二 支會の位置

三支會事務所の敷地又は運動場に使用する土地若くは建物あらば其面積

四 現在又は將來に於ける運動場の設備

第三條 支會の名稱は地名を冠し日本體育會某支會と稱す

第四條 支會に左の職員を置く

支會長 一名

委員 若干名

書記 若干名

第五條 支會長は體育事業を獎勵監督し會務を處理す委員は支會長を佐け部内體育の普及を圖り

會務を處理す書記は支會長の旨を承け庶務會計に從事す

支會に於て必要と見認るときは支會副長委員長

又は顧問を置くことを得

第六條 支會には數箇の體育場又は開放運動場を設くべし體育場には左の職員を置く

場長 教員

第七條 場長は支會長の旨を承け主管の體育場を管理す教員は教育に従事す

第八條 正副支會長委員長顧問は總裁之を囑託し委員は支會長の推薦に依り本會長之を囑託し體育場長教員及書記は支會長之を囑託す

第九條 支會長顧問委員は俱に名譽職とす

第十條 支會管内には漸次支部を設置すへし其位置名稱及び支部規程は支會長之を定め本會に報告すへし支部長は支會長の推薦に依り本會之を囑託し以上支部職員の進退は該規則の定むる處に修る

第十一條 支會管下に要する體育事業は渾て同會員の餘金及び有志の寄附金を以て之を經營するものとす

第十二條 支會長は各郡市町村に於ける各級（名譽特別通常）會員の入退會一覽表を製し毎年二月本會に報告すべし

第十三條 支會長は會計年度に依り毎年一月末日迄に翌年度の收入支出豫算及事業執行に於ける計畫の概要書等を具へ又前年度に於ける收支決算

を次年五月迄に本會へ報告すべし

東京市麴町區飯田町一丁目

日本體育會

電話(番町五二〇番)

〔體育〕第二二〇号(明治三十六年十一月)

二四 日本體育會群馬縣支會體操練習場規則(明治三十三年六月當時)

同支會にては此程練習場規則を左の如く制定し講習生を募集しつゝあり

第一條 當支會躰操練習場に躰操に關する學術並に技術を講習し躰操專科教員を養成するを目的とす
第二條 講習員の定員を三十名以内とし左の資格を有する者に就き試験の上入學を許可す

一、身躰健全の者

二、品行方正の者

三、年齢滿十八年以上の者

四、高等小學校(四ヶ年課程)卒業以上の者

五、本縣に居住の者

第三條 講習期限は六ヶ月とし開始は其の都度廣告す

第四條 講習時間は毎日三時間乃至五時間とす

第五條 休業日は左の如し

祝日、大祭日、日曜日

夏期休業(自八月一日至八月卅一日)

冬期休業（自十二月廿五日至翌年一月七日）

第六條 講習科目左の如し

倫理、教育、解剖、生理、衛生附救急療法遊戯附唱歌、軍歌、普通躰操（徒手躰操、器械躰操）

兵式躰操（柔軟躰操、機械躰操）兵式教練（各個教練部隊教練）射撃、槍術及び劍術

第七條 講習員たらんとする者は願書に履歷書並に躰格検査證を添へ差出すべし

第八條 入學許可を得たるものは入學證書を差出すべし

第九條 講習員は一ヶ月金五拾錢の授業料を差出すべし但し躰育會員にして出金の義務を了りたる者は授業料を徴收せず

第十條 講習の終りに於て卒業試験を行ひ其の成績佳良を認めたる者は卒業證書を授與す

第十一條 卒業後三年間は當支會の承認を得るにあらざれば躰操教員以外の職務に従事することを得ざるものとす

〔體育〕第七九号（明治三十三年六月）

二五 日本體育會大阪支會規則（明治三十四年十月当時）

第一章 目的 名稱 位置

第一條 支會ハ本會ノ要旨及體育場規則ニ依リ體軀ノ發達ヲ圖リ精神習慣ノ養成ヲ勉ムルヲ以テ目的トス

第二條 支會ハ日本體育會大阪支會ト稱シ事務所ヲ當分ノ内大阪偕行社内ニ置ク

第二章 業務

第三條 支會ハ大阪府下數箇所ニ體育場ヲ設ケ該附近ノ子弟ヲシテ體育練習ノ便ヲ得セシム

第四條 體育養成ニ必要ナル術科ノ細日概ネ左ノ如シ

一 技術ハ專ラ兵式體操（器械體操 柔軟體操）兵式教練（各個教練 部隊教練）普通體操及銃鎗試合、劍鎗術、射的術、馬術、和洋漕艇術、自轉車、柔術、其他諸種ノ技術等

二 精神及習慣ノ養成ハ嚴正ナル規律ヲ以テ常ニ秩序ヲ守ラシメ不撓不屈ノ胆力ヲ鍊リ剛健快活ノ舉動ニ習ヒ艱苦缺乏ニ耐ユ可キヲ獎勵シ忠孝節義ノ講論研究ヲ爲ス事

第三章 會員及義損金

第五條 會員ヲ分チテ左ノ三種トス

一 名譽贊助會員 支會業務ヲ贊助セラル、貴紳及每年金五圓以上出金セラル、諸君トス

但一時ニ金五十圓以上ヲ齎出セラル、諸君モ又同シ

二 特別贊助會員 每年金三圓以上金五圓未滿ヲ出金セラル、諸君トス

但一時ニ金二十五圓以上齎出セラル、諸君モ又同シ

三 通常贊助會員 每年金壹圓以上金三圓未滿ヲ出金セラル、諸君トス

但一時ニ金八圓以上齎出セラル、諸君モ又同シ

第六條 金八圓未滿ヲ寄附セラル、諸君ハ義助員トシテ永ク支會ニ名籍ヲ存ス

第七條 篤志者ニシテ金百圓以上寄附セラル、諸君ハ名譽贊助會員ニ列シ尚ホ左ノ區別ニ依リ有功徽章ヲ贈呈ス

贈呈ス

一 金百圓以上金三百圓未滿即納若クハ年賦ヲ以テ出金セラル、諸君ニハ三等有功徽章ヲ贈呈ス

但年賦金額ハ金二十五圓以上トス

二 金三百圓以上金五百圓未滿即納若クハ年賦ヲ以テ出金セラル、諸君ニハ二等有功徽章ヲ贈呈ス

但年賦金額ハ金五十圓以上トス

三 金五百圓以上即納若クハ年賦ヲ以テ出金セラル、諸君ニハ一等有功徽章ヲ贈呈ス

但年賦金額ハ金七十圓以上トス

第八條 物品ヲ寄附セラル諸君ハ其價格ニ應シ常務委員會ノ決議ヲ以テ前各條ニ依リ會員ノ種類ヲ定ム

第九條 會員ノ年賦金ハ十ヶ年ヲ以テ終期トス

第十條 年賦金十ヶ年ノ額ニ達シタルトキハ終身會員タルモノトス

第十一條 贊助會員ハ其種類に應シ會員徽章ヲ贈呈ス

第十二條 年賦金年賦金ハ毎月一月(上半期分)七月(下半期分)ノ兩度ニ各都市區理事ニ納附スルモノトス

但新規入會者ニ在テハ入會申込ヲ爲スト同時ニ其納期ノ金額ヲ差出スモノトス

第十三條 支會業務ニ從事シ功勞アル諸君又ハ篤志ヲ以テ支會ノ發達ヲ幫助セラレタル諸君若クハ名譽アル

諸君ハ常務委員會ノ議決ニ依リ支會長ニ稟申シ特ニ年賦金ヲ要セズシテ特別又ハ名譽贊助會員トナス事アルヘシ

第四章 職制

第十四條 支會ノ業務ヲ幹理スル爲メ左ノ役員ヲ置ク

一 支會長 一名

本會長ノ旨ヲ承ケ支會ノ事務ヲ統轄ス

一 顧問 若干名

本會長及支會長ノ顧問ニ應シ會務ヲ補佐ス

一 委員長 一名

本會長及支會長ノ旨ヲ承ケ委員會ノ議長トナリ議事ヲ裁決シ支會長事故アルトキハ其事務ヲ代理ス

一 常務委員 若干名

本會長及支會長ノ旨ヲ承ケ本會ノ主義ヲ擴張シ會員ヲ勸誘シ諸報告ヲ爲シ議案ヲ審議ス

一 理事 若干名

支會長ノ命ヲ承ケ處務ヲ処辨ス但支會事務所ニ在テハ一名ハ專ラ會計事務ヲ処辨ス(郡市區ノ理事ハ部内會計事務ヲ兼掌ス)

一 委員 若干名

本會長及支會長ノ旨ヲ承ケ本會ノ主義ヲ擴張シ會員ヲ勸誘シ諸報告ヲナシ且支會長ノ臨時召集ニ應シ重要ノ議案ヲ審議ス

一 場長 若干名(一體育場ニ一名ヲ置ク)

本會長及支會長ノ旨ヲ承ケ體育場内ノ事務ヲ管理シ各科ノ教育ヲ監督ス

一 檢定員 若干名

體育練習生ノ技術ノ優劣ヲ檢定ス

一 教員 若干名

場長ノ命ヲ承ケ各科ノ教授ヲ分担ス

一 書記 若干名

支會長及理事ノ命ヲ承ケ文書記簿淨写等ノ事務ヲ掌ル

第十五條 支會長顧問委員長ハ名譽贊助會員中ヨリ本會長之ヲ囑託ス

第十六條 常務委員ハ特別會員中支會長之ヲ推舉シ本會長之レヲ囑託ス

第十七條 理事場長檢定員ハ常務委員又ハ委員中支會長之レヲ推舉シ本會長之レヲ囑託ス

但理事ハ支會事務所ニ若干名郡市區ニ各一名ヲ置ク

第十八條 役員ハ總テ名譽職トス

但教員書記ハ有給トシ支會長之ヲ選任ス時宜ニ依リ相當ノ技術アルモノニ就キ教員ヲ囑託シ報酬ヲナス事アルヘシ

第五章 會議及議員

第十九條 每年秋季役員總會ヲ開キ翌年度ニ係ル經費豫算額其他支會事務ノ消長ニ關スル諸件ヲ評決スルモノトス

第二十條 毎月一定ノ日時常務委員會ヲ開キ會務ノ諸報告ヲナシ本會ノ主義擴張會員勸誘ノ方法並ニ諸議案ヲ審議ス

但時宜ニ依リ委員長ノ承認ヲ經テ月例會ヲ省略スル事ヲ得

第二十一條 支會長前條議案ノ外臨時開會ヲ必要ト認ムルトキハ特ニ役員總會ヲ開ク事アルヘシ

但緊急ノ場合ニ在テハ在阪役員中若干名ヲ以テ開會スル事ヲ得

第二十二條 常務委員會ニ於テ評決シタル事件ハ支會長ノ承認ヲ經ルモノトス

第六章 資金及經常費

第二十三條 支會資金ハ第三章ニ掲クル贊助會員並ニ篤志者ノ釀金及體育場ニ於ケル收入金トス

第二十四條 支會ノ經濟ハ獨立トス其收入金ハ支會長ノ指定スル銀行ニ預ケ入利殖ス

第二十五條 支會長ハ總會ニ於テ議決シタル豫算額内ノ經費ハ其時々支出スル事ヲ得

第二十六條 支會會計年度ハ一月一日ニ始リ十二月三十一日ニ終ル

第二十七條 支會役員旅行ヲ要スルトキハ相當ノ實費ヲ支出スルモノトス

第七章 雜 則

第二十八條 贊助會員ニ加盟若クハ金圓物品ヲ寄附セラル、諸君ハ在郡市區役所理事ニ其旨申出ララルヘシ

第二十九條 前條ノ申出ヲ受ケタル理事ハ支會事務所理事ニ其由通報スルモノトス

支會事務所ニ在テハ其通報ニ依リ相當ノ名簿ニ登錄シ當該理事ヲ經テ徽章ヲ交付ス

但物品寄附ニ係ルトキハ第八條ノ手續ヲ經ルモノトス

第三十條 郡市區理事ハ第十二條ノ期月内ニ受持部内ノ釀金ヲ取纏メ明細書ヲ添ヘ翌年十五日以内ニ支會事

務所會計理事ニ送附スルモノトス

第三十一條 賛助會員中轉籍死亡其他ノ異動アルトキハ其都度受持理事ヨリ支會事務所ニ通知スルモノトス

第三十二條 一旦會員タリシ諸君ハ他ヘ轉住セラル、モ前會員ノ待遇ヲ爲スモノトス

第三十三條 退會セラレントスル諸君ハ徽章ヲ添ヘ其旨郡市區理事ニ申出テラルヘシ

第三十四條 支會長ハ毎年一回收支精算表ヲ製シ又役員及會員人名其他緊要ノ事件ハ新聞紙又ハ他ノ方法ヲ以

テ廣告スルモノトス

〔学校法人日本体育会・日本体育大学八十年史〕〔昭和四十八年十二月〕

二六 大阪體育研究會會則（明治四十年當時）

一 條 本會は大阪體育研究會と稱す

二 條 本會は體育會體操學校卒業及當校に在籍せし者にして府下教育事業に従事せる者を以て組織す

三 條 本會は體育會の趣旨に従ひ體育の普及改善を圖るを以て目的とす

四 條 本會に左の役員を置く

會長 幹事 庶務

五 條 會長は一切の事を幹事は會長を補佐し事務に従ふ

六 條 本會は隔月一回開會し體育の理論實際の研究及訓練に關する打合せをなす

七 條 本會は時々講習會を開き一般會員に講習せしむ

八 條 本會員は會毎々會費金三拾錢を拂込むべし

九 條 本條は必要に應じ臨時開會する事あるべし

十條 會則の變更は會員三分の二以上出席を要す

十一條 其他一般の事項は會長之れを定む

十二條 會期通知は當月上旬に通知し會場は大阪市内中央とし其都度所名は通知するものとす

〔體育〕第一六三号（明治四十年六月）

二七 日本體育會北海道支會規則（明治三十二年當時）

第一章 目的 名稱 位置

第一條 支會は本會の要旨に依り全般の體軀を壯健にし國家の福祉を進めんと欲するを以て目的とす

第二條 本會は日本體育會北海道支會と稱し事務所を札幌偕行社構内に置く

第二章 事務

第三條 支會は札幌偕行社構内に體育場を設け其附近の子弟をして體育練習の便を得せしめ漸次各地に支部を設く

各地支部又諸學校等より相當の技術を有する教員の囑托を請求するときは支會は之が囑托に應ずることあるべし

第四條

體育養成に必要な術科の細目概ね左の如し

一、技術は専ら兵式体操、兵式教練、普通体操及銃槍試合、劍槍術、射擊術、馬術、水泳術、漕艇術、自轉車、弓術、柔術、其他諸種の技術

二、精神及習慣の養成は嚴正なる規律を以て常に秩序を守らしめ不撓不屈の膽力を鍊り剛健快活の舉動に習ひ艱苦缺乏に耐ゆ可きを獎勵し忠孝節義の講論研究をなす事

第三章 會員及贊助金

第五條 會員を贊助會員と稱し之を名譽、特別、通常の三種に分つ

一、名譽贊助會員は支會事務を贊助せらる、貴顯及金五十圓以上即納若くは年賦或は月賦を以て出金せらる、ものとす但し年賦は金十五圓以上月賦は金二圓以上とし

二、特別贊助會員は一時金十圓以上即納若くは金十二圓以上年賦或は月賦を以て出金せらる、ものとす但し年賦は金三圓以上月賦は金五十錢以上とす

三、通常贊助會員は一時金五圓以上即納若くは金七圓以上年賦或は月賦を以て出金せらる、ものとす但し年賦は金二圓以上月賦は金二十錢以上とす

第六條 特別及通常贊助會員にして約定の出金を終り更に若干の寄附をなし前後通算して其金額通常は特別に特別は名譽に各其資格に陞す

第七條 會員にして年賦及ひ月賦にて出金せらる、ときは入會の時一回分即納するものとす

第八條 會員の出金額例に依らず單に若干の金品を寄附するものは義助會員とし其名籍を登録し篤志を永久に傳ふ

第九條 物品寄附者は其價格に應じ常務委員會の決議を以て第五條三種會員中の一に定むるものとす

第十條 特別に目的を指定して寄附せらる、ときは其目的に之を使用するものとす

第十一條 貴顯若くは支會に功勞ある者は常務委員會の決議に依り支會長より之を本會長に稟申し出金を要せずして特別又は名譽會員となすことあるべし

第十二條 贊助會員には日本體育會々員証を贈り尚ほ會費即納者及年賦月賦金一ヶ年分を納めたる者には會員徽章を贈るものとす但し各贊助會員にして約定の出金を終らず退會するときは證狀及徽章を返納せしむる者とす

第十三條 會員中本會の目的に障害となるべき所爲ある者又は會員たるの義務を缺く者は支會の見込を以て

除名することあるべし除名せられたるものは證狀及徽章を返納せしむるは前條に同し

第十四條 退會及除名せられたる者既納の會費は返附せざるものとす
金二百圓以上寄附せらるゝときは左の區別に依り有功徽章及感謝狀を贈るものとす

一、金二百圓以上五百圓未満即納若くは年賦を以て出金せらるゝ時は三等有功徽章を贈る年賦は金五十圓以上とす

二、金五百圓以上千圓未満即納若くは年賦を以て出金せらるゝときは二等有功徽章を贈る年賦は金七十圓以上とす

三、金千圓以上即納若くは年賦を以て出金せらるゝときは一等有功徽章を贈る年賦は金百圓とす
四、數回の出金積んで前各項に達するもの亦同し

五、本會のために特別の功勞あるものは常務委員會の決議に依り支會長より之を本會長に稟申し總裁下の裁下を経て有功徽章を贈ることあるべし

第十六條 會員は勿論否會員子弟と雖も體育場開扉中は無料入場するを得る但し費用を要するものは此限にあらず

第四章 入會及出金手續

第十七條 會員に加入せんと欲するものには左の申込書を送致せらるべし

入會申込書

一 今般御會の趣旨を賛成し何々贊助會員に加入す

二 金額何圓

三 出金即納或は年賦金何程月賦金何程つゝ、

右申込候條可然御取計相成度候也

年 月 日 住 所 番 地

日本體育會北海道支會御中

第十八條
第十九條

在札會員の出金は支會より會計係の受領証を以て受領人を差出すべし
全道各地會員の出金は郵便爲替を以て送致せらるべし但し郵便及爲替料は会費の内を以て支辨せらるべし

第五章 職 制

第二十條

支會の業務を管理するため左の後員を置く

- 一、支會長一名本會長の旨を承け支會の事務を統轄す
- 一、顧問若干本會長及支會長の顧問に應じ會務を補佐す
- 一、委員長一名本會長及び支會長の旨を承け委員會議長となり議事を裁決し支會長事故あるときは其事務を代理す

- 一、常務委員若干本會長及支會長の旨を承け常務を處理し諸報告をなし審議立案の事を掌る
- 一、委員若干支會長の命を承け會務を弘通し會員の増加を圖り體育員を奨勵す
- 一、幹事長一名支會長及委員長の命を承け庶務を處辨し會計事務を監督す
- 一、幹事若干幹事長の命を承け庶務會計の事を分擔す
- 一、書記若干幹事の命を承け文書記簿淨寫等の事を掌る
- 一、醫員若干支會長の旨を承け衛生事務を擔當す
- 一、場長一名委員長の命を承け體育場内の事務を管理し各課の教授を監督す
- 一、檢定員若干體育練習生の技術の優劣を檢定す
- 一、教員若干場長の命を承け各課の教授を分擔す

第二十一條

支會長顧問委員長は本會長之を囑托す

第二十二條 常務委員委員は支會長之を推舉し本會長之を囑託す

第二十三條 幹事長幹事場長檢定員は常務委員又は委員中より支會長之を推舉し本會長之を囑託す

第二十四條 職員は總て名譽職とす但し教員書記は有給とし支會長之を撰任す時宜に依り相當の技術あるものに就き教員を囑託し報酬をなすことあるべし

第六章 會 議

第二十五條 每年秋季職員總會を開き翌年度に係る經費豫算額其他支會事務の消長に關する諸件を評決するものとす

第二十六條 委員長は其必要に應じ常務委員會を開き會務の諸報告をなし本會の主義擴張會員勸誘の方法並に諸議案を審議す

第二十七條 常務委員會に於て評決したる事件は支會長の承諾を経るものとす

第七章 各支廳内委員

第二十八條 本會の趣旨目的を各地方に普及し同志者を誘導加盟せしむるため支部の設けなき各支廳下に左の職員を置き支會長の旨を承け會務擴張の責に任す

一、郡區委員長各郡區に一名

一、一郡區委員各郡區に若干

一、郡區事務員各郡區に若干

第二十九條 各郡區委員長は其地方に於ける募集金額十分の一以内を諸費に使用するを得

第三十條 各郡區に於ては其募集金額を以て支部を經營するに足ると認むるときは本支會の承諾を経て支部を設置するを得

第三十一條 各郡區に於て支部を設立するに足らざる間は入會者の申込書並會費を受取り支會へ送致すへし

第八章 會 計

- 第三十二條 支會資金は基本財産及第三章に掲ぐる贊助會員並に篤志者の義助金其他に於ける雜收入金とす
- 第三十三條 支會の經濟は獨立とす其收入金は支會長の指定する銀行に預け入れ利殖す
- 第三十四條 支會長の總會に於て議決したる豫算額内の經費は其時々支出するを得
- 第三十五條 支會の收支は六ヶ月毎に精算を支會長より之を本會長に報告するものとす
- 第三十六條 毎日の會計決算は支會長の検査を経て支會事務所に備置き各會員の閱覽に供するものとす
- 第三十七條 支會會計年度は毎月四月一日に始まり翌年三月三十一日に終るものとす
- 第三十八條 支會職員旅行を要するときは相當の實費を支出するものとす
- 第三十九條 收支精算表職員及會員人名其他緊要の事件は本會機關雜誌體育並に新聞紙を以て廣告するものとす

二八 日本體育會體操練習所規則（明治三十一年當時）

總則

第一條 當練習所ハ諸學校教員及將來教員タラント欲スル者等ヲ數母スル所トス

第二條 教科ヲ分ツテ本科撰科ノ二種トス

第三條 本科ハ体操教師タルニ須要ナル學科術科ヲ教授シ撰科ハ本科中希望ノ一科若クハ數科ヲ專修セシムルモノトス

第四條 本科ノ修業年限ハ一ケ年トシ撰科ハ其成熟ニ至ルヲ俟テ卒業試驗ヲ行フト雖凡ソ六ケ月以上トス

但本科並ニ撰科生ニシテ殊ニ學術優等ノ者ハ年限定ト雖モ卒業セシムルコトアルヘシ

第五條 本科及撰科ノ生徒タル者ハ年齡十五歲以上ニシテ品行端正規則ヲ遵守シ入學試驗ニ及第シタル者トス

第六條 入學試驗ハ入學ノ際左ノ科ヲ試驗ス

但教員ノ資格在ル者及員外生ハ此ノ限ニアラス

一 讀書

傍訓及句讀訓點（中學漢文之類）

一 作文

書牘文或ハ記事說

一 數學

比例全躰マテ

第七條 生徒ノ卒業ヲ判定スルハ別ニ定ル所ノ試驗規則ニ據ル

ニ據ル

第八條 本科及撰科ヲ卒業セシ者ハ會友トシ且ツ躰操教員タラントスルモノハ本人ノ希望ニ依リ本會之レカ推薦ノ勞ヲ取ルヘシ

教則及授業時間

第九條 本科ノ學術科目及テ其程度左ノ如シ

術科

一 兵式教練

一 兵式及普通躰操

一 銃槍及ヒ劍術

一 游泳并漕艇術

一 唱歌及ヒ軍歌

學科

一 生理及ヒ衛生學

一 修身學及ヒ教育學

一 其他躰操教員ニ必要ナル學科ノ大要

第十條 每週授業時間ハ二十四時乃至三十時間トス但撰科ハ此限ニアラス

第十一條 休業ハ日曜大祭祝日及ヒ冬季 十二月二十八日ヨリ一月七日マデ

トス

入學 退學

第十二條 定期入學ハ毎年三、七、十一月ノ三期ニ於テ之ヲ許ス尙本人ノ希望ニ依リ試験ノ上相當ノ班ニ編入スルコトアルヘシ

但時機ニ依リ臨時入學ヲ許スコトアリ

第十三條 本所ニ入學セント欲スル者ハ左式ノ入學願書ニ履歷書ヲ添ヘテ差出スヘシ

入學願書

私儀實所本科或ハ何々科修業致度仍テ履歷書ヲ添ヘ此段相願候也

本貫住所族籍

現住所

年月日 日本 何 之 誰 印 生年月日

日本體育會 跡探練習所長何之誰殿

履歷書 一年月日公私立何學校ニ入り何々修業云々 一賞罰 一本人當時ノ職業 右之通りニ候也 年月日 本人 何 之 誰 印

入學證書 私儀今般入學御許可候ニ付テハ御規則堅ク相守リ他念ナク修業可仕此段相替候也 本貫住所族籍 府下現住所 何 之 誰 印

前書何之誰在所中一切ノ事件ハ私負擔可仕候也 府下現住所 保證人 何 之 誰 印 生年月日

日本體育會 跡探練習所長何之誰殿

退學願書

私儀何々ノ事由ニ依リ退學致度此段保證人連署ヲ以テ相願候也 本科或ハ撰科生 何 之 誰 印

年月日 日本 何 之 誰 印 生年月日

日本體育會 跡探練習所長何之誰殿

第十五條 課業欠席ノ者ハ必ス本所ニ届出ツヘシ其二週

日以上ヲ涉ルモノハ保證人ノ連署ヲ要ス

第十六條 無届欠席十五日ヲ過クル者ハ別ニ通知ヲナサ

スシテ生徒籍ヲ除スルコトアル可シ

試験

第十四條 入學ノ許可ヲ得タル者ハ府下居住ノ身元確實

ナル保證人一名ヲ定メ左ノ證書ヲ差出スヘシ

第十七條 試験ヲ分テ入學試験臨時試験及ヒ卒業試験

ノ三種トス

第十八條 凡ソ試験ノ成績ハ點數ヲ以テ之ヲ判定ス其方
法ハ各學術毎ニ一百點ヲ定點トス

第十九條 臨時試験ハ修業期限内中二回以上之ヲ施行ス
第二十條 得業試験ニ於テハ品行ヲ參酌シ其評點ヲ定メ
一科ノ得點トス

第廿一條 臨時試験ニ欠席シタルモノハ其欠席科目ノ評
點ヲ零トス
但試験前保證人連署ニテ其欠席ノ理由ヲ届出ルモノ
ニシテ事情止ムヲ得サルヲ認ムルトキハ前回ノ臨時
試験ニ於ケル該科ノ評點ヨリ十點以上二十點以下ヲ
減シ其欠席科目ノ評點ト見做シ之ヲ與フ若シ初回ノ
臨時試験ニ於テ欠席スルキハ次回ノ試験評點ニ於テ
之ヲ處置ス

第廿二條 卒業試験ハ修業ノ終ニ於テ之ヲ施行ス

第廿三條 卒業試験ニ於テハ其修業中ノ臨時試験評點ヲ
各科目毎臨時試験ノ回數ニテ除シ更ニ之ニ卒業試験各
科目ノ評點ヲ加ヘ二除シ得タル者ヲ卒業試験各科目ノ
得點トス其各科目ノ評點合計ニ品行點ヲ加ヘ總科目數
ニテ除シタルモノヲ卒業試験ノ得點トス

第廿四條 及第ハ合計平均點九十點以上トス

但一科四十點以下ノ點アルカハ合計平均五十點ニ滿
ツルト雖モ落第トス

第廿五條 卒業試験ニ際シ欠席シタル者ハ該科目ヲ零ト
ス

但卒業試験前保證人連署ニテ欠席ノ旨届出テ事情止
ムヲ得サルコトヲ認メ許可シタルモノハ臨時補欠試
験ヲ行フアルベシ
第廿六條 凡ソ及落第者ノ席順ハ其得點ノ多寡ニ依リ之
ヲ定ムルモノトス
第廿七條 卒業試験及第者ニハ左ノ證書ヲ附與ス

第廿八條 本科若クハ撰科ノ卒業生ニシテ所長ヨリ左ノ 證明書ヲ附與シタル者ハ本會ニ於テ特許ヲ得タル諸府 縣ニ限り甲種檢定規則ニ依リ取扱ヲ受クルヲ得ルモノ トス	會印 右本會練習所規定ノ何科卒業ヲ證ス 年月日 右授與ノ件ヲ承認ス 日本體育會々長、何之誰印	何府縣族籍 何年何ヶ月 何之誰 何之誰印
---	--	-------------------------------

證明書

何府縣族籍

何之誰

右今般本會跡操練習所何科卒業候跡操科教員適任者
ト相認候間此段證明候也

日本體育會跡操練習所長 何之誰印

賞罰

第廿九條

修業間學術拔群品行嚴正ナル者ハ褒賞ヲ與フ

第三十條

左ニ掲クル者ハ退學セシム

一怠惰ニシテ成業ノ見込ナキ者

二犯前數回猶改悛ノ徵ナキ者

三風儀ヲ毀リ放逸或ハ粗暴ノ所爲アル者

第卅一條

前條ニ明文ナキモ本所ニ於テ卒業ノ目途ナキ者ト認ムルトキハ退學セシムルヲアルベシ

學費

第卅二條

入學ヲ許可セラレタル者ハ束脩トシテ本科ハ

金壹圓擇科ハ金七拾錢入學證書ト共ニ納ムベシ

第卅三條

月謝ハ本科七拾錢擇科五拾錢校場費拾錢トス

但擇科生ニシテ三科以上兼修スルモノハ本科ノ授業料ヲ徴收ス

第卅四條

本會贊助會員ニシテ出金ノ義務ヲ了リタル者ハ半額トス

第卅五條

月謝ハ毎月十五日マテニ納附スヘシ

第卅六條

入退學ノ節月謝ハ其月十五日前後ヲ以テ區分

第卅七條 疾病其他ノ事故ニ依リ缺席スルノ月謝ハ規定ノ通り納附スヘキモノトス

第卅八條 月謝納附遅滞スルキハ郵便先拂ヲ以テ保證人

ハ督促シ納メサル者ハ生徒籍ヲ除シ其金額ヲ保證人ニ辨償セシム

生徒心得

第卅九條

凡ソ躰操場及校場ニ在リテハ總テ教員ノ指示ニ從ヒテ進退シ荷モ喧噪ノ變動及危險不潔等ノ所爲アルヘカラス

第四十條 教科用器械ノ使用ハ丁寧ニ注意シ使用終ルノ後ハ必ス故所ニ復スヘシ

第四十一條 課業時間ノ外ハ職員ノ許可アルニ非サレハ濫ニ器具ヲ使用スヘカラス

第四十二條 不注意ニヨリ建家及器械其他ノ器具ヲ毀損スルキハ相當ノ辨償ヲナサシム若シ本人不分明ナル時ハ關係ヲ有スル一般ニ負擔セシムルコトアリ

但シ故意ニ出ツルモノハ特ニ處スル所アルヘシ

體操練習所長 東條英敷

東京麹町區飯田町四丁目三十番地

日本體育會體操練習所

二九 日本體育會體操學校規則（明治三十三年八月認可）

第一章 總 則

- 第一條 體操學校ハ體育専門ノ學科術科ヲ教授シ體操教員ヲ養成スル所トス
- 第二條 教科ヲ分チテ本科別科ノ二種トス
- 第三條 修業年限ハ本科一ケ年別科六ヶ月トス
- 第四條 生徒ノ定員ハ本科別科各百名トス
- 第五條 生徒タルコトヲ得ヘキ者ハ年齡十八年以上ニシテ品行方正身體健全入學規定ニ相當スル者トス
- 第六條 本科優等卒業生ハ明治三十三年文部省令第十號ニ依リ無試験檢定ヲ受クルコトヲ得
- 第二章 教科及授業時間
- 第七條 本科ノ學術科目左ノ如シ

學 科

- 一 倫 理 一 教育學 一 物理化學 一 生理衛生附救急療法
- 一 普通體操ニ關スル學科 一 兵式體操ニ關スル學科

術 科

- 一 普通體操 一 遊戲法 一 兵式體操 一 兵式教練 一 射擊
- 一 銃劍術 一 唱歌、游泳術、漕艇術、劍術ハ隨意科トシテ課ス

第八條 別科ノ學術科目左ノ如シ

學 科

- 一 倫 理 一 教育學 一 生理衛生

術科

一 普通體操 一 遊戲法 一 兵式體操 一 兵式教練 一 唱歌

一 射擊

第九條 授業時間ハ各科トモ毎週三十時乃至三十五時間トス

第十條 本科ヲ卒業シ尚ホ學術科ヲ研究セントス者ノ爲ニ研究科ヲ置ク

第十一條 研究科ニ於テハ本科所定ノ學科術科中ニ就キ其一科若シクハ數科ヲ研究スルモノトス

第十二條 學科術科ノ中其一科若シクハ數科ヲ選修スルモノヲ選科生トス

第三章 學年、學期、休業

第十三條 學年ハ四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ルモノトス

第十四條 學年ヲ前後ノ二學期ニ分ツ

前學期ハ四月一日ヨリ始マリ九月三十日ニ終ル

後學期ハ十月一日ヨリ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第十五條 休業日ハ左ノ如シ

日曜日 大祭日 祝日 日本體育會創立記念日

夏期ハ八月一日ヨリ八月三十一日迄

冬期ハ十二月二十八日ヨリ翌年一月七日迄

第四章 入學、退學

第十六條 定期入學ハ毎年四月十月ノ二期トス

但シ本科ヲ除クノ外臨時入學ヲ許可シ試験ノ上相當ノ學期ニ編入スルコトアルヘシ

第十七條 左ノ資格ヲ有スル者ハ本科ニ無試験入學ヲ許ス

一 高等小學校本科正教員又ハ尋常小學校本科正教員ノ免許狀ヲ有スル者

二 高等小學校本科准教員ノ免許狀ヲ有スル者

三 元陸軍教導團歩兵科卒業生

四 陸軍歩兵科下士任官后滿四箇年以上現役ニ服シタル者

五 本校別科ノ卒業證書ヲ有スル者又ハ小學校體操科正教員ニシテ國語數學ニ科目ニ關シ特別試驗ニ及第シタル者

六 中學校第三學年以上ノ修業證書ヲ有スル者

第十八條 左ノ資格ヲ有スル者ハ別科ニ無試験入學ヲ許ス

一 尋常小學校本科准教員及體操科准教員ノ免許狀ヲ有スル者

二 修業年限四箇年ノ高等小學校卒業證書ヲ有スル者

三 陸軍下士

第十九條 前二條ニ該當セサル者ハ本科ハ中學校三學年、別科ハ高等小學校卒業ノ程度ニ由リ國語作文算術

體格ニ就キ入學試験ヲ行フ

第二十條 入學志願者ハ左ノ書式ニ依リ履歷書ヲ添ヘテ願書ヲ差出スヘシ

入學願書式(用紙半紙)

入學願書

一 私儀體操教員志願ニ附貴校何科へ入學致度依テ履歷書相添へ此段相願候也

本貫住所族籍

現住所

本人姓名

生年月日

履 歷 書 (用紙半紙)

履 歷 書

- 一 本人生所
 - 一 本人住所
 - 一 何年月何所ノ誰ニ就キ何學修業
 - 一 何年月何學校ニ入り何年月卒業又ハ何年級修業
 - 一 何年月ヨリ何年月マテ何業經營何件ニ從事
 - 一 賞 罰
 - 一 免許狀及證書等ヲ有スル者ハ其写
- 右之通りニ候也
- 年 月 日
- 本 人 姓 名

第二十一條 入學ヲ許可セラレタル者ハ保證人連署ヲ以テ入學證ヲ差出スヘシ

第二十二條 保證人ハ丁年以上ノ男子ニシテ東京市内ニ住居シ一家ヲ立テ身元確實ナル者タルヘシ

第二十三條 保證人ノ轉居シタルトキハ速ニ届出ツヘシ

第二十四條 學術科進歩セス卒業ノ見込ナキモノハ退學セシム

第五章 試 驗

第二十五條 試驗ヲ分チテ學期試驗及卒業試驗トス

第二十六條 學期試験ハ各學期ノ終リニ於テ之ヲ施行ス

但シ各學期内ニ於テ臨時試験ヲ行フコトアルヘシ

第二十七條 卒業試験ハ修業年限ノ終リニ於テ之ヲ施行ス

卒業試験ニ併セテ後學期ノ試験ヲ行フ

第二十八條 師範學校卒業者及陸軍歩兵科下士ニシテ六ヶ月以上本科ノ學科及術科ヲ修業シ其成績佳良ナル者

ハ特ニ卒業試験ヲ受ケシムルコトアルヘシ

第二十九條 卒業試験ニ落第スルモノハ相當ノ期間内再修セシムルモノトス

第六章 賞 罰

第三十條 品行方正學術優等ノ者ニハ褒賞ヲ與フルコトアルヘシ

第三十一條 校則ニ違背シ改悛ノ状ナキモノハ譴責停學又ハ退學セシム

第七章 學 資

第三十二條 入學ヲ許可セラレタルモノハ入學金壹圓ヲ納ム可シ

第三十三條 授業料ハ各科トモ一ヶ月金壹圓トス

第三十四條 日本體育會贊助會員ニシテ出金ノ義務ヲ了リタル者ハ入學金及授業料ヲ半額トス

第三十五條 授業料ハ毎月十日迄ニ納附ス可シ

第三十六條 疾病其他ノ事故ニ依リ缺席スルモ授業料ハ規定ノ通り納附スヘキモノトス

第三十七條 授業料納附遲滯スルトキハ保證人へ督促シ尚ホ納メサルモノハ之ヲ除名シ其金額ヲ保證人ニ辨償

セシム

第三十八條 本校ニ若干ノ貸費生ヲ置ク 但シ貸費生ニ關スル細則ハ之ヲ別ニ定ム

第八章 職 員

第三十九條 本校ニ左ノ職員ヲ置ク

校長 一名 校務ヲ管理ス
次長 一名 校長ヲ補佐シ校長事故アルトキハ代理ス
教頭 二名 教務ヲ統理ス
教師 若干名 各科ノ教授ニ任ス
書記 若干名 處務會計ノ事ニ任ス

〔都政史料館藏文書〕（明治三十三年八月）

三〇 日本體育會體操學校規則（明治三十四年二月改正）

第一章 總 則

- 第一條 體操學校ハ體育専門ノ學科、術科ヲ教授シ體操教員ヲ養成スル所トス
- 第二條 教科ヲ分チテ高等科普通科ノ二種トス高等科ハ中學校師範學校及高等女學校ノ體操教員ト爲ラント欲スル者ニ之ヲ授ク
- 第三條 高等科及普通科ニ各々別科ヲ置ク別科ハ各々教員檢定試験ヲ受ケント欲スル者ニ之ヲ授ク
- 第四條 修業年限ハ高等科ヲ一學年ト一學期、其別科ヲ一學年トシ普通科ヲ一學年、其別科ヲ一學期トス
- 第五條 生徒ノ定員ハ高等科及其別科ヲ通シテ百名トシ普通科及其別科ヲ通シテ百名トス
- 第二章 教科及授業時間
- 第六條 高等科及其別科ノ學術科目左ノ如シ

第七條

普通科及其別科ノ學術科目左ノ如シ

倫理	國語 (別科ニハ省ク)
教育	解剖生理衛生附救急療法
普通體操ニ關スル學科	兵式體操ニ關スル學科
普通體操	兵式體操
兵式教練	射擊
遊戯	唱歌

(水泳術、漕艇術、銃劍術、劍術ハ隨意科トシテ課ス)

倫理	教育
解剖生理衛生附救急療法	普通體操ニ關スル學科
兵式體操ニ關スル學科	兵式體操
普通體操	遊戯
兵式教練	
唱歌	

(水泳術、射擊ヲ隨意科トシテ課ス)

第八條 授業時間ハ各科トモ每週三十時乃至三十五時間トス各科教授時間凡ソ左ノ如シ
各科教授時間表

科別	高等科	普通科	普通科
學術科目	第一學年	第二學年	第一學期
學年	第一學年	第二學年	第一學期
第一學期	第一學年	第一學年	第一學期

倫理	一	一	一	一	一	一	一	一
國語	二	二	二	二	二	二	二	二
教育	二	二	二	二	二	二	二	二
解剖生理衛生附救急療法	三	三	三	三	三	三	三	三
普通體操ニ關スル學科	一	一	一	一	一	一	一	一
兵式體操ニ關スル學科	一	一	一	一	一	一	一	一
普通體操	八	八	八	八	八	八	八	八
兵式體操	七	八	八	八	八	八	八	八
兵式教練	三	二	二	二	二	二	二	二
射擊	！	！	！	！	！	！	！	！
遊戲	二	二	二	二	二	二	二	二
唱歌	二	二	二	二	二	二	二	二
計	三二	三二	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇

第九條 高等科射擊ハ第二學年第一學期ニ於テ凡ソ十回之ヲ授ク
 學術科目ノ中其一科目若クハ數科目ヲ選修スルモノヲ選科生トス

第三章 學年 學期 休業

第十條 學年ハ四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第十一條 學年ヲ前后ノ二學期ニ分ツ

前學期ハ四月一日ヨリ始マリ九月三十日ニ終ル

後學期ハ十月一日ヨリ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第十二條 休業日ハ左ノ如シ

日曜日 大祭日 祝日 靖國神社大祭日

日本體育會創立記念日

夏期休業 八月一日ヨリ八月三十一日迄

冬期休業 十二月二十五日ヨリ翌年一月七日迄

第十三條

定期入學ハ學年學期ノ始トス

但各科トモ時宜ニ依リ臨時入學ヲ許可スルコトアルヘシ

第十四條

本校生徒タルコトヲ得ヘキ者ハ年齡十八年以上二十五年以下品行方正身體健全ニシテ左ノ資格ヲ有スルモノタルヘシ

但年齡二十五年以上ト雖モ入學前ニ於テ多少術科ヲ習得セル者ハ其技術檢定ノ上入學ヲ許可ス

ヘシ

一 高等科及其別科

一 高等小學校本科正教員及尋常小學校本科正教員ノ免許狀ヲ有スル者

二 高等小學校准教員ノ免許狀ヲ有スル者

三 元陸軍教導團卒業生

四 陸軍各兵科下士任官后滿四箇年以上現役ニ服シタル者

五 本校普通科ノ卒業證書ヲ有スル者又ハ小學校體操科正教員ニシテ國語數學ノ二科目ニ關シ試験

ニ及第シタル者

六 中學校第三學年以上ノ修業證書ヲ有スル者

二 普通科及其別科

一 尋常小學校准教員及小學校體操科正教員ノ免許狀ヲ有スル者

二 修業年限四箇年ノ高等小學校卒業證書ヲ有スル者

三 陸軍下士

第十五條

前条ニ該當セサルモノハ高等科及其別科ハ中學校第三學年、普通科及其別科ハ修業年限四箇年ノ
高等小學校卒業ノ程度ニ依リ國語作文算術ニ就テ入學試験ヲ行フ

第十六條

入學志願者ハ左ノ書式ニ依リ履歷書ヲ添ヘ願書ヲ差出ス可シ

書式(用紙半紙)

入學願書

一 私儀體操教員志願ニ附貴校何科へ入學致度履歷書相添へ此段相願候也

本貫住所族籍現住所

年 月 日

本 人 姓 名 ①

生 年 月

日本體育會體操學校長何某殿

履 歷 書

一 本人生所

一 本人住所

一 何年何月何所ノ誰ニ就キ何學修業

一 何年何月何學校ニ入り何年何月卒業又ハ何年級修業

一 何年何月ヨリ何年何月マテ何業經營何件ニ從事

一 賞 罰

一 免許状及證書等ヲ有スル者ハ其写
右之通りニ候也
年 月 日

本人姓名

第十七條

入學ヲ許可セラレタル者ハ左ノ書式ニ依リ在學證書ヲ差出ス可シ

在學證書

一 私儀今般貴校へ入學御許可相成候ニ就テハ御規則等堅ク相守リ専心勸學
可仕此段相誓候也

本貫住所族籍元住所

年 月 日

何之誰 ㊤

生 年 月

右何某在学中本人身上ニ關スル一切ノ事件ハ拙者引受可申仍テ證書如此御座
候也

住所族籍

年 月 日

保證人 何之誰 ㊤

生 年 月

日本體育會體操學校長何某殿

第十八條

保證人ハ丁年以上ノ男子ニシテ東京市内ニ住居シ一家ヲ立テ身元確實ナル者タルヘシ

第十九條 保證人轉居シタル時ハ速ニ届出ベシ

第二十條 退學セントスル者ハ其理由ヲ記載シ保證人連署ヲ以テ願出ツベシ

第二十一條 學術科進歩セス卒業ノ見込ナキ者ハ退學セシム

第五章 試 驗

第二十二條 試験ヲ分チテ學期試験及卒業試験トス

第二十三條 學期試験ハ各學期ノ終リニ於テ之ヲ施行ス

但各學期内ニ於テ臨時試験ヲ行フコトアルベシ

第二十四條 卒業試験ハ修業期限ノ終リニ於テ之ヲ施行ス

第二十五條 高等科及普通科ノ別科優等卒業生ニハ各其本科ノ卒業證書ヲ與フルコトアルヘシ

第二十六條 師範學校卒業者及陸軍各兵科下士ニシテ修業年限ノ半以上在学シ成績佳良ナル者ハ卒業期限ヲ短

縮スルコトアルヘシ

第二十七條 卒業試験ニ落第シタルモノハ相當ノ期間内再修セシムルコトアルヘシ

第六章 賞 罰

第二十八條 品行方正學術優等ノ者ニハ褒賞ヲ與フルコトアルヘシ

第二十九條 校則ニ違背シタル者ハ其情狀ニ依リ譴責停學又ハ退學セシム

第七章 學 費

第三十條 入學ヲ許可セラレタルモノハ入學金壹圓ヲ納ム可シ

第三十一條 授業料ハ各科トモ一箇月金壹圓トス

第三十二條 日本體育會贊助會員ニシテ出金ノ義務ヲ了リタルモノ及本校ノ一科卒業生ニシテ再度入學セシモノハ入學金及授業料ヲ半額トス

第三十三條 授業料ハ毎月十日迄ニ納附ス可シ

第三十四條 疾病其他ノ事故ニ依リ缺席スルモ授業料ハ規定ノ通納附スヘキモノトス

第三十五條 授業料納附遲滞スルトキハ保證人ニ督促シ尚ホ納メサルモノハ之ヲ除名シ其金額ヲ保證人ニ辨償

セシム

第三十六條 本校ニ若干ノ貸費生ヲ置ク

但貸費生ニ關スル細則ハ別ニ之ヲ定ム

第八章 職員

第三十七條 本校ニ左ノ職員ヲ置ク

校長 一名 校務ヲ統理ス

教頭 一名 教務ヲ管理ス

教師 若干名 各科ノ教授ヲ分任ス

掌事 一名 校長ノ旨ヲ承ケ學校ノ事務ニ服ス

日本體育會體操學校

東京市麴町區飯田町一丁目

〔都政史料館藏文書〕（明治三十四年三月）

三一 日本體育會體操學校規則 (明治二十九年當時)

第一章 總 則

- 第一條 體操學校ハ體育ニ關スル學科、術科ヲ教授シ體操教員ヲ養成スル所トス
- 第二條 教科ヲ分チテ高等本科普通科ノ二種トス高等本科ヲ卒業セル者ハ中學校師範學校及ビ高等女學校ノ體操教員無試験檢定ヲ受クルノ資格ヲ得
- 第三條 修業年限ハ高等本科ヲ四學期トシ普通科ヲ三學期トス
- 第四條 生徒ノ定員ハ高等科ヲ二百名トシ普通科ヲ五拾名トス
- 第二章 教科及授業時間
- 第五條 高等本科ノ學術科目左ノ如シ
- 倫 理 一 國 語
 - 學 科 一 解剖生理衛生救急療法
 - 一 普通體操學科 一 兵式體操學科
 - 術 一 普通體操 一 兵式體操
 - 一 兵式教練 一 射 擊
 - 科 一 遊 戲 一 唱 歌
 - 水 泳 術
- (射術)柔術、薙刀體操、消庭術ハ隨意科トシテ之ヲ課シ瑞典式及ビ獨逸式體操ハ參考科トシテ之ヲ課ス)
- 第六條 普通科ノ學術科目左ノ如シ
- 倫 理 一 教 育
 - 學 科 一 解剖生理衛生救急療法 一 普通體操學科
 - 一 兵式體操學科 一 兵式體操
 - 術 一 普通體操 一 兵式教練
 - 科 一 兵式教練 一 遊 戲
 - 一 唱 歌
- (水泳術、射擊ハ隨意科トシテ之ヲ課ス)

第七條 授業時間ハ各科トモ每週三十時乃至三十五時間トス各科教授時間凡ソ左ノ如シ

各科教授時間表

計	唱 歌	遊 戲	射 擊	兵 式 教 練	兵 式 體 操	普 通 體 操	兵 式 體 操 學 科	普 通 體 操 學 科	解 剖 生 理 衛 生 救 急 法	數 育	國 語	倫 理	學 術 科 目		
													第 一 學 年	第 二 學 年	第 一 學 期
三三	二	三	一	三	五	九	一	一	四	二	二	一	第一學年	第二學年	普通科
三三	二	三	一	三	四	八	一	一	四	二	二	一	第一學期	一學	普通科
三〇	二	二	一	二	六	一〇	一	一	三	二	一	一			普通科

射撃ハ凡ソ十回之ヲ授ク

水泳術ハ七月十日ヨリ九月十日マデノ間ニ於テ便宜之ヲ授ク其他ノ

隨意科ハ正課時間外ニ於テ便宜之ヲ授ク

第八條 時宜ニ由リ撰科生ヲ設ケ學術科目ノ中其一科目若クハ數科目ヲ撰修セシム

第三章 學年學期

第九條 學年ハ四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第十條 學年ヲ左ノ三學期ニ分ツ

第一學期ハ四月一日ニ始マリ七月三十一日ニ終リ第二學期ハ九月十

一日ニ始マリ十二月二十四日ニ終リ第三學期ハ翌年一月八日ニ始マ

リ三月三十一日ニ終ル

第十一條 休業日ハ左ノ如シ

日曜日 大祭日祝日 靖國神社大祭日

本會創立紀念日（九月廿三日）

夏期休業 八月一日ヨリ九月十日マデ

冬期休業 十二月廿五日ヨリ翌年一月七日マテ

第四章 入退學

第十二條 入學期ハ四月九月ノ兩度トス

第十三條 本校生徒タルコトヲ得ヘキ者ハ年齢十八年以上二十五年以下

下ニシテ品行方正身體健全左ノ資格ヲ有スルモノタルベシ

但年齢二十五年以上ト雖モ入學前ニ於テ術科ヲ修得セル者ハ其技

倆ヲ檢定シタル上入學ヲ許可スルコトケルヘシ

一高等本科

一高等小學校本科正教員尋常小學校本科正教員又ハ高等小學校本

科准教員ノ免許狀ヲ有スル者

二陸軍各兵科下士任官後四ヶ年以上現役ニ服シタル者本校普通科

ノ卒業證書ヲ有スル者又ハ小學校附操科正教員ニシテ國語數學

ノ試験ニ及第シタル者

三中學校第三學年以上ノ修業證書ヲ有スル者又ハ之ト同程度ノ學

力ヲ有スルモノ

一普通科

一尋常小學校准教員又ハ其ノ以上ノ教員資格ヲ有スル者

二修業年限四ヶ年ノ高等小學校卒業證書ヲ有スル者又ハ之ト同程

度ノ學力ヲ有スルモノ

三陸軍下士

第十四條 入學志願者ハ左ノ書式ニ依リ履歴書及ビ醫師ノ身體檢査書

ヲ添ヘ願書ヲ差出ス可シ

田無試驗入學ノ資格アルモノハ檢定科トシテ金五拾圓檢査料ヲ受ケルモノハ試驗科トシテ金四圓ヲ受ケルモノトシテ差出スヘシ

書式（用紙半紙）

入學願書

一私儀體操教員志願ニ付貴校何科へ入學致度履歴書及ヒ醫師ノ身體檢査書相添ヘ此段相願候也

（本真蹟現住所何之體何兄弟）

年月日

本人 姓名 年月生

日本體育會體操學校長子爵加納久宜殿

履 歷 書

一本人住所

一何年何月何所ノ誰ニ就キ何學修業

一何年何月何學校ニ入り何年何月卒業又ハ何年級修業

一何年何月ヨリ何年何月マデ何業經營何件ニ従事

一賞罰

一免許狀及ビ證書等ヲ有スル者ヘ其寫

右之通りニ候也

年月日

本人 姓名

身體検査書		住所	姓	名
一身長				年月生
一體重				
胸圍(常時)				
胸圍(最速ノ時)				
脊柱				
體格				
視力(左)				
視力(右)				
眼疾				
耳疾				
疾病				
腕足				
備考				
右之通り相違無之候也				
年月日		住所	醫師	姓名

第十五條 入學ヲ許可セラレタル者ハ左ノ書式ニ依リ在學證書ヲ差出スベシ
 但入學ヲ許可セラレタルモノハ一定ノ期間寄宿寮ニ入り寮務ヲ練習スルコトヲ要ス
 (寮費ハ時價ノ高低ニ依リ増減アリト雖モ食費炭油一切ニテ現今凡六圓五十錢トス)

在學證書		住所	本人	姓	名
年月日					年月生
一私儀今般貴校へ入學御許可相成候ニ就テハ御規則等際ク相守リ専心勤學可仕此段相誓候也 <small>本貫住所及籍現住所</small>					
右何某在學中本人身上ニ關スル一切ノ事件ハ拙者引受可申仍テ證書如此ニ御座候也					
年月日		住所	保證人	姓	名
日本體育會體操學校長子爵加納久宣殿					

第十六條 保證人ハ丁年以上ノ男子ニシテ東京市内ニ住居シ一家ヲ立テ身元確實ナル者タルベシ
 第十七條 保證人轉居シタルトキハ速ニ届ケ出ヅベシ
 第十八條 退學セントスル者ハ其理由ヲ記載シ保證人連署ヲ以テ願ヒ出ヅベシ
 第十九條 學術進歩モズ卒業ノ見込ナキ者ハ退學セシム

第五章 試驗

第二十條 試驗ヲ分テテ學期試驗及卒業試驗ノ二トス
 第二十一條 學期試驗ハ各學期ノ終リニ於テ之ヲ施行ス
 但各學期內ニ於テ臨時試驗ヲ行フコトアルベシ
 第二十二條 卒業試驗ハ修業期限ノ終リニ於テ之ヲ施行ス
 但病氣其他正當ノ事由アリテ卒業試驗ニ缺席シタル者ノ爲特ニ追試驗ヲ行フコトアルベシ

第六章 賞罰

第二十三條 品行方正學術優等ノ者ニハ特ニ授業料ノ半額若クハ全額ヲ免除スルコトアルベシ
 第二十四條 校則ニ違背シタル者ハ其病情ニ依リ補習停學又ハ退學セシム

第七章 學 費

- 第二十五條 入學ヲ許可セラレタルモノハ入學金貳圓ヲ納ムベシ
- 第二十六條 授業料ハ高等本科一學年金貳拾四圓普通科及探科一學年金拾八圓トス
- 第二十七條 日本體育會々員(特別會員以上)ニシテ出金ノ義務ヲ了リタルモノハ入學金ヲ免除シ又名譽會員ニシテ出金ノ義務ヲ了リタル者ハ授業料ヲ半額トス
- 第二十八條 授業料ハ毎月五日迄ニ其ノ其月額額ヲ納付ス可シ
- 第二十九條 疾病其他ノ事故ニ依リ缺席スルモ授業料ハ規定ノ通り納付スベキモノトス
- 第三十條 授業料納付遅滞スルトキハ保證人ニ督促シ尙ホ納メザルモノハ退學セシノ其金額ヲ保證人ニ辨償セシム

東京府荏原郡大井村(品川海岸)

日本體育會體操學校

電話新橋三、三一一番

(「日本体育會文書」(明治三十九年四月))

三二 日本體育會體操學校規則（明治四十二年四月施行）

第一章 總則學年及學期

- 第一條 體操學校ハ體育ニ須要ナル學科術科ヲ教授シ體操教員ヲ養成スル所トス
- 第二條 教科ヲ分チテ高等科普通科ノ二種トス
- 特別ノ場合ニ於テ撰科ヲ置キ高等科普通科ノ學科日中一科若シクハ數科ヲ專修スルコトヲ得セシム
- 第三條 本校生徒ノ定員ハ別ニ之ヲ定メズ必要ニ應ジテ之ヲ募集ス
- 第四條 修業年限高等科ハ二ケ年普通科ハ一ケ年トス
- 第五條 學年ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル
學期ヲ分チテ左ノ三學期トス
- 第一學期ハ四月一日ヨリ八月三十一日ニ至ル
- 第二學期ハ九月一日ヨリ十二月三十一日ニ至ル
- 第三學期ハ一月一日ヨリ三月三十一日ニ至ル
- 第六條 休業日左ノ如シ
- 一、日曜日
- 一、日本體育會創立紀念日（九月二十三日）
- 一、夏期休業八月一日ヨリ同三十一日ニ至ル
- 一、冬期休業十二月二十五日ヨリ翌年一月七日ニ至ル
- 第二章 學科課程
- 第七條 學科及其課程左ノ如シ

英 語	理 化	歷 史	地 理	數 學	國語及漢文	教 育	修 身	學科	學 年		
								學年			
						教 授	教 育 法	人倫道德ノ要 旨及倫理學	第一學年	高等科 〔本則第十條第一乃至第七ニ該 當スル資格ヲ以テ入學セシ者〕	
						二	同	一	教授 時數		
						上	上	一	第二學年		
						二	一	一	教授 時數		
取、會話、文法	動物、化學	西洋歷史	日本歷史	外國地理	代數、幾何	文 講義、文法、作	教 授	教 育 法	人倫道德ノ要旨 及倫理學	第一學年	高等科 〔本則第十條第八第九ニ該當ス ル資格ヲ以テ入學セシ者〕
二	三	一	一	三	四	二	一	一	教授 時數		
飛 上 譯	同 物 理	同 上	地 文	幾 何、三 角	文 學 史	同 上	同 上	同 上	第二學年		
二	二	一	一	二	三	二	一	一	教授 時數		

兵式教練	遊 戲	普通體操	兵 學	體 育 學	解剖、生理 衛生、 救急療法
各個教練ヨリ 中隊教練ニ至 ル、狹窄射擊	行進歩初等遊 戲舞蹈	基本演習、各 個教程、徒手 啞鈴、球竿、 棍棒	步兵操典野外 要務令、射擊 學、軍隊一般 ニ關スル心得	體育ノ生理的 及心理的基礎 體育史	
九	三	六	一	一	
實彈射擊	高等遊 戲 教授法	各個、豆囊、水 環、棍棒、教授 法	同 上	同 上	
九	三	六	一	一	
狹窄射擊	行進歩初等遊 戲舞蹈	基本演習、各個 教程、徒手啞鈴 球竿、棍棒	步兵操典野外要 務令、射擊學、 軍隊一般ニ關ス ル心得	體育ノ生理的及 心理的基礎體育 史	人體解剖、生理 衛生、救急療法
五	二	四	一	一	三
實彈射擊	高等遊 戲 教授法	各個、豆囊、水 環、棍棒、教授 法	同 上	同 上	同 上
六	二	四	一	一	三

第八條 高等科ヲ卒業セシ者ハ中學校、師範學校高等女學校ノ體操教員無試驗檢定ヲ受クルノ資格ヲ得

體 育 學	英 語	理 化	歷 史	地 理	數 學	國 語 及 漢 文	教 育	修 身	學 科	學 年	教 授 時 數
									第一學年	第一學年	
體育ノ生理的及心理的基礎	讀方、譯解、書取、會話、文法	生理、動物、化學	西洋歷史	外國地理	代數、幾何	講讀、文法、作文	教育學、教授法	人倫道德ノ要旨			
一	二	三	二	一	三	五	二	一			

普通科

計	唱 歌	單 音	複 音	同上及樂器使用法	二	二	同上及樂器使用法	二	二	同上及樂器使用法	二
					二八	二八		二八	二八		二八

水泳術、漕艇術、劍術、柔術等ハ高等科普通科ニ於テ正課時間外之ヲ課スルコトアルベシ

計	唱 學	兵式教練	遊 戲	普 通 體 操	兵 學
	單音、複音	各個教練ヨリ中隊教練ニ至ル 狹窄射擊	行進歩、初等遊戲、單筒ナル舞 踊教授法	基本演習、各個教程、徒手、啞 鈴、球竿、棍棒、教授法	步兵操典、野外要務令射擊學 軍隊一般ニ關スル心得以上ノ 摘要
三六	二	五	三	五	一

普通科ヲ卒業セル者ハ道府縣下各小學校體操教員無試験檢定ノ特許ヲ與ヘラレタル地方ニ於テ該教員タルノ資格ヲ得

第九條 入學期ハ每學年ノ始メトス

第十條 本校生徒タルヲ得ベキ者ハ高等科ニ在リテハ年齡十八年以上普通科ニ在リテハ同十六年以上二十五年以下ニシテ品行方正身體健全且ツ學力ハ左ノ各項ノ一ニ該當スル資格アル者トス（入學志願者ハ第一號書式ニ據リ入學申請書ヲ差出スベシ）

但年齡二十五年以上ト雖トモ入學前ニ於テ術科ヲ修得セル者ハ其技倆ヲ檢定シタル上入學ヲ許可スルコトアルベシ

高等科

一、中學校卒業者

二、專門學校入學者檢定規定ニ依リ試験檢定ニ合格シタル者

三、專門學校入學者檢定規定第八條ニ依リ無試験檢定ヲ受クルコトヲ得ル者

四、徵兵令第十三條ニ依リ認定ヲ受ケタル各種學校卒業者

五、師範學校卒業者

六、小學校本科正教員免許狀ヲ有スル者

七、以上各項ノ外中學校卒業ノ學科程度ニ準據シタル試験ニ及第シタル者

八、本校普通科ヲ卒業シタル者

九、陸海軍將校

普通科

一、中學校第三學年修了者

二、師範學校第二學年修了者

三、尋常小学校本科正教員又ハ小學校本科准教員以上ノ資格ヲ有スル者

四、徵兵令第十三條ニ依リ認定ヲ受ケタル各種學校生徒ニシテ中學校第三學年修了者ト同等學年ヲ修業セル者

五、小學校體操科專科正教員免許狀ヲ有スル者

六、陸海軍下士任官后四箇年以上現役ニ服シタル者

七、以上各項ノ外中學校第三學年修了ト同一ノ程度ニ準據シタル試験ニ及第シタル者

第十一條 入學ヲ承認セラレタル者ハ東京府下ニ於テ獨立ノ生計ヲ營ミ入學者ニ關スル一切ノ責ニ任ジ得ベキ成年以上ノ男子ヲ保證人トシ第二號書式ノ在學保證書ヲ十日以内ニ差出スベシ但シ本校ニ於テ不適當ト認ムル保證人ハ之ヲ變換セシムルコトアルベシ

保證人住居ヲ轉ジ又ハ改印シ又ハ數日間遠路旅行スル時ハ速ニ届出ツベシ若シ旅行日數三十日以上ニ涉ル時ハ相當ノ代人ヲ定メテ届出ツベシ

第十二條 生徒ハ一定ノ期間舍務練習ノ爲メ寄宿寮ニ入ルヲ要ス

第十三條 退學セントスル者ハ其ノ事由ヲ記載シ保證人連署ヲ以テ申請書ヲ差出スベシ

第十四條 已ニ退學シタル生徒ニシテ再入學ヲ申請スル者ハ試験ニ出ラズシテ原學期以下ニ編入スルコトアルベシ

第四章 試 驗

第十五條 試験ヲ分チテ學期卒業試験ノ二トス

學期試験ハ每學期之ヲ行ヒ卒業試験ハ修業期限ノ終リニ之ヲ行フ高等科及普通科卒業試験及第者ニハ卒業證書ヲ授與ス

第十六條 試験ノ成績ヲ分チテ甲乙丙丁ノ四等トシ各科丙以上總平均乙以上ノ成績ヲ得タル者ヲ及第トス

第十七條 一學期間ノ授業日數三分ノ一以上缺課シタル者ハ試験ヲ行ハズ

第五_三章 學 費

第十八條 入學ノ承認ヲ得タル者ハ入學金貳圓ヲ納ムベシ

第十九條 授業料ハ高等科ニ在リテハ一箇年金參拾圓普通科ニ在リテハ金貳拾四圓トス

第二十條 日本體育會特別會員以上ハ入學金ヲ要セズ又名譽會員ハ授業料ヲ半額トス

但シ二者共年釀金ヲ納了シタル者ニ限ル

第二十一條 授業料ハ毎月五日迄ニ其月割額ヲ納附スベシ

第二十二條 在學中ハ缺席ノ爲メニ授業料ヲ免除セザルモノトス

第二十三條 授業料ヲ怠納シタル時ハ保證人ヲシテ之ガ辨償ノ責ニ任セシム

第六_三章 賞 罰

第二十四條 品行善良學術優越ノ者ニハ特殊ノ待遇ヲ爲ス

第二十五條 校則命令ニ違背シタル者及ヒ總テ生徒タル者ノ爲スベカラザル行爲アリタル者ニハ左ノ懲罰ヲ加

フル者トス

一、 譴責 一、 停學 一、 放校

第二十六條 左ノ各項ノ一ニ該當スル者ハ退學セシム

一、 身體病弱若シクハ學業劣等ニシテ卒業ノ見込無キ者

二、 性行不良ナル者

三、 出席不定ナル者

四、 半年以上引續キ缺席シタル者

五、 正當ノ事由ナク又無届ニテ引續キ十五日以上缺席シタル者

六、 屢々授業料ノ納附ヲ怠リタル者

第一號書式

(用紙美濃紙)

一、私儀體操教員志願ニ付貴校何科へ入學致
度履歷書及醫師身體檢查書相添へ此段申
請候也

現住所及本貴族籍何ノ誰男(弟)

年 月 日 姓 名 ④

年 月 日 生

日本體育會體操學校長

殿

履 歷 書

- 一 本人生所
- 一 本人現住所
- 一 何年何月何學校ニ入り何年何月卒業又ハ
何年級修業
- 一 何年何月何所ノ誰ニ就キ何學修業
- 一 何年何月ヨリ何年何月マテ何業經營何件
ニ從事
- 一 賞罰

右ノ通りニ候也

年 月 日 姓 名 ④

免許状及證書ヲ有スル者ハ其寫ヲ添フベシ

身 體 檢 査 書

本貴族籍

姓 名

年 月 日 生

- 一 身 長
- 一 體 重
- 一 胸 圍
- 一 脊 柱
- 一 體 格
- 一 視 力
- 一 眼 疾
- 一 耳 疾
- 一 疾 病
- 一 腋 臭
- 一 備 考

右ノ通り相違無之候也

年 月 日

住

醫 所 姓 名 ④

第二號書式

(用紙美濃紙)

在學保證書

一 私儀今般貴校へ入學御許可相成候ニ就
テハ御規則等堅ク相守リ專心勤學可仕
此段相誓候也

現住所及本貴族籍

年 月 日

本人姓名[㊤]

生年月日

右何某在學中本人身上ニ關スル一切ノ事件ハ
拙者引受可申因テ保證書如此ニ御座候也

住 所 族 籍

年 月 日

保證人 姓

名[㊤]

日本體育會體操學校長

殿

〔體育〕第一七九号(明治四十一年十月)

三三 日本體育會體操學校規則 (大正十二年四月施行)

第一章 目的

第一條 本校ハ體育ニ須要ナル學理及技術ヲ教授シ體操教員ヲ養成スル所トス

第二章 部別、科別及修業年限

第二條 部ヲ分チテ男子部、女子部ノ二トス

第三條 科ヲ分チテ高等科、普通科、選科、研究科ノ四種トス

但女子部ニアリテハ各科ニ女子部ノ冠詞ヲ付ス

第四條 修業年限ハ高等科ニアリテハ二箇年、普通科ニアリテハ一箇年トス、選科及研究科ハ修業年限ヲ定メス

但女子部選科ノ年限ハ高等科又ハ普通科ニ準ス

第三章 學年、學期、休業

第五條 學年ハ四月一日ヨリ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第六條 學期ハ左ノ三學期ニ分ツ

第一學期 四月一日ヨリ八月三十一日ニ至ル

第二學期 九月一日ヨリ十二月三十一日ニ至ル

第三學期 翌年一月一日ヨリ三月三十一日ニ至ル

第七條 休業期日左ノ如シ

夏季休業 七月二十一日ヨリ八月三十一日ニ至ル

冬季休業 十二月二十五日ヨリ翌年一月七日ニ至ル

春季休業 三月二十六日ヨリ四月九日ニ至ル

第八條 左ニ掲グル日ハ休業トス

日曜日、大祭日、本會創立記念日（九月二十三日）

第九條 授業ハ毎日午前八時ニ始メ午後三時ニ終ル

但シ當分女子部ハ午后一時ニ始メ同六時ニ終ル

第十條 第四章 學術科課程及每週教授時數次表ノ如シ

部							學年	高
子			男					
兵學	體育學	英語	生理	教育	修身	學術科	學年	等
要ノ事項	及體育原理 及體育史	讀方、訳解	衛生	組織 解剖 生理	教育學 教授法	人倫道德ノ要旨 及倫理學	第一學年	
一	一	二	二	二	一	教授 時數	第二學年	
同	同	書 取 同上及文法、	同上及救急療法	同	同	同上		同上
一	一	二	二	二	一	教授 時數	第一學年	
同	體育原理	讀方、訳解	組織 解剖 生理	教育學	國民道德	同上		同上
一	一	二	二	二	一	教授 時數		

國語	修身	計	唱歌	劍道	柔道	教練	遊藝	體操
習字 講讀、作文	國民道德、實踐倫理、作法		單音、複音	總論各論試合	總論各論亂捕	狹中各個 窄隊教教練 射擊練練	競行初 技進等 遊遊 戲戲	器器徒 械具手 體體體 操操操
二	二	三五	二	六	六	六	三	九
講讀、作文	同上及倫理學		同上及樂器使用法	同上及教授法	同上及教授法	同上及大隊教 練實彈射擊陣 中勸務	同上	同上及教授法
二	二	三五	二	六	六	六	三	九
習字 講讀、作文	同上		同上	隨意科	隨意科	中隊教練 各個教練	同上	同上
二	二	三三	二	六	六	六	三	七

女子部					
計	唱 歌	體 操	原 體 理 育	生 理	教 育
	唱歌、樂曲 樂器使用法	體操、教練 競技、遊戲	生理的、心理的、 教育的	衛 生 解剖生理	心理學、教育學、 教育史
二八	四	一三	一	四	二
	同上及教授法	同上及教授法	同上及體育史	學校衛生 救急療法	同上及教育法令
二八	四	一三	一	四	二
	同 上	同 上	同 上	解剖 生理 衛生	同 上
二八	四	一三	一	四	二

備考

一、柔道又ハ劍道ニ於テハ其ノ一ヲ選ミテ之ヲ課ス
 二、水泳術、漕艇術ハ正課時間外時季ニ應シテ之ヲ課ス

第五章 入退學及定員募集

第十一條 入學期ハ每學年ノ始メトス

第十二條

本校第一學年ニ入學ヲ許可スヘキ者ハ高等科八年齡十八年以上普通科及女子部ハ同十六年以上
 ニシテ品行方正身體強健且學力ハ左ノ各項ノ一二該當スル資格アル者トス（入學志願者ハ第一
 號書式ニ據リ入學願書ヲ差出ス可シ）

高等科

- 一、中學校、高等女學校卒業者
- 二、専門學校入學者檢定規定ニ依リ試験檢定ニ合格シタルモノ
- 三、専門學校入學者檢定規定第八條ニ依リ無試験檢定ヲ受クルコトヲ得ル者
- 四、徴兵令第十三條ニ依リ認定ヲ受ケタル各種學校卒業者
- 五、師範學校、女子師範學校卒業者
- 六、小學校本科正教員、尋常小學校本科正教員、小學校專科正教員若クハ小學校本科準教員ノ免許狀ヲ有スルモノ
- 七、以上各項ノ外中學校卒業ノ學科程度ニ準據シタル試験ニ合格シタルモノ

普通科

- 一、中學校第三學年修了者
但女子部ニアリテハ高等女學校第二學年修了者及二箇年修業年限ノ高等小學校卒業者
 - 二、師範學校第二學年修了者
 - 三、尋常小學校本科準教員ノ資格ヲ有スル者
 - 四、徴兵令第十三條ニ依リ認定ヲ受ケタル各種學校生徒ニシテ中學校第三學年修了者ト同等ノ學年ヲ修了セル者
 - 五、陸海軍下士任官后四箇年以上現役ニ服シタル者
 - 六、以上各項ノ外中學校第三學年女子部ニアリテハ高等女學校第二學年修了ト同一ノ學科程度ニ準據シタル試験ニ合格シタルモノ
 - 七、本校ノ定員ハ別ニ之ヲ定メズ必要ニ應ジテ募集ス
- 第十三條 本校ノ定員ハ別ニ之ヲ定メズ必要ニ應ジテ募集ス
- 第十四條 本校ニ入學セントスル者ハ檢定料トシテ金五圓（女子部ハ金貳圓）及左ノ書類ヲ入學願書ニ添

ヘテ差出ス可シ

但受領シタル檢定料ハ返付セズ

一、入學志願者ノ修業シタル最終學校長ノ修業證明書又ハ卒業證明書

二、教員免許狀ヲ有スル者ハ官庁ノ資格證明書

三、師範學校卒業者ハ服務修了ニ關スル官庁ノ證明書

四、戸籍抄本及身體檢査書

第十五條

入學ヲ承認セラレタル者ハ東京府在住者ニシテ獨立ノ生計ヲ營ミ入學者ニ關スル一切ノ責任ヲ持チ得ヘキ戸主ヲ保證人トシテ第三號書式ノ在學保證書ヲ入學ノ日ヨリ二十日以内ニ差出スベシ

但本校ニ於テ不適當ト認ムル保證人ハ之ヲ變換セシムルコトアルベシ

保證人住所ヲ轉ジ又ハ改名改印シ又ハ數日間旅行スルトキハ迅カニ届出ツベシ若シ旅行日數三十日以上ニ涉ルトキハ相當ノ代人ヲ定メ此ノ旨ヲ届出ツベシ

第十六條

高等科生徒ハ在學間舍務練習ノ爲メ必ズ寄宿寮ニ入ルヲ要ス
但女子部ハ此ノ限ニアラズ

第十七條

退學セントスル者ハ其ノ事由ヲ記載シ保證人連署ヲ以テ願出ツベシ

第十八條

已ニ退學シタル生徒ニシテ再入學ヲ願出ツル者アルトキハ試驗ニ仍ラスシテ元學期以下ニ編入ヲ許可スルコトアルヘシ

第六章 試 驗

第十九條

試驗ヲ分チテ學期、學年、卒業試驗ノ三種トス

學期試驗ハ每學期、學年試驗ハ一年ノ第三學期ニ之ヲ行ヒ卒業試驗ハ修業期限ノ終リニ之ヲ行フ

普通科及高等科共卒業試験合格者ニハ卒業證書ヲ授與ス

第二十條 試験ノ成績ヲ分チテ甲乙丙丁ノ四等トシ各科丙以上總平均乙以上ノ成績ヲ得タル者ヲ及第トス

第二十一條 一學期間ノ授業日數ノ三分ノ一以上缺課シタル者ハ試験ヲ行ハス

學期試験ヲ一回モ受ケサルモノハ學年試験及卒業試験ヲ受クルコトヲ得ス

第七章 學費

第二十二條 入學ノ承認ヲ受ケタル者ハ入學金トシテ金五圓女子部ハ金三圓ヲ納附スヘシ納附シタル入學金

ハ返附セス

第二十三條 授業料ハ一箇年金八十四圓(月割ニシテ分納スルコトヲ得)トス 但シ女子部ハ年額金六十圓

選科及研究科(女子部以外ノ卒業者)ハ月額四圓トス

第二十四條 在學者ハ校費トシテ毎月金五十錢ヲ納ムヘシ

第二十五條 分納授業料ハ毎月五日迄ニ其ノ月額ヲ納附スヘシ但シ八月分ハ四月ト十二月トノ月謝ニ添テ分

納スヘシ

第二十六條 日本體育會特別會員以上ノ會員ハ入學金ヲ要セス

第二十七條 在學中ハ缺席ノ爲ニ授業料及校費ヲ免除セサルモノトス

第二十八條 授業料ヲ怠納シタルトキハ保證人ヲシテ之ガ辨償ノ責ニ任セシム

第八章 賞罰

第二十九條 品行善良學術優良ノ者ニハ特殊ノ待遇ヲナスコトアルヘシ

第三十條 校則命令ニ違背シタル者及總テ生徒ノ本分ニ背キタル行爲アリタル者ニハ左ノ懲罰ヲ加フルモ

ノトス

一、譴責 二、謹慎 三、停學 四、退校

第三十一條 左ノ各項ノ一ニ該當スルモノハ退校セシム

- 一、身體病弱若クハ學業劣等ニシテ成業ノ見込ナキモノ
- 二、性行不良ナルモノ
- 三、出席不定ナルモノ
- 四、半年以上引續キ缺席シタルモノ
- 五、正當ノ事由ナク又無届ニテ引續キ十五日以上缺席シタルモノ
- 六、屢々授業料ノ納附ヲ怠リタルモノ

◎特典

明治四十一年八月十九日附ヲ以テ文部省ヨリ左ノ特典ヲ附與セララル
 高等科ヲ卒業セル者ハ中學校、師範學校、高等女學校ノ體操科教員無試驗檢定ヲ受クル資格アリ普通科ヲ卒業セルモノハ道府縣下小學校體操科專科正教員無試驗檢定ノ特許ヲ與ヘラレタル地方ニ於テ該教員タルノ資格ヲ得高等科生ハ一年志願兵ノ特典ヲ得
 研究科ハ本科卒業生ニシテ特別ノ課目ニ就キ一層研究セントスル者ニ限ル又學校ノ指定科目ヲ研究セシムル者ニハ補助ヲ支給ス

第一號書式

		入 學 願 書	
科 目	志 望	高 等 科 選 科	女 子 部 高 等 科
	普 通 科 研 究 科	女 子 部 普 通 科	女 子 部 選 科
		女 子 部 普 通 科	女 子 部 研 究 科

私儀體操教員志願ニ附貴校前記ノ科へ入學致シ度候間御試驗ノ上入學御詮議相成度醫師身體檢査書身分證明書檢定料相添此團相願候也

年 月 日	檢 査	年 齡	氏 名	書歷履					日 付	家 業	本籍及族称	現 住 所
				備 考	賞 罰	職 業	兵 役	學 業				
第二號書式									年 月 日	氏 名		
												耳 疾

第三號書式

在學保證書

私儀今般御校高等科、普通科生徒トシテ入學許可相成候ニ就テハ始終校則其他時々ノ命令ヲ遵守シ生徒タルノ本分ニ悖ラス衷心勉勵可致仍テ在學保證書如欺候也

色 神	態 屈折狀 視力及		脊 柱	榮 養	育 發			身 長
	右	左			概 評	胸 圍	體 重	
住 所 氏 名	備 考		ル 注 意	本 人 ニ 對 ス	監 察 ノ 要 否	異 常	其 他 ノ 疾 病	齒 牙

三錢收入印紙
貼付本人又ハ
保證人ニテ消
印スヘシ

(原籍)

(族称)

(戸主又ハ戸
主トノ關係)

大正 年 月 日

本人

生 年 月 日

(現住所)

右ノ者今般入學許可相成候ニ就テハ本人ニ係ル一切ノ事件拙者ニ於テ引受可申候也

(原籍)

(族称)

(職業)

(本人トノ關係)

保證人

大正 年 月 日

(現住所)

生 年 月 日

日本體育會體操學校代表者比志島義輝殿

◎本年度規則改正ノ結果本校女子部卒業生ハ男子部同様文部省ヨリ無試験檢定ヲ以テ女子中等學校ノ教員タル資格ヲ得ル特典ヲ附與セラル

〔文部省藏文書〕(大正十二年四月二十一日)

三四 日本體育會體操學校規則（昭和八年三月二十五日認可）

第一章 目的

第一條 本校ハ日本精神ノ涵養ト國民體育ノ指導トニ當ラムトスル體操及國語、漢文教員ヲ養成スルヲ以テ目的トス

第二章 部科及修業年限

第二條 本校ハ部ヲ分チテ男子部及女子部トス

第三條 各部ヲ分チテ高等師範科、高等科、研究科、普通科及選科ノ五種トス

但女子部ニアリテハ各科ニ女子部ノ冠詞ヲ附ス

第四條 修業年限ハ高等師範科三年、高等科二年、研究科及普通科一年トス、選科ハ年限ヲ定メス

但女子部選科ノ年限ハ高等科又ハ普通科ニ準ス

第三章 學年、學期及休業

第五條 學年ハ四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第六條 學年ハ左ノ三學期ニ分ツ

第一學期 四月一日ヨリ八月三十一日ニ至ル

第二學期 九月一日ヨリ十二月三十一日ニ至ル

第三學期 翌年一月一日ヨリ三月三十一日ニ至ル

第七條 休業期間左ノ如シ

夏季休業 七月二十一日ヨリ九月五日ニ至ル

冬季休業 十二月二十五日ヨリ翌年一月七日ニ至ル

春季休業 三月二十六日ヨリ四月九日ニ至ル

第八條 休業日左ノ如シ

日曜日、祝日、本會創立記念日（九月二十三日）

第四章 學科課程

第九條 各科ノ學科課程及每週授業時數表次ノ如シ

男子部

高等師範科

漢文		國語		國民教育		公民科		修身		學科目	學年
										第一學年	第二學年
漢文	漢籍	漢籍	講辭	國文學	國文學	講讀	教育學	公民科	國民道	德	二
作文	文解	文法	文法	文法	文法	文法	文法	文法	文法	文法	二
漢文	支那文學	支那文學	講讀	國文學	國文學	講讀	教育史及教授法	倫理學	倫理學	史	二
漢文	支那文學	支那文學	講讀	國文學	國文學	講讀	教育史及教授法	倫理學	倫理學	史	二
漢文	支那文學	支那文學	講讀	國文學	國文學	講讀	教育史及教授法	倫理學	倫理學	史	二
漢文	支那文學	支那文學	講讀	國文學	國文學	講讀	教育史及教授法	倫理學	倫理學	史	二
漢文	支那文學	支那文學	講讀	國文學	國文學	講讀	教育史及教授法	倫理學	倫理學	史	二
漢文	支那文學	支那文學	講讀	國文學	國文學	講讀	教育史及教授法	倫理學	倫理學	史	二
漢文	支那文學	支那文學	講讀	國文學	國文學	講讀	教育史及教授法	倫理學	倫理學	史	二
漢文	支那文學	支那文學	講讀	國文學	國文學	講讀	教育史及教授法	倫理學	倫理學	史	二

音 計 樂	武 道	軍 事 學	教 練 及	遊 戲 及 競 技	體 操	生 理	體 育 原 理	歷 史
声 樂、 器 樂、 理 論	亂 捕 劍 道 總 論、 各 論、 試 合	柔 道 總 論、 各 論、 形、	教 練 及 軍 事 學	遊 戲 及 競 技	體 操	解 剖 生 理 衛 生	體 育 史	日 本 歷 史
四 〇	一	二	四	三	七	二	一	一
同 上	同 上		同 上	同 上	體 操 及 教 授 法	同 上 及 救 急 療 法	體 育 原 理	同 上
三 八	一	二	三	三	七	二	一	一
同 上 及 教 授 法	同 上		同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	東 洋 歷 史
三 八	一	二	四	二	三		一	一

學科目	學年		第一學年	第二學年	業時數	業時數	業時數	業時數	業時數	業時數	業時數	業時數
	第一學年	第二學年										
修身	國民道德	倫理學史	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
公民科	國民科	倫理學史	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
教育學	教育學	教育史及教授法	一	二	二	二	二	二	二	二	二	二
英語	讀方訳解	同上	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
國語、漢文	講讀文法、作文	同上	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七
歷史	日本歷史	同上	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
體育原理	體育史	體育原理	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
生理	解剖生理衛生	同上及救急療法	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
體操	體操及教授法	同上	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九
遊戲及競技	遊戲及競技	同上	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
教練及軍事學	教練及軍事學	同上	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六
武道	柔道總論、各論 形、乱捕	同上	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
音樂	試合 聲樂、器樂、理論	同上及教授法	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
計			三八	三八	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇

女子部
高等師範科

學科日	學年	
	第一學年	第二學年
修 身 道 德	二	二
公 民 材 料	一	二
教 育 學	二	二
國 語	一〇	一〇
漢 文	三	三
歷 史	二	二
體 育 原 理	一	二
生 理 學	三	三
體 操	七	七
遊 戲 及 競 技	五	五
音 樂	三	三
計	三九	三九
國 文 法、修 辭 學、作 文、作 歌	講 讀、國 文 學 書 解 題、國 文 法、修 辭 學、作 文、作 歌	倫 理 學 史
講 讀、漢 文 法	講 讀、支 那 文 學 史	倫 理 學 及 作 法
日 本 歷 史	講 讀、言 語 學、國 文 法、國 文 學	同 上 及 管 理 法
體 育	國 文 法、國 文 學	同 上 及 管 理 法
解 剖 生 理 衛 生	講 讀、言 語 學、國 文 法、國 文 學	同 上 及 管 理 法
體 操 教 練 及 教 授 法	講 讀、言 語 學、國 文 法、國 文 學	同 上 及 管 理 法
遊 戲 及 競 技	講 讀、言 語 學、國 文 法、國 文 學	同 上 及 管 理 法
音 樂、器 樂、理 論	講 讀、言 語 學、國 文 法、國 文 學	同 上 及 管 理 法
業 時 數	每 週 授	每 週 授
業 時 數	每 週 授	每 週 授
業 時 數	每 週 授	每 週 授
業 時 數	每 週 授	每 週 授

學科目	高 等 科		研 究 科		普 通 科	
	第一 学 年	第二 学 年	業 時 數	業 時 數	業 時 數	業 時 數
修 身 道 德	一	一	一	一	一	一
公 民 科	一	一	一	一	一	一
教 育 学	一	二	二	二	二	二
英 語	二	二	二	二	二	二
國 語、漢 文	七	七	七	七	七	七
歷 史	一	一	一	一	一	一
體 育 原 理	一	二	二	一	一	一
生 理	三	三	三	三	三	三
體 操	九	九	九	九	九	九
遊 戲 及 競 技	五	五	五	五	五	五
音 樂	四	四	四	四	四	四
計	三五	三六	二七	二七	三六	三六

備 考 一、武 道ハ柔 道又ハ劍 道ノ何レカヲ專 修セシム

二、水 泳ハ正 課時 間外ニ於テ之ヲ課 ス

第五章 入退學及生徒定員

第十條 入學期ハ每學年ノ始トス

第十一條 本校第一學年ニ入學ヲ許可スヘキ者ハ高等師範科及高等科ハ年齡十八年以上普通科ハ同十六年以

上ニシテ品行方正身體強健ニシテ左ノ各項ノ一ニ該當シ入學檢定ニ合格シタル者トス

高等師範科

一、中學校卒業者

二、高等女學校及高等女學校實科若ハ實科高等女學校卒業者

三、專門學校入學者檢定規程ニ依ル試驗檢定ニ合格シタル者

四、專門學校入學者檢定規程第十一條ニ依リ專門學校入學ニ關シ指定ヲ受ケタル者

五、兵役法施行令第百條第三號又ハ文官任用令第六條第一號ニ依リ中學校ト同等以上ト認定セラレ

タル學校ヲ卒業シタル者

六、小學校本科正教員、尋常小學校本科正教員、小學校專科正教員若ハ小學校准教員ノ免許狀ヲ有スル者

七、教員免許令ニ依リ授與セラレタル教員免許狀ヲ有スル者

八、外國ニ於テ師範學校、中學校、高等女學校ニ準スヘキ學校ヲ卒業シタル者

九、文部大臣ニ於テ某學科目ニ關シ適當ト認定シタル學校ヲ卒業シタル者

十、第一號及第二號ニ準スヘキ學歷アル者

高等科

一、高等師範科ニ入學シ得ル資格ヲ有スル者

二、男子部ニアリテハ中學校卒業ノ學科程度、女子部ニアリテハ高等女學校、實科高等女學校卒業ノ學科程度ニ準據シタル試驗ニ合格シタル者

研究科

一、高等科卒業者二限ル

普通科

一、高等科ニ入學シ得ル資格ヲ有スル者

二、男子部ニアリテハ中學校第三學年、女子部ニアリテハ高等女學校第二學年ヲ修了シタル者及之

ト同等以上ノ學科程度ニ準據シタル試験ニ合格シタル者

三、陸軍下士任官后四箇年以上現役ニ服シタル者

四、尋常小學校准教員ノ免許狀ヲ有スル者

第十二條 本校ノ定員ハ千二百名トス

第十三條 本校ニ入學セントスル者ハ檢定料トシテ金五圓及左ノ書類ヲ入學願書ニ添ヘテ差出スヘシ

一、入學志願者ハ當該學校長ノ入學推薦書、人物考定書並ニ卒業又ハ修業成績證明書

二、教員免許狀ヲ有スル者ハ地方長官ノ授與證明書

三、師範學校卒業者ハ服務修了ニ關スル地方長官ノ證明書

四、高等師範科及高等科ニ入學セントスル者ハ教員免許令第五條各號ニ該當セサルコトヲ證明セル

市町村長ノ身分證明書

第十四條 入學ヲ許可セラレタル者ハ東京府在住者ニシテ獨立ノ生計ヲ營ミ入學者ニ關スル一切ノ責任ヲ負

フヘキ戸主ヲ保證人トシテ第三號書式ノ在學保證書ヲ入學ノ日ヨリ十日以内ニ差出スヘシ

但本校ニ於テ不適當ト認ムル保證人ハ之ヲ變更セシムルコトアルヘシ保證人住所ヲ轉シ又ハ改名

改印シタルトキハ速カニ届出ツヘシ

第十五條 休學セントスルモノハ左記ノ各項ヲ適用ス

一、兵役ニ服スル者ハ其現役又ハ召集中休學ヲ許ス

二、疾病ニ罹リ二箇月以上修業スルコト能ハサル者ハ醫師ノ診断書ヲ添ヘ當該學年間休學ヲ願出ツルコトヲ得

三、休學ノ許可ヲ得タル者ハ休學滿期后原級ニ復セシム

但休學期間内ト雖モ其ノ事故止ミタルトキハ許可ヲ得テ授業ヲ受クルコトヲ得

四、休學中ハ學費ヲ徴取セス

但學年ノ中途休學ヲ許可シタルトキハ其學期ノ學費ヲ徴取ス又中途ヨリ授業ヲ受ケタルトキハ其月ヨリ月割ヲ以テ之ヲ徴取ス

第十六條 退學セントスル者ハ其事由ヲ記載シ保證人連署ヲ以テ願出ツヘシ

第十七條 已ニ退學シタル生徒ニシテ再入學ヲ願出ツル者アルトキハ原學期以下ニ編入ヲ許可スルコトアルヘシ

第六章 試 驗

第十八條 生徒ノ學業成績ハ學期、學年及卒業ノ三種ノ試験ヲ行ヒテ之ヲ調査ス

第十九條 進級、原級及卒業ハ成績考查ニ關スル教授會ヲ經テ學校長之ヲ決定ス

第二十條 高等師範科、高等科及普通科所定ノ學科ヲ卒ヘタル者ニハ卒業證書ヲ授與ス

但成績ニ依リ修業證書ヲ授與スルコトアルヘシ

第二十一條 疾病其他ノ事故ニ依リ定期試験ニ應スルコト能ハサルモノハ次學期又ハ次學年ノ始メニ於テ未濟

試験ヲ受クルコトヲ得

但定期試験終了後五日間以内ニ届出ヲ爲ササル者ハ未濟試験ニ應スルコトヲ得ス

第二十二條 未濟試験手數料ハ金拾圓トス

但科日ノ半數以下ナルトキハ金五圓トス

第七章 學費

第二十三條 入學ノ許可ヲ受ケタル者ハ入學金トシテ金五圓ヲ納付スヘシ

第二十四條 授業料ハ一箇年金八拾四圓トス

但各學期ニ分納スルコトヲ得

第二十五條 生徒ハ校費トシテ毎月金五拾錢ヲ納ムヘシ

第二十六條 分納授業料ハ各學期始メニ納付スヘシ

第二十七條 日本體育會特別會員以上ノ會員ノ家族ハ入學金ヲ要セス

第二十八條 在學中ハ缺席ノ爲ニ授業料及校費ヲ免除セサルモノトス

第二十九條 授業料ヲ怠納シタル時ハ保證人ヲシテ之カ辨償ノ責ニ任セシム

第三十條 納附シタル檢定料、入學金及授業料ハ返附セス

第八章 賞罰

第三十一條 品行善良學術優良ノ者ニハ特殊ノ待遇ヲナスコトアルヘシ

第三十二條 校則及命令ニ違背シタル者又ハ生徒ノ本分ニ背キタル行爲アリタル者ニハ左ノ罰則ヲ加フルコト

アルヘシ

一、譴責 二、謹慎 三、停學 四、退學

第三十三條 左ノ各項ノ一ニ該當スルモノハ退校セシム

一、身體病弱若ハ學業劣等ニシテ成業ノ見込ナキ者

二、性行又ハ思想不良ニシテ屢々訓誨ヲ加フルモ改心ノ見込ナキ者

三、出席常ナラザル者

四、正當ノ事由ナク又無届ニテ引續キ十五日以上缺席シタル者

五、屢々授業料及寮費ノ納付ヲ怠リタル者

第九章 入寮及退寮

第三十四條 高等師範科及高等科生徒ハ在學期間自治的訓練ノタメ必ス寄宿寮ニ入ルヲ要ス

但シ寮則ハ別ニ定ム

第三十五條 退學又ハ除名處分ヲ受ケタルモノハ速時退寮スルモノトス

第三十六條 研究科、普通科及選科生ハ通學スルコトヲ得ト雖モ可成入寮スルモノトス

附 則

第三十七條 本學則ハ昭和八年四月ノ入學者ヨリ之ヲ適用ス

〔文部省藏文書〕（昭和八年三月二十五日）

三五 日本體育會學校職制及事務章程（明治三十七年十月十日制定）

第一條 本會體操學校及び中學校に左の職員を置く

學校長	壹名	學校醫	壹名
學監	壹名	校頭	壹名
教師	拾名	體操學校	中學校
學生監	全	學生監	全
學校醫	壹名	主事	壹名
書記	壹名		

學校醫は學生の衛生に關する事務を掌る

主事は諸般の事務を整理す

書記は庶務を分掌す

第二條 本校は教育顧問五名を置き教育の進歩發達に關する諮問機關と爲す

第三條 學校長學監教頭顧問は理事會の推薦に依り總裁之を囑託す

教師學生監學校醫主事及書記は學校長の推薦に依り本會々長之れを囑託す

第四條 學校事務章程左の如し

第一款 一切の校務は規程に依り學校長之を處理す

第二款 左に掲ぐる事項は學監の同意を得本會長の承認を経て學校長之を執行す

一 規則の制定及び改正に關する件

二 職員の進退黜陟に關する件

三 經費支出に關する件

四 定例以外の休校及び運動會又は學生の修學

學校長は校務を統理し所屬職員を監督す

學監は校規を維持し校務を監督し教育全般に關し意見を陳述す校長不在の時は校務を代理す

教頭は教科の分擔を定め教育を統一し學生體格の發達品性の陶冶學業の進歩を圖る

教師は學生の教育を分掌す

學生監は學生の管理及訓育を掌る

旅行等に關する件

以上の外重要と認めたる件

第三款 左に掲ぐる事項は學校長に限り之を執行す

一 校務執行上必要なる細則の設定及び施行に關する件

二 職員の仕事分任に關する件

三 緊急の場合に於ける休校に關する件

第四款 仕事を分ちて教務庶務（會計共）の二部とし其細則は別に之を定む

〔體育〕第一三二號（明治三十七年十月）

三六 體育獎勵ニ關スル建議理由書（明治三十年十二月）

第一 大體上

身體健康ニシテ、心志剛強ナルハ、百般事物ノ根本ナリ。國家文運ノ發達事業ノ進歩ハ、皆國民全般ノ健康ナル體格ト剛強ナル心志トニ基カザルハナシ。是レ體育ノ智育ト相伴ハザル可カラザル所以ナリ。然ルニ現時ノ教育ハ、能ク兩者相伴フヤ否ヤ。又我國民全般ノ體育ハ、果シテ完全ナリヤ否ヤハ、實ニ今日ノ疑問ナリ。之ヲ實際ニ徵スルニ國民ノ體力漸ク羸弱ニ赴カントスルハ、事實ナルガ如シ。若シ今日ニ於テ遠大ナル計畫ヲ設ケ、體育ノ普及ヲ圖ルニ非ズハ、遂ニ救済ノ道ナキニ至ラム。是國家大體上體育獎勵ノ一日モ忽ニス可カラザル所以ナリ。

第二 教育上

各官立府縣立諸學校ノ數概ニ萬五千アリ。其課程中各體操科ノ設アリ。隨ヒテ之ニ要スル多數ノ體操科教員ヲ如何ニシテ供給スベキカ。文部省ハ、嘗テ體操傳習所ヲ設ケ、體操教員ヲ養成セシモ數年ニシテ廢止シ、今ヤ教員養成ノ道ナシ、文運ノ旺盛ナルニ

隨ヒ、就學者大ニ増加シ、學校モ亦之ニ伴ヒテ増加スル時ニ當リ、此ノ如ク體操科教員養成ノ道ナクシテ漸次教員ノ缺乏ヲ加フルトキハ、如何ニシテ體育ヲ發達セシムベキカ。是レ教育上體育獎勵ノ一日モ忽ニス可カラザル所以ナリ。

第三 軍事上

宇内今日ノ形勢タル生存競争ノ風年ヲ逐ヒテ、其度ヲ進メ、弱肉強食ノ實到ル處ニ之ヲ見ル。目下軍備ノ擴張ヲ要スルハ、此緩急ニ備ヘムガ爲ナリ。然ルニ軍備ノ要素ニシテ護國ノ大任ヲ荷フモノハ、軍隊ナリ。而シテ其軍隊ノ兵士ハ、國民ノ壯丁ヲ徵發スル者ナリ。故ニ國民體育ノ發達十分ナラズンバ、徵發セラル、壯丁ノ體格亦完全ナラズシテ其數ハ、定員ニ滿ルモ實力ハ、年ヲ追ヒテ減縮セム。實力減縮セバ、氣象如何ニ勇猛ナルモ、技術如何ニ精熟ナルモ、強健ナル他ノ兵丁ニ一步ヲ讓ルニ至ルヤ必セリ。是レ軍事上體育獎勵ノ一日モ忽ニス可カラザル所以ナリ。

第四 殖産上

國家富盛ノ根本ハ、殖産興業ノ隆興ニ在リ、而シテ産業隆興ノ基礎ハ、國民ガ強壯ノ體軀ト進取ノ氣象トニ在リ。若シ國民ノ體軀尪弱氣象柔惰ナラムカ。如何ニシテカ産業ヲ興隆スルヲ得ム。産業隆興ナラズンバ、如何ニシテカ國家ヲ富盛ニスルヲ得ム。抑モ實業ニ從事スルモノハ、困難ヲ忍ビ、勞働ニ耐ヘ以テ春耕秋穫ノ術ヲ勉メザル可カラズ。況ンヤ我が國日々ニ版圖ヲ擴張スル時ニ當リ、或ハ南海ニ炎熱ヲ凌ギ、或ハ北海ニ沍寒ヲ冒シ開拓ノ事業ヲ全クス可キナリ。然ルニ國民ノ體軀劣弱ナルトキハ、善良ノ計畫ヲモ遂行スル道ナク夥多ノ資本ヲモ使用スル術ナキニ至ラム。是レ殖産興業上一口モ體育ノ忽ニスベカラザル所以ナリ。

第五 衛生上

又國家ノ内憂外患ヲ豫防スルヤ、陸海軍ノ備アリ。人民ノ災害罪犯ヲ豫防スルヤ警察ノ設アリ。而シテ人生最重要ナル生命ヲ障害セントスル疾病ハ、其既發ノ後醫藥救濟ノ道アルモ、豫メ之ヲ未然ニ防ク可キ體軀保護ノ事未ダ完全ナラス。是レ衛生上體育獎勵ノ一日モ忽ニス可カラザル所以ナリ。

第六 風俗上

又體育ノ振否ハ、風俗習慣ニ重大ノ關係アリ。然ルニ本邦從來ノ遊戲ハ、室内柔弱ノ者多クシテ、勇壯ナル者稀ナク。隨テ風俗因循ニ流レ、習慣固陋ニ陥リ、進取活達ノ精神ニ乏シク、其極柔弱ノ風ヲ馴致シ、淫靡ノ俗ヲ養成シ、遂ニ國家ノ元氣ヲ喪失スルニ足ラム。然ルニ世ニ體育ヲ獎勵スルハ、慷慨頑陋ノ徒ヲ喚起シ、禍亂ノ端ヲ啓ク者ナリト排斥スル論者アリ。是レ大ナル謬見ナリ。蓋シ頑陋ノ徒ハ、多ク柔弱淫靡ナル風俗ヨリ激成スル者ニシテ、決シテ活達進取ノ習慣ヨリ起ル者ニ非ラザルナリ。是レ風俗習慣上、體育上獎勵セザル可カラザル所以ナリ。

第七 内外比較上

外國現今ノ景況ヲ通觀スルニ國民舉テ體育ニ熱心シ、政府モ亦大ニ之ヲ保護ス。而シテ其然ル所以ノモノハ、富國強兵ノ源ヲ一ニ體育ニ在リト爲シ、汲々トシテ體軀ヲ強壯ナラシムルニ勉メ、體操ニ射擊ニ獎勵補助至ラザルナキナリ。故ニ其體操場ノ盛大ナル射擊會ノ夥多ナル實ニ驚歎ニ堪ヘザルナリ。歐米人ノ身體ノ長大且壯健ナル必ズシモ人種ノ異同ノミニ由ラザルヲ知ル可シ。歐米既ニ此ノ如シ。豈獨我邦

ノミ悠々閑過ス可ケムヤ。是レ内外比較上體育獎勵ノ一日モ忽ニス可カラザル所以ナリ。

以上論ズルガ如ク國家ノ大體上ヨリスルモ軍事、教育及衛生上ヨリスルモ、若クハ殖産興業上ヨリスルモ風俗改良上ヨリスルモ將タ内外比較上ヨリスルモ、體育獎勵ノ緊要ナル事彰明顯著ナル者ナリ。故ニ政府ハ、一日モ速ニ大ニ體育ヲ獎勵セザルベカラザルノ責任アリ。然ルニ軍備擴張ト云ヒ、諸政ノ發達ト云ヒ、國庫ノ負擔年ヲ逐ヒ増加スル今日ニ於テハ、特ニ鉅額ノ支出ヲ爲シ、自ラ體育ノ事業ヲ行ハム事遽カニ望ムベキニ非ズ。因テ現存ノ日本體育會ヲ利

用シ、之ニ相當ノ補助金ヲ與ヘテ其事業ヲ擴張セシメ、併テ體育獎勵ノ意ヲ示スベシ。政府體育ニ重キヲ置クノ意此ノ如クシテ、事實上ニ發顯セバ國民靡然トシテ風ニ嚮ヒ、體育ノ普及應サニ數年ヲ出ザルベシ。果シテ此ノ如クナルトキハ、國庫ノ支出ハ、僅少ニシテ其實効ハ著大ナラム。是レ固ヨリ一個ノ私立團體ヲ保庇スルニ非ズ。實ニ之ヲ利用シテ以テ皇國四千餘萬人ノ體育ヲ獎勵スル所以ナリ。

三七 日本體育會國庫補助建議案（第十二議會—衆議院—明治三十一年五月二十三日）

國家は民人を以て成る民人の體軀強健にして是に強健なる國家あり國民體育の一日も忽にす可らざる復た言を待たず熟々惟ふに我國開國進取の宏謨を擴げ國家の全力を擧げて歐米諸國と文明世界の競場に角逐するの今日に於て國民體育の宜しく大に振起す可くして而して振起せざるものあるは本員等の頗る遺憾とする處なり。

日本體育會は明治二十四年以來或は體操練習所を設け體育の教師を公私立學校に供給し或は體育場、射的場、游泳場等を設け或は兵事講習科を設け或は雜誌を刊行し其國民體育の振興に於ける頗る務めたるものあり今や其の會員全國に至る者一萬二千餘人前途の事業甚だ有望なりと爲す。

故に政府より五箇年を期し毎年金三萬圓を日本體育會に交付し以て國本を扶植するの目的を達せしめむことを定む。

及建議候也。

三八 體育獎勵に關する建議案（第十二議會—貴族院—明治三十一年五月三十一日）

國家富強の本源は國民の壯健なるに在り國民をして壯健ならしむるは身體の運動を盛ならしむるより先なるはなし是れ方今宇内各國の相競ひて體育を獎勵する所以なり

今や我帝國は戦後の經營として軍備を擴張し實業を興起し教育を振作し以て世界の競争場裏に立ち列國と駢馳せんとするに當り體育を獎勵して其の普及を圖るは實に焦眉の急務なり況や輒近國民の體格漸く旺盛ならざる徵候あるに於てをや

政府は速に體育獎勵の爲めに諸般の設備をなさざる可らず就中體操教員を養成して學校生徒の體育を完全ならしむるは一日も之を忽にす可らず

有志者の設立に係る日本體育會は會員一萬二千を有し明治二十四年以來國民體育の事を以て任とし拮据勵精して諸般の計畫を爲し現に體操練習所を設け體操教員を養成して公私學校の需要に供し數個の體育場、射的場、游泳場を設け各種の技術を演習せしめ子弟の體育に裨益を興へ或は兵事講習科を設け或は雜誌を發行し孜孜として經營し漸く之を全國に普及せしめ以て大に體育の事業を擴張せんとする希望を有せりと聞く宮内省は明治二十六年中體育獎勵の 聖旨を奉じて恩賜金を日本體育會に下付せられたり

政府は此時機に於て第一著手として日本體育會に相當の補助金を交付し以て大に其の事業を督勵し之れを利用して體育の普及獎勵を圖るべし然るときは國民の體格次第に強健に赴き軍事上に教育上に衛生上に將た殖産興業上に風俗改良上に必ず良成績を顯はすに至らん是れ費す所寡少にして得る所の結果著大なるべく最も時宜に適せる好處置なるべし

政府は速に本議を納れ體育の獎勵を實行せられんことを切望す依て茲に之を建議す

〔帝國議會教育議事總覽〕（昭和七年九月）

三九 日本體育會國庫補助に關する建議案（第二十二議會—衆議院）

—明治三十九年三月十三日—

日本體育會は明治三十一年五月帝國議會の建議に依り政府之に同意し次期議會に於て毎年金壹萬圓五箇年間補助費下附を決議せられた其の支給を受けて銳意會務を擴張し主として體育學校を振興し體操科教員を養成して全國各學校に供給し又兵事講習會を開き各地に體育場を設け國民の軍事教育を普及せしめ壯丁の體力養成を獎勵し其の事績著明なりとす然るに該補助費の支給は明治三十六年度を以て終り爾來本會事業の時展其の計畫を進捗する能はざるものあり今や戦後の經營急を告ぐるに當りて國民體力の發達は其の必要最も痛切なるを信ず故に政府は從來の補助方法に従ひ明治三十九年より五箇年間毎年金壹萬圓を日本體育會に下附し體育の獎勵に任ぜしむるが爲に速に追加豫算の提出あらむことを望む

右建議す

〔帝國議會教育議事總覽〕（昭和七年九月）

四〇 日本體育會國庫補助に關する建議（第四十議會—衆議院—大正七年三月十四日）

日本體育會は一般公衆の爲體育機關の設備を完了せむか爲全國樞要の地に各種運動場を設置し學校以外に於ける公衆運動獎勵の端を啓きしより明治二十六年體操學校を設置し全國諸學校に男女體操教員を供給したるもの千五百餘名に及へり爾後明治三十一年貴衆兩院の建議に依り政府は翌三十二年度より同會に對し國庫補助を與へつつありしも明治三十七年日露戰役起るや經費節減上三十六年度まで五箇年を一periodとして中止せり這回歐州戰爭の教訓は吾人をして痛切に國民體育の緊要なるを得せしめたるのみならず其の結果國民體育上種々攻究畫策すべきもの少

からさらむとす日本體育會は茲に時勢の要求に鑑み二十八年間の經驗に基き益體操學校の擴張を計り併せて全國樞要の地に狹窄射擊場、器械體操場、遊戲場其の他各種運動場の設置を企て衛生的體育に兼ねるに軍事的體育を以てし一旦緩急あれば義勇公に奉し舉國皆兵の實を挙げ學校教育の革新並公衆一般の實用的體育に資せむとす是れ蓋最有益なる國家的事業ならずや依て政府は向ふ五箇年間を期し毎年金三萬圓を日本體育會に交付し以て國本培養の目的を達せしめられむことを望む

右建議す

〔帝國議會教育議事總覽〕（昭和七年九月）

四一 國庫補助文部大臣指令命書 (明治三十二年三月十一日、四月一日)

指令第一二號

日本體育會

其會補助金トシテ明治三十二年
度以降五箇年毎毎年一萬
金壹萬圓ヲ交付ス

明治三十二年三月十一日

文部大臣伯耆權山資經



別紙ニ於テ對スルニ令書外書ニ付山名請
書可被差出候也

明治三十二年四月一日

文部大臣官房會計課長

文部書記官寺田勇士



日本體育會會長男前星川通軌殿

文部省

文部省上三編

命令書

第一條 日本體育會ハ諸學校ノ體操教員ヲ養
成スル爲メ體操練習所ヲ設ケヘシ
第二條 日本體育會ハ左ノ術科及學科ノ標準
トシテ修業年限ハ一箇年以上授業時間ハ每週
三十時間以上ニ於テ體操練習所ノ課程ヲ定
メ又部大臣ノ認可ヲ受ケヘシ

術科

- 一 普通體操
- 一 兵式體操
- 一 兵式教練
- 一 射擊
- 一 銃槍及劍術
- 一 室内及室外遊戯
- 一 游泳及滑艇術
- 一 唱歌及軍歌
- 一 其他體操教員ニ必要ナル術科

學科

- 一 解剖特ニ骨路及筋肉ニ關スル事項
- 一 生理及衛生
- 一 救急療法

倫理
 一 教育學
 一 兵式教練ニ関スル學科
 一 其他體操教習ニ必要ナル學科

第三條 體操練習所ニ入學セシムル者ハ年齡十八年以上ニシテ高等小學校本科進級教員又ハ中學校第三學年修了以上ノ學力ヲ有スル者タルヘシ

第四條 練習生ノ定數ハ百名以上タルヘシ
 第五條 體操練習所ニ於テハ第一條ノ術科及學科ヲ教授スルニ足ルヘキ設備ヲテレ又教員ヲ常置スヘシ


第六條 體操練習所ノ教員ヲ採用セントスルトハ、教授セシムヘキ科目及給料額又ハ報酬額ヲ具シ本人ノ履歷書ヲ添ヘ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ
 第七條 練習生ヲ授業料ヲ徴收スルトキハ、

其金額ヲ具シ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ
 第八條 日本體育會ハ體操練習所ノ外全國範圍ニ於テ十箇所以上ノ模範體操場ヲ設ケ國民全般ノ體育奨励ヲ務ムヘシ

第九條 日本體育會ニ於ケル諸規則ノ制定及變更並ニ體操練習所模範體操場ノ位置ニ關シテ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ
 第十條 日本體育會ハ毎年二月末日ニテ翌年度ニ於ケル體操練習所及模範體操場ノ收入支出豫算ヲ調製シ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ但明治三十二年度ノ豫算ハ本年四月十五日ヨリテ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ
 前年度ノ收入支出決算ハ毎年五月三十一日

マシニ文部大臣ニ報告スヘシ
 第十一條 日本體育會ハ本會令書執行上ニ必要ナル事項ニ就テ政府ノ監督員ヲ指揮シ從フヘシ

第十二條 日本體育會ニ於テ本會令書ノ違反シ又ハ文部大臣ニ於テ不都合ト認ムルコトアルトキハ補助金ヲ停止若クハ廢止シ又ハ既ニ交付シタル補助金ノ一部又ハ全部ヲ還付セシムルコトアルヘシ

明治三十二年四月一日
 文部大臣 伯耆 樺山資紀


〔日本體育會感文書〕（明治三十二年三月ノ四月）

四二 模範體操場設備標準 (明治三十二年八月四日)

第一條 模範體操場ノ敷地ハ方形若クハ之ニ類

スル形状ニシテ貳千坪以上ノ面積ヲ備フヘシ但特別ノ事情アルトキハ監督員ノ承認ヲ經テ千坪マテ減縮スルコトヲ得

第二條 模範體操場ニ於テハ最初少ナクトモ左

ノ器具ヲ備フルコトヲ要ス

- 一 鐵棒
 - 一 木馬
 - 一 棚
 - 一 手摺
 - 一 跳繩
 - 一 梁木
 - 一 遊動圓木
 - 一 回轉鑑
 - 一 啞鈴 鐵製・木製
 - 一 棍棒
 - 一 球竿
 - 一 木環
 - 一 豆囊
- 六十組
六十組
六十組
六十組
六十組
六十組
六十組

第三條 前條ノ設備ヲ完了シタル後更ニ左ノ設備ヲ爲スヘシ但土地ノ情況ニ依リ游泳場、狹窄射

擊場漕艇場ノ設備ヲ缺クコトヲ得

- 一 雨天體操場
 - 一 擊劍道具
 - 一 銃槍道具
 - 一 游泳場 和船ニ艘網並浮器械等ヲ備フ
 - 一 狹窄射擊場
 - 一 漕艇場
- 第四條 模範體操場ニ於テハ便宜左ノ設備ヲ爲スヘシ
- 一 ローソテニス
 - 一 ベースボール
 - 一 フットボール
 - 一 クリツケット
 - 一 弓術場
 - 一 馬術場
 - 一 自轉車場

一 逃技場

第五條 模範體操場ニ於テハ入場者ノ多寡ニ應

シ相當ノ教員ヲ配置スルノ外醫員ヲ置クヘシ

〔日本体育會藏文書〕（明治二十二年八月四日）

四三 日本體育會游泳場規則（明治二十七年五月制定）

第一章 總則

第一條 當游泳場ハ本會ノ要旨ニ基キ開設スル

贊助會員一家族ニ限り教授スル者トス

第二條 前條希望者ニシテ入場シタルモノヲ練

モノニシテ毎年初旬ヨリ九月下旬ニ至ル

習生ト稱ス

マテ教授スルモノトス

第三條 練習生ニハ嚴正ナル紀律ト秩序ヲ以テ

教授スル者トス故ニ之ヲ希望スルモノハ左ノ誓約ヲナサシム

夫レ游泳ノ術タル一ハ河海ノ業務ヲ發達セシムルニ必要ニシテ且ツ船行スルコトヲ嫌惡スルノ弊ヲ除去スルコト一ハ身軀ヲ強壯ニスルヲ以テ目的トスルモノニシテ四面海ヲ環ラシ到ル所河川ニ接スル本邦ノ如キハ殊ニ必要トス故ニ之ヲ平素ニ習練シ事ニ方リテ惑ハサルヲ勉ムヘキナリ而ルニ近來該術ノ振ハザル大ニ嘆ズヘキモノアリ此レ畢竟完全ナル游泳場ノ乏キト世間多クハ沈溺ノ難ヲ危懼シ之ヲ忌避スルニ基因スル者ノ如シ故ニ本會ハ最モ熟練ノ教師ヲ聘シ嚴格ノ教則ト懇篤ナル監視ノ方法ヲ設ケ廣ク希望者ヲ練習セシムル者トス

但シ當分ハ本會練習生又ハ關係ノ各學校並ニ

誓約書

某儀

今般游泳場練習生ニ加入シ御教授相受ケ度候ニ就テハ諸事御規定ヲ遵奉シ殊ニ教師ノ教授向ハ何事ニ由ラス堅ク相守リ可申若シ御規定ニ違フ等ノ不都合有之節ハ何時退場ヲ命セラル、モ聊カ異議申間敷仍テ誓約如件

年 月 日

住所（何學校）

姓 名 印

日本體育會游泳場長何ノ誰殿

第四條 練習生申込ミアルトキハ教師ニ於テ豫

メ技術ヲ試験シ左ノ項目ニ從ヒ等級ヲ分チ練

習生名簿ヲ作ルモノトス

甲 練習生

能ク游泳ヲナシ得ル者

乙 練習生

稍々游泳シ得ルモ充分監視ヲ要スル者

丙 練習生

初習者

右三種ノ外特別ノ熟練ナル者ハ特別練習生トス

第五條 毎年修業末ニ於テ特別練習生得業試験

ヲ行ヒ及第者ニ得業證書及得業生ノ内優等ノ

モノニハ優等證書ヲ與フルモノトス

但シ丙ヨリ乙甲ヨリ特別ニ轉セシムル等ハ

教師ノ見込ミニ依リ臨時試験ヲ行フモノト

ス

第六條 得業ノ證書ヲ有スルモノハ之ヲ會友ト

シ永ク本會ニ名籍ヲ存シ其待遇ヲ爲スモノト

ス

第七條 得業生中ヨリ技術優等ナル者ヲ撰ミ助

教ヲ依囑スル事アルベシ

得業證書	優等證書
右游泳得業ヲ證ス	右游泳優等ヲ證ス
年月日	年月日
教檢遊	教檢遊
師定員場	師定員場
何何何	何何何
ノノノ	ノノノ
誰誰誰	誰誰誰
印印印	印印印
日本體育會	日本體育會
何何何	何何何
年	年
齡	齡

第二章 教 則
第八條 演習ハ日々行フモノトス

但シ一週間毎ニ口課表ヲ揭示ス

降雨及大風ノ節ハ休業ス

尤モ當日降雨ト雖モ正午晴天ニ至レバ開

場ス

第九條 游泳時間ハ合圖ヲ以テ指揮スル者トス

第十條 練習中ハ猥リニ救助船ニ乗ル可カラス

第三章 月 謝

第十一條 月謝ハ入場券料トシテ領收スルモノトス

第十二條 入場券料金五拾錢トス

但シ贊助會員ヨリ紹介者及ヒ約束アル學校ニ

限り三十錢トス

第十三條 毎月十六日以後申込ノモノハ半額トス

第十四條 贊助會員ヨリ紹介セラル、者ハ左ノ證明

書ヲ要ス

證 明 書

何 ノ 誰

右拙者一家族ニ相違無之候也

名 譽
〔特別〕
贊助會員
通 常

何 ノ 誰

㊦

第十五條 中途退會スルモ入場券料ハ返戻スル事ナ

シ

第四章 練習生心得

第十六條 游泳場ニ於テハ教師及監視者ノ指示ニ從

ヒ靜謐ヲ旨トスヘシ

第十七條 練習生ハ教師ノ指示ニ從ヒ恣ニ區域ヲ越

ユヘカラス

第十八條 入水ニ際シ教師ヨリ注意セラル、事ハ必

ス實行スヘシ

第十九條 酒氣ヲ帶ブルモノハ入水ヲ許サズ

第二十條 練習生出場ノトキハ場内ニ備フル所ノ出

席簿ニ捺印スヘキモノトス

右條々ノ外時々ノ注意及揭示ニ從フ可シ

本會贊助會員ハ開場中ハ贊助會員規約第十一項ニ依
リ入場スルコトヲ得ル者トス

但シ贊助會員證ヲ監査人ニ示ス事ヲ要ス

日本體育會游泳場長

隱岐重節

游泳教師

鈴木正家

〔文武叢誌〕第八号（明治二十七年六月）

四四 日本體育會水泳講習會規則（明治三十八年當時）

第一條 水泳講習會ハ本會附屬學校生徒各學校教員及ヒ本會々員並其子弟ニ水泳術ヲ練習セシムルヲ以テ

目的トス

但場所ノ許ス限り團體若クハ一般人ニモ入會ヲ許スコトアルベシ

第二條 本講習ハ七月一日ヨリ凡六十日間之ヲ開ク

第三條 講習員タラントスルモノハ六月三十日迄ニ左ノ申込書ヲ差出ス可シ

申込書

私儀水泳講習致度ニ付此段申込候也

住所

年月日

姓名

年齢

日本體育會水泳講習會會長殿

第四條 講習員ノ技倆ニ依リ等級ヲ別ツコト左ノ如シ

- 一級
- 二級
- 三級
- 四級
- 五級
- 六級（初學者）

第五條

三級以上ノ練習生ニハ修業期末ニ於テ卒業試験ヲ行ヒ及第者ニハ左ノ證書ヲ與フ但シ技術拔群ノ者ニハ優等證書ヲ與フル事アルベシ

卒業證書

何ノ誰

右水泳術
高等
中等
初等
ノ課程ヲ卒業セシコトヲ證ス

年	月	日	日本體育會水泳教師	何ノ誰
			同 水泳講習會長	何ノ誰
				㊦ ㊦

第六條

水泳卒業ニ至ラズト雖モ特ニ講習證書ヲ希望スルモノハ相當ノ實費ヲ徴シ之ヲ交付スルコトアルベシ

第七條

卒業者中ヨリ若干ノ級長又ハ組長ヲ依囑スルコトアルベシ

第八條

演習ハ毎日午前九時ヨリ午後五時迄トス當日降雨ニテモ正午晴天ニ至ラハ開場ス

第九條

但本會特別會員ニシテ出金ノ義務ヲ了リタルモノ及ヒ一二級ノ者ハ特ニ授業料ヲ半減ス尚ホ團體トシテ申込ミアルトキハ左ノ規程ニ據ル

百人以内 一人金參拾錢 百人以上 一人金貳拾錢

第十條

本會高等卒業者ニシテ練習ヲ繼續セントスルモノハ授業料ヲ特免ス但場費トシ一ヶ月金參拾錢ヲ納付スヘキモノトス

第十一條 授業料ハ前納トス半途退學スルモノヲ返戻セス

第十二條 講習員ハ諸規則ヲ遵守シ教師其他掛員ノ指示ニ從フベシ

第十三條 酒氣ヲ帶ブルモノハ水泳ヲ許サズ

第十四條 講習員ノ外ハ教師ノ許可ヲ得タルモノニ非サレバ游泳スル事ヲ得サルモノトス

第十五條 講習員ハ左ノ色別帽ヲ以テ各等級ヲ區分ス

但級長ヲ除クノ外帽子ハ自辨トス

級長 赤 色 (白線三條) 組長 赤 色 (白線二條) 卒業者 白 色 (赤線三條)

一級 白 色 (赤線二條) 二級 白 色 (赤線一條) 三級 白 色

四級 青 色 五級 白黄色 六級 黒白色

日本體育會 水泳講習會

(電話新橋三三一一)

〔體育〕第一四〇号 (明治三十八年七月)

四五 濱寺水練場規則 (明治四十年當時)

第一、當場は模範的水練術を速成的に教授するを

目的とす

第二、當場は七月五日に始り八月廿五日に終る

第三、授業は連日 (日曜休業なし) 午前十一時よ

り午後五時迄とし時宜により伸縮する事ある

第四、課程は左の如し

べし但し雨天又は風浪荒き日は休場すべし

初級 (白色帽)

水泳心得、
水泳初歩、
平泳練習、

水泳練習、

中級（青色帽）

拔手（一擡）、

潜水初歩、

立泳初歩、鷗泳

拔手（二擡）、傳馬泳、

上級（赤色帽）

鯉飛、瓜ムキ、枯木流、

捨浮、筏流、溺者救助
法其也高等水泳術

第五、本場内に於て臨時競技會を開く其日時は前
以て揭示すべし

第六、常場は何人に限らず入學を許す
但し年齢は滿九年以上たる事

第七、入學せんとするものは當場内教員詰所に申
込入學名簿に宿所姓名年齢を自書し押印すべ

し

第八、入學中は當場規則を堅く遵守すべし

第九、入學中は授業料を要せず
但し練習服は持參すべし

第十、不品行又は惡戯をなす等教員の命に従はざ
る物は退學を命ずべし

第十一、練習生は毎日來場の際必らず教員詰所出席
簿掛へ届出づべし

第十二、水泳は至て危險なるを以て教員の許可なく
して警戒線以外に出づべからず

第十三、授業開始及び閉場の際には號令笛を用うる
に付其指揮に従ふべし

〔體育〕第一六四号（明治四十年七月）

四六 日本體育會水泳部規則（明治四十一年當時）

第一條 水泳部ハ本會附屬學校生徒及ヒ本會々員並ニ其子弟ニ水泳術ヲ練習セシムルヲ以テ目的トス
但シ場所ノ許ス限り團體若クハ一般人ノ練習ヲ許スコトアルベシ

第二條 水泳ハ七月十五日ヨリ凡四十五日間之ヲ開ク
第三條 練習員タラントスルモノハ左ノ申込書ヲ差出スヘシ

申込書

私儀水泳練習致度候ニ付此段相願候也

住所

姓

名

年

齡

年月日

日本體育會水泳部御中

第四條 練習員ノ伎倆ニ依リ等級ヲ別ツコト左ノ如シ

一級 二級 三級 四級(初學者)

第五條 一級ノ練習生ニハ修業期末ニ於テ卒業試験ヲ行ヒ及第者ニハ左ノ證書ヲ與フ

但伎倆拔群ノ者ニハ優等證書ヲ與フルコトアルヘシ

卒業證書

何ノ誰

右水泳術ノ課程ヲ卒業セシコトヲ證ス

年月日

日本體育會水泳部教師

何ノ誰

全 水泳部長

何ノ誰

第六條 水泳卒業ニ至ラズト雖モ特ニ修業證書ヲ希望スルモノハ相當ノ實費ヲ徴シ之ヲ交付スルコトアル

へシ

第七條 卒業者中ヨリ若干ノ級長又ハ組長ヲ依囑スルコトアルヘシ

第八條 演習ハ毎日午前八時ヨリ午後五時迄トス當日降雨ニテモ正午晴天ニ至レハ開場ス

第九條 授業料ハ一ヶ月金壹圓トス但本會名譽及ビ特別會員ニシテ出金ノ義務ヲ了リタルモノハ特ニ授業

料ヲ半減ス尙ホ團體トシテ申込ミアルトキハ左ノ規程ニ據ル

百人以内一人金六十五錢 百人以上一人金四十五錢

第十條 卒業者ニシテ練習ヲ繼續セントスルモノハ授業料ヲ特免ス

但シ場費トシテ一ヶ月金參拾錢ヲ納付スヘキモノトス

第十一條 授業料ハ前納トス半途退學スルモノヲ返戻セス

第十二條 練習員ハ諸規則ヲ遵守シ教師其他掛員ノ指示ニ從フヘシ

第十三條 酒氣ヲ帶アルモノハ水泳ヲ許サズ

第十四條 練習員ノ外ハ教師ノ許可ヲ得タルモノニ非サレハ游泳スルコトヲ得ス

第十五條 練習員ハ左ノ色別帽ヲ以テ各等級ヲ區分ス

但シ級長組長ヲ除クノ外帽子ハ自辨トス

級長赤色 白線 組長赤色 白線 卒業者白色 赤線 一級白色 二級黑色 白線

三級白黒 四級赤白

東京府荏原郡大井町（南品川海岸）

日本體育會水泳部

〔體育〕第七六号（明治四十一年七月）

四七 日本躰育會狹窄射擊場規則（明治二十八年九月制定）

第一章 總 則

第一條 當射擊場ハ本會要旨ニ基キ設置スル者ニシテ一ハ身躰ノ强健ヲ圖リ一ハ國家緩急ノ日ニ際シ奉公ノ義務ヲ全セントスルニアリ故ニ漸ヲ以テ各所ニ設ケ以テ容易ニ且ツ簡便ニ射擊ノ方法ヲ了得セシムト熟練射手ノ熟練ヲ維持セシムルトヲ以テ目的トス

第二條 射擊ノ希望者ハ何人ヲ問ハス射擊スルヲ得ルト雖ドモ同場規則ヲ遵守スルヲ要ス

第三條 未タ射擊ノ姿勢照準ノ方法ヲ了知セサル者ハ了知スルニ至ル迄授業料ヲ徴收スト雖ドモ本會贊助會員及各學校ニ於テ躰操教員ヨリ該方法ヲ教授シタル證明書ヲ所持シタル者ハ此限ニ非ラズ

第四條 當場ノ練習生ヲ分テ甲乙ノ二種トス
甲種ハ正確ノ教授ヲ受クル者トス故ニ左ノ願書ヲ差出ス可シ

自分儀今般射擊術修業仕り度候間此段相願候也

年月日 住 所 何ノ誰印

場長何ノ誰殿

第五條 乙種ハ臨時入場者ニシテ射擊ノ姿勢照準ノ方法ヲ了知スル者

第六條 射場ハ晴雨ニ係ラス日々開場スト雖ドモ大風雨ノ節ハ休業スルコトアルヘシ

第七條 甲種ノ射手ハ五等ニ分チ一等射手ニシテ得業試験ニ及第シタル者ニハ得業證書ヲ附與スル者トス

第八條 第四第五條ニ定ムル練習生ノ外單ニ射場ノ貸與ヲ望ムモノハ別ニ定ムル規則ニ依ル

第二章 授業券料及ヒ彈藥料

第九條 授業券料ハ一回限リハ金五拾錢トス但シ贊助會員ノ一家族及ヒ約束アル學校生徒ハ半額トス尤モ彈藥科ハ自辨スルモノトス尚ホ第三條ニ明文アル者ハ授業料ヲ要セス

願 書

第十條 軍人ハ現役ハ勿論豫備後備ノ籍ニアル者モ授業料ヲ要セス

第十一條 彈藥料ハ増減スルコトアリト雖ドモ概子一發一錢トス

但シ不發ハ引換エル者トス

第十二條 射場ノ都合ニ依リ射撃セサル時ハ現價ヲ返戻スルモノトス

第三章 入場者心得

第十三條 入場者ハ何人ヲ問ハス總テ射場ノ規定ヲ守ルヘキモノトス

第十四條 射場ニ於テハ喧躁ノ所爲アルヘカラズ

第十五條 射場ニ於テハ教師及ヒ監査員ヨリ注意セラル、事ハ必ズ實行スベシ

第十六條 如何ナル場合ヲ問ハズ標的以外ニ照準シテ撃發スルヲ嚴禁トス

第十七條 射撃ノ際自己ノ不注意ヨリ生スル銃器ノ破損ハ相當ノ辨償ヲナサシムル事アルベシ

第十八條 實彈ハ射場ニ於テ彈藥券ト引換エルモノトス

第十九條 彈藥筒ハ射場ニ於テ掛リ員ニ必ラズ返附スベシ

第二十條 本會贊助會員ハ開場中ハ規約第十一項ニ依リ入場スルコトヲ得ル者トス

但シ會員證若クハ名刺ヲ監査人ニ示サル可シ

四八 日本体育會第二回大運動會規則（明治二十五年七月制定）

一 本會運動會ハ會則ニ基キ評議員ノ決議ヲ經テ

來ル十一月上旬ニ於テ之ヲ開クモノトス

二 開會ニ當リ本會ヨリ左ノ役員ヲ設ク

一 會長 壹人

諸般ノ事務ヲ綜理ス

一 幹事 若干

- 一 庶務及ヒ會計ノ事ヲ分享ス
- 一 書記 若干
- 一 幹事ニ屬シ庶務及會計ノ事ニ服ス
- 一 評議員 若干
- 一 會長ヲ補助シ諸事ヲ整理ス
- 一 檢定員 若干
- 一 各種運動ノ評點ヲ檢シ優劣審判ノ事ヲ掌ル
- 一 檢査員 若干
- 一 競技者ノ優劣ヲ檢査シ其評點ヲ檢定員ニ致ス
- 一 會場取締 若干
- 一 場内ヲ取締リ兼テ競技者ノ編成ヲ掌ル
- 三 本會ニ出場シ競技セントスルモノハ何人ニ限ラス之ヲ許ス
- 一 但會場ノ風紀ニ妨ケアルト認ムルトキハ入場ヲ謝絶ス
- 四 競技者及ヒ縱覽者ハ入場券(金五錢軍人半額)ヲ求ムルヲ要ス
- 一 但會員証又ハ本會ヨリ特ニ招待スルモノハ此ノ限りニアラズ
- 五 本會ニ出場セントスルモノハ豫メ住所姓名及
- 一 ヒ競技セントスル運動ノ種類ヲ詳記シ規定ノ入場券料ヲ添ヘテ本會ニ申込ムベシ
- 一 但一人ニシテ數種ノ競技ヲナスモ入場料ヲ增加スル事ナシ
- 六 運動ノ種類ハ概子左ノ數種トス
- 一 器械体操(鉄棒、木馬、棚、手摺、跳繩)
- 一 銃槍仕合
- 三 競走
- 七 競技者ヲ左ノ二種ニ分ツ
- 一 軍人(下士官、兵卒ヲ區別ス)
- 二 各學校生徒及ヒ其他
- 八 諸種ノ競技ハ追テ之ヲ定ム
- 九 競技ノ上優等者約五分一ニハ賞品及賞狀ヲ與フ
- 一 但最優等者ニハ徽章ヲ贈ル
- 十 賞品ハ軍人及其他ニ區別シ之ヲ與フルモノトス
- 十一 優劣ハ評點ノ多寡ニ依リ之ヲ定メ同點ハ抽籤ヲ以テ甲乙ヲ分ツ
- 一 但銃槍仕合ハ別ニ定ムル方法ニヨル
- 十二 競技者事故ノ爲メ出會シ得サルモ入場券料ヲ

返戻セサルモノトス

但代人ヲ出スハ妨ケナシ

十三 運動會ニ關スル會計収支決算書ハ各贊助會員

ニ報告ス

十四 評點ハ一二檢定員ニ委スルヲ以テ優劣ノ判決

ニ關シ其可否ヲ申出ツルモ之ヲ受理セズ

十五 競技者ハ委員ノ呼名ニ應ジ競技場ニ出ツルモ

ノトス

十六 入場者ハ必ず會場揭示ノ禁令ヲ守ルヘキモノ

トス

十七 場内ノ規定ニ背クモノハ退場セシムル事アル

ベシ

明治廿五年七月

日本 躰 育 會

〔日本体育大学図書館蔵文書〕〔明治二十五年七月〕

四九 日本體育會聯合大運動會處務規則（明治三十六年當時）

第一條 日本體育會は體育獎勵の目的を以て大阪府

下中小學校生徒の聯合運動會を開催す

第二條 本運動會に左の職員を置く

會長 一人 副會長 一人

委員長 一人 委員 若干人

審判長 一人 審判員 若干人

第三條 會長は本運動會一切のことを統督し副會長

は會長を輔け會長事故ある時は事務を代理す

第四條 委員長及び委員は本運動會の設備に關する

一切の事務を掌るものとす

第五條 審判長及び審判員は運動の實施及び其の優

劣を審判す

第六條 競技者は審判員の判決に就きて異議を唱ふ

ることを得ず

第七條 役員の徽章左の如し

會長 白薔薇 副會長 全上單花

委員長 赤薔薇 委員 全上單花 午後(一時開始)

審判長 黃薔薇 審判 全上單花 七、啞鈴體操(第一演習) 小學生徒全部

聯合大運動會次第 八、フットボール 中學以上生徒撰手

午前(九時開始) 九、百ヤード杓子競走 小學生徒撰手

一、會員集合 君が代二回(樂隊奏樂) 十、六百ヤード徒步競走 中學以上生徒撰手

二、矯正術(三節十節十四節) 小學生徒全部 十一、線條競力 小學生徒撰手

三、四百ヤード徒步競走 中學以上生徒撰手 十二、柔軟體操 中學以上生徒全部

四、二百ヤード徒步競走 小學生徒撰手 十三、全員縱隊行進 (樂隊進行曲ヲ奏ス)

五、障礙物三百ヤード競走 中學以上生徒撰手 以上

六、戴囊百ヤード競走 小學生徒撰手

(「體育」第一一八号(明治三十六年九月))

五〇 日本體育會遊戯部規則(明治三十三年當時)

第一條 戲遊ハ本會ノ要旨ニ基キ諸種ノ運動遊戯ヲ行ヒ娛樂ノ間ニ身體ノ健康ヲ進ムルヲ以テ目的トス

第二條 當部ニ於テ行フ遊戯ノ種類ハ概子左ノ如シ但シ其他適當ト認ムル者ハ漸次之ヲ加フルモノトス

一 ロンテニス 一 ベースボール 一 クロツケ

一 クリツケツト 一 フットボール 一 兒童遊戯

第三條 其他諸種ノ遊戯 當部ニ左ノ役員ヲ設ク

部長 一名

次長 一名

理事 四名

第四條 部長ハ當部一切ヲ管理ス

第五條 次長ハ部長ノ命ヲ承ケ一切ノ事務ヲ整理ス

第六條 理事ハ次長ノ命ヲ承ケ一切ノ事務を處理ス

第七條 當部員タラントスルモノハ宿所姓名ヲ認メ部長ニ差出スヘシ

第八條 入部ヲ許可シタルモノハ部員證ヲ交付ス

第九條 部員ニシテ轉居セシモノハ其旨速ニ届ケ出ツヘシ

第十條 部員ニシテ不得止事情ノ爲退却セントスル者ハ部員證ヲ添ヘ其旨届出ツヘシ

第十一條 當部員ハ部費トシテ一ヶ月金三十錢ヲ納ムルモノトス但シ一旦納付シタル金ハ之ヲ返付セス

第十二條 本會賛助會員ハ部費ヲ要セス其家族ヲ半額トス

第十三條 部員證ヲ紛失シタルトキハ更ニ交附ヲ申出ツヘシ但シ手數料トシテ金三錢ヲ納ムヘシ

第十四條 入場スル者ハ必ス部員證ヲ監視ニ示スヘシ

第十五條 器具器械使用中誤テ破損シタトキハ監視人ニ申出ツヘシ其破損シタル者ハ辨賞セシムル事アル可

シ

第十六條 部員ハ相互ニ敬愛シ苟モ品位ヲ失墜スルカ如キ舉動アル可カラズ若シ規則ニ背キ部員タルノ體面ヲ汚ス等ノ所爲アルモノハ除名スルコトアル可シ

五一 體操、遊戯講習會規則（明治三十六年當時）

一 講習會ハ師範、中學、高等女學校及小學校體操科教員並該志願者ノタメニ左ノ規定ニ依リ講習スルモノトス

- 科目
 一、普通體操
 二、兵式體操
 三、遊戯

講習日時 來 七月二十三日ヨリ

全月二十九日マデ 一週間

會場 大阪市南區西關谷町日本體育會
 大阪支會南區支部體育場内

講習料
 一科目 金壹圓
 二科目 金壹圓五拾錢
 三科目 金貳圓

申込所 東京市麴町區飯田町二丁目

日本體育會體操學校

一 講習證書ヲ希望スルモノハ料金拾五錢ヲ納ムベシ

一 講習希望ノ者ハ左ノ書式ニ依リ講習料ヲ添へ來ル七月十五日限り申込みベシ

申込書

私儀何々科講習致度講習料金 圓相添へ此段申
 込候也

月日 住所職業

姓名 名 姓 姓 名 姓 名

日本體育會體操學校御中

日本體育會體操學校

五二 改正 普通體操講習會規則（明治三十六年當時）

一 本講習ハ師範學校、中學校、高等女學校、及ビ

小學校ノ體操科教員並ニ該科志願者ノ爲メニ之

ヲ開設ス

住所族籍

一 講習期ヲ六ヶ月トシ時間ハ毎週土、日、兩曜日

姓名

午後一時ヨリ凡ソ三時間トス

何年月日生

但日曜日ハ午前ニ變更スルコトアルベシ

日本體育會體操學校

一 講習料ハ一ヶ月金五拾錢トシ其月五日限り納付

普通體操講習會御中

スベシ

一 會員ニハ講習修了ノ際其成績ヲ案ジテ講習證書

但申込ミノ際入會金五拾錢ヲ要ス

ヲ授與ス（證書料ヲ要ス）

一 講習希望ノモノハ左式ノ申込書ヲ差出スベシ

日本體育會體操學校

申込書

普通體操講習會

自分儀普通體操講習致度入會金五拾錢相添へ此段

〔體育〕第一一九号（明治三十六年十月）

五三 日本體育會弓術場假規則（明治三十三年當時）

第一條 本場ハ弓術ノ禮式ニ遵ヒ之ヲ練習シ身體ノ健康ヲ圖リ鎮靜ナル精神ト端正ナル習慣ヲ養成スルニ在リ

第二條 本會贊助會員義助會員及會員ノ家族若クハ會員ノ紹介アル者ニ非ラサレハ入場スルコトヲ得ス

第三條 弓術場ハ晴雨ニ拘ハラズ日々開場ス

第四條 入場料ハ左ノ規定ニ由リ前納スベシ

但シ本會贊助會員ハ無料トス

一 義助員 一ヶ月金貳拾五錢

一 贊助會員ノ家族 一ヶ月金貳拾五錢

一 會員ノ紹介ニテ入場スル者一ヶ月金五拾錢

第五條 入場者ハ總テ左ノ事項ヲ遵守スヘシ

一 射場ニ於テハ弓術ニ關スル禮儀法式ニ遵ヒ喧嘩ノ所以アル可カラス

一 射場ニ於テ世話掛ヨリ注意セラル、コトハ必ス之ヲ守ルヘシ

一 如何ナル場合ヲ問ハス標的以外ニ向テ發射スルコトヲ禁ス

一 射弓ノ際自己ノ不注意ヨリ生スル弓箭ノ破損ハ相當ノ辨償ヲ爲サシムルコトアルヘシ

一 器械ハ凡テ鄭重ニ取扱フ可シ

一 酒氣ヲ帶ヒタル者ハ入場ヲ許サス

一 射場規則ニ違フモノハ退場セシム

一 射場ニ在ツテハ互ニ親密ナルヘシ

五四 兵事講習會規則 (明治三十六年當時)

第一條 本會ハ兵役應徵者ノ入營後ニ於ケル教育ノ進歩ヲ容易ナラシメンガ爲メニ軍事教育ヲ授ケ忠愛ノ精神ヲ涵養シ嚴正ナル軍紀ニ服シ秩序ヲ重ンズルノ習慣ヲ養成スルヲ以テ目的トス

第二條 授業課目左ノ如シ

術科

學科

- 一 兵式教練
- 一 兵式體操
- 一 射擊豫行演習
- 一 狹窄射擊
- 一 銃劍術
- 一 勅諭及教育勅語
- 一 讀法
- 一 各兵種ノ識別及性能
- 一 武官階級及服制
- 一 陸軍敬禮式及軍隊内務書摘要
- 一 武器裝具ノ名稱及手入法
- 一 勲章ノ種類及起因
- 一 陸軍刑法及懲罰令ノ摘要
- 一 射擊教範摘要
- 一 外野要務令摘要
- 一 赤十字條約ノ大要

第三條 每週授業時間ハ凡ソ十二時間以上ニシテ日曜日及ビ大祭祝日靖國神社大祭日本體育會創立日ハ休業トス

第四條 講習期ハ七月ニ始マリ十一月ヲ以テ終ハル

第五條 入學志願者ハ左ノ入學書ヲ差出スベシ但シ保證人一名ヲ要ス保證人ハ丁年以上ノ男子ニシテ府下ニ一家ヲ成シ身元確實ナル者ニ限ル

入學願書

私儀兵事講習會ニ入會致度候間此段相願候也

本貫族籍、現住所

本人何ノ誰

印

明治 年 月 日

前書何之誰在學中一切ノ事件ハ私負擔可仕候也

年月日生

住所番地

保證人 何ノ誰 ㊦

年月日

日本體育會體操學校長何誰殿

第六條 全期修業シ其ノ成績優等ナル者ニハ卒業證書ヲ附與ス但シニヶ月以上修業セル者ニハ修業證ヲ與

フルコトアルベシ

第七條 入學料ハ金五拾錢トス

第八條 授業料ハ毎月金壹圓五拾錢トス但シ毎月五日迄ニ納付スヘシ

第九條 十五日以後ノ入學者ハ其ノ月ノ授業料ヲ半額トス

第十條 特別會員ニシテ出金ノ義務ヲ了ヘタル者ハ授業料ヲ半額トス

第十一條 疾病其他ノ事故ニ依リ缺席スルモ授業料ヲ徴收ス

第十二條 授業料納付遲滯スルトキハ郵便先拂ヲ以テ保證人ニ督促シ尙ホ納メサル者ハ除名ノ上其金額ハ保

證人ニ辨償セシム

第十三條 既收ノ授業料ハ中途退會スルモ返戻スルコトナシ

第十四條 講習生ハ廉耻ヲ重ンジ品行ヲ慎ミ禮儀ヲ守リ質素ヲ旨トシ粗暴ヲ戒メ殊ニ名譽ヲ崇尚スベシ

第十五條 物品ヲ毀損シ又ハ亡失スルトキハ各自辨償スルモノトス

第十六條 諸種ノ通達ハ必ズ之ヲ遵守スベシ

東京麴町區飯田町一丁目牛ヶ淵

明治三十六年六月

日本體育會體操學校

一擔任教師人名左ノ如シ

(電話番町五百二十番)

本會体操學校教師

陸軍歩兵中尉 北村 幸次郎

全

陸軍歩兵少尉 宮崎 慶治

囑託 長谷川 福橘

〔體育〕第一一五号(明治三十六年六月)

五五 兵事講習會規則 (明治三十七年當時)

第一條 本會は兵役應徵者の入營後に於ける教育の發達を容易ならしめんが爲めに軍事教育を授け忠愛の精神を涵養し嚴正なる規律に服し秩序を重んずるの習慣を養成するを以て目的とす

第二條 授業課目左の如し

術科

一 兵式體操 (柔軟體操、器械體操)

一 射擊豫行演習

一 狹窄攻撃

一 兵式教練 (各個教練、部隊教練)

一 銃劍術

一 軍歌

學科

一 勅諭及教育勅語

一 讀法

一 各兵種の識別及性能

一 武官階級及服裝

一 陸軍敬禮式及服従法

一 武器裝具の名稱及手入法

一 勲章の種類及起因

一 陸軍刑法及懲罰令の摘要

一 射撃教範摘要

一 野外要務令摘要

第三條 毎週授業時間は凡そ十二時間以上にして日曜日及び大祭祝日靖國神社大祭日本體育会創立日は休業とす

第四條 入學志願者は左の入學願書を差出すべし但し保證人一名を要す保證人は丁年以上の男子にして府下に一家を成し身元確實なる者に限る

入學願書

私儀兵事講習に入學致度候間此段相願候也

本貫族籍、現住所

明治年月日 本人 何の誰 ㊦

年月日生

前書之何誰在學中一切の事件は私負擔可候也

住所番地

保證人 何の誰 ㊦

年月日生

日本體育會體操學校長何誰殿

第五條 全期修業し其の成績佳良なる者には卒業證書を附與す但し二ヶ月以上修業せる者に修業證を與ふることあるべし

第六條 入學料は金五拾錢とす

第七條 授業料は毎月金壹圓五拾錢とす但し毎月五日迄に納付すべし(當分半額)

第八條 十五日以後の入學者は其の月の授業料を半額とす

第九條 本會々員にして出金の義務を了へたる者は授業料を半額とす

第十條 疾病其他の事故に依り缺席するも授業料を徴收す

第十一條 授業料納付遲滞するときは郵便先拂を以て保證人に督促し尙ほ納めざる者は除名の上其金額は保證人に辨償せしむ

第十二條 既收の授業料は中途退學するも返戻することなし

第十三條 講習生は廉耻を重んじ品行を慎み禮儀を守り質素を旨とし粗暴を戒め殊に名譽を崇尚すべし

第十四條 物品を毀損し又は亡失するときは各自

明治三十七年二月

辨償するものとす

東京麹町區飯田町一丁目牛ヶ淵

第十五條 諸種の通達は必ず之を遵守すへし

日本體育會
〔體育〕第一三三號（明治三十七年二月）

五六 日本體育會兵事講習會規則（明治四十四年當時）

第一條 本會ハ兵事ヲ研究セントスル志望者ニ
軍事教育ヲ授ケ忠勇ノ精神ト嚴正ナル規律ニ服ス
ルノ習慣トヲ養成シ兵務ヲ知得セシムルヲ以テ日
的トス

（但シ規則ハ別
ニ之ヲ定ム）

一 軍歌

第二條 前條ノ目的ヲ達センガ爲メ左ノ學術科
ヲ教授ス

術科

學科

- 一 兵式體操
- 一 兵式教練
- 一 射擊演習
- 一 銃劔術
- 一 野外勤務
- 一 馬術

- 一 勅諭及教育勅語
- 一 讀法
- 一 歩兵操典、野外要務令射
- 一 擊教範及築城教範ノ摘要
- 一 各兵種ノ識別及性能
- 一 武官ノ階級服裝

第三條 本講習ハ毎年六月上旬ニ開始シ十一月

中旬ニ終了ス其授業ハ每週十五時間以上二十時間

以內トス但日課ハ別ニ之ヲ定ム

第四條 三ヶ月以上修業シ試験ノ成績佳良ナル

者ニハ卒業證書ヲ授與ス

第五條 三ヶ月以上修業シタルモノニハ證明書

- 一 陸軍禮式及服從法
- 一 武器裝具ノ名稱及手入法
- 一 勳章ノ種類及起因
- 一 陸軍刑法及懲罰令ノ摘要
- 一 中立國ニ對スル心得
- 一 戰時公法ノ摘要
- 一 實戰講話

ヲ授與ス

第六條 入會金壹圓五拾錢

第七條 授業料ハ壹ヶ月金貳圓トシ毎月前納スルモノトス

第八條 授業所ハ南品川大井町日本體育會體操

學校内トシ便宜上市内ニ支部ヲ設クル事アルベシ

第九條 講習員ニ關スル心得及規定ハ別ニ之ヲ定ム

第十條 本會ニ入ラントス者ハ滿十七歳以上ノ男子ニシテ左ノ願書ヲ差出スベシ但シ保證人ハ府

下ニ住居シ身元確實ナルモノニ限ル

第十一條 一週間以上缺席スル者ハ除名スル事アルベシ

願書

今般兵事講習志願ニ付此段相願候也

府縣郡區町村番地

年月日

本人 何ノ誰

生年月日

同

保證人 何ノ誰

日本體育會兵事講習會御中

東京府荏原郡南品川大井町

日本體育會

(電話芝九四〇番)

〔「體育」第二二二号(明治四十四年七月)〕

五七 第五回内國勸業博覽會日本體育會臨時體育部規則(明治三十五年)

第一條 本部は令旨に基き第五回内國勸業博覽會開

期中全敷地内の一部に體育に關する各種の設備を

整へ廣く公衆の運動用に供し以て體育の必要を一

般に感受せしむるを以て目的とす

第二條 本部は日本體育會に屬し其事務所を大阪府

に設置す

第三條 本部に左の職員を置く

委員長	壹名
委員	若干名
事務員	若干名

第四條 委員長は總裁之を囑託す

委員及事務員は委員長之を囑託す

第五條 委員長は本部の事務を總轄す

委員は委員長の旨を承け事務を分掌す

事務員は主任の指揮に従ひ庶務會計に従事す

第六條 委員長及び委員は共に名譽職とす

事務員には委員長の見込を以て相當の報酬を與ふることを得

第七條 委員長は運動場内に設くる諸種の計畫及び

必要なる規程を定め本會總裁の裁可を経て之を施行すべきものとす

第八條 本部の事業は特別經濟とし本會の經費及び

大阪府其他に於ける有志の寄附金等を以て之に充つ

第九條 本部は内國勸業博覽會の閉場と共に之を解

く
第十條 本則施行に關する細則は委員長之を設け本會に報告すべし

五八 日本體育會擴張ノ主意書 (明治二十九年初頭)

明治廿四年本會設置以來拮据經營以テ體育普及ヲ圖リシカ今日我邦ノ現況ト宇内ノ形勢ハ益々體育ノ必要且急務ナルヲ感セシムルカ故ニ茲ニ本會ノ規模ヲ擴張セントス

夫レ皇威ヲ宣揚シ國權ヲ振張スルハ富國強兵ヲ圖ルニ在リ富國強兵ヲ圖ルハ即チ國民體軀ノ強健ヲ圖ルヲ以テ基本トシ其始トス故ニ軍備ノ擴張ヲ要スル今日ニ在リテハ本會ノ擴張一日モ忽セニスベカラズ乃チ體育ノ普及

ハ軍備擴張ト相待チ必須緊急ノ事業ト謂フ可キナリ蓋シ國民柔弱ナレハ強兵ヲ養成シ富國ヲ成立スル事能ハサレハナリ今ヤ我邦外征ノ後ヲ承ケ軍備擴張ノ時機ニ迫リ體育普及ノ議漸ク盛ナラントス是レ或ハ本會擴張ノ爲メ天ノ特ニ此好機會ヲ與フルモノナラン抑本會ノ主義タルヤ平和ノ時ニ在リテハ專ラ體力ヲ壯健ニシ精神ヲ涵養シ嚴ニ粗暴過激ノ舉動ヲ慎ミ一旦緩急アルニ際スレハ政府ノ命令ニ應シ士農工商各常職ヲ抛チ銃砲劍槍ヲ執リ國民ノ義務ヲ盡シテ綽々餘裕アル精神體力兼備雙絶ノ帝國民ヲ養成スルニアリ

尙ホ本會ノ目的ヲ約言スレハ一ハ國民全般ノ體育ヲ圖リ一ハ諸學校肄操教員ノ養成及陸海軍兵員ノ素養並ニ豫後備兵ノ温習又ハ國民兵ノ養成等目下ニ在リテ最モ必要緊急ノ教育ナリトス

四方忠愛ノ諸君子本會ノ爲メ貲ヲ捐テ力ヲ盡サレナハ帝國ノ富強駸々其歩ヲ進メン事復タ疑ヲ容レサルナリ因テ數言ヲ陳ベ以テ檄文ニ代フ

日本體育會々々長 野津道貫

〔文武叢誌〕第二九号（明治二十九年三月）

五九 御令旨集 (明治三十一年三月二十六日、明治三十九年五月二十九日)

明治三十一年三月二十六日

總裁大勳位副院宮裁仁親王殿下ヨリ會負ニ
賜リタル御令旨

夫レ體育ハ智徳ノ根基ニシテ國家富強ノ本源ナリ
蓋シ身體尪弱ナルハ學ヲ修メ道ヲ行ヒ産ヲ殖シ
武ヲ尚フ能ハス故ニ富強ヲ圖ラント欲スル者ハ先
ツ必シモ身體ヲ強健ナラシメサル可ラス古人曰
ク快活ナル精神ハ健全ナル身體ニ宿スト宜ナル哉
余スシク歐洲ニ在リテ歐米人々上下擧リテ體育ヲ
相競ヌテ見時感歎ニ絶ヘザリキ今我カ國體育ノ規
狀ヲ願ミルニ木ヲ旺盛ニ赴カスシテ事物ノ進歩ニ
伴フ能ハサルモノハ如シ木會諸子風ニ見ル所ナリ
自ラ奮ヒテ體育獎勵ノ任ニ當ル是レ余カ最モ喜ヒ
テ木會ノ德裁タルコトヲ諾スル所以ナリ諸子將來
益々拮据勉勵體育ヲ普及シ國民ソシテ成ク體軀ヲ
強健ニシ智ヲ磨キ徳ヲ修メ以テ強富ヲ増進シ大ニ
皇威ヲ宣揚シ國權ヲ振張ヒシメシコトヲ望ム

明治三十一年三月二十六日
日本體育會總裁

大勳位功四級裁仁親王

明治三十一年十一月二十七日大阪支會へ
賜リタル御令旨

今回大演習陪覽ノ途次日本體育會大阪支會ニ臨ミ
親シク體育場ヲ觀文會諸員カ刻苦經營ノ狀ヲ詳ニ
セリ夫レ大坂ハ關西ノ樞區ニシテ百事ノ泉源タリ
而シテ諸員率先奮起シ以テ支會ヲ設立シ茲ニ開會
ノ式ヲ舉クルニ至レルハ予カ最モ喜メ所ナリ體育ノ
必要ナルハ既ニ木會ノ總會ニ於テ訓示セシメ如シ
宜シク他ノ先導トナリ模範トナリ以テ益々體育ノ
振張ヲ圖リ創業ノ初志ヲ大成セシメコトヲ望ム

明治三十一年十一月二十七日
日本體育會總裁

大勳位功四級裁仁親王

明治三十三年十一月二十六日宮城縣文會
賜ハリタル御令旨

體育ニ關スル輿論大ニ定マリ日本體育會ノ事業日
々ニ隆昌ニ赴クハ國家ノ爲ノ慶賀スル所ナリ
今ヤ宮城縣支會ヲ仙臺ニ開設ス夫レ此地方ハ古未
水北ノ雄鎮ニシテ士馬精強ヲ以テ稱セラル體育ノ
獎勵宜ヲ得ハ其進歩必ス視ルヘク富國強兵ノ基礎
ヲシテ鞏固ナラシムルニ至ラム余カ期ヒテ待ツ所
ナリ

宮城縣ノ本會員諸子能ク恒久懈ラス奮勵シテ以テ
實効ヲ舉ケム事ヲ望ム

明治三十三年十一月二十六日

日本體育會總裁

大勳位功四級載仁親王

明治三十二年四月二十四日臨時擴張委員ニ
賜リタル御令旨

我日本體育會ハ既ニ國庫ノ補助ヲ與ヘラレ責任重
大トナレリ

依テ今後會長ヲシテ文部大臣ノ命令ニ從ヒ諸般ノ
規模ヲ擴張シ各府縣ニ支會ヲ設置セシメ體育ノ普
及ヲ圖リ上下冀望ニ答ヘンコトヲ期ス

故ニ本會員各位並ニ今回依頼セシ臨時擴張委員諸

子ニ望ム莫クハ能ク此意ヲ諒シ體育ノ事業ニ協贊
シ本會ノ素志ヲ達セシメンヲ是レ望ム本會ノ爲
メノミナラス實ニ國家富強ノ基礎ヲ鞏固ナラシメ
ニカ爲ナリ

明治三十三年四月二十四日

日本體育會總裁

大勳位功四級載仁親王

明治三十三年五月六日本會大會ノ際ニ
賜リタル御令旨

體育ハ國家富強ノ基礎ナリ日本體育會ハ其發達普
及ヲ圖ルヲ主旨トシ會員諸子勵精シテ克ク創業ノ
艱難ニ耐ヘ奉ニ公論ノ贊同政府ノ補助ヲ得テ會務
漸ク整頓シ茲ニ體操練習所模範體操場及本會事務
所等ヲ新築シ其落成式ヲ行ヒ併セテ全國會員ノ大
會ヲ州クハ余ノ大ニ懽フ所ナリ

然レトモ本會目的ノ全體ヨリ之ヲ觀レハ未ダ幾ニ
其初級ニ達セシニ過キスシテ前途尚ホ遼遠ナリ望
ムラクハ會員諸子互ニ協力シ本支會共ニ一致シテ
體育ヲ獎勵シ以テ富強ノ基礎ヲ鞏固ニセムコトヲ

明治三十四年五月六日

日本體育會總裁

大勳位功四級載仁親王

明治三十三年五月二十二日群馬支會

賜リタル御令旨

本邦實業ノ隆昌ナルト共ニ體育ノ發達スルハ實ニ
國家ノ慶事ナリ茲ニ群馬縣ニ於テ日本體育會ノ支
會成立シ體育場ヲ開設ス

夫レ現今ノ急務ハ體育場ノ設備ヲ完ウシ國民ノ體
育ヲ獎勵シ全國ニ普及セシムルニ在リ而シテ群馬
縣ハ維新以來殖産興業ヲ以テ鳴ルル地ニシテ又

會ハ體育場ヲ設置シ獎勵教導其宜キヲ得以テ善ク
本會ノ主旨ヲ實行セハ實ニ國家富強ノ基礎ヲ鞏固
ナラシムルニ足ラム是レ余カ喜フ所ナリ

望ムラクハ群馬縣本會員諸子一致協同シ以テ將來
ノ實績ヲ擧テ益々實業ヲ進テ盛大ナラシムコト
ヲ歐洲巡遊中ナレハ本會長ヲレテ余ノ意ヲ傳ヘン
ム

明治三十三年五月廿一日

大勳位功四級戴仁親王

明治三十四年二月十一日本會萬國體育會委
列委員山根西次氏歸朝報告會ノ際賜リタル

御令詞

我が體育會ニ漸次發達シテ大ニ満足致ス所ナル
併ニ在テ此ノ體育ノ事ハ管承知ノ如ク前途益々進
歩シテ行カネハナラヌ現ニ自らニ致米各國ヲ廻

テ見シカ何所モ體育ノ事ハ中々盛ニシヤツテ居ル
故ニ是レニ劣ラズ我國ニ於テモ體育ノ事ニハ熱心
ニヤウテホシイ珠ニ本會ノ如キモ諸君ノ盡力ニヨ
リテ益々隆盛ニナランコトヲ希望シマス

明治三十四年三月二十三日愛知縣名古屋市
俗行社ニ於テ同地方委員及會員ニ賜リタル
御訓詞

予ハ今回參謀講習旅行實視ノ爲メ三重縣下ニ出張
シタルニ因リ此機會ニ際シ二十七八年戦後ノ當時
困苦ヲ共ニシタル第三師團ノ諸隊ヲ觀シト欲シテ
當地ニ來レリ然ルニ體育會員ハ本日此ニ會合シ特
ニ予ノ臨場ヲ求メラルル予ハ本會ノ總裁トシテ各員
ト觀シク相見ルヲ喜フ因テ各員ニ向テ一言ノ希望
ヲ述ベン夫レ人生體育ノ重シム可キコトハ復喋々
ヲ待タサル所ナルカ我國民ノ如キハ珠ニ目下ノ急
務ニ屬ス試ニ一例ヲ擧ケルハ日本男子ノ體操ハ甚
平均ニ於テ西洋婦人ヨリモ輕シト云フ豈概スヘキ
ニアラスヤ此一事亦以テ我國民ノ如何ニ體育ニ勉
メサル可ラサルカヲ知ルニ足ラン實ニ國民ノ強健
ハ國家ノ隆盛ト密着ノ關係ヲ有シ強健ノ國民ニア
ラザレハ所謂富國強兵ヲ成ス故ハス故ニ我體育會
ハ率先シテ其方法ヲ講セサルハカラス諸子共ニ益
奮勵シテ會務ヲ擴張セラレンヲ希望ノ至リニ是レ

明治三十四年七月八日會務擴張ノ恩召ヲ以テ
丸飯信行社ニ文部大臣道府縣長官及本會副
會長幹事評議員等數十名ヲ召サセ給ヒ既餐ヲ
下賜セラル當日陪席ノ各員ハ賜リタル

御令旨

予日本體育會總裁ノ任ニ當リシ以來諸子ト相會セ
シコトヲ欲セシモ其概ヲ得ザリシニ幸ニシテ本日
茲ニ會スルヲ得シハ予ノ最モ欣喜ニ堪ヘザル所ナ
リ

抑々體育ハ富強ノ基タルコトハ夙ニ諸子ノ熟知セ
ラル所ナリ今ヤ我國前途最大ノ希望ヲ有シ百般
ノ事業日々月々益々進ミシモ體育ノ進ニ至リテハ

日本體育會川越

寧口是歩ノ感ナキニシヌアラヌ此時ニ方リ諸子ハ
或ハ直接ニ或ハ間接ニカン體育ニ致サルコトハ
ナカラスシテ漸ク體育思想ノ勃興シテ本會ノ氣運
稍隆盛ノ域ニ向ハントスルニ至リシハ諸子ノ興リ
テ大ニカアル所ニシテ特リ予ノ満足ニ止ルノミナ
ラズ國家ノ爲メニ謝セサルヲ得サル所ナリ
然レトモ我體育會ノ前途ハ尚ホ甚々遠ニシテ其
隆替ハニ諸子ノ力ニ待タルヲ得ス予諸子ニ對
シテ厚ク望ム所アリ

明治三十四年七月八日

日本體育會總裁

大勲位功四級載仁親王

明治三十四年七月十一日埼玉支會ハ御授書
アラセラルレシル文會誌ニ對シテ賜リタル

御令旨

茲ニ日本體育會支會誌ヲ埼玉縣支會ニ授書ス自今
一層會務ノ擴張ニ以テ此誌ニ光彩ヲ放タシメ
ムコトヲ望ム

明治三十四年七月十一日

日本體育會總裁

大勲位功四級載仁親王

明治三十四年十月二十二日大阪支會ハ御授書
アラセラルレシル支會誌ニ對シテ賜リタル

日本體育會川越

茲ニ日本體育會支會誌ヲ大阪支會ニ授書ス自今一層
會務ノ擴張ニ以テ此誌ニ光彩ヲ放タシムコトヲ望ム

明治三十四年十月十日

日本體育會總裁

大勲位功四級載仁親王

明治三十四年十月二十九日當時上京中

全國警部長ヲ本會ニ招キ體操學校生徒及模

範體操場各部健在ノ演技ヲ一覽ニ供ニリテ

立食ノ賜リ左ノ御令詞ヲ賜ル

今般各警部長ノ上京ヲ幸ヒトシテ一堂ニ和合スル

コトヲ得タルハ予ノ大ニ満足スル所ナリ近來各地

方ニ於テ迄々體育事ヲ發達スルハ偏ニ各地方

長官並ニ警部長等盡力ノ致ス所ト深ク喜ブ所テ

ル係ニナカラ我國民身軀ノ海外文明諸國ニ比シテ

尚ホ大ニ劣ル所アルハ予ノ常ニ深ク憂フル所テ

ル邊敵各地方長官上京ノ際ニモ親シク相會シテ

カ希望ノアル所ハ善ク依頼ニ置キタルカ尚ホ各官

ニ於テモ長官等ト共ニ斯業ノ為メ一層盡力アラシ

コトヲ望ム今般本會ヨリ各地方ニ委員ヲ派出スル

ケルハ其節ハ十分ニ助勢ニ成ル可ク便宜ヲ與ヘテ

レシコトヲ懇ム尚ホ詳細ノ事ハ加納副會長ヨリ申

述フルテアラウ予今夕各官ト食事ヲ共ニセンコ

トヲ望ムルカ先約アリテ共ノ事叶ハサレハ各官宜

シク之ヲ諒スラレタシ

明治三十四年十一月廿三日長野支會發會式ニ

賜リタル御令旨

近時國運ノ進歩ト共ニ國民體育ノ必要轉々切ナル

ノ時ニ當リ我が日本體育會ハ益々規模ヲ擴張シ茲

ニ長野支會ノ開設ヲ見ルニ至レルハ予ガ喜ヒニ堪

ヘサル所ナリ

抑ニ信州ハ本土ノ中央ニ位シ山秀テ水清ク古來偉

人烈士ノ輩出セル所ナルノミナラス方今國民教育

ノ隆盛全國ニ冠タリト稱スルル今ヨ茲ニ體操時

勵セハ其ノ或勳觀ルヘキモノアラシコト予ノ信シ

テ疑ハサル所ナリ

支會員諸子奮勵事ニ從ヒテ予カ此ノ希望ヲ空リケナ

ランコトヲ望ム

明治三十四年十一月廿三日

日本體育會總裁

大勳佐功四郎載仁親王

明治三十五年三月三十日千葉支會叢會式ニ賜リタル御会旨

體育ハ國家富強ノ基ニシテ我カ日本體育會ハ益々規模ヲ擴張シ本日尚二千葉支會叢會ノ式ヲ舉ケ支會旗授與ノ典ヲ行フハ予カ喜ビニ堪ヘサル所ナリ支會員諸子奮勵手ニ送テ此旗ニ一層ノ光彩ヲ故クシメシテトツ望ム

明治三十五年二月三十日

日本體育會總裁

大勲位功四級戴仁親王

日本體育會川縣

明治三十五年四月六日静岡支會へ授與アラ

セラレタル支會總ニ對シテ賜ハリタル御会旨

茲ニ日本體育會支會總ノ静岡支會へ授與又自今支會勵會務ヲ擴張シテ此旗ニ光彩ヲ被ラシメテ手ヲ望ム

明治三十五年四月六日

日本體育會總裁

大勲位功四級戴仁親王

明治三十五年四月六日本會第一回定期總會ノ際賜ハリタル御会旨

日本體育會ガ社団法人トナリタル以來本日第一回定期總會ヲ開キ會員諸子ト一堂ニ相會スルヲ得タルハ予ノ喜ビニ堪ヘサル所ナリ

現今我國民體育ノ普及ヲ圖ルノ極ヲ急務ナルハ予ガ既ニ屢々述べタル所ニシテ爰ニ再説ノ要ヲ見ズ今ヤ諸子ノ同心協力ニ依リ人民一般漸ク心ヲ體育事業ニ傾クルノ勢ニ至レルモノノ如シ諸子一層奮勵事業ヲシテ益々隆盛ノ域ニ達セシメシメトツ望ムベシ

日本體育會川縣

明治三十五年四月六日

日本體育會總裁

大勲位功四級戴仁親王

明治三十六年四月十七日本會第二回定期總會ノ際賜ハリタル御会旨

御会旨

本日第二回定期總會ヲ開キ會員諸子ト相見ルヲ得ルハ予ノ欣喜ニ所ナリ

予ハ曩キニ第五回内國勸業博覽會ノ開設ニ方リ禮者各般ノ器具ヲ整ヘ流ク公衆ノ入場使用ヲ許シ以テ斯業ノ振振ヲ計ルハ極ムニ必要ノ施設ヲ

ル旨ツ宜叙ニテリキ

令親ニク本場ノ覽ニ面積較ク狹隘ノ隘々ニ非
スト雖モ本文會克ク予ノ意ヲ體シ會員有志ノ
双賛助ニ依リテ此ノ設備ヲ完ウセシテ予ノ満足ニ堪ヘ
リル所ナリ庶幾ハクハ本場ニ入ル者實踐躬行以テ
禮者ノ恩誼ニ付ス可クナル所以自覺カニカ諸子此
ノ好機ク空ウヤス益々努メテ後來ノ進歩ヲ謀ラレ
コトヲ望ム

明治三十七年四月十七日

日本體育會總裁

大勲位功四級載仁親王

賜ハリスル
明治三十七年四月廿四日日本會第三回總會ニ依

御令旨

茲ニ本會第三回定期總會ヲ開クニ當リ諸般ノ報告ニ
由リテ會務ノ益々擴張スルニ至レルヲ見ルニ是レ予ノ大満
足スル所ナリ
今ヤ振古未嘗有ル時局ニ際シ國民ノ任務ハ層層重
ナラカヘリ此ノ重任ヲ完クシテ國運ヲ振振ク期セント私
セバ必ス先ニ強壯ナル將軀ト剛健ナル精神トヲ待ツザル
可カラス而シテ是レ實ニ本會期スル所ノ目的ナリ
諸子益々奮勵シテ本會ノ事業ヲ進ムルニテ國家ニ
報効スル所ナリ

明治三十七年四月廿四日

日本體育會總裁大勲位功四級載仁親王

賜ハリスル
明治三十八年十二月二十日體操學校第十期生卒業
業證書授與式ニ際賜ハリタル

御令旨

本會體操學校開設以來既ニ四百二十七名卒業
業生ヲ出シ今復タ第十回卒業業證書授與式
ヲ舉ゲルニ余ノ欣喜スル所ナリ唯ニ體育ノ普及ヲ
圖ルハ先ツ良師ヲ得ルニ在リ本校設立ノ目的實ニ
此ニ存スルヲ以テ益々奮勵シテ之ヲ擴張スルニ努メテ國家
富強ノ基ヲ培フ事固マセシメテ期スベシ
明治三十八年十二月二十日
日本體育會總裁大勲位功四級載仁親王

明治三十九年四月二十日 本會第五回定期
總會ヲ兼テ新葉校令落成式ヲ行ハシタル

御令旨

本日茲ニ本會第五回定期總會ヲ開キ併テ新
葉落成式ヲ行フニ方リ諸子ト相見ルヲ得ルニ余
欣喜スル所ナリ
准リテ現時戰後ノ經營トシテ國勢ヲ施爲スベキモ
一ニシテ足ラズト強ク就中國民ヲ強クシテ強敵ナル精
神剛健ナル身軀ヲ具ヘシムルヲ國其基礎ヲ守
固ナラシムル所以ニテ實ニ刻下ノ急務ト屬ス諸子
宜シク此志意ヲ体シ益々奮闘テ斯道ノ發達ヲ圖
ラムコトヲ期スベシ

明治三十九年四月二十日

日本體育會總裁大勳益四級戴仁親王

日本體育會川

明治三十九年五月二十九日 體操學校第十期
生卒業證書授與式ノ際賜ハリタル

御令旨

本日茲ニ本會體操學校第十回卒業證書
授與式ヲ舉ゲルニ方リ親シク學事ノ成績ヲ視ル
ハ予ノ權アリ然レテ自今益々奮闘テ斯道ノ並行及發
達ヲ期スベシ

明治三十九年五月二十九日

日本體育會總裁大勳益四級戴仁親王

日本體育會川

六〇 閑院宮載仁親王殿下御詞（昭和十六年十一月）

本日財團法人日本體育會創立五十年記念式典ニ臨ミ親シク本會ノ現状ヲ視ルヲ懌ブ

願フニ當時體育ノ必要ヲ世ニ率先唱道シタルモノハ實ニ本會ニシテ爾來國民體育ノ向上ニ盡シタル功績ハ偉大ナリト謂フ可シ 偶々中道ニシテ會勢振ハザルコトアリシモ今ヤ關係者諸子ノ協力ニ由リ着々發展ノ途ニ向ヒツ、アルハ余ノ洵ニ欣幸トスル所ナリ 現下時局重大ノ秋益々奮勵努力以テ奉公ノ誠ヲ效サンコトヲ望ム

昭和十六年十一月二十二日

〔國民體育〕第二八卷二二号（昭和十六年十二月）

六一 日本體育會體操練習所學友會規則（明治三十二年當時）

第一條 本會ノ目的ハ會員互ニ親睦ヲ厚フスル

賛成スル者

ニアリ

特別會員ハ教職員及本會ノ主意ヲ賛成スル事

第二條 本會ハ日本體育會體操練習所學友會ト

第四條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

稱シ事務所ヲ練習所内ニ置ク

會長 一名 幹事 三名 書記 一名

第三條 本會々員ヲ別チテ左ノ二種トス

第五條 會長ハ特別會員中ヨリ之ヲ推ス

一 通常會員

第六條 幹事ハ卒業生二名現在生班長ノ中一名トス但シ任期ハ一ケ年トス

通常會員ハ卒業生及現在生ニシテ本會ノ主意ヲ

第七條 書記ノ撰定及ビ其報酬ハ幹事之ヲ定ム

第八條 毎年一月開會スルヲ定期トシ其他ハ幹事ノ協議ニ依リ臨時開會スルモノトス

第九條 會場及ビ會日ハ幹事豫メ之ヲ定メ會員ニ報導スルモノトス

第十條 會費ハ其都度之ヲ定ム

第十一條 入會セントスル者ハ最近ノ手札形寫眞

六二 體育研究會規則（明治三十八年當時）

第一條 本會は體育研究會と稱す

第二條 本會は日本體育會體操學校内に置く

第三條 本會は日本體育會體操學校職員生徒及全校卒業生其他斯道に従事しつゝある有志者を以て組織す

第四條 本會は廣く體育の普及を圖り親睦を厚うし智識を交換し學術兩科を研究するを以て目的とす

第五條 本會は毎月一回開會し左の事項を舉行するものとす但時宜に依り臨時會を開くことあるべし

ニ原籍規住所姓名（卒業年月日）ヲ記載シ入會金參拾錢ヲ添ヘ其事務所ニ申込ミ退會ノ節ハ其理由ヲ事務所ニ届出可シ

第十二條 會員轉居改姓名ノ節ハ直チニ事務所へ届可シ

〔體育〕第七八号（明治三十三年五月）

るべし

一、演說 二、討論 三、研究

第六條 日本體育會發行の體育雜誌を以て本會機關雜誌とし毎月之を會員に頒付するものとす

第七條 本會に左の役員を置く

一、會長一名（校長）

一、幹事若干名（内主任一名）

本校職員より二名各組より四名但時宜により増減することありとす

第八條 會長は會務を總理し幹事は會長を補佐

し庶務を處理す

第九條 會長は任期を定めず幹事は一學期間とす

第十一條 本會々員は毎月拾五錢宛五日迄に本校會計掛へ納附するものとす但時宜により増減することあるべし

第十條 會長は體操學校長を推し幹事は會員の互選とす但し第一學期生の幹事は會長の指名とす

第十二條 本會の規則修正は會員の半數以上を以て可決するものとす

〔體育〕第一三九号（明治三十八年六月）

六三 寮友會々則（明治三十九年十一月）

第一條 本會を寮友會と稱す

第二條 本會は智徳の啓發技能の修練を旨とし併せて親睦を厚くするを以て目的とす

第三條 本會の經費は會員より徴收する會費及び寄附金等を以て之に充つるものとす

第四條 本會に會長及び理事若干名を置く、會長には寮監を推撰し理事には通常會員より之を撰出す 而して其任期は會長は無期限理事は一學期間とす 但し再撰するを得

第五條 會長は本會を監督し理事は會長を補佐し庶務を司どるものとす

第六條 本會員を分ちて通常會員特別會員名譽會員とす、通常會員は在寮生を以てす特別會員は本會の趣旨に賛成し且金壹圓以上及同價額の寄附者を以てす、名譽會員は本會員にして本校を卒業せしものとす、其他本會の爲め特に貢献したる者と認むる時は會長に於て會員たることを許可することを得、

第七條 本會々費は金五錢とし毎月五日までに必ず會計員に納むるものとす、但し新入生は入會金として金十

五錢を納附するものとす、(本年四月体操學校生徒全体にて音楽部を開設したり、而して音楽部の會費は金二十錢なるを以て体操學校生徒は金二十五錢に改む)

第八條 理事は物品保管の責に任ず

第九條 本會則を變更せんとする時は會員の四分の三以上の同意を得ること

附則

技能修練法は別に之を定む

〔體育〕第一六四号(明治四十七年七月)

六四 寮友會々則(明治四十一年當時)

第一條 本會ヲ寮友會ト稱ス

第二條 本會ハ知徳ノ啓發技能ノ脩練ヲ旨トシ併セテ親睦ヲ厚フスルヲ目的トス

第三條 本會員ヲ分チテ通常會員及特別會員名譽會員トス通常會員ハ在寮生ヲ以テス特別會員ハ本會ノ主旨ニ賛成シ且ツ金壹圓以上及同價格ノ寄附者ヲ以テス名譽會員ハ本會員ニシテ卒業セシモノトス其他本會ノ爲メ特ニ貢獻ヲタル者ト認ムルトキハ會長ニ於テ會員タルコトヲ許可スルコトヲ得

第四條 本會ニ會長副會長及理事若干名ヲ置ク會長ハ主事副會長ハ寮監ヲ推戴ス理事ハ在寮生ヨリ撰出シ其任期ヲ壹學期間トス再選スルモ妨ナシ

第五條 會長ハ本會ヲ監督シ副會長ハ會長ヲ補佐シ理事ハ庶務ヲ司ルモノトス

第六條 本會ハ第二條ノ目的ヲ達センガ爲メニ左ノ事業ヲ行フ

第一項 運動部

庭球野球ピンポン相撲學校遊戲旅行等

第二項 文藝部

演說討論新聞雜誌ノ購讀名士ヲ招聘シテ講話ヲ聞クコト

第三項 音樂部

樂器使用唱歌演奏會樂曲ノ復寫

第四項 其他必要ト認ムル事ハ隨時之ヲ計劃スルモノトス

第五項 春秋二回大會ヲ開ク

第七條 本會ノ資産ハ會費及寄附ヲ以テ充ツルモノトス

第八條 本會在寮生ハ毎月會費トシテ金五錢ヲ其月ノ五日迄ニ會計係ニ納附スベキモノトス但シ新入寮生ハ入

會金トシテ金貳拾錢ヲ納附スルモノトス

第九條 本會ノ會議ヲ分チテ總會及理事會トス總會ハ每學期壹回之ヲ開キ役員撰舉會則ノ改正會務ノ報告ヲナ

ス又會長ノ意見ニヨリ臨時之ヲ開クコトヲ得

理事會ハ本會重要ノ事件ニツキ會長ノ意見又理事半數以上ノ同意ヲ以テ開ク

第十條 總會及理事會ニ於ケル議事ハ出席會員多數ノ同意ヲ得ルニ非ザレバ決議スルヲ得ズ但シ會員三分ノ二

以上出席スルニ非ザレバ開會スルコトヲ得ズ

附則 各部ノ細則ハ別ニ之ヲ定ム

六五 日本體育會體操學校校友會規則（大正六年）

第一章 目的

第一條 本會ハ體育ノ研鑽ニ勗メ斯道ノ普通發達ヲ計リ併セテ會員相互ノ親睦ヲ厚ウスルヲ以テ目的トス

第二章 名稱

第二條 本會ハ日本體育會體操學校校友會ト稱ス

第三章 事務所

第三條 本會事務所ヲ東京府荏原郡大井町日本體育會體操學校内ニ置ク

第四章 會員

第四條 會員ヲ分チテ左ノ二種トナス

一、正會員

(イ)、體操練習所卒業生

(ロ)、體操學校卒業生

(ハ)、體操學校在學生

二、贊助員

(イ)、體操學校舊教職員

(ロ)、體操學校教職員

第五章 役員及職務

第五條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

一、會長 一名

二、副會長 一名

三、幹事 七名（内常任幹事四名）
四、委員 若干名

第六條

一、會長ハ本會會務ヲ總理ス
二、副會長ハ會長ヲ補佐シ臨時必要ノ場合ニハ會長ニ代リテ會務ヲ總理ス
三、幹事ハ本會庶務及會計ヲ分掌ス
四、委員ハ幹事ヲ補佐シ會員相互ノ聯絡ヲ計ル

第七條

一、會長ハ母校校長ヲ推薦ス
二、副會長ハ幹事會ノ決議ニ依リ會員中ヨリコレヲ推薦ス
三、幹事ハ總會ニ於テ卒業生中ヨリ五名
（内二名常任幹事）在學生二名（常任幹事）ヲ選舉シ會長コレヲ囑託ス
四、委員ハ幹事會ノ決議ニヨリ會長コレヲ囑託ス

第七章 役員任期

第八條 副會長及幹事ハ其任期ヲ二ケ年トス

第八章 幹事會

第九條 幹事會ノ決議事項左ノ如シ

一、總會、幹事會、開催ニ關スル件
二、本會豫算及出納ニ關スル件
三、其他特ニ重要ナル事項

第九章 總會

第十條 本會ハ毎年春秋二期ニ總會ヲ開ク

但シ必要ニ應シ臨時會ヲ開クコトアルヘシ

第十一條 總會期日及臨時會ハ幹事會ノ決議ニ依ル

第十章 會 計

第十二條 本會會員ハ本會維持費トシテ一回限り金壹圓以上ヲ寄附スルモノトス

但シ在學生ノ會員ハ卒業ノ際納付スルモノトス

第十一章 會 報

第十三條 本會維持費ヲ寄附シタル會員ニハ毎年一回會員名簿ヲ頒布シ會員ノ異動ヲ報告ス

(附) 會報ハ會員名簿ヲ除ク外當分國民體育雜誌(麴町區土手三番町三四國民體育會發行)ヲ以テ之

二代フ

第十二章 雜 則

第十四條 本會ニ功勞アリシモノニハ相當ノ方法ニヨリテ表彰スルコトアルヘシ

第十五條 本會會員ニシテ死去シタル時ハ弔詞或ハ弔慰金ヲ贈ルモノトス

第十六條 本會ノ目的ヲ賛成シ寄附ヲ申込ムモノアル時ハ會長ノ許可ヲ受ケ之ヲ受理スルコトアルヘシ

第十七條 會員ハ異動ノ都度其職業住所ヲ報告スヘシ

(イロハ順)

幹 事 石橋藏五郎

全 飯塚正一

全 花島辰次郎

全 村上通

全 手島儀太郎

在學生

幹事 飯沼由吉
全堂 崎一靜

〔日本體育會體操學校校友會會員名簿〕（大正六年六月）

六六 體操學校研究會會則（大正十四年四月）

第一章 名稱目的及ビ會員

第一條 本會ハ日本體育會體操學校研究會ト稱

ス

第二條 本會ハ本校教育ノ精神ヲ奉體シ會員ノ

智徳啓發技能ノ修練ヲナスヲ以テ目的ト

ス

第三條 本會々員左ノ如シ

一、正會員 在學々生トス（本校學生ハ

必ス入會スルコト）

二、特別會員 卒業生トス

三、名譽會員 在職々員トス

第二章 事業

第四條 本會ノ目的ヲ遂行センカ爲メニ左ノ諸

部ヲ置ク其ノ施設事項左ノ如シ

一、總務部 各部ヲ統轄シ本會事業ノ

記録並ニ會務ノ報告ヲナス

二、會計部 會計ニ屬スル記録報告ノ

事務ヲ整理シ本會金錢出納ノ事務ヲ司

ル

三、講演部 名士ノ講演本校職員ノ講

話會員ノ演說並ニ雜誌ノ編纂發行ヲナ

ス

四、ダンス部（音樂並ニダンス）音樂並ニ

ダンスニ關スル研究ヲナス

五、陸上競技部 陸上競技ノ發達獎勵ヲ圖

リ之レガ研究ヲナス

六、角力部

七、庭球部

八、野球部

九、水泳部

一〇、團體競技部 蹴球、ヴァレーボール、

パスケットボール

一一、高等器械部（高等器械、タンブリング）

一二、山岳部（スキー、登山）

一三、乘馬部

第三章 役員

第五條 本會ニ左ノ役員ヲ置キ事務ヲ處理セシ

ム

一、顧問 (校長、主事、寮監ヲ推舉ス)
二、總務 一名 會務ヲ總理シ本會ヲ代

表ス

三、部長 各部一名 總務ヲ補佐シ該部

ヲ統轄ス

四、委員 人員部長一任、部長ヲ補佐ス

五、會計係

第六條 役員ハ凡テ正會員ヨリ選舉ス

第七條 役員ノ任期ハ一ケ年トシ每學年ノ始ニ

於テ選任ス 但シ部長ハ二年生トシ兼任

セサルモノトス委員ハ二以上ヲ兼任セサ

ルヲ本則トス

第八條 役員ニ缺員ヲ生セシ時ハ補缺選舉ヲ行

フ 但シ後任者ハ前任者ノ任期ヲ繼グモノトス

第四章 會費及ビ會計

第九條 正會員ハ會費ヲ負擔ス

但シ會費ハ第一學期金三圓、第二學期金

三圓第三學期金二圓トシ每學期ノ初一ケ

月以内ニ本會々計係ニ拂込ムコト

第十條 新入會者ハ入會金五圓ヲ入會後一ケ月

以內本會々計係ニ拂込ムコト

第十一條 本會ノ經費ハ前二項及ビ其他ノ收入ヲ

以テ支辨ス

第十二條 本會收入金額ノ百分ノ二ヲ基本金ニ積

立ツルモノトス 但シ危急ノ場合ニハ役

員會ノ結果流用スルコトヲ得

第十三條 本會々費及ビ基本金ハ郵便貯金トシテ

保管スルモノトス

第十四條 本會豫算ハ每學期ノ初メニ各部ヨリ之

ヲ提出シ豫算委員ノ決裁ヲ經ルモノトス

決裁セラレタル豫算ハ所定ノ場所ニ揭示

スルモノトス

第十五條 會計事務ノ決算報告ハ每學年期ノ終リ

ニ於テ行フ

第五章 帳簿

第十六條 本會ニ左ノ主要帳簿ヲ備ヘ部長ヲシテ

其ノ取扱ヲ擔當セシム

一、會則 一

二、研究會誌 一

三、會計簿 一

四、會費徵集原簿 一

五、會費徵集簿

各部一

六、備品臺帳

各部一

七、購入簿

各部一

八、領收證綴

一

九、郵便貯金通帳

二

一〇、豫算簿

一

一一、寄贈錄

一

右ノ外事務上必要アル補助簿ハ各部ニ於テ適宜調製スルコトヲ得

第十七條 本會ニ於ケル帳簿ノ保管整理ハ各部長

責任ヲ負フモノトス

第六章 備品

第十八條 本會備品ハ各部ニ於テ保管スルモノト

ス、部長ハ保管上ノ責任ヲ負フモノトス

第十九條 各部備區ノ毀損、亡失等セシ時ハ之レ

ヲ物品臺帳ニ記入シ常ニ現在品ハ備品臺

帳ト一致スルモノトス

第二十條 各部ノ備品ハ毎月一回總務ノ調査ヲ受

クルモノトス

第七章 會議

第二十一條 本會ニ役員部會、役員總會、豫算委員

會、會員總會ヲ置ク

一、役員部會 部長其必要ヲ認ムル時ハ

隨時之レヲ開設ス

二、役員總會 必要ヲ認メタル時ハ隨時

之レヲ開設ス

三、豫備委員會 每學期ノ初メニ開設ス

四、會員總會 會則變更ノ必要ヲ認メタ

ル時並ニ學年ノ始メニ之レヲ開設ス

但シ必要ヲ認メタル時ハ隨時之レヲ開

設スルコトヲ得

第二十二條 會議ハ協贊ヲ旨トス

第二十三條 會則ハ會員總會ニ於ケル多數決ニ非レ

バ變更スルコトヲ得ス

第八章 雜則

第二十四條 本會ニ寄贈セラレタル圖書、器具、金

員等之レヲ領收シテ寄贈錄ニ登記シ永ク

其ノ氏名ヲ將來ニ傳フベシ 但シ金員ハ

第十一條ニヨリ取扱ヒ圖書器具ハ之レヲ

各部ニ於テ保管セシム

第二十五條 本會員改選ノ後事務備品其他引繼ハ顧

問立會ヒノ上行フモノトス

第二十六條

本會役員會務ヲ帶ビ本會ヲ代表シテ出
行スル時或ハ物品購入ノ爲メ出行スル時
ニハ旅費ノ一部ヲ支給スルモノトス

第二十七條

各部ニ於テ本會ヲ代表シテ派遣スル選
手ニハ旅費ノ一部ヲ支給スルモノトス

〔國民體育〕第一一卷五号（大正十四年五月）

六七 日本體育專門學校報國團々則（昭和十六年七月二十八日 文部大臣認可）

第一章 名 稱

第一條 本團ハ日本體育專門學校報國團ト稱ス

第二章 目 的

第二條 本團ハ皇國ノ道ニ則リ本校ノ教育方針ニ從ヒ全團員同心協力心身ノ修練校風ノ發揚ニ努メ以テ彌々報國ノ誠ヲ效サンコトヲ期ス

第三章 組 織

第三條 本團ハ本校ノ職員及生徒ヲ以テ組織ス 團員ヲ分チテ職員團員及生徒團員トス

第四條 本團ニ左ノ六部ヲ置ク

一、總務部 二、文化部 三、國防部 四、武道部 五、鍛鍊部 六、厚生部

第五條 總務部ハ本團ノ企画、指導、經營ニ當リ且他ノ部ニ屬セザル事務ヲ掌ル

文化部ニ學藝、修養（講演ヲ含ム）、音樂、寫眞（映畫ヲ含ム）ノ四班ヲ置ク
國防部ニ射擊、銃劍道、航空、國防競技ノ四班ヲ置ク

武道部ニ劍道、柔道、弓道ノ三班ヲ置ク

鍛鍊部ニ野外生活（野營、游泳、登山、スキー、旅行ヲ含ム）、體操（徒手、器械、遊戲）、陸上競技、球技（籠球、抱球、蹴球、排球、送球）、體力（角力、重量舉）ノ五班ヲ置ク

厚生部ニ作業、共濟ノ二班ヲ置ク

第四章 役員

第六條 本團ニ左ノ役員ヲ置ク

團長 一名 副團長 二名 部長 各部一名 參與 各部若干名

幹事 總務部及各班若干名 評議員 總務部若干名（各學級ヨリ）

第七條 團長ハ校長之ニ當ル

副團長以下ノ役員ハ團長之ヲ任免ス 副團長、部長、參與、班長ハ職員團員ヲ以テ幹事評議員ハ生徒團員ヲ以テ之ニ充ツ

但シ副團長一名ハ特ニ日本體育會理事ノ職ニ在ル者之ニ當ル

第八條 役員ノ任務左ノ如シ

團長ハ本團ヲ總理ス

副團長ハ團長ヲ輔佐ス 團長事故アルトキハ團長ノ指定シタル副團長其ノ職務ヲ代理ス

部長ハ團長ノ指揮ヲ承ケ其ノ部ヲ統括シ部務ヲ掌理ス

參與ハ各部ニ所屬シ部長ヲ輔佐シ部務ニ參畫ス

班長ハ部長ヲ輔佐シ班務ヲ分掌ス

幹事ハ總務部長又ハ班長ノ指揮ヲ承ケ其ノ部又ハ班ニ屬スル事務ヲ處理ス

評議員ハ總務部所管事務ノ審議ニ當ル

第九條 役員ノ任期ハ一ケ年トス 但シ重任ヲ妨ケス 補缺役員ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス 増員ノ場合ハ他ノ

役員ノ殘任期間トス

第五章 會 議

第十條 會議ヲ分チテ役員會評議員會トス

第十一條 役員會ハ職員團員ヨリ選任ノ役員ヲ以テ組織シ團長ノ諮問ニ應シ規則ノ改廢經營ノ方針其ノ他重要ナル團

務ヲ審議ス役員會ハ團長之ヲ招集シ其ノ議長トナル

第十二條 評議員會ハ各部門ノ統制其ノ他必要ナル事務ヲ審議ス評議員會ハ總務部長之ヲ招集シ其ノ議長トナル

第六章 會 計

第十三條 本團ノ經費ハ團費寄附金其ノ他ノ收入ヲ以テ支辨ス

第十四條 團員ノ團費左ノ如シ

一、生徒團員ハ入團ノ際入團金トシテ金五圓ヲ納入スルモノトス

二、生徒團員ハ團費トシテ每學期金八圓ヲ納入スルモノトス

三、職員團員ハ團費トシテ別ニ定ムル金額ヲ負擔スルモノトス

第十五條 團費ノ徵收及保管ハ日本體育會金庫ニ委囑ス

第十六條 本團ノ會計年度ハ毎年四月一日ヨリ始マリ翌三月三十一日ニ終ル

第十七條 本團ノ豫算出納及決算並ニ其ノ監督ノ手續ニ關スル事項ハ別ニ之ヲ定ム

附則 本團則ハ日本體育專門學校女子部報國團ニ之ヲ準用ス

六八 日本體育專門學校報國團會計規則 (昭和十六年)

第一章 總 則

第一條 本團會計年度所屬ノ出納ニ關スル事務ハ

毎年四月三十日迄ニ完結スベシ

第二條 團費、寄附金其ノ他一切ノ收納ヲ歲入ト

シ一切ノ經費ヲ歲出トシ之ヲ總豫算ニ編入スベシ

第三條 出納ノ完結シタル年度ニ屬スル收支アル

トキハ現年度ノ歲入歲出トス

第四條 各年度ニ於テ歲計ニ剩餘アルトキハ翌年

度ノ歲入ニ繰入ルベシ

第二章 豫算及決算

第五條 豫算ハ歲入歲出ノ性質又ハ目的ニ從ヒ之

ヲ款項目ニ區分スベシ

款項目ノ區分ハ總務部長之ヲ定ム

第六條 避クベカラサル豫算ノ不足ヲ補フタメ又

ハ豫算外ニ生シタル必要費用ニ充ツルタ

メ豫算費ヲ設クベシ豫備費ハ其ノ目的ニ

應ジ第一豫備金ト第二豫備金トニ分チ總

務部長之ヲ管理ス

第七條

總務部長ハ歲入ノ狀況ヲ調査シ各部ノ豫算經費要求書及其ノ他ヲ經費ノ概算ニ基キ毎年二月末日迄ニ翌年度歲入歲出總豫算ヲ編成スベシ

第八條

豫算ハ會長ノ認可ヲ經テ成立ス

第九條

豫算中款項ノ金額ハ彼此流用スルヲ得ス但シ項ノ金額ニシテ流用萬止ムナキ場合ニ限り副團長ノ承認及團長ノ認可ヲ得テ行フコトアルベシ

第十條

豫備金ノ支出ニ就キテハ團長之ヲ決定ス

第十一條

各部長ハ毎年四月二十日迄ニ豫算ト同一

ノ區分ニ據リ該年度歲入歲出決算明細書

ヲ作製シ之ヲ總務部長ニ提出スベシ

總務部長ハ直ニ本團該年度總歲入歲出決算明細書ヲ作成シ副團長ヲ經テ之ヲ團長

ニ提出スベシ

團長ハ右決算明細書ニ對シ特ニ審査委員

ヲ任命シテ之ヲ審査セシムルコトアルベ

シ

第三章 特別積立金

第十二條

費途ヲ定メラレタル寄附又ハ各部ニ於テ生ジタル特別ノ收入ヲ以テ團長ハ特別積立金ヲ設クルコトヲ得

但シ其ノ費目ハ經常費ヲ以テ支辨シ得サルモノニ限ル

特別積立金ノ設置及増額ハ團長之ヲ決定ス特別積立金ハ其ノ設置ノ目的以外ノ經費ニ使用スルコトヲ得ス

第十三條

特別積立金ニシテ年度末ニ剩餘アルトキハ翌年度本團ノ歳入ニ繰入ルベシ

第四章 收入支出

第十四條

日本體育會書記ヲ本團會計係ニ委囑シ現金出納ニ關スル事務ヲ掌理セシム

第十五條

凡テ收入アリタルトキハ總務部長ニ於テ收入傳票ヲ作製シ其ノ金額受入ノ手續ヲ

第十六條

爲スベシ

各班ニ於テ經費ノ支出ヲ要スルトキハ班長ハ支出傳票ノ所要ノ記入ヲナシ其ノ部長ノ認印ヲ受ケ證憑書ヲ添ヘテ之ヲ總務部長ニ提出スベシ 但シ總務部長ニ屬スル經費ニツキテハ副團長ノ認印ヲ要ス

第十七條

總務部長ハ前項ノ要求ニヨリ之ヲ調査シ會計係ヲシテ其ノ支拂ヲ爲サシムベシ 現金ハ總テ副團長ノ名義ヲ以テ日本體育會金庫ニ委囑ス

第十八條

本團ハ會計ニ關スル左ノ帳簿ヲ備フ

- 一、收入支出計算簿 總務部長主管
- 二、收入支出差引簿 總務部長主管
- 三、各部支出計算簿 各部長主管
- 四、各班支出計算簿 各班長主管

〔日本體育專門學校一覽〕（昭和十六年十一月）

六九 日本體育專門學校報國隊組織要項(昭和十六年)

第一條 本隊ハ日本體育專門學校報國隊ト稱ス

第二條 本隊ハ隊長ヲ校長トシ教職員及生徒全員一體トナリ指揮系統ノ確立ヲ期ス

第三條 本隊本部ハ教職員ノ一部及配屬將校ヲ以テ組織ス

第四條 小、分隊長ヲ上級學年生徒ヨリ選任スル場合ハ眞ニ人物優秀ニシテ統率力アル者ヲ任命スルモノトス

第五條 本隊本部ニ於テハ非常召集ヲ爲シ得ル如ク名簿用具其ノ他ヲ整備シ置クモノトス

第六條 本隊ノ組織ハ本隊及特別警備隊トス

一、本隊

1、本隊ハ本校ノ教職員及生徒ノ全員ヲ以テ一大隊ヲ編成ス

2、大隊ヲ三中隊ニ分チ一中隊ハ三小隊編成トス

3、小隊ハ本科及師範科ノ學年及班ヲ基礎トシ約五十名ヲ基準トス

4、小隊ヲ三分隊ニ分チ一分隊ハ約十五名

トス

5、中、小隊長ハ班主任ノ教職員ヲ以テ之ニ充テ小隊長ニハ指揮能力秀デタル上級學年生徒ヲ以テ補充スルコトヲ得

但シ防衛等ニ出動スル場合ニ在リテハ其ノ長ハ教練教師又ハ指揮能力アル教職員ヲ以テ充當スルモノトス

6、分隊長ハ上級學年又ハ同學年ノ生徒ヲ以テ之ニ充ツ

7、本隊中ニ女子部隊ヲ置ク

一、特別警備隊

1、特別警備隊ハ體力、氣力共ニ旺盛ニシテ挺身難ニ赴クノ志アル者ヲ以テ編成シ非常變災時ニ於ケル特別警備隊其ノ他ノ任ニ當ルモノトス

2、特別警備隊ノ編成ハ三小隊編成ノ一中隊トシ上級學年生徒ヲ以テ之ニ充ツ

但シ女子部隊ニアリテハ別ニ一小隊編成トス

〔日本體育專門學校一覽〕(昭和十六年十一月)

七〇 日本體育專門學校特設防護團規程 (昭和十六年)

第一條 本團ハ日本體育專門學校特設防護團ト稱ス

第二條 本團ハ世田谷區深澤町三丁目日本體育專門學校ニ設ク

第三條 本團ハ日本體育會及日本體育專門學校職員並ニ生徒ヲ以テ組織シ空襲又ハ非常變災時ニ本校ノ防護ニ任スルモノトス

第四條 本校ノ防護ハ獨力ヲ以テ之ニ當リ空襲被害ノ減少ヲ圖リ尚餘力ヲ以テ他ヲ應援スルモノトス

第五條 防護要領左ノ如シ

- 1、本校防護ノ要旨ハ空襲時發生スル火災ニ對シ一般防護團消防署ノ來援ヲ待ツコトナク防火又ハ類焼ヲ防止シ以テ其ノ被害ヲ免カレ又ハ其ノ災害ヲ極力減少スルニ在リ

- 2、防護施設ハ特ニ防火ニ關スル諸器具ノ整備ヲ主トス

- 3、防空思想ノ普及徹底ヲ圖リ防空愛國

愛校精神ヲ涵養スルト共ニ防空訓練特ニ警護防火防毒救護避難管理等ノ諸訓練ヲ實施ス

- 4、防火ニ關シテハ平時ニ於テモ本規程ヲ準備スルモノトス

本校防護團ノ編成基準並ニ業務分擔表ハ附表第一及第二ノ如シ (附表略)

第六條

本校防護團ハ一般防護團ノ機構ヨリ獨立シアルモ空襲時本校ノ災害ニ對シテハ附近防護團及消防署又ハ防火群 (團) ニ連絡シ其ノ來援ヲ求ムルコトアルト共ニ本校近隣ノ災害ニ方リテハ情況ニ依リ本校防護團ハ直ニ出動應援スルコトアルヘシ

第七條

本校防護團員ノ服裝ハ職員ハ常時ノ時服トスルモ生徒ハ教練服用用卷脚絆ヲ穿ツモノトス

第八條

團員ハ其ノ職名ヲ墨書セル腕章ヲ左腕ニ附スルモノトス

第九條

防護施設並防護訓練ニ關スル費用ハ學校

第十條

ノ負擔トシ職員以下ノ給養ニ關スル費用
ハ職員生徒各自ノ負擔トス
本校防護團規程及本校ニ於テ行フ防空訓
練計畫等ハ上司ニ報告スルト共ニ近隣防

第十一條

護團消防署等ニ通報スルモノトス
燈火管制警報等ニ關スル規定ハ一般防空
演習規定ニ據ルモノトス

〔日本體育專門學校一覽〕（昭和十六年十一月）

寫

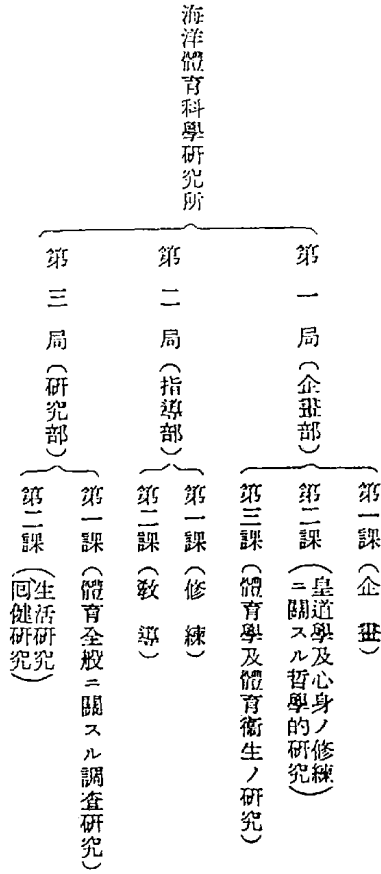
昭和十七年五月二十七日海軍記念日ニ
海軍大臣ニ提出セシ

建 白 書

財團法人日本體育會
會長 伯爵 二 荒 芳 德

建白書原文中説明其ノ他ニシ
テ省略スルモノ差支ナント認
メタル部分ハ之ヲ削除セリ

日本體育會 海洋體育科學研究所機構



右へ本年五月二十七日海軍記念日ニ海軍大臣ニ二荒會長ヨリ提出セル
 帝國海洋要員力源充實ニ關スル建白書中第三部ニ示セル機構ナリ

(建白書參照)

建 白 書

謹ンデ按ズルニ

神武天皇 三皇兄ト皇謨ノ恢弘ヲ志シ、舟師ヲ率キテ瀬戸内海ヲ東ニ幸シ給フヤ、到ル所住民悅服シ皇威普カラザルナシ。駐軍ノ地、行營ノ所、文化興リ人心和グ。コノ間天業悉ク海濶ニ沿ウテ成ル。中道、皇長兄ハ戰傷ヲ負ヒ給ウテ海水爲ニ赤ク、皇次兄、皇三兄ハ狂瀾怒濤ノ進路ヲ沮ムヲ憤ツテ身ヲ波間ニ投ジ給フ。陸師ノ長驅密林ヲ縫ウテ北上スルヲ見ルハ、實ニ皇軍ノ進發後六年 天皇ノ熊野ニ上陸シ給ヒシニ始マル。

恭シク惟レバ、畝傍山ノ東南、橿原宮造營ノ大詔ニ於テ、六合ヲ兼ネテ都ヲ開キ八紘ヲ掩ヒテ宇ト爲シ、下宣示シ給ヒシハ、實ニ大和民族ガ數年ニ互ツテ舟楫ヲ驅シ波濤ヲ制シテ、然ル後國礎定マリタル時ナルコトヲ奉記スベキナリ。

蓋シ大和民族ハ悠久肇國ノ太古ヨリ海洋民族トシテ興リ、島嶼ヲ連ネテ國ヲ建テ大八洲ト號シ海洋自由ノ航路ヲ渡ツテ、往來縱橫以テ天空海濶ノ氣象ヲ養ヒ來レリ。コレ實ニ大和魂ノ雄渾無比ニシテ不撓不屈、建國以來曾テ外敵ノ侮ヲ蒙リシコトナキ所以ナラザランヤ。

明治天皇維新ノ大業ヲ創メ給フヤ、神武ノ親政ニ採リ

朕茲ニ百官諸侯ト廣ク相誓ヒ列祖ノ御偉業ヲ繼述シ一身ノ艱難辛苦ヲ問ハズ親ヲ四方ヲ經營シ汝億兆ヲ安撫シ遂ニハ萬里ノ波濤ヲ拓開シ國威ヲ四方ニ宣布シ天下ヲ富岳ノ安キニ置カントトヲ欲ス

ト宜ラセ給フ。

思フテ茲ニ到レバ、大東亞戰爭ノ勃發ハコレ實ニ神秘ナル天意ノ命ズル所ナルト共ニ、太古大和民族ノ搖籃思想ノ裡ニ哺育セラレ、四面環海ノ國土ニヨリテ彌々長養サレ來タレル我が海洋立國ノ大精神ガ遂ニ在來ノ國境ニ蹣跚スルヲ肯セズ、俄ニ發イテ渺漫タル太平洋ノ全面ニ光被セントスルモノニ、他ナラザルヲ知ルベシ。

右ノ確信ニ基キ皇國ガ直面セル海洋經綸ノ方策ノ一端トシテ、別記海洋體育科學研究所ノ設置ヲ提唱シ、以テ太平洋全水域ニ亘ル諸般ノ問題ヲ解決スルノ端緒ヲ求メントスルモノナリ。

右建白候也

昭和十七年五月二十七日海軍記念日

財團法人日本體育會會長

伯爵 二 荒 芳 德

海軍大臣 嶋田繁太郎殿

第一部

海洋體育科學研究ノ件

(要旨)

大和民族ハ海洋民族ナリトノ理念ニ基キコレガ體育指導ヲ行ヒ、國家百年ノ計ヲ樹ツベキコト。惟フニ帝國海軍ハ海洋雄飛ヲ理想トスル大和民族ノ精粹ナリ。故ニ海軍ヲ強大ナラシメンガ爲ニハ遠クソノ力源ニ遡リ、海洋的國民體育ノ指導ヲナスヲ要ス。コレガ爲ニハ左ノ十一項ニツキ研究ヲ必要トス。

第一項 大和民族ノ體育理論ヲ樹立シ、ソノ體育體系ニ依リ大和民族ノ體位ヲ向上スル健兵健民、健兒ノ三者一元ノ大策ヲ樹立スルコト。

第二項 全日本ノ男女青少年層ノ體育生活ノ基礎調査ヲナシ帝國海洋要員ノ力源ヲ打診スベキコト。

從來ノ體育指導ハ確乎タル基礎ノ上ニ立脚セズ舊來ヲ墨守シ或ハ歐米ニ追從セリ。ヨツテ精密ナル調査ヲ行ヒ海洋力源ヲ全國的ニ打診スル必要アリ。

第三項 現在ノ體育指導者ニ海洋民族トシテノ體育理念ヲ與ヘ之ガ指導法ヲ演練スルコト。

第四項 體育ヲ通ジテ帝國海軍ノ認識ト海洋要員ノ基礎鍊成ヲ行ヒ海洋民族トシテノ國民指導

ヲ統制アル組織ノ下ニ行フコト。

第五項 科學兵器運用ニ適應スル體育ノ基礎指導ヲナスベキコト。

科學兵器ノ發達ハ實戰ノ沈痛ナル實驗ニヨリ日進月歩スルヲ以テ、コレニ適應スベキ人的力源ノ漸養ハ一日モ忽ニスベカラズ、茲ニ精緻ナル體育ノ基礎訓練ヲ必要トス。

第六項 大東亞共榮圈ニ活動スル邦人ノ健全ナル生活方法ノ研究ト指導トヲナスコト。

體育ハ單ニ道場競技場ニ於テノミ達成シ得ラルルモノニアラズ。即チ日常座臥ノ間ニ於ケル古武士ノ工夫修練ヲ研究シ、體育ト生活トハ不離一體ノ關係ニアルヲ明ラカニシテ心身一如ノ體育ヲ樹立スベキナリ。コノ目標ニ從ヒ生活環境ノ研究、健全ナル生活方法ノ研究ハ當然必要ニシテコレ海外發展ノ根本策ナリ。

第七項 大東亞共榮圈ノ住民ニ對スル宣撫布德ノ方策トシテ體育指導ヲ必要トスルコト。

前項ニ述ベタル心身一如ノ體育ハコレヲ體育道ノ名ヲ以テ呼稱スルモ可ナルベク、心身ノ鍛鍊ヲ通ジテ人格ノ陶冶信念ノ涵養ヲ完ウシ、コレニヨツテ共榮圈意識ヲ長養スルヲ得ベシ。彼ノ新興獨逸ノ體育ハ正ニ右ノ如キ目的ヲ達成シ今日ノ強力ナル獨逸民族ノ隆昌ヲ見タリ。ソノ國立體育大學ノ組織ノ整備セル點ハ各種競技場ノ完備ト相俟ツテ現代獨逸青年ノ心魂ヲ鍊成シツツアリ。ソノ體育指導權ノ遠ク海外在住ノ獨逸國民ニ及ビ一絲紊レザル統制アルヲ觀テハ新體育ハ正ニ國民精神生活ノ上ニ於テ、往時ノ宗教ニ代ラントシツツアルハ現狀ナリ。伊

太利蘇聯邦亦コノ種ノ機關ヲ有ス。コノ點我國ニ於テハ殆見ルニ足ルベキモノナキヲ憾ミトナス。

第八項 同健體育(健康回復)ノ基礎的研究トソノ指導トニヨツテ皇國民ノ自覺ヲ喚起シ體位ノ再向上ヲ期セシム。

同健體育トハ體育ニヨリ疾病ヲ克服シ、以テ皇國民タルノ自覺ヲ深カメ、生命ノ歡喜ニ感奮興起セシムルノ謂ナリ。

第九項 商船學校、水産學校等ノ教職員ニ體育ヲ通ジテ心身ノ更生ヲ計リ並ニ交通(陸海空)業務員ノ體位向上ノ指導ヲナスコト。

第十項 海軍關係ノ産業従業員ノ體位向上並ニ體育指導ニヨリ能率ヲ高メ生産増加ヲ計ルベキコト。

第十一項 海洋道場ニ於テ一貫シタル體育指導ヲナスコト。

昭和十九年ニハ全國四十七ヶ所ノ海洋道場完備スルノ豫定ナリ。コレガ體育指導員ノ養成並ニ一貫シタル指導方法ノ研究ハ焦眉ノ念ナリ。

第二部

帝國海軍ニ對スル進言

(要旨)

或ハ既ニ研究セラレアルヤトモ思惟サルルモ左ノ八項ヲ進言ス

第一項 海軍訓練官ノ制定。

海軍訓練官トハ海洋民族國家トシテノ皇國ノ理念ニ基キ、文部省專門學校令ニヨリ體育並ニ海洋訓練ノ三箇年教程ヲ修了シ海軍軍屬トシテ採用セラレ、左ノ任務ヲ遂行スル者ヲ云フ。

イ 海兵團員ノ年齢低下ニ伴ヒテ普通學教授タルコト並ニ體育指導

ロ 海洋道場ノ指導

ハ 海軍人事部體育指導補佐官

ニ 海外在留邦人ノ體育指導

ホ 共榮圈各地住民ノ體育指導ニヨル宜撫布德工作並ニ海軍課報勤務

ヘ 海軍關係ノ學校、工廠、軍需工場ニ於ケル體育指導

ト 商船隊ノ體育指導

チ 海援兵團ノ指導訓練(次項參照)

リ 經濟尖兵トシテノ經濟建設

(註) 經濟尖兵トハ大東亞共榮圈ノ經濟建設ノ挺身者トシテ土地ノ事情ニ習熟シ、住民ニ親和シ強力ナル組織下ニ國家的經濟工作ヲ遂行スル國士ナリ。今日既ニ獨逸ノヒットラ

ユーゲント出身者ガ東亞共榮圈内ニ於テ獨逸商社員トシテ活躍セル現狀並ニ獨逸商社ガ強力ナル統制下ニ最高度ノ商事活動ヲナシ大東亞共榮圈ノ經濟建設上輕視スベカラザル潛勢力ヲ扶植シツツアル現情ニハ最モ注意スルヲ要ス。

猶將來ハ訓練官中有能ノ士ヲ拔擢シ大學ノ委託學生トシテ教育シ、海軍司政官、海軍教授タラシムルコト。

(參考) 今次大戰ニ於テ獨逸ノ體育指導者ガ諜報勤務ヲナセシ事實ハ宮本守雄著勝利ヘノ道ニ詳カナリ

第二項 海援兵團(假稱)ヲ設置スルコト。

海援兵團トハ義勇兵團ニシテ左ノ機能ヲ有ス。

イ 陸戰専門ノ海兵

ロ 島嶼駐屯海兵

ハ 沿岸防備海兵

ニ 海兵團豫備員

ホ 商船隊豫備員

第三項 海軍軍人ノ厚生回健策ノ研究ト施設整備ヲ必要トスルコト。

根本的ニハ體育ハ生活ヨリ遊離シテ存セズ。故ニ上陸シタル海兵ノ厚生回健ノ研究施設ヲ

必要トス。

特ニ物價騰貴、食糧配給不圓滑ノ現情及作戰隊員ノ休養問題ヨリ考フレバ事頗ル急ヲ要ス。

コレガ施設整備ニハ民間團體トノ協力ヲ必要トス。

第四項 體育ヲ通ジテ海軍文官ノ心身更生ヲ計ルベキコト。

第五項 海洋力源涵養ノ觀點ヨリ海軍人事部ニ新任務ヲ附スルコト。

海軍人事部ノ新任務トハ海洋力源涵養ニアリ。特ニ青少年層ニ重點ヲ置キ第一、第四項ト照應シテ女子ノ體育指導ニモ留意スルヲ要ス。海軍ノ傳統保持ハ母ノ織手ニ在ルコトニ注目スベク海軍訓練官ヲ補佐官トシ體育ヲ通ジテ積極的ナル軍事普及策ヲ遂行スベキナリ。

第六項 海軍體育ノ新研究分野ノ開拓。

第七項 共榮圈ノ海洋所要地ヲ民間團體トシテ探檢調査スルコト。

民間團體ノ有能者ヲ以テ共榮圈内諸要地ノ山河地勢ノ探檢調査ヲ行フ必要アリ。猶隊員ノ主要員ヲ海軍訓練官中ヨリ簡拔スベシ。

第八項 古武道ノ保存ト科學的研究ニヨリ實戰武道ノ精練ニ資スルコト。

現下ノ武道界ハ誤レル統合ヲ受ケツツアリ。甚ダシキハ長年月修練ノ結果成リタル秘術ヲサヘモ合同セシメントスル傾向アリ。因リテ多年ノ工夫ニヨリ成レル古武道ハコレヲ保存長養シ、科學的基礎ノ下ニコレヲ研究シ以テ實戰武道ノ資トスベシ。

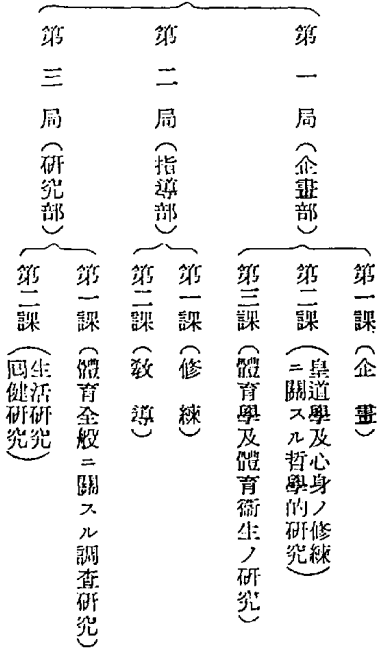
第三部

海洋力源ヲ涵養スル方策ノ具體的提案

(一) (要旨) 第一部第二部ニ述ベタル事項ヲ左ノ如キ組織ト方法トヲ以テ實現ス。
日本體育會ニ海洋體育科學研究所ヲ設置スルコト。

財團法人日本體育會ノ濫觴ハ明治二十四年ニ屬シ、現ニ日本體育專門學校ヲ經營シツツアリ
テ從前ノ卒業生ハ既ニ六千有餘ヲ算シ、全國中等學校體操科教員ノ八割ヲ占ムルノ狀況ナリ。
仍テ日本體育會ニ海洋體育科學研究所ヲ設置シ左ノ如キ機構ノ下ニ建白書第一部ヲ實現セシ
ムルコト

海洋體育科學研究所



(附 記)

(一) 右表中ノ第一局ハ第二局第三局ヲ指令シ、建白書第一部第一項ヲ中心ニ研究案盡ス。
海洋體育科學研究所指導ノ下ニ左ノ事項ヲ行フ。

一 最初ハ日本體育會ニ海洋體育講座、男、女子部共ヲ置キ、男女青年學徒ニ海洋民族タルノ理念ト帝國海軍ノ認識トヲ與ヘ、海軍體操ヲ演練シ、休暇ニハ海洋訓練ヲ實施ス。

二 近キ將來ニハ日本體育專門學校ニ海洋體育部ヲ置キ、建白書第二部第一項ノ海軍訓練官タルベキ國士ヲ養成ス。

三 東京ニ本部(大東亞士苑假稱)ヲ置キ、富士山麓山中湖畔、東京府下伊豆大島、大阪府下生駒山、栃木縣下日光ニ夫々道場ヲ買收或ハ設置シテ左記ノ體育指導者ヲ鍊成シ、建白書第一部第三項、第四項、第五項、第九項、第十項、第十一項ヲ實現ス。亦第二部第三項第六項ノ爲メニ臨時使用ス。

イ、海軍部内體育指導關係者

ロ 海軍文官

ハ 日本體育專門學校卒業生

ニ 船舶、水産、運輸、航空會社ノ體育指導者

ホ 特ニ體育振興方ヲ指定シタル國民學校、青年學校、男女中等學校、幼稚園ノ體育指導者

ヘ 特ニ體育振興方ヲ指定シタル都市隣組、模範農村ノ體育指導者

ト 商船學校、水産學校體育指導者

チ 大學、高等專門學校ノ體育指導者

リ 海洋道場體育指導者

以上ハ研究所第二局第一課ノ修練ノ對象ナリ。

猶時宜、大學、高等專門學校學生、生徒ノ爲メ海軍體操指導講習會ヲ開催ス。

㊦ 研究所第二局第二課教導部ハ建白書第一部ノ指導ヲ行フ爲メ左ノ事項ヲ行フ。

イ 第一部第六項第七項及第八項ノ指導

ロ 全國男女中等學校、青年學校、國民學校、幼稚園等ノ體育ヲ振興セシムル目的ヲ以テ學校ヲ

選定シ補助金ヲ交付シ、體育理論ヲ一貫シソノ體育指導ヲ輔ク。

ハ 都市農村ノ體育生活ヲ指導スル目的ヲ以テ都市ニアリテハ優良隣組、農村ニアリテハ模

範村ヲ選定シ補助金ヲ交付シ體育理論ヲ一貫シソノ體育生活指導ヲ輔ク。

㊧ 研究所第三局第一課ハ建白書第一部第二項其他、研究所第三局第二課所掌以外ノ體育全般ニ

關スル調査研究ヲ行フ。

㊨ 研究所第三局第二課ノ生活研究ハ建白書第一部第六項ヲ目標トス。

㊩ 研究所第三局第二課ノ回健研究ハ建白書第一部第八項ヲ目標トス。

以上ヲ以テ略ボ吾人ガ所信ノ大要ヲ盡シタルガ、今竊ツテ我國ニ於ケル海洋雄飛ノ思想發展ノ實情ヲ仔細ニ考察スル時、吾人ハ更ニ吾人ノ提唱ガ國民志氣振作ノ上ニ多大ノ貢獻ヲナスベキヲ確信セントスルモノナリ。即チ我國ノ水産業ト海運業トノ二題目ニツキテ檢討スル時、前者ニ於テハ四面環海ノ國情ト高級ナル船舶所有ノ困難ナル關係トヨリシテ、簡單且不備ナル機帆船ヲ大膽ニ運用シテ遠ク絶海ニ赴キテ漁撈ニ從事シ、舟板三寸下地獄ノ冒險果敢ナル所謂舟乘氣質ヲ習成シ來レリ。然レドモコレ等從業者ハ科學的知識ニ乏シク、動モスレバ海外ニ於テ異民族ヨリ畏敬セラルベキ徳性ヲ缺クノ憾ミアリ。後者ノ海運業ハ明治後半ヨリ大正、昭和ニ互レル自由貿易ノ爛熟期タル好時機ニ恵マレ、米英ノ流ニ從ヒ國際友好關係ノ上ニ最モ多幸ナル發達ヲ遂ゲ來レリ。コノ故ニソノ船員等ハ境遇上自ラ現時ノ國策的精神準備ニ未ダシキ所ナシトセス。是レ今次ノ聖戰勃發以後特ニ國家ノ大計ニ基ク自主獨往ノ見地ヨリ、此等總テノ海員ニ對スル再鍊成ヲ必要ナリト思考セラルル所以ナリ。即チ毅然タル士魂ヲ鍊磨長養スルト共ニ、我皇海軍ガ建軍ノ當初ヨリ致々營々研鑽シ來レル精緻ナル海洋科學ノ諸研究ト「ワシントン條約」以後、臥薪嘗膽以テ完成シタル高度ノ教育理論ノ一班、並ニソノ運用ヲ水産海運ノ兩分野ニ扶植シテ、我ガ海洋立國ノ大理念ヲ牢固タラシメ、以テ東亞共榮圈ノ確保ニ力闘スルハ實ニ皇國百年ノ謀ヲ樹ツルモノト謂フベキナリ。

七二 航空體育部海洋體育部新設ノ理由書（昭和十七年十一月二十八日申請）

大東亞戰爭下國家ノ要請ニ即應シテ體育指導者養成ノ急務ナル今日ヨリ重大ナルハナシ。殊ニ近代兵器ノ發達ハ戰爭ノ規模ヲ拡大シ、戰場ノ様相ヲ複雑ナラシムル爲、アラユル困苦缺乏ニ耐へ、只管戰勝ニ突進スル偉大ナル氣魄ト強靱ナル體力トヲ要スルコト愈々甚大ナリ。況ンヤ今后ノ國防ヲ始メ産業運輸通商等ハ全ク航空ト海運トノ二大事業ノ急速ナル發達ヲ俟ツテ始メテ完ウスルヲ得ルニ於テヤ。是ニ於テ日本體育専門學校本科第四部及第五部ヲ置キ航空體育並ニ海洋體育ノ兼修ヲナサシメントスルハ一ニ國策遂行ノ大精神ヲ體シ挺身以テ負荷ノ大任ヲ完ウセシメントスル所以ナリトス。即チ大東亞共榮圈確立ノ任務ヲ遂行スヘキ航空及海洋力源ノ強化向上ヲ期セントスル各中等以上ノ學校ニ於ケル航空及海洋訓練ノ指導ヲナスハ、正ニ焦眉ノ急ニ屬セリ。是レ實ニ將來航空及海洋要員ニ適切ナル體育ノ特殊ノ指導研究ノ必要性愈々緊切ナルヲ以テ之ニ對應スベキ體育指導者ヲ養成シ以テ大東亞建設ノ礎石タラシメントスル人材ノ鍊成ニ外ナラザルナリ。而シテ之ニ伴ヒ委託生ノ規程ヲ設ケ且毎年入學セシムベキ生徒定員ハ從來ノ修業年限二年ノ男子部師範科一五〇名ヲ爾今募集セザルコトトナシ、之ニ代フルニ本科人員一五〇名ヲ三〇〇名ニ増加シ、別項ノ通學則ノ一部變更ノ上、昭和十八年度ヨリ之ヲ實施セントス。冀クハ此ノ國家的重要性タルヲ諒察セラレ、特別ノ御詮議ニ依リ御認可アラントトヲ。

〔文部省藏文書（昭和十七年十一月二十八日）〕

七三 日本體育専門學校發展の全貌

一、航空體育部海洋體育部の新設

會長ニ荒伯爵、米本總務理事の國家的信念に燃ゆる献身努力によつて飛確的進展に遂げつ、ある財団法人日本體育會の經營に係る日本體育専門學校は、大東亞戰爭決戰の本年を以て恰も創立五十年を迎へ、六千有餘の體

育指導者を輩出したが、新日本の歴史的使命に鑑み、新發足の巨歩を印するに至つた。

同校は我國體育専門學校の嚆矢として國家の要請に應へ、第一部（修身兼修）、第二部（劍道兼修）、第三部（柔道兼修）を置き、専ら國體の本義に徹し、負荷の重任を完うすべき心身剛健なる人材鍊成に盡瘁し來つたが、來る新學年の四月より更に第四部（航空體育兼修）、第五部（海洋體育兼修）を創設することとなつた。實に最近兵器の發達に伴ひ、益々戰爭の規模を擴大し戰場の様相を複雑ならしむる爲、あらゆる困苦缺乏に耐へ、只管戰勝に突進する偉大なる氣魄と強靱なる體力とを要すること愈々緊切である。況んや今後の國防を始め、産業運輸通商等は全く航空と海運との二大事業の急速なる發展を俟つて始めて完遂し得るのである。故に航空及び海洋要員の養成は、正に焦眉爛額の急務に屬する所以であつて、一に國策遂行の大精神を體し、體育指導者たると共に、航空又は海洋の訓練指導をなし、以て之が力源の強化向上を期せんとするに外ならぬ。是れ眞に我國最初の施設にして將來航空及海洋要員に適切なる體育の特殊的指導研究をなすと共に、進んで挺身大東亞建設に活躍せんとする逸材の養成を目標とするものである。時局下特に此の方面に雄飛躍進せんとする有爲の青年を要望してゐる。

二、立 學 精 神

本校は専門學校令に據り、新時代の要望に應じて體育に關する高等の學理並に實際を教授し、特に皇國精神の涵養に務めつゝ、ありと雖も、體育を通じて昭和士道の確立を以て立學の精神として居る。曩に、閑院宮載仁親王殿下より格別の思召を以て「一舉惟忠」「一動惟義」の二大御親筆を日本體育會に御下賜あらせられた光榮に感激し、愈々挺身奉公、國民各層の體育指導に先驅すべき國士の鍊成に邁進してゐる。

三、學 科 課 程

第四部（航空體育兼修）及第五部（海洋體育兼修）の學科課程及每週授業時間數左の如し。

		原 體 論 育		團 體		外 國 語 文		漢 文		國 語 及 教 育 學		修 身		目 科 學		年 學 及 科	
器 械	徒 手 體 操		體 育 解 剖 學	體 育 史	體 育 概 論	團 體 史	獨 逸 語 其 他	講 讀、 作 文	教 育 學			國 民 道 德 原 理	學 課 程		第一學年	本 科	
													第四部	每 週 時 數			
二	二	一	一	一	一	三	三	二	二	二	二	二	二	二			
二	二	一	一	一	一	三	三	二			二	二	二	二			
同	同		救 急 體 育 生 理 衛 生 法	體 育 測 定 學	同	同	同	講 讀 文 法 作 文	教 育 史 及 教 授 法		實 踐 倫 理	國 家 學	學 課 程		第二學年		
													第四部	每 週 時 數			
二	二	二	一	一	一	三	三	二	一	二	一	二	二	二			
二	二	二	一	一	一	三	三	二			一	二	二	二			
同	同	經 營 及 行 政	體 育 管 理	同	體 育 教 授 法	世 界 史	同	同	教 授 法 及 管 理 法	公 民 生 活 概 說	同		學 課 程		第三學年		
													第四部	每 週 時 數			
二	二	一	一	一	一	三	三	二	一	一	一	一	二	二			
二	二	一	一	一	一	三	三	二			一	一	二	二			

學 空 航			機 械 學	理 數 及	訓 練 學	青 少 年	音 樂	柔 道	劍 道	教 練	體 操					
航 空 法 規	設 計 法	飛 行 機 構 造 及	航 空 原 理	機 械 學	數 學 及 物 理	青 少 年 訓 練 學	音 樂	各 論、形、亂 捕	柔 道 總 論	各 論、形、試 合	劍 道 總 論	軍 事 學	教 練	遊 戲	球 技	競 技
—	—	—	—	—	—	—	—	三	—	—	—	三	二	二	二	二
				—	—	—	—	三	—	—	—	三	二	二	二	二
氣 象 學	操 縱 理 論	同 上	同 上			同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上
—	—	—	—			—	—	三	—	—	—	三	—	二	二	二
—				—		—	—	三	—	—	—	三	—	二	二	二
氣 象 學 (通 信)	同 上 及 航 法	同 上	指 導 法 上	同 上		同 上	同 上 及 教 授 法	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上
—	—	—	—	—		—	—	三	—	—	—	三	—	二	二	二
—				—		—	—	三	—	—	—	三	—	二	二	二

計	科學洋海				科
	海洋體育概論	航海術		海洋民族發達史	
三八					
三八	一	一		一	
		同上	海軍々制並海洋及航空事情	武學	
三八					
三九		一	一	一	
		同上	同上	同上	航空醫學及心理學
三八					一
三八		一	一	一	一

四、入學資格

品行方正身體育強健にして左の各項の一に該當し、入學檢定に合格したる者とす。

◇本科

- 一、師範學校卒業者
 - 二、中學校卒業者
 - 三、甲種實業學校卒業者（農、工、商）
 - 四、專門學校卒業者檢定規程に依る試験檢定に合格したる者
 - 五、專門學校入學者檢定規程第十一條により專門學校入學に關し指定を受けたる者
- ◇女子部師範科
- 一、女子師範學校卒業者

二、高等女學校實科高等女學校卒業者

三、國民學校訓導又は准訓導の免許狀を有するもの

四、教員免許令により授與せられたる教員免許狀を有するもの

五、外國に於て師範學校、高等女學校に進ずべき學校を卒業したるもの

六、文部大臣に於て某學科目に關し適當と認定したる學校を卒業したるもの

以下男子部本科第三、四、五號に該當するもの

◇研究科

本校本科卒業生に限る（體操學校高等師範科卒業者を含む）

但し卒業後三年以内に入學するものとす

◇専修科

一、本校師範科卒業者に限る。但し卒業後二年以内に入學するものとす

五、本校の特典

一、本科卒業者は師範學校、中學校、高等女學校の體操、教練教員無試験檢定を受くる資格を有す（武道及修身は資格を得る見込）

（備考）昭和十七年三月卒業者（男子一四六に對し一四三名、女子三九名に對し三七名）に文部省より中等教員免許狀を下附せられ全部各男女中等學校其他に就職せり

二、師範科卒業者は中等學校の體操教員無試験檢定を受くる資格を有す

三、在學生徒（研究科、専修科を除く）は兵役法第四十一條に依り、其の在學中滿二十三歳まで願に依り徴集を延期せらる

四、本科卒業者は陸軍幹部候補生海軍豫備學生出願の特典を有す

五、本科卒業者は高等學校高等科若は大學豫科と同等以上と指定せられ各大學學部に入學の資格を有す

六、昭和十八年度生徒募集要項

一、學科及人員

本科	第一部 (修身兼修)	三〇〇名
	第二部 (劍道兼修)	
	第三部 (柔道兼修)	
	第四部 (航空體育兼修)	
	第五部 (海洋體育兼修)	

女子部 師範科 一〇〇名

二、修業年限

本科 三年 (繰上卒業に付二年六月)

女子部師範科 二年

三、入學願書差出期限

三月二十日 (但し第四部、第五部四月三日)

四、入學試験、身體検査、口頭試問

三月二十四日 (水) 午前八時—午後四時

三月二十五日 (木) 午前八時—午後四時

但し第四部第五部 四月五日 (月) 及六日 (火)

五、出願手續 入學志願者は入學願書用紙に履歴書、身體検査書、出身學校の推薦書及人物考定書記入の上左に掲ぐる(イ、ロ)書類を取揃へ寫眞(名刺形裏面に志望學科名及氏名記入) 檢定料金五圓を添へ推薦者を経て本校に差出すへし

(イ) 1、卒業證明書又は卒業見込證明書

2、最終學年成績證明書

3、試験檢定合格者は其の證明書

4、免許狀所有者は其の下附證明書(府縣知事の證明せるもの)

5、師範學校卒業者は服務年限終了證明書

但し卒業證明書(又は免許狀下附證明書)は二通を要す

(ロ) 戸籍抄本及身元證明書(本籍地市町村長の證明せるもの)

六、入學手續 入學試験合格者(三月二十八日、第四部第五部四月十日發表)は三日以内に左記書類及物件を

事務所に提出し入學手續を完了すべし。該期日内に入學手續を完了せざる者は合格を無効とす

(イ) 本校交附の在學證書に所定事項を記入せるもの(在京保證人を要す)

(ロ) 入學金拾圓、授業料第一期分五拾圓、報國團費教練費等金參拾壹圓、計八拾壹圓

其の他は入學式(四月八日、第四部第五部四月十五日)當日指示す

保證人は東京府又は其の附近に一戸を構へ、身元確實なる丁年以上の者にして本人の身上に關し本校に關して眞に其の責任を負ひ得る者たるを要す

右に該當する保證人なき場合は入學手續の際其の旨申出づべし

兵役徵集延期をなす者は入學手續完了と同時に徵集延期に必要な本校在學證明書の交附を受け四月十五日迄に本籍地市町村役場に該延期の手續を要す

之を要するに本校は大東亞建設の推進力たるべき指導階級の鍊成を期し、廣く内地外地にあつて、烈々たる

皇國民の信念を持ち、剛健なる心身を有して各職域に挺身せんとする先達を社會に送出さんとするものである。

〔「國民體育」第三〇卷二号（昭和十八年二月）〕

七四 財團法人日本體育會寄附行爲（昭和十五年四月一日認可）

第一章 總 則

第一條 本法人ハ財團法人日本體育會ト稱ス

第二條 本法人ハ總裁ニ皇族ヲ奉戴シ副總裁ニ

德望アル名士ヲ推戴ス

第二章 目的及事業

第三條 本法人ハ皇國精神ヲ體得セル心身剛健

ニシテ操守堅固ナル人士ヲ養成センコ

トヲ期シ主トシテ體育ヲ通シテ教化訓

練ノ事ニ從ヒ各種ノ施設ヲ營ミテ國民

保健、國民體位向上ノ為ニ貢獻スルコ

トヲ以テ目的トス

第四條 本法人ハ前條ノ目的ヲ達スル爲メ左ノ

事業ヲ行フ

一、體育ニ關スル研究調査

二、體育普及ノ施設及講習會、講演會

等ノ開催

三、體育ニ關スル圖書及雜誌類ノ刊行

四、體育ニ志ス友邦學生ニ對スル輔導

五、日本體育會體操學校ノ維持經營

六、日本體育會在原中學校ノ維持經營

七、其ノ他必要ト認ムル事項

第三章 事務所

第五條 本法人ハ事務所ヲ東京府東京市世田谷

區深澤町三丁目三七〇番地ニ置ク

第四章 資産及會計

第六條 本法人ノ資産ハ社團法人日本體育會ノ

寄附ニ係ル別紙財産目錄記載ノ資産及

將來ノ諸收入ヨリ成ル

第七條 前條ノ資産中左ノモノヲ以テ基本財産

トス

一、基本金五萬圓

二、校地及校舍

三、將來基本財産トシテ繰入レ又ハ指

定寄附セラレタル資産

第八條 前條以外ノ資産ヲ以テ普通財産トス

第九條 基本財産ハ之ヲ處分スルコトヲ得ス但

シ已ムヲ得サル場合ハ理事會及評議員

會ノ決議ヲ經且主務官廳ノ承認ヲ得テ

其ノ一部ニ限り之ヲ處分スルコトヲ得

第十條 本法人ノ資産ハ理事會ニ於テ定メタル

方法ニ依リ總務理事之ヲ管理シ之ニ屬

スル現金有價證券ハ確實ナル銀行若ハ

信託會社又ハ郵便官署ニ預金シテ之ヲ

保管ス

第十一條 本法人ノ經費ハ資産ヨリ生スル收入、

事業ヨリ生スル收入寄附金及其ノ他ノ

收入ヲ以テ之ニ充ツ

第十二條 本法人ノ豫算ハ年度開始前總務理事之

ヲ編成シ理事會ノ決議ヲ經且評議員會

ニ諮問シテ之ヲ定メ決算ハ毎年度終了

後二ヶ月以内ニ監事ノ審査ヲ受ケテ評

第十三條

議員會ニ報告スルモノトス

本法人ノ決算ニ剩餘ヲ生シタルトキハ

基本金ニ繰入ルルモノトス但シ理事會

ノ決議ヲ經テ之ヲ翌年度ノ收入ニ繰越

第十四條 收支豫算ヲ以テ定ムルモノヲ除クノ外

新ニ負擔ヲ爲シ又ハ權利ノ拋棄ヲ爲サ

ントスルトキハ文部大臣ノ承認ヲ受ク

ルモノトス豫算内ノ支出ヲ爲ス爲其ノ

年度内ノ收入ヲ以テ償還スル一時ノ借

入金以外ノ借入金ニ付亦同シ

第十五條 本法人ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始

マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第五章 役員

第十六條 本法人ニ左ノ役員ヲ置ク

理事 十三名(内會長、副會長、總

務理事各一名ヲ含ム)

監事 三名

評議員 二十名以上三十名以内

第十七條 會長ハ本法人ヲ代表シ會務ヲ統理ス

第十八條 副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルト

キ之ヲ代理ス

第十九條

總務理事ハ常務ニ從事ス

第二十條

其ノ他ノ理事ハ會長ノ旨ヲ受ケテ事務ヲ掌理ス

第二十一條

監事ハ民法第五十九條ノ定ムル所ニ依リ其ノ職務ヲ行フ

第二十二條

評議員ハ本寄附行爲所定ノ事項ヲ審議シ理事會ノ諮問ニ應ス

第二十三條

會長及副會長ハ理事會ニ於テ之ヲ選任ス總務理事ハ理事會ノ推薦ニ依リ會長之ヲ委囑ス

會長、副會長、總務理事以外ノ理事、

監事及評議員ハ理事會ノ決議ヲ經且評

議員會ニ諮問シテ會長之ヲ選任ス但理

事中一名ハ學校長亦ハ教職員中ヨリ之

ヲ選任ス

第二十四條

役員ハ名譽職トシ其ノ任期ハ三年トス

但重任ヲ妨ケス

役員ハ任期滿了ノ場合ト雖モ後任者就

任スル迄ハ仍ホ其ノ職務ヲ行フモノト

第二十五條

理事及監事ニ缺員ヲ生シタルトキハ第二十三條ニ依リ補缺員ノ選任ヲ行フモノトス

補缺員ノ任期ハ前任者ノ殘任機關トス

第二十六條

本法人ニ顧問、參與及委員ヲ置クコトヲ得

顧問及參與ハ理事會ノ決議ヲ經テ會長

之二委囑ス

委員ハ會長之ヲ委囑ス

第二十七條

顧問ハ重要ナル事項ニ關シ會長ノ諮問ニ應ス

參與ハ重要ナル事項ノ審議ニ參畫ス

委員ノ掌理事項ハ第四十三條ニ依リ別

ニ之ヲ定ム

第六章 會 議

第二十八條

理事會及評議員會ハ會長之ヲ召集ス

第二十九條

理事會及評議員會ハ隨時之ヲ開ク

評議員ノ二分ノ一以上ヨリ會議ノ目的

タル事項ヲ示シテ請求アリタルトキ亦

同シ

第三十條

會議ノ決議ハ本寄附行爲ニ特別ノ規定

ナキ限り二分ノ一以上出席シ出席者ノ二分ノ一以上ノ同意アルヲ要ス但シ可否同數ナルトキハ議長ノ決スルトコロニ依ル

第三十一條 會議ノ議長ハ凡テ會長之ニ當ル

會長、副會長共ニ事故アルトキハ他ノ理事ノ互選ニ依リ其ノ代理者ヲ定ム理事ニシテ理事會ニ出席スルコト能ハサル場合ハ他ノ出席者ニ委任シ表決ヲ爲スコトヲ得

第三十二條

前項ニ依リ表決ヲ爲シタル者ハ出席者ト看做ス

第三十三條 前條ノ規定ハ評議員會ニ之ヲ準用ス

第七章 會 員

第三十四條 本法人ニ左ノ會員ヲ置ク

一、名譽會員 特ニ本會ノ爲ニ功勞アリタルモノ

一、特別會員 一時若クハ割賦ニ依リ

金參拾圓以上ヲ寄附スルモノ

一、通常會員 一時若クハ割賦ニ依リ

金拾五圓以上ヲ寄附スルモノ

第三十五條

割賦ニ關スル規定ハ第四十三條ニ依リ別ニ之ヲ定ム
名譽會員トナスニハ理事會ノ決議ヲ經且評議員會ニ諮問シテ之ヲ定ムルモノトス

第三十六條

入會者及退會者ハ其ノ旨ヲ申告シ理事會ノ承認ヲ經ルモノトス

第三十七條

會員ニシテ本法人ノ目的ニ副ヒ難キ行爲アリト認メタルトキハ理事會ノ決議ヲ經且評議員會ニ諮問シテ之ヲ除名スルコトヲ得

第三十八條

退會者及除名者ノ既ニ納付シタル寄附金ハ之ヲ返附セサルモノトス

第八章 寄附行爲變更

第三十九條

本寄附行爲ハ理事會及評議員會ニ於テ夫々二分ノ一以上出席者ノ四分ノ三以上ノ同意ヲ經且主務官廳ノ認可ヲ得ルニアラサレハ之ヲ變更スルコトヲ得ス

第九章 解 散

第四十條

本法人ハ民法第六十八條ニ規定スル事由ノ發生ニ依リ解散ス但シ同條第一項

第二號ニ依ル場合ハ理事會及評議員會ニ於テ夫々四分ノ三以上出席シ出席者ノ四分ノ三以上ノ同意ヲ經且主務官廳ノ許可ヲ受クルコトヲ要ス

第四十一條

本法人解散ニ依ル殘餘財産ノ處分ハ理事會及評議員會ニ於テ夫々四分ノ三以上出席シ出席者ノ四分ノ三以上ノ同意ヲ經且主務官廳ノ許可ヲ受クルコトヲ要ス

第十章 補 則

第四十二條

社團法人日本體育會カ解散ノ際現ニ有スル一切ノ債權債務ハ本法人ニ於テ之ヲ繼承スルモノトス

第四十三條

本寄附行爲ニ依リ事務ヲ施行スルニ必要ナル諸般ノ規定ハ理事會ノ決議ヲ經テ會長之ヲ定ム

第四十四條

本法人設立當初ノ理事及監事ノ氏名左ノ如シ

理事 伯爵 二 荒 芳 徳
理事 米 本 卯 吉

(日本體育專門學校ニ覽(昭和十六年十一月))

七五 財團法人日本體育會寄附行爲(昭和二十三年五月十三日改正)

第一章 總 則

第一條 本法人は財團法人日本體育會と稱する。

第二條 本法人は總裁を推戴することができる。

第二章 目的及び事業

第三條 本法人は体育に関する研究調査及びその普及發達並に指導をなすを目的とし、これに須要な各種の施設を営み以て文化的國民を育成すると共に心身強壯に

して明朗潤達な体育指導者を養成し、國民体位の向上に寄與することを期する。

第四條 本法人は前條の目的を達するため左の事業を行う。

一、体育に関する研究調査
二、体育普及の施設及び講習會、講演會等の開催

三、体育に関する図書及び雑誌等の刊行

第九條

基本財産はこれを處分することができる。但しやむ得ない場合は理事会及び評議員会の決議を経且主務官廳の承認を得てその一部に限りこれを處分することができる。

四、体育に志す友邦学生に対する輔導

五、日本体育専門学校の維持経営

六、日本体育会荏原中学校の維持経営

七、常陽中学校の維持経営

第十條

本人の資産は理事会で定めた方法で理事長これを管理し、これに属する現金有價証券は確實な銀行若は信託会社又は郵便官署に預金してこれを保管する。

八、その他必要と認める事項

第三章 事務所

第五條 本人は事務所を東京都世田谷区深沢町四丁目七〇番地に置く。

第四章 資産及び會計

第十一條

本人の経費は資産から生ずる収入、事業から生ずる収入、寄附金及びその他の収入を以て之に充てる。

第六條 本人の資産は、社團法人日本体育會の寄贈に係る別紙財産目録記載の資産及び將來の諸収入から成る。

第十二條

本人の豫算は年度開始前理事長これを編成し理事会の決議を経且評議員会に諮問してこれを定め、決算は毎年度終了後三ヵ月以内に監事の審査を受けて評議員会に報告するものとする。

第七條 前條の資産中左のものを以て基本財産とする。

一、基本金

二、校地及び校舎

三、將來基本財産として繰入れ又は指

第十三條

本人の決算に剩餘を生じたときは基本金に繰入れるものとする。但し理事会の決議を経てこれを翌年度の収入に

定寄附された資産

第八條 前條以外の資産を以て普通財産とする。

繰越することができる。

第十四條

收支豫算を以て定めるものを除く外新に負担をなし又は権利の抛棄をしようとするときは主務官廳の承認を受けねばならない。豫算内の支出をするためその年度内の収入を以て償還する一時の借入金以外の借入金についても、また同様とする。

第十五條

本人の会計年度は毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る。

第五章 役員

第十六條

本人に左の役員を置く。
理事九名乃至十三名（内会長、理事長、常務理事各一名を含む）

監事 三名

評議員 若干名

第十七條

会長及び理事長は本人を代表する。

第十八條

理事長は一切の会務を掌理し、常務理事はこれを輔佐する。

第十九條

その他の理事は会長の旨を受けて事務を掌理する。

第二十條

監事は民法の定めるところにより、その職務を行う。

第二十一條

評議員は本寄附行為所定の事項を審議し理事会の諮問に應ずる。

第二十二條

会長及び理事長は理事会に於て互選する。

常務理事は理事会の推薦により会長これを委嘱する。

理事及び監事は評議員会に於て選挙する。

但し理事中若干名は学校長又は教職員中からこれを選任することができる。

評議員は理事会の決議を経て会員中から会長これを選任する。

第二十三條

役員は名誉職とし、その任期は三年とする。但し重任を妨げない。

学校長又は教職員中より役員に選任されたものの任期は、その在職期間とする。役員は任期満了の場合でも後任者が就任するまではその職務を行うものとする。

第廿四條

理事及び監事に欠員を生じたときは、第二十二條により補欠員の選任を行うものとする。補欠員の任期は前任者の残任期間とする。

第廿五條

本法人に顧問、參與及び委員を置くことができる。

顧問及び參與は理事会の決議を経て会長これを委嘱する。

委員は会長これを委嘱する。

第廿六條

顧問は重要な事項に関して会長の諮問に應ずる。

參與は重要な事項の審議に參画する。

委員の掌理事項は第四十三條により別にこれを定める。

第六章 会 議

第廿七條

理事会及び評議員会は会長これを召集する。

第廿八條

理事会及び評議員会は隨時これを開く。評議員の二分の一以上から会議の目的たる事項を示して請求のあつたときもまた同様とする。

第廿九條

會議の決議は本寄附行為に特別の規定のない限り二分の一以上出席し、出席者の二分の一以上の同意がなければならぬ。

但し可否同数のときは、議長の決するところによる。

第三十條

會議の議長はすべて会長これに當る。会長事故あるときは、理事長及び理事の順序に於て職務を行う。

第卅一條

理事会は会務に関する重要事項を議定する。

第卅二條

理事にして理事会に出席のできない場合は、他の出席者に委任して表決することができる。

前項により表決したものは出席者とみなす。

第卅三條

前條の規定は評議員会にこれを準用する。

第卅四條

第七章 会 員
本法人に左の會員を置く。
一、名誉會員 特に本会に功勞あつた

者

一、特別会員 特定の金額を寄附した

者

一、通常会員 特定の金額を寄附した

者

寄附金額及び割賦に関する規定は第四十三條により別にこれを定める。

第卅五條

名誉会員とするには理事会の決議を経且評議員会に諮問してこれを定める。

第卅六條

入会者及び退会者は、その旨を申告し理事会の承認を経なければならぬ。

第卅七條

会員にして本法人の目的に副わない行為があると認めるときは、理事会の決議を経且評議員会に諮問してこれを除名することができる。

第卅八條

退会者及び除名者の既に納附した寄附金はこれを返附しない。

第八章 寄附行為変更

第卅九條

本寄附行為は理事会及び評議員会で夫々二分の一以上出席し、出席者の四分の三以上の同意を経且主務官廳の認

可を得るのでなくては、これを變更することができない。

第九章 解散

第四十條

本法人は民法に規定する事項の發生に依り解散する。

但し理事会及び評議員会に於て夫々四分の三以上出席し、出席者の四分の三以上の同意を経且主務官廳の許可を受けなければならぬ。

第四十一條

本法人解散による残余財産の處分は、理事会及び評議員会に於て夫々四分の三以上出席し出席者の四分の三以上の同意を経且主務官廳の許可を受けなければならぬ。

第十章 補則

第四十二條

社團法人日本体育会が解散の際現有した一切の債権債務は本法人に於てこれを繼承する。

第四十三條

本寄附行為により事務を施行するに必要な諸般の規定は理事会の決議を経て会長これを定める。

七六 学校法人日本体育会寄附行爲（昭和二十六年三月七日認可）

第一章 總 則

（名称）

第一條 この法人は学校法人日本体育会と称する。

（事務所の所在）

第二條 この法人の事務所を東京都世田谷区深澤町四丁目七拾番地に置く。

（運営の基本）

第三條 この法人の運営は私立学校法其他法令に規定するもののほか、この寄附行爲の定めるところによる。

第二章 目的及び設置する学校

（目的）

第四條 この法人は教育基本法及び学校教育法に従い、大学、高等学校、中学校を設置することを目的とする。

（設置する学校）

第五條 この法人は前條の目的を達成する爲、

左記の学校を維持経営する。

一、日本体育大学

二、荏原高等学校

三、日本体育会荏原中学校

第三章 役員

（役員）

第六條 この法人の役員の数等は左の通りとする。

一、理事 五名以上十二名以内

二、監事 二名

（理事長及び常務理事）

第七條 理事のうちから互選により理事長及び常務理事各一名を定める。

（理事の選任）

第八條 日本体育大学の学長は、その在職中理事となる。

2、評議員のうちから選任される理事は

二名以上五名以内とし、評議員の互

選で定める。

3、前二項の規定により選任された理事以外の理事は、同項の規定により選任された理事の過半数の議決をもつて選任する。

此の場合あらかじめ評議員会の意見をきかなければならない。

(理事の代表権の制限)

第九條 理事長たる理事以外の理事は、總てこの学校法人の業務についてこの法人を代表しない。

(理事長の職務の代理及び代行)

第十條 理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、常務理事が理事長の職務を代理又は代行する。

(監事の選任)

第十一條 監事は評議員会の意見を聞いて理事会に於て選任する。

(役員任期)

第十二條 役員(第八條第一項の規定により理事となる者を除く。この條中以下同じ。)

(理事会)

第十三條

の任期は三年とする。但し欠員が出来た場合の補欠の役員任期は前任者の残任期間とする。

2、役員は再任されることが出来る。

3、役員はその任期満了の後でも、後任者が選任される迄は、なおその職務を行ふ。

この法人の業務の決定は、理事会によつて行ふ。

2、理事会は、理事を以て組織する。

3、理事会は、随時理事長が招集する。

4、理事会は、理事の過半数が出席しなければ、議事を開き議決することが出来ない。但し止むを得ない理由で出席出来ない理事が書面を以て他の理事に委任した場合、出席者と見なす。

5、理事会の議長は、理事長とする。

6、理事会の議事は、法令に特別の規定のある場合並びに第二十一條、第二

(評議員会)

第十四條

評議員会は左に掲げる評議員を以て組織する。

第四章 評議員会

7、前項の場合、議長は理事として議決に加わることが出来ない。

- 一、この法人の設置する学校（大学を除く）の長で、各校長の互選により選任されるもの一名以上二名以内
- 二、この法人の職員のうちから選任されるもの六名以上十名以内
- 三、この法人の設置する学校を卒業したもので、年令二十五年以上のものの中から選任されるもの十二名以上十八名以内

四、この法人に関係ある学識経験者十

名以上十五名以内

- 2、前項第一号第二号に規定する評議員は校長又は職員の地位を退いたときは、評議員の職を失うものとする。

(評議員の選任)

第十五條

前條第一項第二号及び第三号に規定する評議員は、理事会に於て選任する。

- 2、前條第一項第四号に規定する評議員は同條第一号より第三号迄に規定する評議員の過半数の議決により選任する。

(評議員の任期)

第十六條

評議員の任期は三年とする。但し欠員が生じた場合の補欠の評議員の任期は前任者の残任期間とする。

- 2、評議員は再任されることが出来る。
- 3、評議員はその任期満了の後でも、後任者が選任されるまでは、なおその職務を行う。

(会議)

第十七條

評議員会は随時理事長が招集する。

2、評議員会の議長は理事長とする。但し、理事長が評議員を兼ねない場合は、議長は評議員の互選で定める。

3、理事長は評議員總数の三分の一以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求あつた日から二十日以内に之を招集しなければならない。

4、第十三條第四項、第六項及び第七項の規定は評議員会に準用する。

(諮問事項) 第十八條

左に掲げる事項については、理事長に於てあらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。

一、予算、借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く)及び重要な資産の処分に関する事項

二、寄附行爲の変更

三、合併

四、その他学校法人の業務に関する重要事項

第五章 資産及び会計

(資産)

第十九條

この法人の資産は左の通りとする。

一、別紙財産目録記載の財産

二、授業料入学金及び試験料

三、資産から生ずる果実

四、寄附金品

五、其の他の収入

第二十條

(財産の区分) この法人の資産は、之を分けて基本財産、運用財産の二種とする。

2、基本財産、運用財産は私立学校法施行規則第三條第二項の規定による区分に従い、別紙財産目録にそれぞれ記載する財産、及び将来それぞれの財産に編入される財産をもつて構成する。

3、寄附金品については寄附者の指定がある場合には、その指定により、前

項の区分に従つて夫々に編入をする。

(財産処分制限)

第二十一條 基本財産並に運用財産中の不動産及び積立金はこれを処分してはならない。但しこの法人の事業遂行上やむを得ないときは、その一部に限り、理事の三分の二以上の決議によりこれを処分することが出来る。

(運用財産の保管)

第二十二條 運用財産のうち積立金は確実な有価証券を購入するか、確実な信託銀行に依託するか、又は郵便貯金若しくは定期貯金とするかして、理事長が保管する。

(経費の支弁)

第二十三條 この法人の事業の遂行に要する経費は運用財産中不動産及び積立金から生ずる果実、授業料、入学金、試験料その他の運用財産(不動産及び積立金を除く)をもつて支辨する。

(予算)

第二十四條 予算は毎会計年度開始前に、理事長に

於て編成し、理事の三分の二以上の同意がなければならぬ。

(決算)

第二十五條

この法人は、毎会計年度終了后二ヶ月以内に監事の意見を添え、評議員会に報告するものとする。

2、決算に於て剰余金があるときは、その一部又は全部を運用財産中積立金に編入又は次会計年度に繰越すものとする。

(財産目録貸借対照表等)

第二十六條 この法人の財産目録、貸借対照表、決算書及び事業報告書は毎会計年度終了后二ヶ月以内に作成し、これらについて監事の意見を求めるものとする。

第六章 解散

(解散)

第二十七條

この法人の私立学校法第五十條第一項第一号の事由による解散は、理事の三分の二以上の同意及び評議員会の議決がなければならぬ。

2、前項の事由による解散は、文部大臣の認可を受けなければその効力を生じない。

3、この法人の私立学校法第五十條第一項第三号の事由による解散は、理事の三分の二以上の同意及び評議員会の議決がなければならない。

4、前項の事由による解散は、文部大臣の認定を受けなければその効力を生じない。

(残余財産の帰属者)

第二十八條 この法人が解散（合併及び破産による場合を除く）した場合に於ける残余財産の帰属すべき者は、他の学校法人その他教育の事業を行う者のうちから理事會に於て選定する。

第七章 寄附行爲の変更

(寄附行爲の変更)

第二十九條 この法人の寄附行爲を変更しようとするときは、理事長があらかじめ評議員會の意見をきき、理事會で三分の二以

上の同意を得なければならない。

2、寄附行爲の変更は文部大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第八章 公告の方法其他

(公告の方法)

第三十條 この法人の公告は経営各学校揭示場に掲示して行ふ。

(施行細則)

第三十一條 この寄附行爲施行についての細則は理事會に於て定める。

附則

1、この法人は、第五條に掲げる学校の外、当分の間、日本体育専門学校、常陽高等学校、常陽中学校を存置する。

2、この法人の組織変更当初の役員は次の通りとする。

理事長	米本 卯吉
理事	石橋 藏五郎
	可兒 徳
	豊島 清光
	柳田 亨

林 甚之丞
河田 重
眞鍋 八千代
布能 由雄

栗本 義彦
監事 本島 寛
橋本 龍伍

〔常陽中学高等学校閉校処理関係書類〕（昭和二十六年三月）

七七 学校法人日本体育会寄附行為（現行）

- 昭和26年3月7日 認可
昭和28年3月23日 一部変更認可（短大設置）
昭和30年6月15日 一部変更認可（幼稚園設置）
昭和32年4月27日 一部変更認可（幼稚園名称変更）
昭和33年3月1日 一部変更認可（桜華女子高等学校設置）
昭和35年3月4日 一部変更認可（柏日体高等学校設置）
昭和38年3月15日 一部変更認可（浜松日体高等学校設置）
昭和39年2月14日 一部変更認可（目的など一部変更）
昭和40年2月16日 一部変更認可（校名変更（桜華→日体桜華））
昭和41年2月17日 一部変更認可（校名変更（荏原→日体荏原））
昭和47年6月2日 一部変更認可（理事、評議員選任区分変更）
昭和50年3月25日 一部変更認可（大学院設置）
昭和51年9月8日 一部変更（法律改正により学科名追加）

第 1 章 総 則

- 昭和52年5月30日 一部変更認可（役員、評議員の定数変更その他）
- 昭和54年9月3日 一部変更認可（法人事務所の位置変更）
- 昭和59年5月24日 一部変更認可（評議員増員、顧問設置）
- 昭和60年9月5日 一部変更認可（理事増員）
- 昭和61年12月10日 一部変更認可（日体柔整専門学校設置）

（名称）

第1条 この法人は、学校法人日本体育会と称する。

（事務所）

第2条 この法人は、事務所を東京都世田谷区深沢7丁目16番4号に置く。

第 2 章 目的及び事業

（目的）

第3条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行うとともに、体育、スポーツの研究並びにわが国の体育、スポーツ指導者を養成することを目的とする。

（設置する学校等）

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため次の学校及び研究施設等を設置する。

- 1 日本体育大学 大学院 体育学研究科
- 2 日本体育大学女子短期大学 体育学部 体育学科、健康学科、武道学科、社会体育学科
- 3 日体荏原高等学校 全日制課程 体育科、保育科
普通科、商業科

- 4 日体桜華女子高等学校 全日制課程 普通科
 - 5 柏日体高等学校 全日制課程 普通科
 - 6 浜松日体高等学校 全日制課程 普通科
 - 7 日本体育会荏原中学校
 - 8 日体幼稚園
 - 9 日体柔整専門学校
 - 10 保健、体育、スポーツトレーニング研究施設
- 第 3 章 役員及び理事会

(役員)

第5条 この法人に、次の役員を置く。

- 1 理事 15人
- 2 監事 2人

(理事長及び常務理事)

第6条 理事長及び常務理事は、理事の互選により理事会において各1人を定める。

- 2 理事長は、この法人の事務を総括し、業務についてこの法人を代表する。
- 3 常務理事は、理事長を補佐し、日常の事務を掌理する。理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代理し又は理事長の職務を行う。

(理事の選任)

第7条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- 1 日本体育大学学長
- 2 この法人の設置する学校（大学を除く）の長で互選した者 2人

3 評議員のうちから評議員会において選任した者

7人

4 学識経験者のうちから理事会において選任した者

5人

2 前項第1号、第2号及び第3号の理事は、学長、校長又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

(理事の代表権の制限)

第8条 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(監事)

第9条 監事は、この法人の財産の状況及び業務執行の状況を監査する。

2 監事は、評議員会の意見を聞いて理事会において選任する。

(役員任期)

第10条 役員任期は、3年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることが出来る。

3 役員は、その任期満了の後でも後任者が選出されるまでは、なおその職務を行う。

(理事会)

第11条 この法人に、理事会を置く。理事会はこの法人の業務を決定する。

2 理事会は、この法人及びこの法人の設置する学校等の管理及び運営に関し必要な事項を決定する。

3 理事会は、理事をもつて組織する。

4 理事会は、理事長が招集する。

5 理事会は、理事総数の3分の2以上の出席がなければ会議を開き、議決することができない。ただし、やむを得ない理由で出席できない理事が、書面をもって付議される事項につき意思を表示して、他の理事に委任した場合は、これを出席者とみなす。

6 理事会の議長は、理事長とする。

7 理事会の議事は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数で決する。

(理事会議事録)

第12条 議長は、理事会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び出席理事のうちから互選された理事2人以上が署名押印し、常にこれを事務所
に備えて置かなければならない。

(顧問)

第13条 この法人に顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事長の諮問に応じ、意見を述べることができる。

3 顧問は、理事会の同意を得て、理事長が委嘱する。

第 4 章 評議員会及び評議員

(評議員会)

第14条 この法人に、評議員会を置く。

2 評議員会は、36人の評議員をもつて組織する。

3 評議員会は、理事長が招集する。

4 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して、評議員会の招集
を請求された場合には、その請求のあつた日から20日以内に、これを招集しなければならない。

5 評議員会に議長を置き、議長は評議員のうちから評議員会において選任する。

6 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決することができない。

7 第11条第5項ただし書きの規定は、評議員会に準用する。

8 評議員会の議事は、出席評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

9 前項の場合において、議長は、評議員として議決に加わることができない。

(評議員会議事録)

第15条 第12条の規定は、評議員会の議事録について準用する。

(評議員の選任)

第16条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

1 この法人の設置する学校の長のうちから理事会において選任した者 6人

2 この法人の職員で評議員会において選任した者 6人

3 この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25年以上のもののうちから、

理事会において選任した者 12人

4 学識経験者のうちから、理事会において選任した者 12人

2 前項第1号及び第2号に規定する評議員は、この法人の設置する学校の長及び職員の地位を退いたときは、評議員の職を失うものとする。

3 第1項第1号の規定により選任された者は、第17条第1項の規定にかかわらず、その在職中評議員の職に在るものとする。

(評議員の任期)

第17条 評議員の任期は、3年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 第10条第2項、第3項の規定は、評議員に準用する。

(諮問事項)

第18条 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。

1 予算、借入金（当該年度内の収入をもつて償還する一時の借入金を除く）及び重要な資産の処分
2 予算外の重要な義務の負担又は権利の放棄

3 寄附行為の変更

4 合併

5 その他この法人の業務に関する重要事項

第 5 章 資産及び会計

（資産）

第19条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

（資産の区分）

第20条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産の二種とする。

2 基本財産、運用財産は、私立学校法施行規則第3条第2項の規定による区分に従い財産目録に、それぞれ記載する財産及び将来それぞれの財産に編入される財産をもつて構成する。

3 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定により前項の区分に従つてそれぞれ編入する。

（財産処分の制限）

第21条 基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金はこれを処分してはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ないときは、その一部に限り理事会において理事総数の3分の2以上の議決によりこれを処分することができる。

（運用財産の保管）

第22条 運用財産のうち積立金は、確実な有価証券を購入するか、確実な信託銀行に信託するか、又は定額郵便貯金、若しくは確実な銀行の定期預金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第23条 この法人の事業の遂行に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、施設設備資金収入、検定料収入、一般寄附金収入、補助金収入その他の運用財産をもつて支弁する。

(予算)

第24条 この法人の予算は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得なければならない。会計年度開始後において、これを補正するときも同様とする。

(決算)

第25条 この法人の決算は、公認会計士の監査を経、監事の意見を付して毎会計年度終了後2月以内に評議員会に報告しなければならない。

2 予算に関する財務計算書類は、常に事務所に備えて置かなければならない。
(会計年度)

第26条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終るものとする。

第6章 解散及び合併

(解散及び合併)

第27条 この法人は、次の各号に掲げる事由によつて解散する。

- 1 理事会において理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決
- 2 この法人の目的たる事業の成功の不能となつた場合で、理事会において理事総数の3分の2以上の議決

3 合併

4 破産

5 文部大臣の解散命令

2 前項に掲げる事由による解散のうち、第1号にあつては文部大臣の認可を、第2号にあつては文部大臣の認定を受けなければならない。

3 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、文部大臣の認可を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第28条 この法人が解散（合併及び破産による場合を除く）した場合における残余財産は、解散のときにおける理事会において理事総数の3分の2以上の議決により選定した学校法人又は教育の事業を行う者に帰属する。

第7章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第29条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、文部大臣の認可を受けなければならない。

第8章 公告の方法その他

(公告の方法)

第30条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示して行う。

(施行細則)

第31条 この寄附行為の施行について必要な細則は、理事会が定める。

附則

1 この寄附行為は、昭和52年5月30日から施行する。

2 この寄附行為の施行の日現在在任中の役員及び評議員は、第7条及び第13条の規定により選任された

ものとみなす。

3 この寄附行為の施行の日現在在任中の役員及び評議員（学長である理事及び学長、校長である評議員を除く）の任期は、第10条及び第14条の規定にかかわらず昭和53年6月2日までとする。

附則

この寄附行為は、昭和54年9月3日から施行する。

附則

この寄附行為は、昭和59年5月24日から施行する。

附則

1 この寄附行為は、昭和60年9月5日から施行する。

2 この寄附行為の施行により新たに選任された理事の任期は、第10条の規定にかかわらず昭和62年6月2日までとする。

附則

この寄附行為は、昭和61年12月10日から施行する。

七八 日本體育專門學校規則（昭和十六年三月十日認可）

第一章 目的

第一條 本校ハ專門學校令ニ據リ體育ニ關スル高等ノ學理並ニ實際ヲ教授シ特ニ皇國精神ノ涵養ニ努メ兼テ國民體育ノ指導ニ當ラントスル人材ヲ養成スルヲ以テ目的トス

第二章 部、科及修業年限

第二條 本校ニハ男子部、女子部ヲ置ク

第三條 各部ヲ分チテ本科、研究科、師範科、專修科ノ四種トス

第四條 修業年限ハ本科三年、師範科二年、研究科、專修科各一年トス

第三章 學年、學期及休業

第五條 學年ハ四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第六條 學年ハ左ノ三學期ニ分ツ

第一學期 四月一日ヨリ八月三十一日ニ至ル

第二學期 九月一日ヨリ十二月三十一日ニ至ル

第三學期 翌年一月一日ヨリ三月三十一日ニ至ル

第七條 休業期間左ノ如シ

夏季休業 七月二十一日ヨリ九月五日ニ至ル

冬季休業 十二月二十五日ヨリ翌年一月七日ニ至ル

春季休業 三月二十六日ヨリ四月九日ニ至ル

第八條 休業日左ノ如シ

祝日、祭日、日曜日、本會創立記念祝日

第四章 學科課程

第九條 各科ノ學科課程及每週授業時間數表次ノ如シ

男子部

修身	第一學年		第二學年		第三學年		研究科	
	學科課程	每週授業時數	學科課程	每週授業時數	學科課程	每週授業時數	學科課程	每週授業時數
實踐倫理	國民道德原論	二	國家學	二	國民道德史	二	同上	二
一	二	一	二	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一

體操				體育原論			歷史	外國語	國語及漢文	教育學	公民科		
球技	競技	器械體操	徒手體操	體育解剖學	體育史	體育概論	國史	英語 獨逸語 英語	講讀、作文	教育學			倫理學
二	二	二	二	一	一	二	一	二	三	二			三
二	二	二	二	一	一	二	一	二	三	二			
二	二	二	二	一	一	二	一	二	三	二			
同	同	同	同	體育教授法	體育生救急法	體育測定學	同	同	三講讀文法作文	教育史及教授法		哲學概論	東洋倫理學史
三	二	二	二	一	二	一	一	二	三	二		二	二
二	二	二	二	一	二	一	一	二	三	二			
二	二	二	二	一	二	一	一	二	三	二			
同	同	同	同	體育營及行政	體育管理	體育心理學	同	世界史	同	教授法及管理	公民生活概說		西洋倫理學
二	二	二	二	一	一	二	一	二	三	二	一		二
二	二	二	二	一	一	二	一	二	三	二	一		
二	二	二	二	一	一	二	一	二	三	二	一		
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同		同
二	二	二	二	一	一	二	一	二	三	二	一		二
二	二	二	二	一	一	二	一	二	三	二	一		
二	二	二	二	一	一	二	一	二	三	二	一		

計	青少年訓練學年	音樂	音樂	柔道	劍道	教練		遊戲
						軍事學	教練	
三七	一	一	一	三	一	一	三	二
三九	一	一	一	九	九	一	三	二
三九	一	一	一	九	同	一	三	二
	同	同	同	同	同	同	同	同
	上	上	上	上	上	上	上	上
三八	一	一	一	三	一	一	三	一
三九	一	一	一	八	一	一	三	一
三九	一	一	一	八	一	一	三	一
	同	同上及教授法	同	同	同	同	同	同
	上		上	上	上	上	上	上
三七	一	一	一	三	一	一	三	一
三八	一	一	一	八	一	一	三	一
三八	一	一	一	八	同	同	三	一
	同	同	同	同	同	同	同	同
	上	上	上	上	上	上	上	上
三七	一	一	一	三	一	一	三	一
三八	一	一	一	八	一	一	三	一
三八	一	一	一	八	一	一	三	一

備考

一、本科第一部ハ修身、第二部ハ劍道、第三部ハ柔道ヲ兼修スルモノトス

二、右學科課程表體操ノ内一週ニ時間國防競技ヲ 武道ノ内一週一時間銃劍道ヲ行フモノトス

三、弓道、相撲ハ隨意科目トス

四、本表ノ外適當ノ期間ニ於テ滑空、游泳、スキーヲ課ス

學科目	學年時數課程		師範科		專修科	
	第一學年	每週授業時數	第二學年	每週授業時數	倫理學	每週授業時數
修身	國民道德	一	倫理學史	一	倫理學	一
公民科	公民科	一			公民科	一
教育學	教育學	一	教育史及教授法	二	同上	二
外國語	讀方、譯解	二	同上	二	同上	二
國語漢文	講讀、文法、作文	三	同上	三		
歷史	日本歷史	一	同上	一		
體育原理	體育史	一	體育原理	一	同上及研究論文	一
生理	解剖、生理衛生	二	同上及救急療法	二	同上	二
體操	體操及教授法	一〇	同上	一〇	同上	一〇
遊戲及競技	遊戲及競技	五	同上	五	同上	五
教練及軍事學	教練及軍事學	六	同上	六	同上	六
武道	劍道總論各論、試合 柔道總論各論形亂捕	三	同上	三	同上	三
音樂	聲樂器樂理論	二	同上及教授法	二	同上	二

計		三八	三八	三四
---	--	----	----	----

備考 一、武道ハ劍道又ハ柔道ノ何レカラ專修スルモノトス

二、弓道及相撲ハ隨時科目トス

三、本表ノ外夏季ニ於テハ游泳、冬季ニ於テハスキーツ課ス

女子部

學科目	學年時數課程	師範科		專修科	
		第一學年	第二學年	第一學年	第二學年
修身	一	國民道德	倫理學史	倫理學及作法	一
公民科	一	公民科		公民科	一
教育學	一	教育學	教育史及教授法	同上	二
英語	二	讀方、譯解	同上	同上	二
國語漢文	三	講讀、文法、作文	同上		
歷史	一	日本歷史	同上		
體育原理	一	體育史	體育原理	同上	一

生	解剖生理衛生	三	同上及救急療法	三	同	上	三
體	體操、教練及教授法	九	同上	九	同	上	九
遊	遊戲及競技	九	同上	九	同	上	五
音	聲樂、器樂、理論	四	同上及教授法	四	同	上	四
計		三五		三六			二七

備考 右學科課程表體操ノ内一週二時間雜刀ヲ 遊戲及競技ノ内一週一時間弓道ヲ行フモノトス

第五章 入退學及生徒定員

第十條 入學期ハ每學年ノ初トス

第十一條 本校第一學年ニ入學シ得ベキ者ハ本科及師範科ニアリテハ年齡十八年以上女子部ニアリテハ同十六年以上

ノ者ニシテ品行方正身體強健ニシテ左ノ各項ノ一ニ該當シ本校ノ入學檢定ニ合格シタルモノトス

本科

- 一、中等學校ヲ卒業シタルモノ
- 二、專門學校入學者檢定規程ニヨル試驗ニ合格シタルモノ
- 三、專門學校入學者檢定規程第十一條ニヨリ指定セラレタルモノ

師 範 科

- 一、本科ニ入學シ得ル資格ヲ有スルモノ
- 二、兵役法施行令第三百三號又ハ文官任用令第六條第一號ニヨリ中學校ト同等以上ト認定セラレタル學校ヲ卒業シタルモノ

- 三、小學校本科正教員尋常小學校本科正教員若ハ小學校專科正教員小學校准教員ノ免許狀ヲ有スルモノ
- 四、教員免許令ニヨリ授與セラレタル教員免許狀ヲ有スルモノ
- 五、外國ニ於テ師範學校中學校ニ準ズベキ學校ヲ卒業シタルモノ
- 六、文部大臣ニ於テ某學科目ニ關シ適當ト認定シタル學校ヲ卒業シタルモノ
- 七、第一號ニ準ズベキ學歷アルモノ

研 究 科

- 一、本校本科卒業者ニ限ル

専 修 科

- 一、本校師範科卒業者ニ限ル

女子部師範科

一、高等女學校ヲ卒業シタルモノ

二、専門學校入學者檢定規程ニヨル試験ニ合格シタルモノ

三、専門學校入學者檢定規程第一條ニヨリ指定セラレタルモノ

四、小學校本科正教員尋常小學校本科正教員若ハ小學校専科正教員小學校准教員ノ免許狀ヲ有スルモノ

五、教員免許令ニヨリ授與セラレタル教員免許狀ヲ有スルモノ

六、外國ニ於テ師範學校高等女學校ニ準ズベキ學校ヲ卒業シタルモノ

七、文部大臣ニ於テ某學科目ニ關シ適當ト認定シタル學校ヲ卒業シタルモノ

八、第一號ニ準ズベキ學歷アルモノ

女子部専修科

一、本校女子部師範科卒業者ニ限ル

第十二條 本校ノ定員ハ千名トス 其ノ内譯左ノ如シ

男子部

女子部

計

本科 四五〇

四五〇

師範科 三〇〇

一〇〇

四〇〇

研究科

五〇

五〇

専修科

五〇

五〇

一〇〇

計

八五〇

一五〇

一、〇〇〇

第十三條

本校ニ入學セントスルモノハ檢定料トシテ金五圓及左ノ書類ヲ入學願書ニ添ヘテ差出スベシ

一、入學志願者ハ當該學校長ノ入學推薦書人物考査卒業又ハ修業成績證明書

二、教員免許狀ヲ有スルモノハ地方長官ノ授與證明書

三、師範學校卒業者ハ服務終了ニ關スル地方長官ノ證明書

四、本科、研究科、師範科、専修科ニ入學セントスルモノハ教員免許令第五條各號ニ該當セザルコトヲ證

明セル市町村長ノ身分證明書

五、戸籍抄本及身體檢査書

第十四條

入學ヲ許可セラレタルモノハ東京府又ハ近縣居住者ニシテ獨立ノ生計ヲ營ミ入學者ニ關スル一切ノ責任ヲ

負フベキ者ヲ保證人トシテ第三號書式ノ在學保證書ヲ入學ノ日ヨリ十日以内ニ差出スベシ

但シ本校ニ於テ不適當ト認ムル保證人ハ之ヲ變更セシムルコトアルベシ

保證人住所ヲ轉ジ又ハ改名改印シタルトキハ速ニ届出ヅベシ

第十五條 休學セントスルモノハ左記各項ヲ適用ス

一、兵役ニ服スルモノハ其ノ現役又ハ召集中休學ヲ許可ス

二、疾病ニヨリ二ヶ月以上修學スルコト能ハザルモノハ醫師ノ診斷書其ノ他止ムヲ得ザル理由アルモノハ

其ノ旨詳記シ當該學年間休學ヲ願出ヅルコトヲ得

三、休學ノ許可ヲ得タルモノハ休學滿期原級ニ服セシム 但シ休學期間内ト雖モ其ノ事故止ミタルトキハ

許可ヲ得テ授業ヲ受クルコトヲ得

四、休學中ハ學費ヲ徴收セス 但シ學年中途休學ヲ許可シタルトキハ其ノ期ノ學費ヲ徴收ス又中途ヨリ授

業ヲ受ケタルトキハ其ノ月ヨリ月割ヲ以テ之ヲ徴收ス

第十六條 退學セントスルモノハ其ノ事由ヲ記載シ保證人連署ヲ以テ願出ヅベシ

第十七條 已ニ退學シタル生徒ニシテ再入學ヲ願出ヅルモノアルトキハ原學期以下ニ編入ヲ許可スルコトアルベシ

第六章 試 驗

第十八條 生徒ノ學業成績ハ學期學年及卒業ノ三種ノ試験ヲ行ヒ之ヲ調査ス

第十九條 進級原級卒業ハ成績考查ニ關スル教授會ヲ經テ學校長之ヲ決定ス

第二十條 本科、研究科、師範科、専修科、所定ノ學科ヲ卒ヘタル者ニハ卒業證書ヲ授與ス

但シ成績ニヨリ修業證書ヲ授與スルコトアルベシ

第二十一條 疾病其ノ他ノ事故ニヨリ定期試験ニ應ズルコト能ハザルモノハ次學年ノ初ニ於テ未濟試験ヲ受クルコト

ヲ得 但シ定期試験終了後五日以内ニ届出ヲナサザルモノハ未濟試験ニ應ズルコトヲ得ズ

第二十二條 未濟試験ノ手数料ハ金拾圓トス 但シ科目半數以下ナルトキハ金五圓トス

第七章 學 費

第二十三條 入學ノ許可ヲ受ケタルモノハ入學金トシテ金五圓ヲ納附スベシ

第二十四條 授業料一ケ年金百貳拾圓トス 但シ各學期ニ分納スルコトヲ得

第二十五條 分納授業料ハ各學期ノ初ニ納附スベシ

第二十六條 在學中ハ缺席ノ爲ニ授業料ヲ免除セザルモノトス

第二十七條 授業料其ノ他ノ納附金ヲ怠納シタルトキハ保證人ヲシテ之ガ辨償ノ責ニ任ゼシム

第二十八條 納附シタル檢定料入學金及授業料等ハ返附セズ

第八章 賞 罰

第二十九條 品行善良學術優良ノ者ニハ特殊ノ待遇ヲナスコトアルベシ

第三十條 規則及命令ニ違背シタル者又ハ生徒タルノ本分ニ悖リタル行爲アリタルモノニハ左ノ懲罰ヲ加フルコト

アルベシ

- 一、謹實
- 二、謹慎
- 三、停學
- 四、退學
- 五、除名

第三十一條

左ノ各項ノ一ニ該當スルモノハ退校セシム

- 一、身體病弱若ハ學業劣等ニシテ成業ノ見込ナキモノ
- 二、性行又ハ思想不良ニシテ屢々訓誨ヲ加フルモ改心ノ見込ナキモノ
- 三、出席常ナラザルモノ
- 四、正當ノ事由ナク又無届ニテ引續キ十五日以上缺席シタルモノ
- 五、屢々授業料及寮費ノ納附ヲ怠リタルモノ

第九章 入寮及退寮

第三十二條

本科及師範科生徒ハ在學期間中自治的訓練實施上寄宿寮ニ入ルヲ要ス
研究科、專修科生徒ハ通學スルコトヲ得ト雖モ可成入寮スルモノトス

第三十三條

退學又ハ除名處分ヲ受ケタルモノハ即時退寮スルモノトス

附 則

第三十四條

本學校規則施行上必要ナル細則ハ別ニ之ヲ定ム

第三十五條 本學校規則ハ昭和十六年四月ノ入學者ヨリ之ヲ適用ス 但シ體操學校高等師範科及高等科ヨリ本校ニ編

入學シタルモノニ就テハ其ノ卒業マデ從前ノ學科目課程表ニ據ル

第一號書式

志望學科 本科(第一部) 研究科 師範科 專修科 女子部師範科 女子部專修科		入學願書	
		私儀御校入學前記學科ヲ修メ度候ニ付御檢定相成度檢定料相添此段御願申上候也	
現住所	本籍	戶主ノ名及 其ノ續柄	家業
出生日	昭和 年 月 日	氏名	出生年月日 年 月 日生
日本體育專門學校長 伯爵 二荒芳徳殿			
履業	兵役	職業	賞罰
備考			

第二號書式

身體檢查書

色 神	眼 疾	力	視	榮 養	胸 圍	體 重	身 長	總 評	年 齡	氏 名
		矯正視力 <small>右左</small>	裸眼視力 <small>右左</small>							
検査所氏名印		検査年月日	現在ノ疾病	主ナル既往症	運動形障及	言語	皮膚	神経系	呼吸器	聽力 <small>右左</small>
		昭和 年 月 日								

第三號書式

在學保證書

私儀今般御校本
研究科
師範科生徒トシテ入學許可相成候ニ就テハ終始校則其他時々ノ命令ヲ遵守シ生徒タル

專修科

ノ本分ニ悖ラス衷心勉勵可仕仍テ在學保證書如斯ニ候也

(原籍) (主文ハ戸主トノ關係)

三錢收入印紙
貼付本人及保
證人ニテ消印
スヘシ

(族稱) 本人

昭和 年 月 日 現住所 年 月 日生

右ノ者今般入學御許可相成候ニ就テハ本人ニ係ル一切ノ事件拙者ニ於テ引受申候也

(原籍) (職業) (本人トノ關係)

保證人

昭和 年 月 日 (現住所) 年 月 日生

日本體育專門學校長 伯爵 二荒芳徳殿

〔日本體育專門學校一覽〕(昭和十六年十一月)

七九 日本體育專門學校學則（昭和二十一年三月改正）

第一章 目的

第一條 本校ハ專門學校令ニ拠リ體育ニ関スル高等ノ学理並ニ實際ヲ教授シ特ニ世界道義ノ涵養ニ努メ兼

ネテ國民體育ノ指導ニ当ラントスル人材ヲ養成スルヲ以テ目的トス

第二章 部科及修業年限

第二條 本校ニハ男子部女子部ヲ置ク

第三條 各部ヲ分チテ本科補修科ノ二種トス

第四條 修業年限ハ本科三年補修科一年トス

第三章 學年學期及休業

第五條 學年ハ四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第六條 學年ハ左ノ二學期ニ分ツ

第一學期 四月一日ヨリ九月三十日ニ至ル

第二學期 十月一日ヨリ翌年三月三十一日ニ至ル

第七條 休業期間左ノ如シ

夏季休業 七月二十一日ヨリ九月五日ニ至ル

冬季休業 十二月二十五日ヨリ翌年一月七日ニ至ル

春期休業 三月二十六日ヨリ四月九日ニ至ル

第八條 休業日左ノ如シ

祝日、祭日、日曜日、本会創立記念日

第四章 學科課程

第九條 各科ノ學科課程及每週授業時間數次ノ如シ

男子部

學科	科目	學年	每週時數													
			一部	二部												
音 樂	體 操	體育理論	體 育 解 剖 學	體 育 原 理 史	文 化 史	英 語 其 他	講 讀 作 文	倫 理 學	倫 理 學	倫 理 學	倫 理 學	公民生活概說	第一學年	二部	每週時數	
													二部	二		
													二部	二		
													二部	二		
													二部	二		
													二部	二		
													二部	二		
													二部	二		
													二部	二		
													二部	二		
													二部	二		
													二部	二		
音 樂	徒 手 體 操	體育解剖學	體育測定學	體育教授法	體育生理學	急救衛生	同	同	同	同	同	同	同	第二學年	一部	每週時數
														二部	二	
														二部	二	
														二部	二	
														二部	二	
														二部	二	
														二部	二	
														二部	二	
														二部	二	
														二部	二	
														二部	二	
														二部	二	
音 樂	器 械 體 操	體育解剖學	體育測定學	體育教授法	體育生理學	急救衛生	同	同	同	同	同	同	同	第三學年	一部	每週時數
														二部	二	
														二部	二	
														二部	二	
														二部	二	
														二部	二	
														二部	二	
														二部	二	
														二部	二	
														二部	二	
														二部	二	
														二部	二	
音 樂	球 技 戲	體育解剖學	體育測定學	體育教授法	體育生理學	急救衛生	同	同	同	同	同	同	同	補修科	一部	每週時數
														二部	二	
														二部	二	
														二部	二	
														二部	二	
														二部	二	
														二部	二	
														二部	二	
														二部	二	
														二部	二	
														二部	二	
														二部	二	

計	家 政 論	家 政 育 児	五	同	上	五	同	上	同	上	五
	被 服	保 健 礼 法	三六			三六			三六		三六
	備考	本表ノ外適當ノ期間ニ於テ遊泳スキーヲ課ス									

第五 章 入退學及生徒定員

第十 条 入学期ハ每學年ノ初トス

第十一 条 本校第一學年ニ入學シ得ベキ者ハ品行方正、身體強健ニシテ左ノ各項ノ一ニ該當シ本校ノ入學檢

定ニ合格シタルモノトス。

本 科

一、中等學校ヲ卒業シタルモノ

二、専門學校入學者檢定規程ニ依ル試験ニ合格シタルモノ

三、専門學校入學者檢定規程第十一條ニ依リ指定セラレタルモノ

補 修 科

一、本校本科卒業者ニ限ル

第十二 条 本校ノ毎年入學セシムベキ生徒定員左ノ如シ

男子部

本 科 二五〇

補修科 二五

女子部

本 科 一五〇

補修科 二五

計

四〇〇

五〇

第十三 条

本校ニ入學セントスルモノハ檢定料トシテ金十円及左ノ書類ヲ入學願書ニ添ヘテ差出スベシ

一、入學志願者ハ出身學校長ノ入學推薦書人物考査書卒業又ハ修業成績証明書

二、教員免許狀ヲ有スルモノハ其ノ写

三、本科、補修科ニ入學セントスルモノハ教員免許令第五条各号ニ該当セザルコトヲ證明セル市町村長ノ身分證明書

四、戸籍抄本又ハ戸籍記載事項證明書及身体検査書
五、写真

第十四条 入學ヲ許可セラレタルモノハ尊屬親ヲ正保證人東京都又ハ近縣居住者ニシテ獨立ノ生計ヲ営ミ入學者ニ関スル一切ノ責任ヲ負フベキ者ヲ副保證人トシテ第三号書式ノ在學保證書ヲ入學ノ日ヨリ十日以内ニ差出スベシ

但シ本校ニ於テ不適當ト認ムル保證人ハ之ヲ變更セシムルコトアルベシ
保證人住所ヲ転ジ又ハ改名改印シタルトキハ速ニ届出ツベシ

第十五条 休學セントスルモノハ左記各項ヲ適用ス

一、疾病ニヨリ二ヶ月以上修學スルコト能ハザルモノハ医師ノ診斷書其ノ他止ムヲ得ザル理由アルモノハ其ノ旨詳記シ當該學年間休學ヲ願出ツルコトヲ得

二、休學ノ許可ヲ得タルモノハ休學滿期後原級ニ復セシム但シ休學期間内ト雖モ其ノ事故止ミタルトキハ許可ヲ得テ授業ヲ受クルコトヲ得

三、休學中ハ學費ヲ徴取セズ但シ學年中中途休學ヲ許可シタルトキハ其ノ期ノ學費ハ徴取ス又中途ヨリ授業ヲ受ケタルトキハ其ノ月ヨリ月割ヲ以テ之ヲ徴取ス

第十六条 退學セントスルモノハ其ノ事由ヲ記載シ保證人連署ヲ以テ願出ツベシ

第十七条 已ニ退學シタル生徒ニシテ再入學ヲ願出ヅルモノアルトキハ原學期以下ニ編入ヲ許可スルコトアルベシ

第十八條 生徒ノ學業成績ハ每學期試験ヲ行ヒ之ヲ調査ス

第十九條 進級原級卒業ハ成績考查ニ関スル教授會ヲ經テ學校長之ヲ決定ス

第二十條 本科補修科所定ノ學科ヲ卒ヘタル者ニハ卒業證書ヲ授与ス

但シ成績ニヨリ修業證書ヲ授与スルコトアルベシ

第二十一條 疾病其ノ他ノ事故ニヨリ定期試験ニ応ズルコト能ハザルモノハ次學期又ハ次學年ノ初ニ於テ未済試験ヲ受クルコトヲ得但シ定期試験終了後五日以内ニ届出ヲナサザルモノハ未済試験ニ応ズルコトヲ得ズ

第二十二條 未済試験ノ手数料ハ金十円トス但シ學科日半数以下ナルトキハ金五円トス

第七章 學費

第二十三條 入學ノ許可ヲ受ケタルモノハ入學金トシテ金二十円ヲ納付スベシ

第二十四條 授業料ハ一ヶ年三百円トス

第二十五條 分納授業料ハ指定シタル期日ニ納付スベシ

第二十六條 在學中ハ欠席ノ為ニ授業料ヲ免除セザルモノトス

第二十七條 授業料其ノ他納付金ヲ怠納シタルトキハ保證人ヲシテ之ガ弁償ノ責ニ任ゼシム

第二十八條 納付シタル檢定料入學金及授業料等ハ返附セズ

第八章 賞罰

第二十九條 善行及學業優良ナル者ニ對シ褒賞スルコトアルベシ

第三十條 規則及命令ニ違反シ又ハ生徒タルノ本分ニ悖リタルモノニハ左ノ処分ヲナスコトアルベシ

一、譴責 二、謹慎 三、停學 四、退學 五、除名

第三十一條 左ノ各項ノ一ニ該当スルモノハ退校セシム

一、身体病弱若ハ學業劣等ニシテ成績ノ見込ナキモノ

二、性行又ハ思想不良ニシテ改善ノ見込ナキモノ

三、出席常ナラザルモノ

四、屢々授業料及寮費ノ納付ヲ怠リタルモノ

第九章 選科生

第三十二条 本校所定ノ學科目ノ中一科目若クハ教科目ヲ選択専修センコトヲ願出ヅル者アルトキハ資格選考

ノ上授業上差支ナキ場合ニ限り選科生トシテ入學ヲ許可スルコトアルベシ

第三十三条 選科生ノ在學期間ハ三年以内トス

第三十四条 選科生ニシテ成績考査ニ合格シタル者ニハ所定ノ學科目履修證書ヲ授与ス

第三十五条 選科生ニ関シ特ニ規定セルモノノ外ハ本校諸規則ヲ適用ス

第十章 委託生

第三十六条 本校ハ官廳其ノ他ノ委託アル場合ニハ設備ノ許ス限り委託生ヲ置クコトアルベシ

第三十七条 委託生ハ本科又ハ選科生ニ入學セシム

第三十八条 委託生ニ関シテハ特別規定アル場合ノ外本校學則ヲ適用ス

第十一章 外国人特別生

第三十九条 外国人ニシテ外国公館ノ紹介書ヲ添エ入學ヲ願出ヅル者アルトキハ詮議ノ上相当ノ學力アル者ニ
限り特別生トシテ入學ヲ許可スルコトアルベシ

第四十条 特別生ニシテ所定ノ課程ヲ終リタル者ニハ卒業證書ヲ授与ス

第四十一条 特別生ニ関シ特ニ規定セルモノノ外ハ本校諸規則ヲ適用ス

第十二章 入寮及退寮

第四十二条 生徒ハ存學期間中寄宿寮ニ入寮セシム 但シ事情ニ依リ外泊希望ノモノハ許可スルコトアルベシ
第四十三条 退學又ハ除名処分ヲ受ケタルモノハ即時退寮スルモノトス

第四十四條 本校學則施行上必要ナル細則ハ別ニ之ヲ定ム

〔日本体育會藏文書〕（昭和二十一年三月十六日）

八〇 日本體育專門學校職制（昭和十六年四月一日實施）

第一條 日本體育專門學校ニ左ノ職員ヲ置ク

第六條 生徒主事ハ校長の命ヲ受ケ生徒ノ訓育ヲ掌

校長

ル

教授

第七條 生徒主事補ハ上司の命ヲ承ケ生徒主事ノ職

生徒主事

務ヲ助ク

助教

第八條 助手ハ教授又ハ助教ノ指揮ヲ承ケ授業ノ

生徒主事補

補助ニ従事ス

助手

第九條 書記ハ上司ノ命ヲ承ケ庶務會計ニ従事ス

書記

第十條 校長ノ任免ハ日本體育會會長ノ申請ニ依リ

第二條 本校ノ教育ニ付特ニ功勞顯著ナル者ニハ名

其ノ他ノ職員ノ任免ハ日本體育會會長ノ銓

譽教授ノ名稱ヲ與フルコトヲ得

第三條 校長ハ校務ヲ掌理シ職員ヲ統督ス

衡ニ依ル

第四條 教授及助教ハ生徒ノ教育ヲ掌ル

附 則

第五條 講師ヲ囑託シ授業ヲ擔當セシムルコトヲ得

本職制ハ昭和十六年四月一日ヨリ實施ス

〔日本體育專門學校一覽〕（昭和十六年十一月）

八一 校務分掌規程（昭和十六年）

第一條 本校ニ教頭ヲ置キ教授ノ中ヨリ校長之ヲ命ス

教頭ハ校長ノ命ヲ承ケ教育ノ統一並ニ校務ノ聯絡統制ヲ掌ル

第二條 本校ニ學級擔任ヲ置キ教授又ハ助教ノ中ヨリ校長之ヲ命ス

但シ已ムヲ得サルトキハ助手又ハ囑託ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得

學級擔任ハ擔當學級ノ生徒ノ素行及修學狀況ヲ調査シ其ノ指導監督ニ任ス

第三條 本校ノ教科目ヲ左ノ學科ニ統括シ各學科ニ主任ヲ置キ教授ノ中ヨリ校長之ヲ命ス

但シ已ムヲ得サルトキ又ハ學科ニヨリ助教又ハ其ノ他ヲ以テ充ツルコトヲ得

修身科（哲學、教育學、公民科、歷史、青少年訓練學ヲ含ム）

語學科（國語、漢文、外國語）

體育學科（體育解剖學、體育生理衛生、救急法等ヲ含ム）

體操科（陸上競技、國防競技、球技遊戲、音樂ヲ含ム）

教練科（軍事學、銃劍道ヲ含ム）

武道科（劍道、柔道、弓道、薙刀）

學科主任ハ當該學科ニ屬スル各教科目ノ授業上ノ連絡ヲ圖リ分擔ヲ定メ且其ノ學科ニ屬スル圖書器具及設備等ノ整理保管ニ任ス

第四條 本校ニ教務課・生徒課・庶務課ヲ置キ校務ヲ分掌セシム

第五條 教務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一、學級ノ編成及授業時間割制定ニ關スルコト

二、教授進度及教科圖書並ニ器具ニ關スルコト

三、教室及教員室ニ關スルコト

四、試験及成績ニ關スルコト

五、各學期間ノ行事ニ關スルコト

六、修學旅行及實地見學ニ關スルコト

七、父兄保證人ニ關スルコト

八、教授會ニ關スルコト

九、教員ノ勤務ニ關スルコト

一〇、其ノ他教務ニ關スル一切ノ事項

第六條 生徒課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一、生徒ノ入學退學休學及出缺席ニ關スルコト
- 二、生徒ノ在學又ハ成績證明書ニ關スルコト
- 三、生徒ノ規律風紀ノ監督ニ關スルコト
- 四、生徒ノ集會、催及揭示ニ關スルコト
- 五、生徒ノ諸願届ニ關スルコト
- 六、生徒ノ保健衛生及身體檢査ニ關スルコト
- 七、生徒ノ兵役ニ關スルコト
- 八、生徒ノ寮生活ニ關スルコト
- 九、報國團ニ關スルコト
- 一〇、學生手帖ニ關スルコト

一一、其ノ他生徒ニ關スル一切ノ事項

第七條 庶務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一、學校名又ハ學校長名ヲ以テスル文書ノ發送及文書ノ接受ニ關スルコト
- 二、學校長ノ印及學校印ノ管守ニ關スルコト
- 三、諸達命令書ノ起草及各課成案ノ整理ニ關スルコト
- 四、教職員ノ進退ノ手續ニ關スルコト
- 五、校内ヨリ刊行スル印刷物審査ニ關スルコト
- 六、文書ノ保存、統計、報告、年報及一覽ノ編纂作製ニ關スルコト
- 七、寄贈物品ノ受領保管ニ關スルコト
- 八、諸儀式ニ關スルコト
- 九、參觀者及來訪者ニ關スルコト
- 一〇、校内出入者ノ取締警備及宿直ニ關スルコト
- 一一、傭人ノ進退及服務ニ關スルコト
- 一二、本校ノ豫算決算及出納ニ關スルコト
- 一三、物品ノ購入出納保管修理拂下ニ關スルコト
- 一四、土地建物及庭園ノ保存並ニ清掃ニ關スルコト

一五、其ノ他日本體育會ノ事務トノ連絡ニ關スルコト

第八條 各課ニ長及係若干名ヲ置キ課長ハ教授ノ中ヨリ係員ハ職員ノ中ヨリ校長之ヲ任命ス

課長ハ係員ヲ分配シ之ヲ掌理ス

第九條 學級擔任學科主任及課長ハ關係ノ事項ニツキ隨時合議スルヲ要ス

第十條 教育及事務處理ニ必要ナル事項ヲ審議セシメル爲メ教授會ヲ開ク

教授會ハ校長之ヲ招集シ其ノ議長トナル校長事故アルトキハ教頭之ニ代ル

第十一條 教授會ハ每週一回定日又ハ臨時ニ之ヲ開キ教授助教及現ニ學級擔任又ハ學科主任タル其ノ他ノ者ヲ以テ

之ヲ組織ス

但シ校長ニ於テ必要ト認ムルトキハ他ノ職員ヲ列席セシムルコトヲ得

第十二條 女子部ニアリテハ専ラ女子部ニ勤務スル職員ヲ以テ教授會ヲ開クコトヲ得

第十三條 教授會ニ於ケル議事録ハ教務課ニ於テ之ヲ作製シ其ノ都度校長ノ檢閲ヲ經ルヲ要ス

第十四條 凡テ會議ノ議決事項ハ校長ノ決裁アルニアラザレバ其ノ効力ヲ發セズ

第十五條 寄宿寮ニ寮監長一名、寮監及寮監補若干名ヲ置キ寮監長ハ教授ノ中ヨリ寮監ハ教授又ハ助教ノ中ヨリ寮

監補ハ助手ノ中ヨリ校長之ヲ命ズ

寮監長ハ校長ノ旨ヲ承ケテ生徒ノ寮生活ヲ指導シ且寮務ヲ監督ス
寮監及寮監補ハ寮監長ノ任務ヲ助ク
第十六條 寄宿寮ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム

〔日本體育專門學校一覽〕（昭和十六年十一月）

八二 日本体育大学学則（昭和二十三年七月三十日申請）

第一章 總 則

第一條

本大学は教育基本法の規定する教育の一般的目的と方法に則り、体育に関する高等の學術の理論及實際を教授研究すると共に、知的道德的ならびに其の応用的能力を展開させ以て教養の高い体育指導者を養成することを目的とする。

第二條

本大学は学部及研究科を以て構成する。

第三條

本大学の学部は体育学部とする。

第四條

本大学学部の第一学年に入学させる定員は左の通りとする。

体 育 学 科 一〇〇名

運 動 学 科 一〇〇名

第二章 通 則

第一節 学年学期及休日

第五條 学年は四月一日に始まり翌年三月三十一日に終り左の二学期に分ける。

前 学 期 自四月一日 至九月三十日

後 学 期 自十月一日 至翌年三月三十一日

第六條

学年中の休業日は左の通りとする。

祝 祭 日 日曜日 本大学記念日

春季休業日 自三月二十日 至四月十日

夏季休業日 自七月十一日 至九月十日

冬季休業日 自十二月二十五日 至翌年一月八日

第二節 教授會

第七條 本大学に教授会を置く。

教授会は学部に属する大学教授を以て組織する。

教授会は学長または部長が必要と認めたととき、又は教授の三分の一以上の要求があつたとき、学長又は部長が之を招集して、その議長となる。

教授会は必要のとき助教授及その他の職員を列席させることが出来る。

第八條 教授会は次の事項を審議する。

一、 学科課程および学科考査に関すること。

二、 学生の資格認定およびその身分に関すること。

三、 教授、助教授、講師および助手の進退に関すること。

四、 学位に関すること。

五、 文部大臣又は学長の諮問したこと。

六、 その他の重大なこと。

第三節 入学及び入学資格

第八條 学部の入学期は学年の始めから三十日以内とする。

第九條 学部に入學することが出来る者は、左の各号の一に該当するものとする。

一、 高等学校を卒業した者。

二、 十二年以上の通常の課程による学校教育を修了した者。

三、 通常の課程以外の課程（例えば通信教育）によりこれに相当する学校教育を修了した者。

四、 外国に於て学校教育における十二年の課程を修了した者。

五、 文部大臣の指定した者。

六、 其の他本大学に於て高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めたる者。

第十條 入学志願者は、入学願書、履歷書及び入学に必要な左記の書類を提出すること。

一、 出身学校長の推薦書人物考査書、卒業成績証明書

二、 身体検査書

第十一條 願書には検定料（別に定める）を添付すること。

第十二條 願出により退学したものが再入学を志望するときは、詮議の上原級若くはそれ以下に入学を許可することがある。

第十三條 入学を許された者は保證人二名を定め、本大学規定の書式に依り在学保証書を差出すこと。

保證人は尊屬親及び本大学所在の縣又は近接都府縣居住者で独立の生計を営む者に限る。

第十四條 保證人に異動（変更、死亡、転居、改姓等）のあつたときは直ちに届け出ること。

第十五條 入学を許可された者は入学金（別に定める）を納付すること。

第四節 休学、退学、除籍

第十六條 疾病その他已むを得ない事故に依り缺席する者は本人より届け出ること。

缺席が七日以上に亘るときは理由を詳記し保證人連署を以て届け出ること。

缺席届は一週間以内に差出すこと。

病氣缺席の場合は病名を記入し、之れが爲缺席一週間を越えるものは医師の診断書を添付すること。

第十七條

疾病其の他已むを得ない事故があるときは、一年以内休学することが出来る。

休学しようとする者は保證人連署を以て願出ること、但し疾病に依り休学する者は医師の診断書を添付すること。

休学期間中であつても、その事故が止んだ時は原級に復学を許可することがある。

第十八條 休学中の授業料其の他の納金は、之を納入すること。

第十九條 授業料其の他の納金未納者は完納まで停止を命ずることがある。

第二十條 退学しようとする者は、其の事由を記し、保證人連署を以て願出ること。

第二十一條 左の各号の一に該当する者は、学籍を除く。

- 一、 操行不良であつて、改悛の見込がないと認められた者。
- 二、 学力劣等であつて、成業の見込がないと認められた者。
- 三、 正当な事由なく引き続き一ヶ月以上缺席した者、又は出席が常に定まらない者。
- 四、 授業料其の他規定の納入金を納入しないで定期日後三十日以上に及ぶ者。

第三章 學 部

第一節 在学年限及び学科課程

第二十二條 学部在学年限は四ヶ年以上とする。

但し六ヶ年を越えることは出来ない。

第二十三條 学部左の学科を設ける。

一、 体 育 学 科

二、 運 動 学 科

学生は一つの学科を納めるものとする。

但し許可を得て他の学科の授業科目を修めることが出来る。

第二十四條 学生は左の標準により、所属学科の授業科目を修了しなければならない。

学科課程および單位数

基礎科学部門	科目	解剖学 生理学 衛生学 体育学原論	単位	四 四 四 八	基礎科学部門
	科目	運動生理学 スポーツ衛生学 学校衛生学 人体測定学	単位	四 四 四 四	
	科目	体育心理学 同 実 験 欧米体育史 日本体育史 体育行政 体育教授法 体育施設経営 体 操 ス ポ ー ツ ダ ン ス レクリエーション	単位	八 四 八 四 四 四 四 四 四 四 四 四	特殊研究部門
	科目	教育学概論 教育学及管理法 教育心理学 教育行政	単位	四 四 四 四	教職課程科目
	(二〇単位)				
	運動学科運動学専攻専門科目(括弧をしてある単位は必須科目を示す)				

基礎科学部門

應用部門

特殊研究部門

教職課程科目

	解剖学	科目	
	生理学	目	
	卫生学	單位	
	体育学原論	科目	
	(八)	目	
	運動生理学	單位	
	学校衛生学	科目	
	看護救護学	目	
	人体測定学	單位	
	(四)	科目	
体育心理学	体育史	目	
体育行政	体育教授法	單位	
体育行	体育教授法	科目	
体育行	体育教授法	目	
体育行	体育教授法	單位	
徒手体操の理論	器械体操の理論	科目	
及実習	及実習	目	
及実習	及実習	單位	
陸上競技原論	陸上競技原論	科目	
走技理論及実習	走技理論及実習	目	
走技理論及実習	走技理論及実習	單位	
跳技理論及実習	跳技理論及実習	科目	
跳技理論及実習	跳技理論及実習	目	
跳技理論及実習	跳技理論及実習	單位	
球技原	球技原	科目	
球技原	球技原	目	
球技原	球技原	單位	
蹴球理論及実習	蹴球理論及実習	科目	
蹴球理論及実習	蹴球理論及実習	目	
蹴球理論及実習	蹴球理論及実習	單位	
籠球理論及実習	籠球理論及実習	科目	
籠球理論及実習	籠球理論及実習	目	
籠球理論及実習	籠球理論及実習	單位	
排球理論及実習	排球理論及実習	科目	
排球理論及実習	排球理論及実習	目	
排球理論及実習	排球理論及実習	單位	
野球理論及実習	野球理論及実習	科目	
野球理論及実習	野球理論及実習	目	
野球理論及実習	野球理論及実習	單位	
	教育心理学	科目	
	教育心理学	目	
	教育心理学	單位	
	教育教授法及管理法	科目	
	教育教授法及管理法	目	
	教育教授法及管理法	單位	
	教育行政	科目	
	教育行政	目	
	教育行政	單位	

卒業論文					
				庭球理論及実習 特殊講義及実習 ダンス原理 ダンス各論及実習 音楽理論及実習	四 四 四 四 八
					(二〇) 単位

第二十五條 授業科目の單位は左の基準により算出する。

一、講義は毎週一時間十五週間の講義を以て一單位とする。

二、化学実験、機械実験及び体育の実習は毎習三時間十五週の実習を以て一單位とする。

第二十六條 各学科を通じて、一般教養科目の各系列中必須科目を含めて、二科目以上、計十科目四十單位以上を履修しなければならない。

各学科を通じて、専門科目の各部門中必須科目を含めて十五科目八十單位以上を履修しなければならない。

各学科を通じて、最終年度に卒業論文を提出しなければならない。

卒業論文は専門科目の單位に加算する。

第二十七條 授業科目の修了は試験により之を認定する。

第二節 試験及び称号

第二十八條 学生は必須科目及び其の選択した学科目の試験を受けなければならない。

第二十九條 年度あるいは各学期の終りに於て各々その履修科目につき試験を行う。

追試験は学生の願出に依り之を行うことがある。

第三十條 試験は各学科目について合格、不合格を決める。

第三十一條 実験実習については、平素の成績を以て定めることがある。

第三十二條 各学科を通じて、最終年度に卒業論文を提出しなければならない。

論文の題目は豫め指導教員の承認を受け、指導教員を経て提出すること。

第三十三條 学生で所定の試験に合格した者は、学士試験に合格した者と看做し證書を授与する。

第三十四條 試験に合格出来ない者は、全部合格に至るまで在学することが出来る。

但し六ヶ年を越えることは許さない。六ヶ年以上に亘る者は、除籍する。

第三十五條 学部にて四年以上在学し学士試験に合格した者は、体育学士と称することが出来る。

第三節 選 科 生

第三十六條 学部中の学科目一学科目又は数学科目の選修を出願する者がある時は餘裕のある場合に限り選科

生として入学を許可することがある。

第三十七條 選科生として入学をしようとする者は、高等学校入学の資格を有する者でなければならない。

第三十八條 選修した学科目の試験に合格した者には修了證を授与する。

第四節 聽 講 生

第三十九條 本学所定の学科目中一科目、又は数科目の聽講を願出する者があるときは、男・女を問はず学力詮

衡の上、支障のない限り聽講生として入学を許可することがある。

第四十條 聽講生の聽講期間は一ヶ年以内とする。但し事情に依り更に継続聽講を許可することがある。

第四十一條 聽講生であつて聽講を修了者に対しては、聽講證明書を授与する。

第四十二條 聽講料は学部授業料と同額で入学と同時に納付すること。

第四十三條 聽講生に対しては、試験を行はない。

第四十四條 聽講生の入寮は許可しない。

第四十五條 聽講生に關し特に規定あるもの、他は本学一般の規定を適用する。

第四章 研究科

第四十六條

本学学士試験合格者であつて研究科に入学しようとする者は、其の特に研究しようとする者は、其の特に研究しようとする事項を記載し願出ること。

本学学士試験合格者でない場合も相当の学歴を有する者は教授会の議を経て研究科に入学を許可することがある。

第四十七條

研究科学生の研究期間は二ヶ年以上とする。
但し期間内であつても研究の実がないと認められた者は除籍することがある。

第四十八條

研究科学生は指導教員について其の研究の指導を受けること。

第四十九條

研究科学生は、学長の許可を得て学部 of 授業に出席することが出来る。

第五十條

研究科学生は毎学年の終に其の研究した事項について報告書を作成し指導教員を経て学長に提出すること。

第五十一條

研究科学生は特に承認を得なければ、本学所在地以外に居住し、又は他の業務に従事することが出来ない。

第五十二條

学生の服装は、總て本学所定の服装規定に依る。

第五章 服装

第六章 賞 罰

第五十三條 善行の者、学業優秀な者及功勞顕著な者等に対しては褒賞することがある。

第五十四條 学則に違背し風紀を紊し、学生の本分に悖る行爲があつたと認めたる者に対しては、懲戒を加へることがある。

懲戒は、戒飭、停学、放学の三種とする。

第七章 外國人特別学生

第五十五條 第九條の資格を有しない外國人の入学志願者であつて、外國公館、又は本邦在外公館の紹介ある者は本邦高等学校卒業程度に依り詮衡の上定員外として一学年十名以内を限り一学年に入学を許可することがある。

第五十六條 特別学生であつて其の成績特に優秀な者は検定の上本科に編入することがある。

第五十七條 特別学生であつて所定の課程を修了したときは修業證書を授與する。

第五十八條 特別学生に関し特に規定あるもの、他は、本学一般の規定を適用する。

第八章 委託学生

第五十九條 官廳其の他の委託がある場合は委託学生を置くことがある。

第六十條 委託学生は其の学力、経歴を詮衡し本科又は選科に入学させる。

第六十一條 委託学生に関し特に規定あるもの、他は本学一般の規定を適用する。

第九章 入寮及退寮

第六十二條 学生は在学期間中寄宿寮に入寮するを本則とする。

但し事情に依り通学を許可することがある。

第六十三條 卒業した者、除籍又は退学を命ぜられた者は、同時に退寮させる。

附 則

第六十四條 本学則施行に關する細則は別に之れを定める。

第六十五條 本学則は昭和二十四年四月一日より之れを施行する。

別途に規定すべきもの

1、研究所規定

2、授業料等納付規定

日本体育大学研究所規定

第一條 本大学に体育學術研究のために、体育學研究所を設ける。

第二條 研究所に左の研究室を置く。

体育學科研究室、衛生學科研究室、運動學科研究室

第三條 各研究室に係員一名及學生委員若干名を置く。

係員は其の學科主任教授の命を受け研究室に屬する一切の事務を掌る。係員の任期は二ケ年とする。係員は本大學學部卒業者中適當なる者を以て之に充つ。

第四條 學生委員は係員を補佐する。

學生委員は當該學科學生中より任用する。

第五條 本大學々生にして左の一項に該當する者は入所を許可する。

一、研究科學生

二、學部學生

三、選科生又は聽講生にして其の学科主任教授の許可を得た者。

四、本大学卒業者にして其の学科主任教授の許可を得た者。

第六條 入所を許可された者には入所許可證を交附する。

第七條 研究所各研究室に入室する場合は左の規定による。

一、入室者は入室の都度入所許可證を係員に提示し入室簿に所定の記入をすること。

二、研究室備付の図書閲覧は係員の許可を受けること。

三、入所許可證を他人に貸与した者は爾今入室を禁ずる。

第八條 研究所各研究室の開室は毎日午前九時より午后四時までとする。

土曜日の午後、日曜日、祭日、本大学所定の休日其他臨時休日には開室しない。

第九條 研究所所屬の図書は帶出及貸出を許さない。

日本体育大学授業料等納付規定

第一條 授業料は学部、選科及研究科に於て左の通りとする。
分納するも或は前期に全額を納入するも隨意とする。

計	期		学部	選科	研究科
	前期	後期			
	自四月一日 至九月三十日	自十月一日 至三月三十一日	二五〇〇円	二〇〇〇円	二八〇〇円
	二五〇〇円	二〇〇〇円	二八〇〇円	二〇〇〇円	四〇〇〇円
計	五〇〇〇円	四〇〇〇円	五六〇〇円		

- 第二條 授業料は毎学期始業後一週間以内に納入すること。
- 第三條 入学検定料は各学科を通じて金五百円とする。
- 第四條 入学金は各学科を通じて金壹千円とする。
- 第五條 既納の授業料、検定料及入学金等は如何なる理由があつても之を返付しない。
- 第六條 学生であつて退学し、除籍され、又は放学を命ぜられたときは、その期の授業料は之を徴收する。

〔大学設置認可申請書〕（昭和二十三年七月）

八三 日本体育大学学則（昭和二十四年三月二十五日認可）

第一章 総 則

第一条 本大学は教育基本法の規定する教育の一般的目的と方法に則り、体育に関する高等の學術の理論及實際を教授研究すると共に、知的道德的ならびに其の応用的能力を展開させ以て教養の高い体育指導者を養成することを目的とする

第二条 本大学は学部及研究科を以て構成する

第三条 本大学の学部は体育学部とする

第四条 本大学学部の第一学年に入学させる定員は左の通りとする

体育学科 一八〇名

第二章 通 則

第一節 学年学期及休日

第五条 学年は四月一日に始まり翌年三月三十一日に終り左の二学期に分ける

前学期 自四月一日 至九月三十日

後学期 自十月一日 至翌年三月三十一日

第六条 学年中の休業日は左の通りとする

祝 祭 日 日曜日 本大学記念日

春季休業日 自三月二十日 至四月十日

夏季休業日 自七月十一日 至九月十日

冬季休業日 自十二月二十五日 至翌年一月八日

第二節 教授会

第七條 本大学に教授会を置く

教授会は学部に属する大学教授を以て組織する

教授会は学長または部長が必要と認めたととき、又は教授の三分の一以上の要求があつたとき、学長又は部長が之を招集して、その議長となる

教授会は必要のとき助教授及その他の職員を列席させることが出来る

第八條 教授会は次の事項を審議する

- 一、 学科課程および学科考査に関すること
- 二、 学生の資格認定およびその身分に関すること
- 三、 教授、助教授、講師および助手の進退に関すること
- 四、 学位に関すること
- 五、 文部大臣又は学長の諮問したこと
- 六、 その他の重大なこと

第三節 入学及び入学資格

第九條 学部の入学期は学年の始めから三十日以内とする

第十條 学部に入學することが出来る者は、左の各号の一に該当するものとする

- 一、 高等学校を卒業した者
- 二、 十二年以上の通常の課程による学校教育を修了した者
- 三、 通常の課程以外の課程（例えば通信教育）によりこれに相当する学校教育を修了した者
- 四、 外国に於て学校教育における十二年の課程を修了した者
- 五、 文部大臣の指定した者

六、 其他本大学に於て高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めたる
第十一條 入学志願者は、入学願書、履歷書及び入学に必要である左記の書類を提出すること

一、 出身学校長の推薦書、人物考查書、卒業成績証明書

二、 身体検査書

第十二條 願書には検定料（別に定める）を添付すること

第十三條 願出に依り退学したものが再入学を志望するときは、詮議の上原級若しくはそれ以下に入学を許可することがある

第十四條 入学を許された者は保証人二名を定め、本大学規定の書式に依り在学保証書を差出すこと

保証人は尊屬親及び本大学所在の縣又は近接都府縣居住者で独立の生計を営む者に限る

第十五條 保証人に異動（変更、死亡、転居、改姓）のあつたときは直ちに届け出ること

第十六條 入学を許可された者は入学金（別に定める）を納付すること

第四節 休学、退学、除籍

第十七條 疾病その他已むを得ない事故に依り欠席する者は本人より届け出ること

欠席が七日以上に亘るときは理由を詳記し保証人連署を以て届け出ること

欠席届は一週間以内に差出すこと

病氣欠席の場合は病名を記入し、之れが爲欠席一週間を越えるものは医師の診断書を添付すること

第十八條 疾病その他已むを得ない事故があるときは、一年以内休学することが出来る

休学しようとする者は保証人連署を以て願出ること、但し疾病に依り休学する者は医師の診断書を添付すること

休学期間中であつても、その事故が止んだ時は原級に復学を許可することがある

第十九条 休学中の授業料其の他の納金は、之を納入すること

第二十条 授業料その他の納金未納者は完納まで停止を命ずることがある

第二十一条 退学しようとする者は、その事由を記し、保証人連署を以て願出ること

第二十二条 左の各号の一に該当する者は、学籍を除く

- 一、 操行不良であつて、改悛の見込がないと認められた者
- 二、 学力劣等であつて、成業の見込がないと認められた者
- 三、 正当な事由なく引き続き一ヶ月以上欠席した者、又は出席が常に定まらない者
- 四、 授業料その他規定の納入金を納入しないで定期日後三十日以上に及ぶ者

第三章 学 部

第一節 在学年限及び学科課程

第二十三条 学部の在学年限は四ヶ年以上とする

但し六ヶ年を越えることは出来ない

第二十四条 学部に左の学科を設ける

一、 体育学科

学生は一つの学科を納めるものとする

但し許可を得て他の学科の授業科目を修めることが出来る

第二十五条 学生は左の標準により、所属学科の授業科目を修了しなければならぬ

学科課程および単位数
一般教養科目およびその単位

外国語	音論日心倫哲	科目		人文科学関係
	理本文理理	目	単 位	
	楽学学学学学			必修
	四 四	選択		
	二 四 四 四 四	科目		社会科学関係
	日 統 経 社	目		
	本 国 計 济 会	必修	単 位	
	憲 法 学 学 学			
二 二	選択	単 位		
四 四				
一〇(必修)	人 数 生	科目		自然科学関係
	類 物	目		
	学 学 学	必修	単 位	
四	選択			
	四 四			

体育学科専門科目およびその単位

卒業論文	(五単位)	栄養実習学	同実験実習学	び看護学	救急処置法	体育生理学	運動衛生学	公衆衛生学	個人及び細菌及び免疫学	学校保健管理	同実験実習学	解剖及生理学	同実験実習学	体育測定学	科目	基礎	基礎		
		四	二	四	四	四	四	四	マ	四	八	四	二	四	必修	単位	科目		
										マ	四		二	四	選択	単位	科目	科目	
											体育方法学	体育管理学	同実験実習学	体育心理学	体育史	体育原理	科目	体育	科目
											二	四	二	四	四	必修	単位	科目	科目
																選択	単位	科目	科目
												教育実習	教科教育法	青年心理学	教育心理学	教育原理	科目	教職課程	科目
												五	四	四	四	必修	単位	科目	科目
														四		選択	単位	科目	科目
				体育実習第八 (剣道)	体育実習第七 (スキー)	体育実習第六 (水泳)	体育実習第五 (シクロエ)	体育実習第四 (リズム運動)	体育実習第三 (球技)	体育実習第二 (陸上競技)	体育実習第一 (体操)	科目	体育	体育	体育	体育	必修	単位	科目
		一	一	一	一	一	一	三	二	二	必修	単位	選択	単位	科目	科目	科目		

第二十六条 授業科目の単位は左の基準により算出する

一、 講義は毎週一時間十五週間の講義を以て一単位とする

二、 化学実験、機械実験及び体育の実習は毎週三時間十五週の実習を以つて一単位とする
第二十七条 一般教養科目の各系列中必修科目を含めて、二科目以上、計十科目四十単位以上を履修しなければならぬ

専門科目の各部門中必修科目をふくめて十五科目八十単位以上を履修しなければならぬ
最終年度に卒業論文を提出しなければならぬ
卒業論文は専門科目の単位に加算する

第二十八条 授業科目の修了は試験により之を認定する

第二節 試験及び称号

第二十九条 学生は必修科目及びその選択した学科目の試験を受けなければならない
第三十条 年度或は各学期の終りに於て各々その履修科目につき試験を行う

追試験は学生の願出に依り之を行うことがある

第三十一条 試験は各学科目について合格、不合格を決める

第三十二条 実験実習については、平素の成績を以て定めることがある

第三十三条 各学科を通じて、最終年度に卒業論文を提出しなければならない

論文の題目は予め指導教員の承認を受け、指導教員を経て提出すること

第三十四条 学生で所定の試験に合格したものは、学士試験に合格したものと看做し証書を授与する
第三十五条 試験に合格できないものは、全部合格にいたるまで在学することができる
但し六ヶ年をこえることは許さない、六ヶ年以上にわたるものは、除籍する

第三十六条 学部にて四年以上在学し、学士試験に合格したものは、体育学士と称することができる

第三節 選科生

第三十七條 学部の学科目中一学科目又は数学科目の選修を出願するものがある時は余裕のある場合限り、選科生として入学を許可することができる

第三十八條 選科生として入学しようとするものは、高等学校入学の資格を有するものでなければならない
第三十九條 選修した学科目の試験に合格したものには修了証を授与する

第四節 聴講生

第四十條 本学所定の学科目中一科目、又は数科目の聴講を願出する者があるときは、男女を問わず学力選考の上、支障のない限り聴講生として入学を許可することができる

第四十一條 聴講生の聴講期間は一ケ年以内とする 但し事情に依り更に継続聴講を許可することができる

第四十二條 聴講生であつて聴講を修了者に対しては、聴講証明書を授与する

第四十三條 聴講科は学部授業料と同額で入学と同時に納付すること

第四十四條 聴講生に対しては試験を行わない

第四十五條 聴講生の入寮は許可しない

第四十六條 聴講生に關し特に規定あるもの、他は本学一般の規定を適用する

第四章 研究科

第四十七條 本学学士試験合格者であつて研究科に入学しようとするものは、その特に研究しようとする事項を記載し願出ること

本学学士試験合格者でない場合も相当の学歴を有するものは、教授会の議を経て研究科に入学を許可することができる

第四十八條 研究科学生の研究期間は二ケ年以上とする

但し期間内であつても、研究の実がないと認められたものは除籍することがある

第四十九条 研究科学生は指導教員について其の研究の指導を受けること

第五十条 研究科学生は、学長の許可を得て学部教授に出席することが出来る

第五十一条 研究科学生は毎学年の終に其の研究した事項について報告書を作成し、指導教員を経て学長に提出すること

第五十二条 研究科学生は特に承認を得なければ、本学所在地以外に居住し、又は他の業務に従事することが出来ない

第五章 服 装

第五十三条 学生の服装は、総て本学所定の服装規定に依る

第六章 賞 罰

第五十四条 善行の者、学業優秀な者及功労顕著な者等に対しては褒賞することがある

第五十五条 学則に違背し風紀を紊し、学生の本分に悖る行為があつたと認めたる者に対しては、懲戒を加へることがある

懲戒は、戒飭、停学、放学の三種とする

第七章 外国人特別学生

第五十六条 第九条の資格を有しない外国人の入学志願者であつて、外国公館、又は本邦在外公館の紹介ある者は本邦高等学校卒業程度に依り選考の上定員外として一学年十名以内を限り一学年に入学を許可することがある

第五十七條 特別学生であつて其の成績特に優秀な者は検定の上本科に編入することができる

第五十八條 特別学生であつて所定の課程を修了したときは修業証書を授与する

第五十九條 特別学生に關し特に規定あるもの、他は、本学一般の規定を適用する

第八章 委託学生

第六十條 官庁其の他の依託がある場合は委託学生を置くことがある

第六十一條 委託学生は其の学力、経歴を選考し本科又は選科に入学させる

第六十二條 委託学生に關し特に規定あるもの、他は本学一般の規定を適用する

第九章 入寮及退寮

第六十三條 学生は在学期間中寄宿寮に入寮するを本則とする

但し事情により通学を許可することがある

第六十四條 卒業した者、除籍又は退学を命ぜられた者は同時に退寮させる

付 則

第六十五條 本学則施行に關する細則は別に之を定める

第六十六條 本学則は昭和二十四年四月一日より之れを施行する

別途に規定すべきもの

1. 研究所規定

2. 授業料等納付規定

日本体育大学研究所規定

- 第一條 本大学に体育學術研究のために、体育學研究所を設ける
- 第二條 研究所に左の研究室を置く
体育學科研究室、衛生學科研究室
- 第三條 各研究室に係員一名及學生委員若干名を置く
係員は其の學科主任教授の命を受け研究室に屬する一切の事務を掌る係員の任期は二ケ年とする
係員は本大學學部卒業者中適當な者を以て之に充つ
- 第四條 學生委員は係員を補佐する
學生委員は當該學科學生中より任用する
- 第五條 本大學々生にして左の一項に該当する者は入所を許可する
- 一、研究科學生
- 二、學部學生
- 三、選科生又は聽講生にして其の學科主任教授の許可を得た者
- 四、本大學卒業者にして其の學科主任教授の許可を得た者
- 第六條 入所を許可された者には入所許可証を交付する
- 第七條 研究所各研究室に入室する場合は左の規定による
- 一、入室者は入室の都度入所許可証を係員に提示し入室簿に所定の記入をすること
- 二、研究室備付の圖書閱覽は係員の許可を受けること
- 三、入所許可証を他人に貸与した者は爾今入室を禁ずる
- 第八條 研究所各研究室の開室は毎日午前九時より午後四時までとする
土曜日の午後、日曜日、祭日、本大學所定の休日其他臨時休日は開室しない
- 第九條 研究所所屬の圖書は帶出及貸出を許さない